嵐山町議会令和３年第３回定例会会議録

目　　次

招集告示……１
応招・不応招議員……２

第　１　号　（８月２７日）

議事日程……３
出席議員……４
欠席議員……４
本会議に出席した事務局職員……４
説明のための出席者……４
開会の宣告……５
開議の宣告……５
会議録署名議員の指名……５
会期の決定……５
諸般の報告……６
行政報告……７
常任委員会所管事務調査報告……９
報告第４号の上程、説明、質疑……２０
報告第５号の上程、説明、質疑……２２
認定第１号～認定第６号の上程、説明、質疑……２３
議案第４６号、議案第４７号の上程、説明、質疑……５０
決算審査特別委員会の設置、委員会付託……５２
決算審査特別委員会委員の選任……５２
決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告……５３
議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決……５３
議案第４５号の上程、説明、質疑、委員会付託……５７
休会の議決……６１
散会の宣告……６１

第　２　号　（９月１日）

議事日程……６３
出席議員……６４
欠席議員……６４
本会議に出席した事務局職員……６４
説明のための出席者……６４
開議の宣告……６７
諸般の報告……６７
一般質問……６７
２番　山　田　良　秋　議員……６７
６番　大　野　敏　行　議員……７６
１１番　松　本　美　子　議員……９４
１０番　川　口　浩　史　議員……１１８
散会の宣告……１５１

第　３　号　（９月２日）

議事日程……１５３
出席議員……１５４
欠席議員……１５４
本会議に出席した事務局職員……１５４
説明のための出席者……１５４
開議の宣告……１５５
諸般の報告……１５５
一般質問……１５５
３番　狄　守　勝　義　議員……１５５
発言の訂正……１７６
７番　畠　山　美　幸　議員……１７７
９番　青　柳　賢　治　議員……１９７
１２番　渋　谷　登美子　議員……２１７

散会の宣告……２４４

第　４　号　（９月３日）

議事日程……２４５
出席議員……２４６
欠席議員……２４６
本会議に出席した事務局職員……２４６
説明のための出席者……２４６
開議の宣告……２４７
諸般の報告……２４７
一般質問……２４７
８番　　長　島　邦　夫　議員……２４７
４番　　藤　野　和　美　議員……２７１
休会の議決……２９４
散会の宣告……２９５

第　５　号　（９月１４日）

議事日程……２９７
出席議員……２９９
欠席議員……２９９
本会議に出席した事務局職員……２９９
説明のための出席者……２９９
開議の宣告……３０１
諸般の報告……３０１
認定第１号の委員長報告、質疑、討論、採決……３０２
認定第２号～認定第６号、議案第４６号、議案第４７号の委員長報告、質疑、
討論、採決……３１５
諮問第２号の上程、説明、質疑、採決……３２１
同意第３号の上程、説明、質疑、採決……３２２
同意第４号の上程、説明、質疑、採決……３２３

議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決……３２４
議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４３
議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４４
議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４６
議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４８
議案第４４号の上程、説明、質疑、討論、採決……３５０
議案第４５号の委員長報告、質疑、討論、採決……３５６
議案第４８号の上程、説明、質疑、討論、採決……３５７
発委第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……３６０
延会の宣告……３８０

第　６　号　（９月１５日）

議事日程……３８１
出席議員……３８２
欠席議員……３８２
本会議に出席した事務局職員……３８２
説明のための出席者……３８２
開議の宣告……３８５
諸般の報告……３８５
発議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決……３８５
発議第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……３９１
発議第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決……３９６
発議第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決……４００
発議第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……４０３
日程の追加……４０５
議長の辞職願について……４０５
日程の追加……４０６
辞職した議長の立候補について……４０９
議長の選挙について……４１５
議長就任の挨拶……４１６

日程の追加……４１７
副議長の辞職願について……４１７
日程の追加……４１８
副議長の選挙について……４１８
副議長就任の挨拶……４２０
前副議長退任の挨拶……４２１
常任委員会委員の改選について……４２２
各常任委員会正副委員長の互選結果報告……４２２
会議時間の延長……４２３
議会運営委員会委員の改選について……４２３
議会運営委員会正副委員長の互選結果報告……４２４
議会運営委員会委員長就任の挨拶……４２４
議員派遣について……４２４
日程の追加……４２５
閉会中の継続調査の申出について……４２５
日程の追加……４２５
小川地区衛生組合の議会議員の選挙について……４２６
日程の追加……４２８
比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙について……４２８
日程の追加……４３１
同意第５号の上程、説明、質疑、採決……４３１
監査委員就任の挨拶……４３２
町長挨拶……４３３
議長挨拶……４３４
閉会の宣告……４３４

署名議員……４３７

◎　招　集　告　示

嵐山町告示第２２０号

令和３年第３回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和３年８月１７日

嵐山町長　　佐 久 間　孝　光

１．期　　日　　令和３年８月２７日

２．場　　所　　嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１２名）

１番　小　林　　智　議員	２番　山　田　良　秋　議員
３番　狄　守　勝　義　議員	４番　藤　野　和　美　議員
６番　大　野　敏　行　議員	７番　畠　山　美　幸　議員
８番　長　島　邦　夫　議員	９番　青　柳　賢　治　議員
１０番　川　口　浩　史　議員	１１番　松　本　美　子　議員
１２番　渋　谷　登美子　議員	１３番　森　　一　人　議員

○不応招議員（なし）

令和３年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

８月２７日（金）午前１０時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告（森議長）

日程第　４　行政報告（挨拶並びに行政報告　佐久間町長）

（行政報告　奥田教育長）

日程第　５　常任委員会所管事務調査報告

日程第　６　報告第　４号　令和２年度嵐山町健全化判断比率の報告について

日程第　７　報告第　５号　令和２年度嵐山町資金不足比率の報告について

日程第　８　認定第　１号　令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第　９　認定第　２号　令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１０　認定第　３号　令和２年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１１　認定第　４号　令和２年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１２　認定第　５号　令和２年度嵐山町水道事業会計決算認定について

日程第１３　認定第　６号　令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定について

日程第１４　議案第４６号　令和２年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第１５　議案第４７号　令和２年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第１６　議案第３８号　嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについて

日程第１７　議案第４５号　滑川町の公の施設の区域外設置に関する協議について

○出席議員（１２名）

１番　小　林　　智　議員	２番　山　田　良　秋　議員
３番　狄　守　勝　義　議員	４番　藤　野　和　美　議員
６番　大　野　敏　行　議員	７番　畠　山　美　幸　議員
８番　長　島　邦　夫　議員	９番　青　柳　賢　治　議員
１０番　川　口　浩　史　議員	１１番　松　本　美　子　議員
１２番　渋　谷　登美子　議員	１３番　森　　一　人　議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅　原　浩　行
書　　記	安　在　洋　子

○説明のための出席者

佐久間　孝　光	町　　長
髙　橋　兼　次	副　町　長
福　嶋　啓　太	技　　監
青　木　　務	参事兼総務課長
高　橋　喜代美	町民課長
近　藤　久　代	長寿生きがい課長
伊　藤　恵一郎	まちづくり整備課長
清　水　延　昭	上下水道課長
田　畑　　修	会計管理者兼会計課長
奥　田　定　男	教　育　長
堀　江　國　明	代表監査委員
大　野　敏　行	監査委員

◎開会の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和３年第３回嵐山町議会定例会第１日は成立いたしました。

ここで、開会に当たり私から皆様にお願いをいたします。

今定例会は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言下での議会開会となります。皆様には、改めて緊張感を持って対応いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

これより開会いたします。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○森　一人議長　直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森　一人議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第10番　　川　口　浩　史　議員

第11番　　松　本　美　子　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森　一人議長　日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、川口委員長より報告を求めます。

川口議会運営委員長。

○川口浩史議会運営委員長　おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げ

ます。

第３回定例会を前にして、８月19日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として森議長に、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、髙橋副町長、青木参事兼総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告２件、諮問１件、人事２件、条例１件、予算６件、認定６件及びその他３件の計21件ということでございます。このほか議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第３回定例会は、本日８月27日から９月16日までの21日間とすることに決定いたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受付順として、９月１日に１番の山田良秋議員から４番の私、川口浩史、９月２日に５番の狄守勝義議員から８番の渋谷登美子議員、９月３日に９番の長島邦夫と10番の藤野和美といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○森　一人議長　お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日８月27日から９月16日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月16日までの21日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森　一人議長　日程第３、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案は、報告２件、諮問１件、人事２件、条例１件、予算６件、認定６件及びその他３件の計21件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、委員会提出議案が提出されましたので、報告いたします。

発委第３号　嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の提出についての１件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、このほか議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、堀江代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席いただくということで、本日からご出席いただくこととしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、６月定例会から８月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第１項の規定により、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書が提出されました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会において可決されました、発委第２号　エネルギー基本計画の改定に関する意見書につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第３号　辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情及び陳情第４号　人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することの写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森　一人議長　日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

まず初めに、７月に熱海市で発生いたしました大規模土砂災害並びに今月中旬、九州や西日本各地で降り続いた記録的な大雨により、亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本日ここに令和３年嵐山町議会第３回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめ、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、誠に感謝に堪えないところであります。

また、堀江代表監査委員並びに大野議会選出監査委員におかれましては、連日極めてご熱心な監査を賜りまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

本議会に提出いたします議案は、報告２件、諮問１件、人事２件、条例１件、予算６件、認定６件、その他３件の計21件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、令和３年５月から７月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

さて、毎年のように発生する自然災害は、特異な異常気象によるものではなく、地球温暖化に起因するものであることが自然科学的に証明をされつつある今日、この辺りは大丈夫、嵐山は災害に強いところという甘い予断を持つことなく、緊張感を持って、その対策に万全を期してまいります。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長　議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせて

いただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料33ページ下段から40ページをご高覧いただきたいと存じます。

なお、資料に２点付け加えさせていただきます。１点目は、６月議会で可決、承認をいただきました嵐山町立小中学校再編等審議会ですが、総合教育会議を経て、８月10日の令和３年第７回教育委員会で、公募委員２名をはじめ、全18名の委員の任命並びに諮問内容を決定し、８月24日に第１回の審議会を開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染急拡大により、会議は当面延期または中止するという町の方針に沿って延期をしたところでございます。緊急事態宣言の解除を待って、改めて設定したいと考えております。

２点目は、９月１日から町内幼稚園、小中学校において２学期が始まるわけですが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、緊急事態宣言中の９月12日までは、幼稚園を含め、小中学校とも午前中４時間の短縮授業といたします。なお、９月２日から開始予定の給食は、予定どおり実施いたします。

この期間中は、午後はタブレットを用いたドリル学習を、９月９日、10日には、オンライン学習の試行を実施する予定です。このことにより、さらに感染が拡大し、学年、学級、さらには学校閉鎖となった場合にも、子どもたちの学習を保障できる環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森　一人議長　日程第５、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長　それでは、議長の指名をいただきましたので、総務経済常任委員会の報告をさせていただきます。

令和３年８月27日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

総務経済常任委員長　青　柳　賢　治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告します。

記

１　調査事項

「ＤＭＯについて」

２　調査結果

２－１　中間報告

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について７月12日、７月30日、及び８月４日に委員会を開会し、調査研究を行った。

７月12日の委員会について

当日は、北部地域の観光資源の一つである杉山城跡の現地視察を村上教育委員会事務局長の案内の下、実施した。

小さいが全体像や城の技法を見ることのできる杉山城跡はリピーターも多く、完璧に全形が残る城跡は全国にもなく貴重であることなどの説明を受けながら、本郭、二の郭などを回り、最後に学校の施設であるトイレを視察しました。

帰庁後の委員の意見といたしまして

・ＤＭＯの一環として、ラベンダーのほかに北部の観光資源である杉山城の整備をトイレなどの改善も工夫して、進めていただきたい。

・比企城館跡群として位置づけ、近隣自治体と広い連携を取る。

・行って帰るのではなく、説明できるガイドの役割が重要。

・周遊ルートを明確化「赤い目印」などで誘導する工夫。

・杉山城の後、町内で周遊できる観光スポット、飲食の施設を含めて工夫し、どこでお金を使ってもらえるかという戦略を持つ。

・ＱＲコードは全般的なことは載っているが、その場所での地形などの説明書きなど活用も考えたらいいのでは。

・ＤＭＯとして町にお金を落とす仕組みも工夫していただきたい。

７月30日の委員会について

当日は「ＤＭＯの進捗状況について」、藤永企業支援課長に出席を求め説明を受けた。

学校橋河原のトイレの浄化槽整備が必要と考えているが、本年度の予算には入っていないので計画の見直しをして、オフシーズンに整備をと考えている。これができないときは、来年度予算に反映したい。

河川の使用料金についてバーベキュー場は８月１日から収入することができるようになったが、学校橋河原の占用については県と、面積的なことで折り合いがつかず継続して交渉中との説明であった。これまでの視察や説明を通して質疑を行う。

【説明後の主な質疑】

（問１）ＤＭＯ候補の申請は当初予定よりどうなのか

（答）ＤＭＯ化となる候補の申請を今年度中に進める。

（問２）コロナ禍での営業の中止などの決定は

（答）町と観光協会で営業面を考えて判断している。

（問３）千年の苑事業のイベントなどの運営は

（答）観光協会が行っている。

（問４）予算の使い方

（答）稼げるところに集中して予算を投入する。

（問５）事務局長は東武トップツアーズからの出向だが東武との関係性は

（答）コロナ禍の補助制度のアドバイスや各イベント実施の補助金の申請書類作成の指導もいただいている。

（問６）杉山城のトイレ設備の考え方

（答）仮設のトイレを一基設置してあるが、あまり利用が芳しくない。学校の屋外トイレの一般利用も考えている。

【ＤＭＯについて委員の意見】

・町全体でＤＭＯを盛り上げていく仕組みづくりには、今まで長い間、観光協会の発展に尽力していただいた旧会員との良好な関係を保持することが重要と考える。さらに多くの町民、地域から、観光協力隊への理解と協力を得られるような努力と町民の思いと相違のないように運営をお願いしたい。

・公益性があり、多くの補助金があって運営されているので、議会のチェックが必要である。嵐山町全体を見渡した視点の在り方や、収益構造も点検しながらコロナ後に備えた構想を練っていただきたい。

・ＤＭＯを組織するための準備段階であり、対象となる事業などの検討の仕方や組

織としての方向性が見えないところがある。最終目的を目指した運営に懸念を覚える。

・千年の苑（ラベンダー園）、バーベキュー場、学校橋河原を中心とした事業をまず確実に成功させた上で、今後北部方面の観光化に手をつけていくべきである。

８月４日の委員会について

当委員会では、ＤＭＯについて調査研究を進めてきたが、嵐山町を俯瞰しての観光協会としての在り方や地方創生の視点においての組織について疑問や懸念を抱く委員もいることからさらに委員会において検討を行った。

ＤＭＯ化について次のように提言する。

（１）コロナ禍であるがまずは「風薫る嵐山」の事業コンセプトを予定される計画年数をもって確実に収益事業に仕上げるとともに嵐山全体を見据えた観光発展計画を練り上げる。

（２）観光協会の長い歴史の上に今日があることを認識した上で、多くの地区、各種団体、町民及び民間事業者の協力を継続的に得ながら、多様な意見を取り入れ、嵐山町を愛する強力な観光協力体制を構築する。

（３）嵐山町に点在する観光資源はもちろん新たな観光資源の発掘や発見を日々研究し、年間を通して嵐山町の観光情報が発信できるように、観光協会でなくてはできない役割を果たしていただきたい。

２－２といたしまして、最終報告

当常任委員会は、所管事務調査について「災害に強いまちづくりについて」「駅周辺10年計画について」「新型コロナウイルス感染症対策による影響について」「ＤＭＯについて」を課題として調査研究を行ってきた。各テーマに関する調査結果については、中間報告をしてきたとおりである。なお、委員会としてまとめた提言を本日報告したものを除き一覧として別紙のとおり報告いたします。ご高覧いただきたいと思います。

以上、最終報告といたします。

○森　一人議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　２ページの２行目のところから、「河川の使用料金についてバーベキュー場は」ということがあって、「学校橋河原の占用については県と、面

積的なことで折り合いがつかず継続して交渉中との説明であった」ということなのですが、これは具体的にはどのようなことを指しているのか伺いたいのですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長　今行われている場所よりも、ある程度そこのところを確定させていくというような考え方が、嵐山町の考え方なのだと思います。ですけれども、県からの、いわゆるそこの占用する部分が、かなり面積が広大される、広がってくるということなので、町としてはそこまでいくところについては、ちょっと検討が求められるというような説明でございました。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　ということは、県のほうは学校橋河原のほうを拡大していきたいけれども、嵐山町のほうはそれほど、むしろ限定的にしていくという考え方ということでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長　その辺のところの県からの、だからその言っている面積部分が、町の思っているところよりもかなり広いという中で、検討を加えていかなければならないだろうなということが担当課の説明でありまして、それ以上のものもありません。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　学校橋河原のほうはキャンプ場として、オートキャンプですごく使われているところですよね。そこのところを確定していくというのはなかなか難しいのだろうなと思うのですが、それについて県はどこまでというのがなくて、町はこの程度までにしておかないとやっぱり難しいというか、防災上の関係もあって難しいのか、そこら辺はどういうふうな視点があったのか伺いたいと思うのですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長　私が一番理解しているところは、いわゆる町が望む面積が１だとすると、占用を許す範囲というのが県はもっと多いということに、そこにその折り合いがつかないということで、今検討中であるというふうな説明でございま

す。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ないようですので、総務経済常任委員会所管事務調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　それでは、こちらの文書をもって報告とさせていただきたいと思います。

コロナ禍ということもありまして、文章を短くしました。あと、全協でも説明をさせていただきましたので、事細かには書いてございませんけれども、よろしくお願いいたしたいと思います。

令和３年８月27日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

文教厚生常任委員長　畠　山　美　幸

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告します。

記

１　調査事項

「太陽光発電について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について６月30日、７月９日、７月16日、７月26日及び８月18日に委員会を開会し、調査研究を行った。

６月30日の委員会について

７件のパブリックコメント61項目について確認し、条例に修正・加筆するもの、既に案で対応しているもの、今後の参考とするもの、意見として承るものなど、項目ごとに検討した。

７月９日の委員会について

６月30日に引き続き、パブリックコメントについて検討、協議した。

７月16日の委員会について

パブリックコメントの検討結果を反映させた太陽光発電設備設置条例案について、佐久間町長、髙橋副町長、奥田教育長、青木参事兼総務課長、藤原環境課長、杉田農政課長に出席を求め、条例作成の経緯、目的、主な内容についてパワーポイントを用いて説明をした。

７月26日の委員会について

藤原環境課長に出席を求め、条例案について、例規担当の事前協議の結果及び担当課としての意見の説明を受け、条文の調整を行った。その後、策定中の条例施行規則（案）について説明を求めた。

主な協議

①説明会の開催について、説明会の開催を原則に、そのほかの周知方法を認める規定に変更する。

②設置及び維持管理について、規則に具体的に規定する条文とする。

質疑後、本日の条例案を例規審査会に提出する旨を伝え、次回の委員会で条例案と規則案について最終確認することとし委員会を終了した。

８月18日の委員会について

藤原環境課長の出席を求め、例規審査後の条例案と規則案について最終確認をした。

主な協議

事業者の関係書類の閲覧義務期間を明確にする。

以上をもって、委員会を終了した。

なお、本条例の策定議案は、本定例会に委員会提出議案として提案いたします。また、施行規則は、執行側において策定されている最中です。今後、細部検討や運用基準等の整備に応じ適宜協議することになっております。

以上、最終報告といたします。

○森　一人議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ないようですので、文教厚生常任委員会所管事務調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

次に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴常任委員長。

○長島邦夫広報広聴委員長　指名を受けましたので、委員会報告を朗読をもって代えさせていただきたいと思います。

令和３年８月27日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

広報広聴常任委員長　長　島　邦　夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告します。

記

１　調査事項

「広報広聴について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について６月28日、７月６日、７月７日、７月14日及び８月11日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（１）広報部会（議会だより183号の発行について）

今回号は第２回定例会を主な内容とした掲載であり、６月28日入稿、７月７日初校、７月14日再校、７月15日再々校、８月１日発行予定の準備を進める。主な議案、補正予算、一般質問、総務経済常任委員会報告（地域観光づくり法人ＤＭＯの調査状況）、文教厚生常任委員会報告（太陽光発電設備設置に関する条例の審査経過）、広報広聴常任委員会報告（議会だより182号の発行、議会ＩＣＴ導入審議についての状況）、政務活動費使用状況、表紙にはコロナウイルスワクチン集団接種の風景、全20ページの掲載となります。

（２）広聴部会

６月28日審議内容

①議会動画配信について

〔調査結果報告及び意見〕

・町のアカウントを利用させていただくか、議会独自で取得するか検討の必要がある。

・ユーチューブのアカウントを取ることは無料であるが管理責任はある。

・無料の範囲は２ギガで15分程度。一般質問の持ち時間は１人100分なので、今後契約時間を検討する必要がある。

・議会中継をＤＶＤにダビングすることは可能であるが、データに視聴専用のプロテクトがかかっており編集、再ダビングができない。

・定点カメラを設置し撮影、録画したものを配信する方法もある。

・ユーチューブでのコマーシャル貼り付けは管理者の範疇である。

・費用対効果も重要であるが、随時視聴できることに意義がある。

・業者委託の場合、音声配信、動画配信に費用面の差はない。

・三芳町は動画配信を進めている。７時間程度の連続配信もあり、有料部分等の調査を検討したい。

〔まとめ〕としまして

・業者編集作業を伴う動画配信と無料動画配信（ユーチューブ）のどちらを進めるかでは、費用負担が少ないと思われるユーチューブが選択される。

・今後はユーチューブの調査研究を進め、担当委員による先行調査も同意される。

・県内での先進地視察を進めたいとの意見もあり、三芳町議会に確認することとした。

・今後のユーチューブ配信では経費をかけない前提であれば、撮ったものをそのままアップする方法の意見が多くなる。

以上、さらなる調査研究を深め、次回委員会にて最終案の意見集約を図ることとする。

②議会無線ＬＡＮ（Ｗｉ―Ｆｉ）の活用について

・議員個々の使用している機器の状況については既に調査済みであり、当初は全ての方が有するスマホでの実践が適当との同意がされる。

・次回、広聴部会にてズーム会議、ＬＩＮＥ会議のスマホ設定について実践会を行う。

７月６日の審議内容

①議会動画配信について

〔三芳町でのユーチューブ配信についての状況報告〕

主な質疑

Ｑ　アップ作業はどなたが担当か

Ａ　事務局３人体制で主に次長が担当している。

Ｑ　全体費用について

Ａ　全て事務局職員が行っているので、配信に関する予算はない。一般質問の持ち時間は１人１時間なので、動画も１時間ずつになっている。

〔ユーチューブ調査報告の主な内容〕

・動画配信中に広告が必然的に入ってしまう場合もあり得る。発信側には広告に関しての選択権はなく、勝手に貼り付けられる可能性もある。

・利用規約を見ると発信データの長さについては特別な契約は要らない。

・議会中継のデータをどのように使うかが課題。

〔まとめ〕

・ユーチューブ配信する場合、町のパソコンを使用する。

・ユーチューブアカウントを取得し配信を進めるには、状況によっては通信機能つきの定点カメラで撮影、配信することも検討する必要がある。

・議員個々の技量の差もあるが、事務局と一緒になった情報発信に取り組む。

・データの編集は原則せず、議会、事務局の共同作業で配信することで意見集約がされ、全体会での同意が必要との意見もあり、次回全体会で承認を受ける。

・広聴部会では配信を前提に、必要な器具、データ、人的なもの、費用面も検討してきた。これ以外に課題があったとしても、議会が中心となって配信を進めることで同意がされる。

②ユーチューブ配信テスト、ズーム会議テスト

・ユーチューブ配信テストでは、担当委員の個人のアカウントより、動画配信のテストが実践された。

・ズーム会議テストの結果、ズーム会議よりグループＬＩＮＥでの一斉会議のほうがやりやすいとの意見もあった。

（３）広報広聴全体会について（８月11日）

①議会モニターとの意見交換会について

新型コロナウイルス感染が拡大し、緊急事態宣言が発令された。公共施設の利用や町主催の会議等もほぼ中止となっている。この状況下での開催について協議を行った。

〔開催についての主な意見〕

・安全性を考えると日程の再検討がよい。

・重要な会議であるが、先延ばしがよいと考える。

・緊急事態宣言が解除された後の実施がよいと考える。

〔まとめ〕

９月定例会終了後の再検討案に意見集約され、議会モニターのご意見は書面にて募ることとなる。

②第19回議会報告会の開催について

〔報告会開催賛否の主な意見〕

・社会情勢は不透明な時期であり、開催意向の確認だけでよいのでは。

・収束の方向は厳しく、リアル形式、オンライン形式、様々な方法を考えてよいのでは。

・今時点で実施しない判断は軽率では。

・議会基本条例では、年１回以上の開催が決められており、通常開催が無理との判断下ではオンラインの開催を検討するのでは。

・生活の中でオンラインが多用されている。研究が必要と思う。

〔まとめ〕

・原則開催予定とし、９月定例会終了後に再検討することとなる。

・今後、オンライン開催を含めた開催要領を検討する。

③ＩＣＴについて

ア　広聴部会では議会動画配信、音声配信、オンライン会議について調査研究を進めてきた。次の部会案について全体会での同意が得られ、今後の課題については全体会で対応していくこととなる。

・無料動画配信（ユーチューブ）が当議会には合っている。状況によっては通信機能つき定点カメラで撮影、配信することも検討する。

・データ編集は原則せず、議会、事務局の合同作業で配信する。

・広聴部会では配信を前提に必要な器具、データ、人的なもの、費用面も検討してきた。これ以外に問題があったとしても議会が中心となって配信を進める。

イ　全員がズーム会議テストに参加、試行できた。ホスト役問題等課題も予想されるが、都度検討することで同意された。

以上、最終報告といたします。よろしく。

○森　一人議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ないようですので、広報広聴常任委員会所管事務調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１０時３９分

再　　開　午前１０時４０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第４号の上程、説明、質疑

○森　一人議長　日程第６、報告第４号　令和２年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　報告第４号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第４号は、令和２年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、令和２年度嵐山町健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　それでは、報告第４号の細部につきまして説明させていただきます。

報告第４号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、実質赤字比率等４項目につきまして報告をさせていただくものでございます。

それでは、報告書の裏面を御覧いただきたいと存じます。まず、実質赤字比率でございますが、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字の大きさを団体の財政規模に対する割合で表すものであり、また次の連結実質赤字比率につ

きましては、一般会計以外の全ての会計に生じている赤字の大きさを団体の財政規模に対する割合で表すものでございますが、いずれも赤字ではございませんので、数値は表示をされておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、町の借入金の返済額及び一部事務組合等の返済額等を含めまして、公債費の大きさを団体の財政規模に対する割合で指標化して資金繰りの危険度を示すものでございますが、9.2％でございます。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担、現時点での残高の程度を指標化するものでございまして、65.1％でございます。

以上、４項目の比率につきましては、それぞれの指標の括弧内に示しております早期健全化判断比率に達しておりませんので、本町におきましては健全な財政運営が行われているものと評価されるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、健全化判断比率の状況としての各比率の算出数値の資料を添付させていただいておりますので、こちらにつきましてはご高覧いただきたいと存じます。

以上、報告第４号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　次に、令和２年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員　議長の許可をいただきましたので、令和２年度嵐山町健全化判断比率について、審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る７月19日に役場205会議室におきまして、大野監査委員とともに実施いたしました。各健全化判断比率は早期健全化基準を下回るか、または算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第５号の上程、説明、質疑

○森　一人議長　日程第７、報告第５号　令和２年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　報告第５号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第５号は、令和２年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定に基づき、令和２年度嵐山町資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、報告第５号につきまして細部を説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定に基づき、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の度合いを示すものでございます。

それでは、報告書の裏面を御覧ください。令和２年度の水道事業会計及び下水道事業特別会計ともに資金不足額は発生いたしませんでしたので、資金不足比率欄に数値の表示はございません。

なお、備考欄の金額につきましては、各会計の事業費の規模について記載させていただいております。

水道事業につきましては、営業収益から受託工事収益を差し引いた金額４億565万

2,000円、下水道事業につきましては２億9,418万4,000円を記載しております。

報告第５号の参考資料につきましては、算定様式でございますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　次に、令和２年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員　議長の許可をいただきましたので、令和２年度嵐山町資金不足比率について、審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る７月19日に役場205会議室におきまして、大野監査委員とともに実施いたしました。各会計の資金不足比率は算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時５分といたします。

休　　憩　午前１０時４９分

再　　開　午前１１時０５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第１号～認定第６号の上程、説明、質疑

○森　一人議長　日程第８、認定第１号　令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第９、認定第２号　令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入

歳出決算認定についての件、日程第10、認定第３号　令和２年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、認定第４号　令和２年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、認定第５号　令和２年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び日程第13、認定第６号　令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件、以上の決算認定６件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　それでは、認定第１号から順次ご説明申し上げます。

認定第１号は、令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額86億9,599万4,106円、歳出総額83億2,062万7,685円、歳入歳出差引額３億7,536万6,421円であります。また、繰越明許費繰越額は6,048万3,000円、事故繰越し繰越額は345万2,682円であり、実質収支額は３億1,143万739円であります。

続きまして、認定第２号についてご説明申し上げます。認定第２号は、令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額20億6,966万5,119円、歳出総額20億92万6,358円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は6,873万8,761円であります。

続きまして、認定第３号についてご説明申し上げます。認定第３号は、令和２年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額２億3,316万6,285円、歳出総額２億2,925万2,130円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は391万4,155円であります。

続きまして、認定第４号についてご説明申し上げます。認定第４号は、令和２年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額15億810万7,698円、歳出総額13億5,074万3,475円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は１億5,736万4,213円であります。

以上、認定第１号から認定第４号までは、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

続きまして、認定第５号についてご説明申し上げます。認定第５号は、令和２年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件でございます。令和２年度の業務状況は、給水人口１万7,741人、給水戸数8,178戸、年間総配水量277万6,304立方メートル、総

有収水量254万2,730立方メートル、有収率は91.59％と、前年度に比べ1.67ポイントの減となりました。

経営状況は、税抜きで事業収益４億7,951万2,388円に対し、事業費用は３億8,732万1,960円で、当年度純利益は9,219万428円であります。

次に、資本的収入及び支出についてでございますが、収入額ゼロ円に対し、支出額１億3,039万317円で、不足する額は減債積立金、建設改良積立金、過年度損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

続きまして、認定第６号についてご説明申し上げます。認定第６号は、令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件でございます。令和２年度の下水道使用状況は、使用戸数5,039戸、水洗化人口１万804人であり、水洗化率は89.82％であります。また、浄化槽区域内人口は5,510人、管理型浄化槽使用人口は2,085人となっており、これらに対応する年間総汚水処理量は193万269立方メートル、総有収水量174万4,247立方メートル、有収率は90.36％でありました。

経営状況は、税抜きで事業収益５億9,007万1,798円に対し、事業費用は５億6,583万1,218円で、当年度純利益は2,424万580円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入額１億7,834万360円に対し、支出額は２億5,299万7,946円で、不足する額は当年度損益勘定留保資金及び当年度引継金で補てんいたしました。

以上、認定第５号及び第６号は地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、細部につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　続いて、一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

田畑会計管理者兼会計課長。

○田畑　修会計管理者兼会計課長　それでは、認定第１号　令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、その内容をご説明させていただきます。

最初に、主要な施策の説明書でご説明させていただきます。恐れ入りますが、説明書の12ページをお開きください。

１、決算の概要（１）総括収入の状況であります。歳入合計は86億9,599万4,106円、歳出合計は83億2,062万7,685円であります。前年度と比較いたしますと、歳入で18億8,547万2,554円、歳出で17億6,435万2,437円と、いずれも増額となりました。歳入歳出差引額は３億7,536万6,421円でありますが、繰越明許費繰越額が15事業で6,048万3,000円、事故繰越し繰越額が１事業で345万2,682円でありますので、差引き翌年度繰越額は３億1,143万739円となりました。

次に、（２）歳入の款別の状況ですが、単位は千円であります。主なところを何点か申し上げます。

まず、１款町税でありますが、決算額は28億1,405万4,000円でありまして、歳入に占める割合は32.4％であります。前年度と比較いたしますと514万3,000円の減額であります。

次に、11款地方交付税でありますが、決算額は８億3,742万8,000円で、歳入に占める割合は9.6％であります。前年度と比較いたしますと7,635万9,000円の増額であります。

次に、15款国庫支出金ですが、決算額は28億8,809万8,000円でありまして、歳入に占める割合は33.2％、前年度と比較いたしますと21億4,957万6,000円の増額であります。

次に、16款の県支出金の決算額は４億8,712万3,000円でありまして、歳入に占める割合は5.6％、前年度と比較いたしますと1,273万5,000円の減額であります。

次に、22款町債ですが、決算額は４億6,573万2,000円でありまして、歳入に占める割合は5.4％、前年度と比較いたしますと２億8,141万円の減額であります。

次に、７款地方消費税交付金ですが、決算額は３億9,461万9,000円でありまして、歳入に占める割合は4.5％、前年度に比較いたしますと6,692万4,000円の増額であります。

次に、13ページをお願いいたします。（３）歳出の款別の状況でありますが、こちらも主なところを申し上げます。単位は千円であります。

まず、２款総務費でありますが、決算額は28億9,011万7,000円でありまして、歳出に占める割合は34.7％であります。前年度と比較いたしますと18億6,568万3,000円の増額であります。増額の主なものは、新型コロナウイルス対策物品購入事業、特別定額給付金事業等であります。

次に、３款民生費でありますが、決算額は20億8,290万4,000円でありまして、歳出に占める割合は25％であります。前年度と比較いたしますと7,418万4,000円の増額であります。増額の主なものは、ひとり親家庭臨時特別給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業、子育て世帯応援給付金事業等であります。

次に、４款衛生費でありますが、決算額は５億5,290万6,000円でありまして、歳出に占める割合は6.6％であります。前年度に比較いたしますと4,218万3,000円の増額であります。増額の主なものは、医療・介護・障害福祉支援金支給事業、インフルエンザ予防接種助成事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、水道基本料免除事業等であります。

次に、６款農林水産業費でありますが、決算額は１億9,985万7,000円で、前年度に比較いたしますと3,950万5,000円の減額であります。増減額の主なものは、農業者支援事業等の増額、千年の苑事業、林業振興事業等の減額であります。

次に、７款商工費でありますが、決算額は１億2,257万1,000円で、前年度に比較いたしますと299万3,000円の減額であります。増減額の主なものは、嵐山町小規模事業者等応援給付金事業、嵐山町中小企業経営継続応援金給付事業、嵐山町販売促進支援金給付事業、観光地域づくり法人推進事業等の増額、嵐山まつり運営事業、企業誘致事業等の減額であります。

次に、８款土木費でありますが、決算額は６億8,658万3,000円でありまして、歳出に占める割合は8.3％で、前年度に比較いたしますと513万2,000円の増額であります。増額の主なものは、道路修繕事業、武蔵嵐山駅西口地区整備事業、都市下水路管理事業等であります。

次に、９款消防費でありますが、決算額は３億5,218万4,000円でありまして、歳出に占める割合は4.2％で、前年度に比較いたしますと２億9,666万7,000円の減額であります。増減額の主なものは、自主防災組織育成事業、避難所感染防止対策事業、感染症対応災害対策事業等の増額、防災行政無線施設整備管理事業等の減額であります。

次に、10款教育費でありますが、決算額は５億9,421万5,000円でありまして、歳出に占める割合は7.1％で、前年度に比較いたしますと7,358万5,000円の増額であります。増額の主なものは、小中一貫教育推進事業、ＧＩＧＡスクール構想事業、学校保健特別対策事業、嵐山幼稚園保健衛生対策事業、学校給食臨時支援事業等であります。

次に、12款公債費でありますが、決算額は６億9,685万7,000円でありまして、歳出

に占める割合は8.4％で、前年度に比較いたしますと2,281万7,000円の増額となりました。

以上、概要を申し上げましたが、予算執行率につきましては、歳入予算の執行率は98.9％、また歳出予算の執行率は94.6％でありました。

続きまして、一般会計歳入歳出決算書、こちら決算書のほうの事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

決算書の14、15ページをお願いいたします。初めに、歳入でございます。１款町税ですが、１項１目個人の１節現年課税分の収入済額は８億7,428万6,327円で、前年度と比較いたしますと806万8,020円の増額となりました。

２目法人の１節現年課税分の収入済額は２億2,489万5,600円で、前年度と比較いたしますと1,896万4,400円の減額となりました。

２項固定資産税、１目１節現年課税分の収入済額は15億2,429万5,870円で、前年度と比較いたしますと727万9,727円の増額となりました。

３項軽自動車税の１目種別割及び２目環境性能割の合計収入済額は5,309万2,760円で、前年度と比較いたしますと304万5,452円の増額となりました。

４項町たばこ税、１目の町たばこ税の収入済額は9,860万78円で、前年度と比較いたしますと214万458円の減額となりました。

18、19ページをお願いします。備考欄の中段より少し上になります。６款法人事業税交付金、１項１目法人事業税交付金2,214万8,000円は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税割の減収分の補てん措置として、新たに法人事業税の一部を都道府県から案分して交付されたものであります。

20、21ページをお願いいたします。中段より少し上になります。11款地方交付税、１項１目地方交付税ですが、備考欄の１普通交付税は７億6,249万円で、前年度と比較いたしますと8,824万7,000円の増額、２特別交付税は7,493万8,000円で、前年度と比較いたしますと1,188万8,000円の減額となりました。

26、27ページをお願いいたします。中段より少し下になります。15款国庫支出金、１項１目の２節児童福祉費負担金の備考欄でございます。１子どものための教育・保育給付費負担金１億8,557万7,420円は、コロナ禍における保育施設登園自粛に伴う保育料減免に対し交付されたものであります。

28、29ページをお願いいたします。上段になります。15款国庫支出金、２項１目総

務費国庫負担金の備考欄でございます。４地方創生臨時交付金2,091万7,000円は、新型コロナウイルス対策物品購入事業ほか９事業に対し交付されたものであります。

中段になります。２節特別定額給付金事業補助金は、事務費補助を含め17億9,846万7,295円で、１万7,877人に補助されました。

次の２項２目の２節児童福祉費補助金の備考欄でございます。１子ども・子育て支援交付金2,791万2,000円は、学童保育室における感染拡大防止対策に対し交付されたものでございます。２子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金1,823万円は、児童手当受給者世帯に給付されたものであります。６新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金1,048万9,000円は、感染拡大防止対策及び児童福祉施設職員支援事業に対し交付されたものであります。

最下段の４節民生費国庫補助金の１地方創生臨時交付金1,964万8,000円は、子育て世帯応援給付金事業ほか４事業に対し交付されたものであります。

30、31ページをお願いいたします。備考欄の中段より少し上になります。２項３目２節衛生費国庫補助金の備考欄であります。1地方創生臨時交付金4,468万1,000円は、医療・介護・障害福祉支援金支給事業のほか２事業に対し交付されたものであります。

中段より少し下になります。２項５目１節教育費補助金の備考欄の７地方創生臨時交付金6,480万円は、ＧＩＧＡスクール構想事業、学校給食臨時支援事業ほか７事業に対し交付されたものであります。

32、33ページをお願いします。備考欄の上段になります。２項７目１節農林水産事業費補助金の備考欄であります。２地方創生臨時交付金1,171万2,000円は、新型コロナウイルス感染症対策分の農業者フォローアップ事業ほか２事業に対し交付されたものであります。

次の１地方創生推進交付金1,991万8,631円は、千年の苑事業、観光地域づくり法人推進事業に対し交付されたものであります。

２行下になります。２項８目１節商工費補助金の１地方創生臨時交付金3,208万5,000円は、嵐山町中小企業経営継続応援金給付事業ほか４事業に対し交付されたものであります。

さらに２行下になります。２項９目１節消防費補助金の１地方創生臨時交付金2,243万6,000円は、避難所感染防止対策事業ほか２事業に対し交付されたものであり

ます。

36、37ページをお願いいたします。備考欄の上段になります。16款県支出金、２項３目衛生費県補助金の１節保健衛生費補助金の７インフルエンザワクチン接種補助金588万4,500円は、インフルエンザワクチン接種費用に係る実費徴収額に対し交付されたものであります。

40、41ページをお願いいたします。中段になります。17款財産収入、２項１目不動産売却収入の備考欄１土地売払収入1,506万5,515円は、主にインターランプ内の開発に伴う道路等の交換に伴う差金によるものでございます。

次に、46、47ページをお願いいたします。備考欄の中段になります。21款諸収入、４項２目６節雑入の３公益財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,442万5,000円は、サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの売上げの一部が助成されたもので、こども医療費給付事業に920万円、図書等購入事業に522万5,000円を充てたものでございます。

続きまして、歳出でございます。76、77ページをお願いいたします。２款総務費になります。備考欄の上段になりますが、２款１項６目企画費の11特別定額給付金事業17億9,846万7,295円は、令和２年５月15日から10月６日において、総数１万7,877人に対し１人当たり10万円を給付した事業であります。

備考欄の下段になります。13新生児特別定額給付金事業の630万円は、特別定額給付金の基準日以降の令和２年４月28日から令和３年３月31日の間に誕生した63人に対し、１人当たり10万円を給付したものであります。

78、79ページをお願いします。備考欄の下段になります。２款１項８目自治振興費の04コミュニティ施設感染予防対策事業233万10円は、申請のあった19の団体に対し感染予防対策費として補助金を交付したものであります。

82、83ページをお願いいたします。備考欄の中段より下段になります。２款１項９目町民活動推進費の05交流センター改修事業2,152万6,690円のうち、152万9,000円は感染予防対策のため、嵐山町ふれあい交流センターに網戸の設置工事を行ったものであります。残りの1,999万7,690円は、北部交流センター改修事業の償還金であります。

94、95ページをお願いします。備考欄の下段になります。２款３項１目戸籍住民基本台帳費の06コンビニ交付サービス等事業211万3,017円は、マイナンバーカード取得者が全国のコンビニで住民票、印鑑証明、所得・課税証明等を受け取ることができる

業務に係った経費で、令和３年３月23日から開始されました。

96、97ページをお願いいたします。備考欄中段になります。２款４項２目町長選挙費の01町長選挙執行事業の237万1,139円は、昨年８月25日に告示された町長選挙の選挙費用であります。

106、107ページをお願いします。備考欄の下段になります。３款民生費、１項１目社会福祉総務費の15難病患者支援事業の16万円は、新型コロナウイルス感染症対策として、難病患者見舞金を32件に給付したものであります。

114、115ページをお願いします。備考欄の上段になります。３款１項３目介護保険事業費の02介護保険総務事業の12委託料280万5,000円は、第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る費用で、第７期計画が令和２年度で終了するために、次の３か年計画を策定したものであります。

126、127ページをお願いいたします。備考欄の上段になります。３款２項１目児童福祉総務費の11ひとり親家庭臨時特別給付金事業の18の２特別給付金1,999万円は、寄附金を原資とし、令和２年６月と令和３年３月に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯に、子ども数に応じ特別給付したものであります。受給者数は延べ246人、対象児童数は述べ388人でした。

備考欄の中段より下になります。３款２項２目児童措置費の03子育て世帯への臨時特別給付金事業の18の２補助金1,823万円は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、児童手当給付者世帯に対し１人当たり１万円を上乗せする臨時的給付金で、令和２年４月分の児童手当給付者に給付したものであります。

128、129ページをお願いします。備考欄の上段になります。前ページの続きになります。３款２項２目児童措置費の04子育て世帯応援給付金事業の18の２補助金1,564万円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を応援するため、児童手当受給世帯に対し１人当たり１万円を令和３年３月に給付したものであります。

備考欄の中段になります。３款２項３目保育所費の01保育所事業の18の２特別保育対策等促進事業補助金3,669万6,170円は、町内保育所に対して、一時預かり事業、延長保育事業、新型コロナウイルス感染症対策等への補助金として支給したものであります。

134、135ページをお願いいたします。備考欄の中段になります。４款衛生費、１項

１目保健衛生費総務費の10医療・介護・障害福祉支援金支給事業1,272万円は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として72件の医療機関、介護施設等へ支援金の交付を行ったものであります。

136、137ページをお願いいたします。備考欄の中段になります。４款１項２目予防費の05インフルエンザワクチン接種助成事業2,880万9,773円は、新型コロナウイルス感染症対策として、インフルエンザ予防接種を受けた高齢者、児童、妊婦、65歳未満の基礎疾患のある方等に助成事業を行ったものです。助成した総数は4,664人でした。

138、139ページをお願いします。備考欄の上段になります。４款１項２目予防費の06新型コロナウイルスワクチン接種事業の80万800円は、ワクチン接種券の作成のための健康管理システムの改修費用であります。

148、149ページをお願いします。備考欄の中段になります。４款衛生費、２項３目上水道費の01水道基本料金免除事業2,009万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した水道基本料金の免除事業に対し、水道事業の補助金として水道企業会計に支出したものであります。

次に、154、155ページをお願いします。６款農林水産業費になります。備考欄、中段になります。１項３目農業振興費の02農業者支援事業の18負担金、補助及び交付金の２農業者フォローアップ事業補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）780万5,000円は、堆肥施設修繕、嵐丸塾トラクター購入、電気柵ほか３件に対し補助しました。

その下になります。２農業者フォローアップ事業補助金（地域経済活性化分）390万7,000円は、生産組合平型冷蔵庫、生産組合サービス品、比企のらぼう菜業務用食品乾燥機ほか４件に対し補助したものであります。

162、163ページをお願いいたします。備考欄の中段より少し下になります。７款商工費、１項２目商工振興費の06嵐山町小規模事業者等応援給付金事業の応援給付金597万3,000円は、新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている町内の小規模事業者等の支援のため、上限10万円として63件に給付しました。

その下になります。07嵐山町中小企業経営継続応援金給付事業の経営継続応援金1,960万円は、新型コロナウイルス感染症により売上げが減少している中小企業や個人事業主の経営の支援のため、上限20万円として98件に給付しました。

次の08嵐山町販売促進支援金給付事業の販売促進支援金219万7,000円は、新型コロ

ナウイルス感染症の影響による顧客離れを防止するために、販売促進費用を補助することにより事業継続を支援するため、上限10万円として22件に給付したものであります。

164、165ページをお願いいたします。備考欄の最上段になります。７款１項２目の09各種申請・経営相談窓口設置事業187万670円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なサポートを必要とする事業者向けのサポート窓口を設置した費用であります。窓口業務は嵐山町商工会にお願いし、延べ366件の問合せ等がありました。

166、167ページをお願いいたします。備考欄の下段になります。７款１項４目観光費の05観光地域づくり法人推進事業の18の２観光地域づくり法人推進事業補助金2,179万5,000円は、一般社団法人嵐山町観光協会が、観光づくり法人の候補地として事業を展開するための事務費及び事業費に対し補助したものであります。

168、169ページをお願いします。備考欄の上段になります。前ページの続きになりますが、06ハイカーおもてなし事業の14工事請負費164万6,700円の内訳でございますが、遠山甌穴解説板、杉山城跡案内標識、観光施設誘導標識設置工事等６件の工事を行ったものであります。

170、171ページをお願いいたします。８款土木費になります。備考欄の中段よりやや下になります。１項２目道路維持費の02道路修繕事業の14工事請負費と繰越明許費を合わせた5,477万1,027円の内訳でございますが、舗装修繕工事が町道１―23号線ほか８か所で4,613万1,412円、道路側溝・排水路修繕工事が町道２―16号線ほか４か所で139万9,327円、道路修繕工事が町道杉山164号線ほか18か所で493万2,882円、道路敷砂利工事が町道吉田95号線ほか20か所で230万7,406円となるものであります。

174、175ページをお願いいたします。備考欄の中段になります。８款１項５目橋りょう維持費の01橋りょう改修事業の14工事請負費と繰越明許費を合わせた3,181万6,000円の内訳でございますが、平沢地内の嵐山歩道橋修繕工事の前払金1,400万円、愛宕橋ほか２橋の橋りょう修繕工事の残金1,781万6,000円となるものであります。

178、179ページをお願いいたします。備考欄の中段になります。８款３項１目都市計画総務費の07武蔵嵐山駅西口地区整備事業の14工事請負費4,239万7,300円の内訳でございますが、町道菅谷31号線の道路改築工事に4,140万1,800円、そのほか付随する工事で99万5,500円となるものであります。

次の08都市計画マスタープラン策定事業は、構成、編集等を職員が行ったため、印

刷製本費99万円のみの支出となりました。

180、181ページをお願いします。備考欄の中段になります。８款３項４目都市下水路費の01都市下水路管理事業の14工事請負費951万5,000円の内訳でございますが、武蔵嵐山駅付近の線路敷を横断している排水路の陥没箇所等の修繕工事を行ったものであります。

188、189ページをお願いします。９款消防費になります。備考欄の上段になりますが、１項４目防災費の07避難所感染防止対策事業の1,242万6,467円は、コロナ対応避難所隔離物資として、パーティション、簡易ベッド、災害備蓄マット、プライベートルームなどの購入を行ったものです。

次の08感染症対応災害対策事業の1,009万3,993円の内訳ですが、感染症対応災害対策物品に267万9,490円、自動ラップ式トイレなどの備品購入に222万6,400円、災害時の電源確保用としてプラグインハイブリッド自動車の購入に472万6,600円などであります。

196、197ページをお願いいたします。10款教育費になります。備考欄の下段になりますが、１項２目事務局費の20ＧＩＧＡスクール構想事業の17備品購入費8,318万円の内訳ですが、小中学校学習用タブレット端末1,111台等を購入したものであります。

198、199ページをお願いいたします。備考欄の上段になります。10款１項２目事務局費の23学校保健特別対策事業の1,305万6,970円は、学校における感染症対策及び学校教育活動の再開を支援する経費として、消毒液やパーティション、サーモグラフィーカメラの購入、各小中学校の水道蛇口をロングレバーに交換するなどの対策を行ったものであります。

208、209ページをお願いいたします。備考欄の中段になります。10款２項１目学校管理費の06小学校施設改修事業の14工事請負費588万3,993円の内訳ですが、七郷小学校学校用地ののり面対策工事に491万5,993円、菅谷小学校と七郷小学校の空調設備工事が96万8,000円となるものでございます。

続きまして、220、221ページをお願いいたします。備考欄の下段になります。10款４項１目幼稚園管理費の04嵐山幼稚園保健衛生対策事業95万4,498円は、園児への新型コロナウイルス感染防止対策の経費として、消毒液やパーティション、サーモグラフィーカメラ等の購入を行ったものであります。

228、229ページをお願いいたします。備考欄の中段になります。10款５項２目図書

館費の06図書館改修事業429万円は、新型コロナウイルス感染症対策として、図書館の換気及び空調の強化のための改修工事の設計業務委託を行ったものであります。

238、239ページをお願いいたします。備考欄の下段になります。10款６項３目学校給食費の03学校給食臨時支援事業310万1,300円は、小中学校における第２子以降の学校給食費の補助金として、221世帯に補助したものであります。

続きまして、343ページをお願いします。財産に関する調書であります。１項公有財産の（１）土地及び建物ですが、土地の決算年度末現在高は、行政財産・普通財産を合わせまして111万3,063平方メートルでした。建物につきましては、行政財産・普通財産を合わせまして５万2,376平方メートルで、決算年度中の増減はありませんでした。

行政財産の土地につきましては、公共用財産、公園が224平方メートルの増となり、また次のページの普通財産につきましては、宅地の107平方メートルの増、その他の639平方メートルの減であり、合計で普通財産の土地は532平方メートルの減であります。

次に、345ページをお願いいたします。（２）出資による権利でございますが、決算年度中の増減ですが、下水道会計が企業会計に移行したことにより、水洗便所改造資金預託金及び埼玉県下水道公社出損金、合わせまして955万6,000円の減になったものであります。

次のページをお願いします。２、物品でございますが、金額が50万円以上のものを346ページから348ページに記載してございます。サーモグラフィーカメラが２台増、パソコン一式が減の変動がございました。ご高覧を願います。

次に、349ページをお願いいたします。３、基金の状況でございます。積立基金は、取崩し、積立て等を行いまして、決算年度末現在高の総額は９基金で７億6,008万8,000円となりました。

また、定額基金は５基金で、決算年度末現在高は、現金6,164万5,000円、貸付金3,496万3,000円となりました。また、土地につきましては1,891.69平方メートルとなりました。

定額基金の運用状況につきましては、別に配付いたしました定額基金運用状況調書をご高覧願いたいと思います。

なお、決算の詳細につきましては、令和２年度主要な施設の説明書をご参照いただ

きたいと思います。

以上で、簡単ではございますが、認定第１号　令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５６分

再　　開　午後　１時２８分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長　それでは、ご説明させていただきます。認定第２号　令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の256、257ページをお開きください。歳入ですが、１款国民健康保険税は、収入済額３億8,137万4,670円でありました。収納率は全体で89.8％、前年度の87.8％に対し２ポイント高くなっております。なお、現年課税分では96.5％で、前年度の95.9％に対し0.6ポイント高くなりました。

ここで、被保険者の状況を申し上げます。令和２年度末現在で、加入世帯数2,690世帯、被保険者数4,149人で、前年度と比較して世帯数は42世帯増加、被保険者数は６人減少しています。また、町の国保加入者の占める割合については、世帯数で32.8％、人口では23.4％となっており、前年度とほぼ変わらない状況です。前年度までは、人口減少・後期高齢者医療制度への移行、また社会保険の適用範囲の拡大を要因とした減少傾向が続いておりましたが、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の悪化等により社会保険からの離脱が増加し、社会保険への加入が減少したことにより、前年度からの減少は見られない状況でありました。

258、259ページをお開きください。３款国庫支出金、１項１目災害臨時特例補助金

は、収入済額212万5,000円で、東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免に対して国から交付されたものであります。

４款県支出金は、収入済額14億9,403万6,180円でありました。１項１目１節保険給付費等交付金（普通交付金）は、町が行った保険給付の実績に応じて14億4,189万1,180円、２節保険給付費等交付金（特別交付金）は、保険者努力支援分等として5,214万5,000円が交付されました。

260、261ページをお開きください。６款繰入金は、収入済額１億2,702万4,401円でありました。１項１目一般会計繰入金は、収入済額１億152万8,401円であります。この内訳としまして、１節の保険基盤安定繰入金（税軽減分）は低所得者に係る保険税の軽減相当額が、２節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は保険税軽減対象になった一般被保険者数に応じて算定した額が、４節の国保財政安定化支援事業繰入金は国保財政の健全化、保険税負担の平準化のための額が、５節のその他繰入金は事務費及び保健事業に要する経費がそれぞれ繰り入れられたものであります。

７款繰越金は、収入済額5,914万4,301円で前年度繰越金でございます。

262、263ページをお開きください。８款諸収入は、収入済額595万9,135円で、内訳としましては延滞金、前年度特定健診等負担金精算交付金などであります。

264、265ページをお開きください。下段になります。歳入合計ですが、予算現額は21億3,834万8,000円で、調定額21億1,291万4,315円に対し、収入済額は20億6,966万5,119円で、不納欠損額211万4,532円、収入未済額は4,113万4,664円でありました。

266、267ページをお開きください。歳出ですが、１款総務費は、支出済額892万4,608円で、事務執行経費等でございます。

268、269ページをお開きください。２款保険給付費は、支出済額14億3,635万1,578円であります。主な内訳として、１項１目一般被保険者療養給付費は12億1,735万7,433円、１項３目一般被保険者療養費は1,312万4,877円であります。

270、271ページをお開きください。２項高額療養費は、支出済額２億25万786円であります。支払い件数は3,300件であり、前年度と比較し、件数、金額ともに増加しております。

４項１目出産育児一時金は168万円で、支払い件数は４件であります。

５項１目葬祭費は140万円で、支払い件数は28件であります。

272、273ページをお開きください。３款国保事業費納付金は、支出済額４億6,474万

8,016円であります。これは、国保財政主体である埼玉県から示された額を納付したものであり、内訳としては、１項医療給付費分として３億1,616万9,305円、２項後期高齢者支援金等分として１億1,501万40円、３項介護納付金分として3,356万8,671円であります。

274、275ページをお開きください。６款保健事業費は、支出済額2,430万4,115円であります。１項１目疾病予防費は、支出済額1,184万4,938円で、内容は人間ドック・がん検診等の検診業務、生活習慣病重症化予防対策事業が主なものであり、コバトン健康マイレージらんらんポイント事業を継続して実施しております。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため集団がん検診を中止したこと、人間ドックの受診控え等もあり、事業費は前年度比で601万3,344円の減額となっております。

２項１目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係るもので、1,234万2,177円であります。新規事業として、特定健診連続受診者報償事業を実施しました。特定健康診査の受診率は年々上昇しておりましたが、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で健診の受診を控えることが多かったこと、また受診勧奨事業を見送ったこともあり、受診率は38.4％にとどまり、前年度と比べ10.6ポイントの低下となりました。

276、277ページをお開きください。基金積立金は、支出済額4,944万8,245円であり、国民健康保険財政調整基金に積立てをいたしました。

９款諸支出金は、支出済額1,714万9,556円であります。

278、279ページをお開きください。９款１項６目保険給付費等交付金償還金は、支出済額920万7,858円で、令和元年度分の保険給付費等交付金（普通交付金）の精算による返還金であります。

９款２項繰出金は、高額療養費貸付基金及び出産費資金貸付基金廃止等に伴う一般会計への繰出金が532万4,198円であります。

以上、歳出合計ですが、予算現額21億3,834万8,000円に対し、支出済額は20億92万6,358円で、不用額は１億3,742万1,642円でございます。

280ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、３の歳入歳出差引額は6,873万8,761円で、５の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、認定第３号　令和２年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定についての細部を説明させていただきます。

決算書の288、289ページをお開きください。歳入ですが、１款後期高齢者医療保険料は、収入済額１億8,766万9,330円であり、前年度比較952万6,980円の増額となっております。収納率は、特別徴収が100％、普通徴収の現年度分が98.9％でありました。また、令和２年度末現在の被保険者数は2,832人で、前年度と比較して51人、率にして1.8％増加しています。

次に、４款繰入金は、収入済額4,159万5,874円で、一般会計から事務費分及び保険基盤安定繰入分として低所得者等の保険料軽減分を繰入れしております。

次に、５款繰越金は、収入済額385万2,000円で、前年度繰越金でございます。

290、291ページをお開きください。６款諸収入は、収入済額４万9,081円で、延滞金、保険料還付金等でございます。

以上、歳入合計ですが、予算現額は２億4,475万2,000円で、調定額２億3,421万4,035円に対し、収入済額は２億3,316万6,285円で、不納欠損額20万2,500円、収入未済額は84万5,250円でございました。

292、293ページをお開きください。歳出ですが、１款総務費は、支出済額99万9,074円で、これは保険料徴収に要する事務経費でございます。

次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額２億2,799万484円で、これは徴収した保険料及び低所得者等の保険料軽減分の県と町負担分を合わせた額を広域連合へ納付したもので、構成比率は99.5％であり、歳出のほとんどを占めております。

次に、３款諸支出金は、支出済額26万2,572円で、過年度分保険料還付金及び前年度分一般会計事務費繰入金精算返還金であります。

294、295ページをお開きください。歳出合計は、予算現額２億4,475万2,000円に対し、支出済額は２億2,925万2,130円で、不用額は1,549万9,870円でございます。

次に、296ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、３の歳入歳出差引額は391万4,155円で、５の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　それでは、認定第４号　令和２年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部につきましてご説明申し上げます。

決算書の306、307ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入、１款保険料でございますが、調定額３億1,874万1,480円に対し、収入済額３億1,387万88円、不納欠損額141万9,470円、収入未済額345万1,922円となり、歳入総額に占める割合は20.8％となっております。収納率は98.47％で、前年度比0.37ポイント増加しております。

次に、２款国庫支出金でございますが、収入済額は３億1,173万2,218円で、このうち１項国庫負担金の介護給付費負担金が定率負担分として２億7,499万8,193円交付されております。

２項国庫補助金の１目調整交付金につきましては、後期高齢者の割合や所得による市町村間の財政力格差を調整するもので、令和２年度調整基準標準給付費の1.75％に調整率を乗じた額を交付する普通調整交付金及び新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対する保険料減免の措置に係る特別調整交付金等で、2,283万3,000円が交付されたものでございます。

２目、３目につきましては地域支援事業交付金で、介護予防・日常生活支援総合事業に526万3,800円、それ以外の地域支援事業に322万8,225円が交付されたものでございます。

308、309ページをお願いいたします。４目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった被保険者に対する介護保険料の減免措置に対しまして、15万5,000円が交付されたものでございます。

次に、３款支払基金交付金でございますが、収入済額は３億4,869万2,000円で、これは第２号被保険者の保険料が財源となっており、社会保険診療報酬支払基金から令和２年度の標準給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業の27％が交付されたものでございます。

次に、４款県支出金の収入済額２億3,843万4,274円につきましては、１項の県負担金は介護給付費の定率負担分２億3,353万287円、２項の県補助金は地域支援事業の定率負担分として490万3,987円が交付されたものでございます。

次に、310、311ページの６款繰入金でございますが、収入済額は２億1,279万5,246円で、このうち１項一般会計繰入金２億1,079万5,246円は、介護給付費及び地域支援事業の定率町負担分及び低所得者介護保険料軽減事業の国、県、町の負担分等を繰り入れたものでございます。

312、313ページの２項基金繰入金につきましては、介護給付費の支払金に充てるため、介護保険介護給付費支払準備基金から200万円を繰り入れたものでございます。

次に、７款繰越金につきましては、8,225万9,127円を前年度から繰り越したものでございます。

314、315ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、予算現額15億4,436万4,000円、調定額15億1,297万9,090円に対して、収入済額は15億810万7,698円となっております。

続きまして、316、317ページをお願いいたします。歳出でございますが、１款総務費は、支出済額1,627万3,443円で、介護保険事業運営に係る事務執行経費でございます。このうち３項介護認定審査会費の1,347万205円につきましては、比企広域市町村圏組合への負担金及び主治医意見書の作成手数料等でございます。

318、319ページをお願いいたします。２款保険給付費は、支出済額12億8,419万6,346円で、前年度比1,862万4,617円、1.5％の増で、歳出決算額の95.1％を占めております。

１項介護サービス等諸費のうち、１目の居宅介護サービス給付費４億9,957万8,121円は、指定居宅介護サービス事業者が要介護者に提供したサービス費用の９割から７割を給付したもので、利用者は年度末現在518人でございます。

320、321ページをお願いいたします。３目地域密着型介護サービス給付費につきましては、支出済額が１億3,896万1,315円で、地域密着型介護サービス事業者が要介護者に提供したサービス費用の９割から７割を給付したもので、利用者は年度末現在68人でございます。

５目施設介護サービス給付費につきましては、支出済額が４億7,983万7,751円で、利用者は年度末現在159人でございます。

９目居宅介護サービス計画給付費は、支出済額6,601万1,984円で、居宅介護支援事業者が要介護者のケアプランを作成した費用の10割を給付したもので、件数は延べ4,630件でございます。

２項の介護予防サービス等諸費につきましては、支出済額1,366万6,581円で、これは介護認定審査の結果、要支援１または２と判定された方に対し、状態の改善と悪化予防のためのサービスを提供したものでございます。

322、323ページをお願いいたします。１目の介護予防サービス給付費927万4,967円

は、指定居宅介護予防サービス事業者が要支援者に提供したサービス費用の９割から７割を給付したもので、利用者は年度末現在52人でございます。

５目の介護予防サービス計画給付費は、支出済額228万7,510円で、介護予防支援事業者が要支援者のケアプランを作成した費用の10割を給付したもので、件数は延べ520件でございます。

324、325ページをお願いいたします。４項高額介護サービス等費の支出済額3,281万3,160円につきましては、利用者負担額が高額になった場合にサービス利用料を軽減する制度で、一定の負担額を超えた分につきまして償還払いで交付したもので、総数は2,616件でございます。

５項高額医療合算介護サービス等費の支出済額487万9,305円につきましては、医療保険の一部負担金並びに介護保険の利用者の負担の１年間の総額が一定額を超えた分につきまして償還払いで交付したもので、総数は152件でございます。

６項特定入所者介護サービス等費の支出済額4,048万8,777円につきましては、介護保険施設における低所得者の食費と居住費の負担限度額を超えた部分につきまして給付したもので、総数は2,358件でございます。

326、327ページをお願いいたします。３款地域支援事業費１項１目介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額969万4,531円につきましては、総合事業に係る経費で、第１号訪問事業、第１号通所事業等を行ったものでございます。

328ページ、329ページをお願いいたします。３目一般介護予防事業費の支出済額556万9,937円につきましては、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象に、やすらぎトレーニング事業、地域介護予防支援事業や地域リハビリテーション活動支援事業、脳の健康教室事業等、介護予防のための多様な事業を実施したものでございます。

332、333ページをお願いいたします。２項包括的支援事業・任意事業費の主なものといたしまして、334、335ページの４目任意事業費の支出済額217万2,046円は、配食サービス事業等、高齢者への地域における自立した日常生活の支援に係る事業を行ったものでございます。

また、５目生活支援体制整備事業費の支出済額435万2,886円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に推進していくために必要なサービスの発掘や、開発等を行う生活支援コーディネーター業務委託料及び高齢者の居場所づくり事業補

助金が主なものでございます。

336、337ページをお願いいたします。４款１項１目介護保険介護給付費支払準備基金積立金４万911円につきましては、支払準備基金の預金利息を積み立てたものでございます。なお、令和２年度末の基金残高は１億5,889万2,259円となっております。

次に、５款諸支出金につきましては、支出済額2,361万5,485円で、主なものといたしましては、令和元年度決算における精算分といたしまして、国、県支払基金への返還金並びに一般会計繰出金でございます。

338、339ページをお願いいたします。支出合計は、予算現額15億4,436万4,000円に対して、支出済額13億5,074万3,485円、不用額は１億9,362万515円で、執行率は87.5％でございました。

340ページをお願いいたします。最後に、実質収支に関する調書でございますが、３の歳入歳出差引額は１億5,736万4,213円で、５の実質収支額も同額でございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　続いて、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算について細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、認定第５号　令和２年度嵐山町水道事業会計決算認定につきまして細部をご説明申し上げます。

決算書の354ページ、355ページをお願いいたします。令和２年度嵐山町水道事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出の収入でございます。１款事業収益は、決算額が５億2,003万9,705円でございます。内訳といたしますと、１項営業収益は水道料金、加入金などの収入が４億4,605万9,164円で、前年度と比較して286万2,836円の減となっております。

次に、２項営業外収益は5,860万541円でございます。３項特別利益は、貸倒引当金及び退職給付引当金戻入といたしまして1,538万円でございます。

次に、支出でございます。１款事業費用の決算額が４億1,935万6,137円でございます。内訳につきましては、１項営業費用の決算額は３億9,711万167円、２項企業債利息等の営業外費用は2,210万3,255円、３項特別損失は過年度損益修正損として14万2,715円でございます。

続きまして、356、357ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、最

初に収入でございます。１款資本的収入につきましてはございませんでした。

次に、支出でございます。１款資本的支出の決算額は１億3,039万317円でございます。内訳の１項建設改良費につきましては、決算額が9,825万3,152円、地方公営企業法第26条の規定による翌年度繰越額は9,264万4,000円でございます。

２項企業債償還金は3,213万7,165円でございます。前年度の決算と比較しまして、１億2,886万1,545円の減となっております。

なお、欄外の記載でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億3,039万317円は、減債基金から3,210万円、建設改良積立金から840万円、過年度損益勘定留保資金から8,174万1,877円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額814万8,440円で補てんをさせていただいたものでございます。

次に、359ページをお願いいたします。損益計算書でございます。金額につきましては税抜き表示となっております。１の営業収益は、（１）の給水収益から（２）のその他営業収益までの収益合計額が４億565万2,390円となりました。

２の営業費用は、（１）の原水及び浄水費から（５）の資産減耗費までの営業費用合計額といたしまして３億8,252万7,890円となり、営業利益は2,312万4,500円となりました。

３の営業外費用は、（１）の受取利息及び配当金から（４）の他会計補助金までの合計額が5,847万9,998円となりました。

４の営業外費用は、（１）の支払利息から（２）の雑支出の合計が465万1,355円となりました。

３の営業外収益から４の営業外費用を差し引いた額は5,382万8,643円となり、営業利益と合わせました経常利益といたしましては7,695万3,143円となりました。

５の特別利益は、その他特別利益といたしまして、退職給付引当金戻入額等合計1,538万円でございます。

６の特別損失は、（１）の過年度損益修正損といたしまして14万2,715円でございます。

５の特別利益と６の特別損失の差額は1,523万7,285円であり、経常利益の7,695万3,143円から特別利益と特別損失の差額を足しますと、当年度純利益といたしまして9,219万428円となり、前年度の当年度純利益と比較しますと1,094万188円の増となりました。

次に、前年度繰越利益剰余金は８万2,522円でございます。その他未処分利益剰余金変動額につきましては4,050万円となります。結果、当年度未処分利益剰余金といたしましては１億3,277万2,950円となっております。

続きまして、360、361ページをお願いいたします。剰余金計算書でございますが、令和２年度末の状況についてご説明申し上げます。初めに資本金でございますが、当年度中の変動はなく、年度末残高は37億5,020万3,214円でございます。

次に、資本剰余金においても、受贈財産評価額から国庫補助金までの全てにおいて変動はなく、当年度末残高は前年同様の２億3,376万124円でございます。

次に、利益剰余金でございますが、うち減債積立金及び建設改良積立金につきましては、資本的収入及び支出において補てんをしております。その額が減債積立金は3,210万円、建設改良積立金は840万円でございます。これらにより、未処分利益剰余金の当年度変動額が１億3,269万428円となり、当年度末残高は１億3,277万2,950円となります。

利益剰余金合計の当年度末残高は２億7,257万2,950円でありまして、資本金及び資本剰余金並びに利益剰余金の合計であります資本全体の合計額の当年度末残高は、42億5,653万6,288円となるものでございます。

続きまして、剰余金処分計算書の案でございます。処分案につきましては、改めてご審議いただく予定となっておりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高１億3,277万2,950円のうち、減債積立金へ3,220万円、建設改良積立金へ2,430万円を積み立てて、自己資本金へ7,620万7,786円を組み入れる案としております。

次に、372ページをお願いいたします。令和２年度の重要契約につきまして記載をしております。水道システム運用保守業務委託をはじめ、全体で15件でございます。

379ページをお願いいたします。上段の企業債明細書でございます。企業債の未償還残高は合計９件で、9,915万7,412円となっております。

その他、362、363ページの貸借対照表並びに365ページからの決算附属書類につきましては、後ほどご高覧いただければと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、認定第６号　令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定につきまして細部をご説明申し上げます。

決算書の384ページ、385ページをお願いいたします。令和２年度嵐山町下水道事業

決算報告書でございます。初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。１款事業収益は、決算額が６億1,946万4,671円でございます。内訳といたしますと、１項営業収益は下水道使用料などの収入が３億2,359万8,069円で、前年度と比較いたしまして1,797万円ほどの減となっております。２項営業外収益は２億9,586万6,602円でございます。３項特別利益につきましてはございません。

次に、支出でございます。１款事業費用の決算額が５億9,765万5,459円でございます。内訳につきましては、１項営業費用が５億3,928万3,364円、２項営業外費用は5,342万4,736円、３項特別損失は494万7,359円でございます。公共下水道並びに浄化槽事業中の各引当金繰入額及び令和元年度分消費税に対する額でございます。

続きまして、386、387ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。１款資本的収入の決算額は１億7,834万360円でございます。内訳の企業債につきましては、決算額が6,070万円、他会計補助金は１億806万6,000円でございます。３項補助金は787万3,000円、４項負担金等は170万1,360円でございます。

次に、支出でございます。１款資本的支出の決算額は２億5,299万7,946円でございます。内訳の１項建設改良費につきましては、流域下水道建設費負担金で、決算額が2,387万3,471円、２項町管理型浄化槽の固定資産購入費は1,635万1,000円でございます。３項企業債償還金は２億1,277万3,475円でございます。前年度の決算額と比較いたしまして480万円の減となっております。

なお、欄外の記載でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,481万640円は、当年度損益勘定留保資金で2,505万3,269円、当年度引継金で4,975万7,371円を補てんさせていただいたものでございます。

389ページをお願いいたします。損益計算書でございます。金額につきましては税抜き表示となっております。１の営業収益は、（１）の下水道使用料から（３）のその他営業収益までの収益合計額が２億9,418万3,870円となりました。

２の営業費用は、（１）の管渠費から（６）の資産減耗費までの合計額といたしまして５億1,462万4,553円となり、営業損失は２億2,044万683円となっております。

３の営業外収益は、（１）の受取利息及び配当金から（５）の雑収益までの合計額が２億9,588万7,928円となりました。

４の営業外費用は、（１）の支払利息及び企業債取扱諸費から（２）の雑支出までの合計額が4,625万9,306円となりました。

３の営業外収益から４の営業外費用を差し引いた額は２億4,962万8,622円となり、経常利益といたしましては2,918万7,939円となりました。

５の特別利益は、その他特別利益につきましては、企業会計開始初年度のため該当がございません。

６の特別損失は、（１）過年度損益修正損から（２）その他特別損失までの合計額で、494万7,359円でございます。

５の特別利益と６の特別損失の差は494万7,359円であり、経常利益の2,918万7,939円から特別利益と特別損失の差額を足しますと、当年度純利益といたしまして2,424万580円となりました。

企業会計開始初年度であるため、前年度繰越利益剰余金及び未処分利益剰余金変動額はございませんので、結果、当年度未処分利益剰余金につきましては、当年度純利益と同額の2,424万580円となっております。

次に、390、391ページをお願いいたします。剰余金計算書でございますが、令和２年度末の状況についてご説明申し上げます。初めに資本金でございますが、企業会計開始初年度の地方公営企業法適用に伴う移行処理により当年度変動額としておりまして、年度末残高は８億8,313万7,608円でございます。

同様に、資本剰余金においても、受贈財産評価額から国庫補助金まで全てにおいて初年度につき該当はございません。

次に、利益剰余金でございますが、当年度の未処分利益剰余金のみでありまして、当年度変動額がそのまま年度末残高の2,424万580円となっており、資本全体の合計額の当年度末残高は、資本金と利益剰余金を合わせた９億737万8,188円となるものでございます。

続きまして、下段の剰余金処分計算書の案でございます。処分案につきましては、改めてご審議をいただく予定となっておりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高2,424万580円のうち、減債基金へ1,939万2,000円、建設改良積立金へ484万8,000円を積み立てる案としてございます。

次に、403ページをお願いいたします。令和２年度の重要契約について記載をしております。マンホールポンプ清掃業務委託をはじめ、全体では７件でございます。

408ページ、409ページをお願いいたします。企業債明細書でございます。企業債の未償還残高は合計115件で、20億3,266万1,302円となっております。

その他、392、393ページの貸借対照表並びに397ページからの決算附属書類につきましては、後ほどご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　次に、監査委員から監査結果の報告を求めます。

堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員　議長の許可をいただきましたので、令和２年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の６会計及び定額基金の運用状況につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る７月19日から７月30日までの間、主に役場205会議室におきまして大野監査委員とともに実施いたしました。

審査結果でありますが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業、下水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類に照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

それでは、一般会計及び各特別会計における決算審査の意見を述べさせていただきます。

令和２年度の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により大変厳しい状況で、経済の水準はコロナ前を下回った状況にとどまりました。こうした中、政府は感染症の拡大防止対策、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など、安全安心の確保を柱とする国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を作成し、各種支援対策を講じてきました。緊急事態宣言に基づいて、感染拡大を抑えることを最優先に対策を徹底し、総合経済対策の着実な執行による各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されます。

そうした中で、嵐山町の財政については前年度と比べ、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税は増収、個人住民税、法人住民税は減収となり、結果として町税全体では

約540万円の減収となりました。また、令和２年度の地方交付税につきましては８億3,742万8,000円で、前年度より7,635万9,000円の増額となりました。コロナ対策として大型の国庫補助事業の実施により、歳入に占める自主財源は39.4％、また総額は前年比3.1％の減となり、依然として厳しい状況下での財政運営が続くものと思われます。

また、コロナ禍を契機として、行政手続や事務処理の面でデジタル化が一段と進むことが予想されます。そして、多岐にわたる課題に正面から向き合わなければなりません。そのため特に申し上げたいことは、第１に、各課の抱える課題を吸い上げ、横断的に各課を調整する人材、セクションの設置を提言します。第２に、今後公共施設、インフラ施設の老朽化による更新費用の急増が見込まれます。公共施設等の更新費用を財源収支見通しにしっかりと反映していく必要があります。

コロナ禍で否応なく変化を受け入れることとなった私たちには、変化を受け入れる素養が得られたのも事実ではないでしょうか。これを好機と捉え、従来の仕事のやり方や組織、ルールを見直し、常に最適かどうかを点検し、町民の負託に応えていただくよう願っております。

続きまして、水道事業会計における決算審査の意見を述べさせていただきます。

令和２年度は元年度と比べて、年間総配水量は増加、給水人口、総有収水量及び有収率は減少しましたが、当年度純利益は約9,219万円が確保されています。安定供給、安心安全な水道水、そして安価であることが住みやすい町として重要な点であると考えます。今後も設備の更新など計画的に実施し、これまで同様、水道事業の適正な運営に努めていただくよう希望いたします。

次に、下水道事業会計における決算審査の意見を述べさせていただきます。

管路や施設の老朽化が進み、計画的に点検、調査、修繕、更新工事を行っていくことが求められます。今後も設備の更新など計画的に実施し、下水道事業の適正な運営に努めていただくよう希望します。

以上、６会計についての審査結果をご報告いたしました。申し上げるまでもありませんが、地方自治体における行政はサービス事業です。これからも奉仕の精神で、住民サービスの向上に努めるよう希望いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告の全てが終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、決算議案６件を一括して行います。

どうぞ。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を２時45分といたします。

休　　憩　午後　２時３０分

再　　開　午後　２時４５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

堀江代表監査委員、大野監査委員におかれましては、長時間にわたり大変ありがとうございました。堀江代表監査委員におかれましては、先ほどの時点でご退席いただきました。

◎議案第４６号、議案第４７号の上程、説明、質疑

○森　一人議長　それでは、日程第14、議案第46号　令和２年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第15、議案第47号　令和２年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上２件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第46号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、令和２年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件でございます。地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、令和２年度嵐山町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第47号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第47号は、令和２年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

の件でございます。地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、令和２年度嵐山町下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第46号の細部説明を申し上げます。

議案書の裏面をお願いいたします。令和２年度嵐山町水道事業剰余金処分計算書の案でございます。未処分利益剰余金当年度末残高１億3,277万2,950円のうち、議会の議決によります処分額といたしまして、１億3,270万7,786円の処分についてご提案をさせていただくものでございます。処分額の内容といたしましては、自己資本金への組入れとして7,620万7,786円を、そのほか減債積立金に3,220万円を、建設改良積立金に2,430万円をそれぞれ積み立て、処分後の残高を６万5,164円とするものでございます。

なお、この６万5,164円につきましては、繰越利益剰余金となるものでございます。

続きまして、議案第47号の細部のご説明を申し上げます。

議案書の裏面をお願いいたします。令和２年度嵐山町下水道事業剰余金処分計算書の案でございます。未処分利益剰余金当年度末残高2,424万580円のうち、議会の議決によります処分額といたしまして、2,424万円の処分についてご提案をさせていただくものでございます。処分額の内容といたしましては、減債積立金に1,939万2,000円を、建設改良積立金に484万8,000円をそれぞれ積み立て、処分後の残高を580円とするものでございます。

なお、この580円につきましては、繰越利益剰余金となるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

をいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○森　一人議長　お諮りいたします。

本決算認定６件並びに議案第46号及び議案第47号の審査に当たっては、会議規則第39条第１項の規定により10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、本決算認定６件並びに議案第46号及び議案第47号は、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました本決算認定６件並びに議案第46号及び議案第47号につきましては、会議規則第46条第１項の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、本決算認定６件並びに議案第46号及び議案第47号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○森　一人議長　続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　２時５２分

再　　開　午後　３時０８分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○森　一人議長　先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、松本美子議員、副委員長、小林智議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会の委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

松本委員長。

○松本美子決算審査特別委員長　ただいまは、皆様方のご推挙、あるいは慣例というような形もございまして、決算審査特別委員会の委員長に就任をさせていただきました。

皆様のご協力をいただきまして、スムーズなる決算審査ができますように、よろしくどうぞお願いをいたします。

◎議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第16、議案第38号　嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第38号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第38号は、嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　それでは、議案第38号の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案第38号は、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律の一部改正によりまして、令和３年９月１日から地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものと規定がなされました。これに伴いまして、現在本町におきまして徴収しているマイナンバーカードの再交付に係る手数料については、同日以降、地方公共団体情報システム機構が徴収することとなるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第２条に手数料の種類及び金額を規定しておりますが、第２条中の表の手数料の種類の部35の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カードの再交付手数料、こちらを廃止をし、以下、順次繰り上げるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を令和３年９月１日とするものでございます。

以上、議案第38号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そうしますと、今までお金を嵐山町が取っていたものが、どこと言ったのかな、ちょっともう一度おっしゃっていただきたいのですけれども、そこが徴収するということですよね、今のご説明ですと。嵐山町はもう関わらないという、こういうことでよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　お答えをさせていただきます。

実務上は、嵐山町が窓口となって再発行していくわけでございますが、手数料につきましては、地方公共団体情報システム機構、いわゆるＪ―ＬＩＳでございますが、こちらと委託契約を結びまして、嵐山町では事務を行うと。ただ、手数料についてはＪ―ＬＩＳが徴収権者という形になるものでございます。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そうすると、手間だけ町の職員はかかってしまうわけですね、

そういうことになりますよね。お金だけ取られてしまうと、そういうことですよね。何かちょっと言い方悪いですけれども、面白くないなって思うのですけれども、やっぱり手間かかるわけですから、お金取るというのは管理もしなければならないわけですから。嵐山町に少し落ちるお金というのはないのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　お答えをさせていただきます。

今回、法の規定で改めてこのような規定が定められたということでございます。事務的には嵐山町が行いますが、この経費については、先ほど申し上げましたＪ―ＬＩＳのほうに入ると、町の収入はないということでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　よろしいですか。

ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　これは機関委任事務になるのですか、これよく分からないのですけれども。それと、今までに再発行というのはどの程度あったのか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長　それでは、内容が町民課に関わるものですので、私からお答えさせていただきます。

こちらの委任に関しましては、法に基づきまして、７月２日に地方公共団体情報システム機構より委託の依頼がございました。その依頼に応じまして、令和３年７月16日に嵐山町といたしまして、再交付手数料を徴収する委託契約を結んでおります。

委託経費につきましては法律に基づくものでございまして、特に徴収した全額を一旦歳入歳出外現金に保管し、年度末にＪ―ＬＩＳへまとめて納付するものとなっております。

従前におきましても、この800円徴収しました再交付手数料につきましては、年度末に精算をしてマイナンバーカードの交付金、国庫補助金のほうで、その分町で徴収しました手数料分を差し引いた金額が、補助金が交付されておりましたので、従前に

おきましても町で徴収はしておりましたが、その分補助金を減額されておりましたので、町にとってプラスになっていることはございませんでした。

先ほどマイナンバーカードの再交付の件数がどのくらいあるかということでございますが、マイナンバーカードの近年の再交付の件数につきましては、令和元年度で13件、令和２年度におきまして20件、今年度８月現在で11件ございます。今後、９月以降の再交付につきましては、同じ金額を徴収させていただきますが、町の歳入とはせず、一旦歳入歳出外現金のほうに保管させていただくという形になります。

以上でございます。

○森　一人議長　よろしいですか。

〔「私の答弁に補助金の話はしてなかったから」と言う人あり〕

○森　一人議長　答弁漏れ。

〔「補助金が来るとかなんとか言ってなかったからね。ちょっとそのことを」と言う人あり〕

○森　一人議長　それでは、改めて青木参事のほうより答弁をいただきたいと思います。

〔「そう。だって、全然お金が来るような話じゃなかったからね」と言う人あり〕

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　お答えをさせていただきます。

ただいまの町民課長からの答弁の内容では、再交付手数料としていただいたものを控除して補助金が交付されるということでございますので、実質的には、従前も町のものではなかったというようなことでございます。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　今のお話ですと、７月２日に委託の依頼のお話があったというお話でしたけれども、今回これ９月１日から施行になっているわけですけれども、議会が早く始まっているところと、場所によっては９月の７日から始まるところとか

あるのですけれども、そういうところはどのようにしているのか、そんなよそのこと分からないと思うのですけれども、ちょっと確認をしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今回条例の公布日が令和３年５月19日であったこと、また地方公共団体情報システム機構との委託契約が６月議会閉会前にはできていなかったため、９月議会での上程になりました。

今回８月中に、本日審議していただくことになりましたので、９月１日からの条件改正に間に合いまして大変ありがたく思っておりますが、もし９月になって議会が始まり上程が９月になったとしても、町の条例とＪ―ＬＩＳとの契約が並行してあることになりますが、委託契約のほうが法におきまして優先されますので、実質的には、もしその時点で再交付があったとしても、Ｊ―ＬＩＳとの委託契約を優先させていただくということになりますので、ほかの団体さんでもそのように実質的になされると聞いております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第38号　嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○森　一人議長　日程第17、議案第45号　滑川町の公の施設の区域外設置に関する協議についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第45号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、滑川町の公の施設の区域外設置に関する協議についての件でございます。滑川町の公の施設の区域外設置に関し、地方自治法第244条の３第３項の規定により協議するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長に細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、議案第45号について細部の説明をさせていただきます。

議案第45号は、滑川町の公の施設の区域外設置に関する協議についてでございます。令和３年７月27日、滑川町から滑川町の町道第8702号線について、嵐山町の区域内の部分について道路として使用するため事前協議がなされましたので、議決を求めるものでございます。

本道路部分におきましては、道路幅員が４メーターなく、建築基準法において建物が建築できる基準を満たしていないとのことでございます。道路構造物等の状況によりまして、滑川町としましては嵐山町の境界を越えて建築できる基準である幅員４メーターある道路として使用したいとの事前協議がなされました。その事前協議に基づきまして、公の施設の区域外設置に関する規定を定めた地方自治法第244条の３に基づき、議決を求めるものでございます。

協議場所につきましては、嵐山町大字川島字長山1769番の１の一部約10平米部分でございます。

なお、施設の設置及び維持管理に関する経費につきましては、事前協議書の２ページにある協定書案のとおり、滑川町が負担することとしております。

今後の予定としましては、嵐山町、滑川町双方の議決をいただきました後、滑川町から本協定書に基づく協議が行われ、協議が成立した後、道路として使用されるもの

でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　どうしてこういうことになったのかという経緯はお聞きしているのでしょうか。あそこは区画されているところですよね、道路幅４メートルが確保できるように区画整理で設計していっているのではないかなと思うのですけれども。それが、設計段階で間違ったのか、工事段階で間違ったのか、その辺の経緯をお聞きしているのかどうか、１点目伺いたいと思います。

それから、この土地というのは嵐山町の、これは個人の土地になるのですか、町の土地なのですか。もし個人の土地であれば、その方はご了承というか、了解しているのか、伺いたいと思います。

それから、その面積分、これはどういうふうなことで決着つける、お金で決着つけるということなのかどうか、それであれば幾らぐらいになるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

この場所につきましては、滑川町の月輪土地区画整理組合のほうで施行した、組合事業で行ったということでございます。現在、滑川町のほうでも調査したところ、原因のほうはちょっと分からなかったということでございます。ただ、現状として４メーターないので、こういう形で道路として使用したいということでございました。

また、場所につきましては、土地につきましては滑川町さんの個人の土地でございまして、その個人の方についてはご了承を得ているということでございます。

また、土地につきましては、滑川町のほうで多分買収するのかなと思いますので、その点につきましては単価等は聞いておりません。

以上でございます。

○森　一人議長　これご承知おきしていると思いますが、総務経済に付託する予定でご

ざいますが、まだございますか。

○10番（川口浩史議員）　ちょっと今ので。

○森　一人議長　確認ですね。

○10番（川口浩史議員）　確認だけです。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　滑川町の方が土地を持っていると、これ嵐山町の土地を滑川町の方が持っているというわけなのですか、その方がもう了解しているということなのですか、ちょっと確認なので。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　大変失礼しました。土地につきましては嵐山町の土地ですけれども、所有者は滑川町の町民の方でございまして、その方については滑川町のほうから、ご了承を得ているということでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号につきましては、会議規則第39条第１項の規定により総務経済常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第45号につきましては、会議規則第46条第１項の規定により、今会期中に審査を終わらせるよう期限をつけることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○森　一人議長　お諮りいたします。

議事の都合により、８月30日、31日を休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、８月30日、31日を休会とすることに決しました。

◎散会の宣言

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時２８分）

令和３年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

９月１日（水）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第２番議員　　山　田　良　秋　議員

第６番議員　　大　野　敏　行　議員

第11番議員　　松　本　美　子　議員

第10番議員　　川　口　浩　史　議員

○出席議員（１２名）

１番　小　林　　智　議員	２番　山　田　良　秋　議員
３番　狄　守　勝　義　議員	４番　藤　野　和　美　議員
６番　大　野　敏　行　議員	７番　畠　山　美　幸　議員
８番　長　島　邦　夫　議員	９番　青　柳　賢　治　議員
１０番　川　口　浩　史　議員	１１番　松　本　美　子　議員
１２番　渋　谷　登美子　議員	１３番　森　　一　人　議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅　原　浩　行
書　　記	安　在　洋　子

○説明のための出席者

佐久間　孝　光	町　　長
髙　橋　兼　次	副　町　長
福　嶋　啓　太	技　　監
青　木　　務	参事兼総務課長
馬　橋　　透	地域支援課長
萩　原　政　則	健康いきいき課長
近　藤　久　代	長寿生きがい課長
藤　原　　実	環境課長
杉　田　哲　男	農政課長
藤　永　政　昭	企業支援課長
伊　藤　恵一郎	まちづくり整備課長
清　水　延　昭	上下水道課長
奥　田　定　男	教　育　長
村　上　伸　二	教育委員会事務局長

杉　田　哲　男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和３年第３回嵐山町議会定例会第６日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第５号　令和４年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いの写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和２年度歳入歳出決算書財産に関する調書の訂正表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○森　一人議長　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇　山　田　良　秋　議　員

○森　一人議長　それでは、本日最初の一般質問は、受付番号１番、議席番号２番、山田良秋議員。

質問事項１のワクチン接種についてです。どうぞ。

○２番（山田良秋議員）　議席番号２番、山田良秋、議長のお指名をいただきましたので質問します。

なお、コロナ感染状況、日々変化しております。また昨日、町から説明を受けました。重複する部分もあると思いますが、よろしくお願いします。提出は８月９日でした。

１番、ワクチン接種について。人間、地球上で一番高い知能を持った動物です。一方、動物は個体数が増え過ぎると、自然と減少する傾向があります。今、全世界を震撼している新型コロナの感染者数は、急速に増加しています。

去る７月19日には、河野太郎行政改革担当相がテレビ番組で、新型コロナウイルスワクチン接種の達成率について、最終的には６割以上になるとの見通しを示しました。さらに、多くの国で接種率が６割に達してから横ばいになる傾向があるが、日本もそこまではいけると述べていました。あわせて、接種に不安を抱える若者もいると指摘していました。

そのような中、菅首相は７月30日、８月下旬には国民の６割が１回目、４割が２回目の接種を終えるとの新たな目標を示しました。しかし、現在極めて感染力が高く、５割を占めるデルタ株の猛威で局面も変化しています。今できる現実的な対応として、ワクチン接種率の向上と感染防止対策、距離、時間、マスクの周知徹底は急務となっています。本町においても、接種事務作業を円滑に進めていただき、感染防止対策の周知徹底など、遺漏なき対応を強く期待するところです。以下、質問します。

（１）、現在の嵐山町の接種状況、副反応について伺います。

（２）、接種の今後の見通しを伺います。

（３）、接種の今後の啓蒙を伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）、（３）の答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　それでは、ワクチン接種について答弁いたします。

質問項目１の（１）についてお答えします。国のワクチン接種記録システム（ＶＲＳ）による８月11日時点の嵐山町の接種状況でございますが、65歳以上の方が対象者6,208人で、１回目85.6％、5,317人、２回目83.9％、5,207人、また町全体では対象者１万6,563人で、１回目55.8％、9,248人、２回目42.3％、6,998人となっておりま

す。

副反応につきましては、厚生労働省による報告によりますと、最も多かったのは発熱が14.3％、次に倦怠感9.2％、頭痛8.3％という報告となっております。嵐山町の集団接種では、接種終了後の経過観察中において、かゆみ、手指のしびれ、目まい等を訴えた方がおられました。

続きまして、質問項目１の（２）についてお答えします。今後の接種予定につきましては、19歳以上の方が第３クールとして10月４日まで、18歳以下及び19歳以上で未接種の方は第４クールとして10月５日から11月15日に接種スケジュールを調整し、この第４クールで嵐山町の対象者の方が全て終了する予定でございます。

また、何らかの理由で接種できなかった方の接種機会の確保について、検討しているところでございます。

続きまして、質問項目１の（３）についてお答えします。今後の啓蒙につきまして、引き続き該当者への通知や広報、町ホームページでお知らせしていきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第２番、山田良秋議員。

○２番（山田良秋議員）　どうもありがとうございました。副反応につきましては、厚労省の報告によるということでよろしいのですね、はい。

それでは、再質問ということでよろしいですか。

○森　一人議長　どうぞ。

○２番（山田良秋議員）　過日、町長さんから19歳以上が接種可能というお知らせいただきました。

１つ目として、町の接種の年齢区分というのは大体つかめていますかが１つです。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　議員さん指摘の件は、例えば50代が何％、40代が何％ということかと思いますが、今現在各年齢代における率は出しておりません。

今、答弁の中では８月11日現在のというお話をしましたが、直近についてもう一度申し上げたいと思います。８月30日現在で、国のＶＲＳシステム及び町の予約システムで、まだＶＲＳシステムに入っていない人も混ぜますと、65歳以上の方、１回目接種が終わっている方が5,414人、87.2％でございます。２回目5,299人、85.4％でござ

います。これが65歳以上の方です。

あと、年齢別には集計しておりませんが、同じく８月30日現在で、町全体で１回目が60.4％、２回接種の方が55.2％という状況になっています。個々の何十代が幾つというのは、今現在集計しておりません。

以上でございます。

○森　一人議長　第２番、山田良秋議員。

○２番（山田良秋議員）　どうもありがとうございました。菅首相が言っていた予想が、大体同じようになっているということです。

では、次ですけれども、また（１）に関してですけれども、デルタ株のような変異株も発生しています。これからギリシャ文字のオンパレードにならなければいいなと思っています。

そこで、ワクチン接種を２回受けて、新型コロナに感染したというような例があるかどうか、町で把握しているかどうかということの質問です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　２回接種後に感染された方ということですが、町のほうでは情報はもらっておりません。

以上です。

○森　一人議長　第２番、山田良秋議員。

○２番（山田良秋議員）　ありがとうございました。

それから、（２）に関してです。県内外の事業所に勤めている町民に対してのワクチン接種のお知らせのダブりなんていうのはあるのですか。県外の、あるいは嵐山町以外の企業に勤めていて、お知らせがそちらから勝手に届くというようなことはないですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　職域接種の件だと思うのですけれども、まず町からの通知は、もちろん町から出る通知は町民の方が対象となっています。

職域接種につきましては、そこの職場、学校等で働いていたりする方に通知が行くと思いますので、全く関係ないところから来るということはないかと思います。

○森　一人議長　第２番、山田良秋議員。

○２番（山田良秋議員）　分かりました。ありがとうございます。

最後に、今回の町のワクチン接種で問題点等はありましたか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　今先ほど接種率申し上げましたけれども、標準よりちょっと接種率高いかなというふうに思っています。これも、町内の医療機関の先生方の協力があって進んでおりまして、集団接種についても何ら問題もなく進んでおりますので、特に問題点があったとか、そういうことは感じておりません。

以上です。

○森　一人議長　第２番、山田良秋議員。

○２番（山田良秋議員）　分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、２番目の質問に入らせていただきます。町の表彰制度についてです。厳しいコロナ禍にあって、不安の中、断行された今回の東京オリンピックの日本人の活躍は、すばらしいものがあります。競技、種目数が増えたとはいえ、日本選手が獲得したメダル数は過去最高となりました。出場選手全員の頑張りは、我々に夢と感動を与えてくれました。近隣市町村の選手もメダルを獲得し、閉塞したコロナ禍にあって、今回のオリンピックは人々に光を与えてくれました。

さて、嵐山町の表彰制度について伺います。表彰には、町独自で行うものと、国や県の伝達表彰などがあります。表彰は、優れた行いや成績を褒めて、広く世間に知らせることです。よい言葉は見つかりませんが、あまりお金をかけないで人の労をねぎらう方法として、表彰制度はすばらしいことだと思っております。

町でも多くの表彰が行われています。町長が叙勲を受けた人の伝達表彰を行い、広報紙などで紹介し、町民こぞって祝う方法も取っています。また、町独自で、町長名や教育長名等で授与する表彰もあります。表彰を受けるほとんどの人が素直に喜びます。過去、学校現場で、みんな頑張っているのだから一部の児童生徒だけ評価し、表彰対象とするのはよくないという風潮がありました。年配の方はご記憶があると思います。その後、数学の算数、数学分野でも、九九を丸暗記するのはよくないという主張がまかり通りました。しかし、表彰制度も九九の丸暗記も、今の時代のように改善され、現在に至っています。

現在コロナ禍にあって、多くの人を一堂に集めた表彰式は困難な時代ですが、町民の各分野での活躍を祝い称賛し、町民の活力を引き出すために、以下お尋ねします。

（１）、学校を除き、各課で実施している表彰の種類を教えてください。

（２）、現在検討している新たな表彰制度はありますか。

（３）、過去、まち一番という表彰がありました。廃止の経緯を教えてください。

以上です。

○森　一人議長　順次、答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）について、青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

協働のまちづくりの推進は、多くの町民や団体の皆様のお力添えなくしては、成し遂げることができません。町では、嵐山町表彰条例に基づき、町の発展のために貢献された個人や団体に対して、表彰状もしくは感謝状を贈呈しております。

表彰の基準といたしましては、地方自治、産業、教育、文化・スポーツ、社会福祉、保健衛生、青少年健全育成、交通安全、環境及び優れた善行と幅広い分野における功績を対象とし、各課をはじめ、地域、関係団体等から推薦のあった候補者について、功績表彰審査委員会において審査し、被表彰者を決定しております。表彰の種類につきましては、嵐山町表彰条例施行規則の別表におきまして、表彰の基準ごとに対象となる職名、在職年数等の細部につきまして規定をしております。

次に、質問項目２の（２）につきましてお答えをさせていただきます。条例第３条の表彰の基準では、幅広い分野における功績を規定し、またその他特に表彰に値すると認められる場合を対象とする規定がありますので、新たな表彰制度を設ける考えはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（１）について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　それでは、質問項目２の（１）についてお答えいたします。

嵐山町スポーツ振興基金運用基準に基づき、スポーツ分野で優秀な成績を収めた選手、または団体並びにスポーツの振興に寄与した方を嵐山町スポーツ賞として、５月に実施している嵐山町ヘルシースポーツフェスティバルと10月に実施されている嵐山

町町民体育祭において表彰しています。

現在、嵐山町スポーツ賞を功労賞、栄光賞、優秀選手賞の３種類に分類し、功労賞はスポーツの指導者、栄光賞、優秀選手賞は全国大会や国際大会等に出場し活躍された方や、県大会で優勝された方などを対象としています。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（３）について、馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　それでは、質問項目２の（３）につきましてお答えいたします。

嵐山町まち一番は、町民に話題を提供し、ふるさと意識の高揚等を図る目的で平成２年度から登録を開始し、第１集は毎戸配布も実施いたしました。自治体が行うイベントとしてはユニークな好企画としてマスコミ等にも取り上げられるなど、好評を得ることができました。その後版を重ね、平成15年度の第10回をもって登録を終了いたしました。

廃止の経緯といたしましては明確ではございませんが、申請件数が減少傾向になったことや、区切りよく10回できたこともあり、当初の目的をある程度達成できたため事業の見直しを行ったものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第２番、山田良秋議員。

○２番（山田良秋議員）　どうもありがとうございました。町の嵐山町表彰条例に基づいて、積極的にやっているということで伺いました。

では、再質問ということでお願いします。

○森　一人議長　どうぞ。

○２番（山田良秋議員）　（１）、（２）を通しての再質問です。各表彰制度があって、表彰状や感謝状が町民に授与されるということです。表彰を受ける人の中には、表彰状で部屋いっぱいで、そのまま押し入れなどにしまってしまうという人も多いと思います、今の家の構造からして。

提案なのですけれども、表彰状ではなくて小さなレプリカ、簡単な盾のようなもの、費用は賞状が数百円に対してレプリカは1,500円程度かなと思いますが、現在の部屋の構造ではよいかと思っています。今後検討できるかどうかということを質問させていただきます。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁を申し上げましたとおり、現在の表彰制度につきましては、町の表彰条例の規定に基づきまして実施をしているところでございます。その条例中にも、表彰状もしくは感謝状を贈呈と、こうしたことが規定をしてございますので、現在の条例からいたしますと、今のご提案のような形の表彰というのは、条例どおりではないというような認識でございます。

ただ、今のようなご発想というのは、私どものほうではなかなか出ませんでして、今後世の中の変化等に順応していくということも大変重要な視点なのかなというふうに、改めて認識をさせていただいたところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第２番、山田良秋議員。

○２番（山田良秋議員）　前向きな回答だと思っています。表彰条例も昔つくったものだと思いますから、よろしくお願いしたいと思います。

では、続いてよろしいですか。

○森　一人議長　どうぞ。

○２番（山田良秋議員）　まち一番の表彰ですけれども、毎年実施するとノルマ、町側が非常に大変になるということで、10年区切りという回答もありましたけれども、だから該当者がいたときに表彰すればいいと思うのです。復活は難しいですかねということで、担当と町長さんのお考えもお尋ねできればと思うのですけれども、急で失礼なのですけれども。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　それでは、復活ということなのですけれども、一応まち一番は町の要綱をつくって今までやっておりました。それにつきましては一度廃止になっておりますので、同じまち一番という形ではできないと考えております。

ただ、うちのほうで広報もやっておりますので、広報等で例えばたまに特集を組んでやっていくとか、そういった単発でやるという形は取れるかなというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　町長お答えになりますか。

それでは、答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　答弁させていただきます。

今、山田議員のほうから、そういったまち一番という表彰の在り方、これの復活はどうですかというようなご提案でございました。私もちょっと過去をひもといてみましたら、第１回目のときでしょうか、山田議員自身も35歳のときですか、800メーターで日本記録をお持ちだというのを改めて見させていただいて、すごい記録をお持ちなのだなということを認識させていただきました。

こういったことで、町民の人たちがいろんな面で意欲に燃えて、また健康増進だとか、あるいは文化面でも、いろんな面で活躍できることにつながっていくかなというふうに思っております。ただ、総務課長のほうからもお話がありましたけれども、嵐山町の表彰条例、この中には例えば善行が特に優れた者、あるいはその他特に表彰に値すると認められる者ということで、非常に幅広い分野の方々を表彰できる、そんな規定もございますので、これを最大限に活用させていただく中での、いわゆる表彰というものを当面は続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○森　一人議長　第２番、山田良秋議員。

○２番（山田良秋議員）　どうもありがとうございます。

最後に結びということで、表彰には世界的なもの、例えば物理学、平和分野とノーベル賞、これ６部門あると思います。それから、私が昔関わった数学分野では、フィールズ賞というのがノーベル賞と同じようにあるのです。

ノーベル賞というのは、アルフレッド・ノーベルがダイナマイトの特許で創設したというのは皆さんご存じだと思うのです。当時スウェーデンで、アルフレッド・ノーベルの彼女をとったのが数学者だったのです、フィールズという人が。だから、ノーベル賞に数学を入れなかったという、そういった話もあります。それは蛇足なのですけれども、国レベルでは、また文化勲章や叙勲等がある、それから県単位の表彰もあります。町単位の表彰もあります。上位の賞はすごいわけですが、やはりもらう人の気持ち次第だと思います。

今のようなコロナ禍の閉塞した社会において、町単位でも各分野の功労者とか、あまり規約に縛りを持たない柔軟的な対応をして、積極的に表彰をしていただきたいと思います。今後の期待を込めて、私の質問を終了させていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◇　大　野　敏　行　議　員

○森　一人議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号２番、議席番号６番、大野敏行議員。

初めに、質問事項１のむさし台交差点についてからです。どうぞ。

○６番（大野敏行議員）　６番議員の大野敏行です。議長のご指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず初めに、１番のむさし台交差点についてでございます。10年ほど前に一般質問をいたしました再質問です。県道菅谷寄居線に、右折レーンの設置をお願いしました。当時の答弁は、アパートの住人が引っ越した際は協力しますとのことでした。今状況が変わってきまして、ホンダ狭山製作所の寄居への移転は、すぐそこに迫っています。交通量も圧倒的に多くなっています。

特に連休の最終日上り線は、むさし台交差点を先頭に渋滞します。今、志賀地内は歩道整備で県が動いています。時を逃さず、再度働きかけの行動を期待します。町の対応と進捗状況をお聞きします。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　質問項目１につきましてお答えさせていただきます。

県道菅谷寄居線のむさし台交差点の右折帯の整備につきましては、平成20年度から事業着手していただいておりました。しかし、地権者等の交渉が難航し、現在の状況となっているところでございます。その後、直近では平成27年度から、町職員及び東松山県土整備事務所の職員担当者で複数回交渉に当たりましたが、現時点では協力を得ることが大変難しい状況でございます。

町としましては、引き続き東松山県土整備事務所と協力し、事業推進に努めてまい

りたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　こういう道路の拡幅だとかということの交渉ごとになると、相手様がいらっしゃることですから、なかなか難しいかなということは私も承知しておりますし、そのことについてあまり性急にそこいらを要求していくということは、なかなか難しいことなのだろうなということは承知しております。

ところで、この質問要旨の中にも書きましたホンダ狭山製作所は、令和３年度中、ですから令和４年の３月末をもって狭山製作所が閉鎖すると。主な部門が寄居工場のほうに移転すると。そのために、本田技研としましても、東武東上線の寄居の手前の自らの製作所があるところに駅を造って、できるだけ電車での通勤を奨励するという動きをされております。それにしても、恐らく車で通勤される方は増えてくるのだろうなということは想定をされます。

このことについては、町のほうでもどのような見解をお持ちであるか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

本田技研のほうで、新しく寄居に引っ越すというか、移転するということについては、昔、以前から町もいろいろ対策を考えているところでございました。道路については、こちらの右折帯についても、その件についても含めて要望いただいたところでございます。

今町で、ここだけではない、この交差点に限らずなのですけれども、高速道路が混むと、その車が嵐山小川インターを下りてきてしまうという状況もあるかなと考えておりますが、東日本高速道路でも渋滞解消のために、線を延ばして工事を行っているところでございます。

また、県におきましても新しい道路を造っていただいて、進んでおりますので、そういうのを見ながら、また改めて注視させていただいて、交通安全対策については現場、現場を見ながら、状況を見ながら対応させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　今ここに、答弁にも県も一緒になって動いていただいていますよという答弁がありました。

私のうちの下を通っているラインと同じ続きでありますので、東松山県土整備事務所の方が私のうちに、もう３回もお見えになりまして、私のうちも歩道ができるので、2.5メーター引っ込んで土地を提供するというような形の中で何回か交渉を重ねていきまして、お金大変でしょうと、予算はどうなのとお尋ねしたら、ところが令和３年から令和８年までの５年間、県のほうでは、この道に関することとか、そこいらの予算が、国からかなり潤沢に提供されるというような状況にいるのですよという話があったのです。

これは私の思いでしかないのですけれども、恐らくこの２年続いているコロナの関係で経済が滞ってしまっているので、そんなところにもお金を投入しながら経済を回していこうかなという国の考えが県を通じて出ているのかなとも私は思ったわけなのですけれども、そういった面での予算が県のほうにはかなりあるのだよというような話は、町のほうには届いていますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

国の補助金につきましてはいろいろな採択基準があって、その内容に基づいて町が要望させていただいているところでございます。この菅谷寄居線につきましては、その要件に合って、国からの補助金が県のほうに下りてくるというふうになっているところでございます。

町もそういうものでやりたいのですけれども、ただ、基本的には道路事業については縮小していくというのが、今概算要望等の段階では厳しいよというのは出ておりますので、それを見ながらやっていくというのがあります。ただ、新たなこういう採択要件ができたり、柔軟な採択要件が出たら、その場所の要件に基づくものについては積極的に活用するというのが方針として掲げておりますので、そのときにやっていきたいと考えているところでございます。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　いずれにしましても来年以降、令和４年以降、県道菅谷寄居線の交通量は恐らく増えてきて、いろんな意味で渋滞の頻度が多くなってきたりすると、そこの周辺にいらっしゃる住民の方々も、そこいらのところが何とかしなくてはなという気も出てくるのかもしれません。諦めずに、県と一体となって、この辺のところ、よりスムーズな交通ができるような、そういった道づくりのほうを心がけていただければというふうに思います。これ以上このことについては追求はいたしません。

２番のほうに入ります。

○森　一人議長　どうぞ。

○６番（大野敏行議員）　町の財産（資産）の活用を積極的にするにはということで、嵐山町は自然豊かな地です。設備投資をしなくても、外部に向けてアピールできるものがあります。次の事柄について考え方をお聞きします。

（１）、おいしい水を販売しては。

（２）、竹やぶが町内全域に点在します。タケノコを販売しては。

（３）、遠山地区にトイレができました。観光農園にされては。

（４）、ラベンダー園周辺に市民農園を開設されては。

以上でございます。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　質問項目２の（１）にお答え申し上げます。

我が国は、国土全体において水道水を安全に飲める国、世界15か国の一つでございます。その中においても、安全性については特に高い評価を受けております。国土の豊かな自然環境からの恵みに加え、水道法によって水道水の水質基準が厳しく守られているためであります。この水道水を各水道事業体は、いつでも、どこでも、安全で衛生的な水を蛇口から直接飲むことができるよう、常日頃取組を進めております。

このような中、近年水道水や水道水源の水をペットボトルやアルミ缶に詰めて販売、またはイベント等で配布している水道事業体が増えています。日本水道協会が紹介しているウェブサイトを見ますと、全国で現在151事業体がペットボトルウオーターを製造し、約５割の事業体が販売を行っています。県内におきましては、14事業体のうち約８割の事業体が販売を行っていますが、町村事業体では、まだ実績はございません。

ご質問いただきましたとおり、嵐山町は自然豊かな地であり、約７割の水を３か所ある浅井戸の水源井からくみ上げております。この豊かな水資源を基にボトルウオーターを製造することは、外部へのアピールとしてはとても有効的な手段であると考えられます。しかしながら、いざ販売となりますと、製造、販売許可のある企業への外部委託、ごみの減量化対策等の費用負担が水道事業経営面に与える影響も考えられます。まず、収益事業を目的とするのなら収支を均衡させる。また、ＰＲを目的とするのなら無料配布、または非常用備蓄水にするなどの方向性から、実施事業体の状況を参考にしつつ検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（２）、（４）について、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　質問項目２の（２）につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町内でのタケノコを販売している生産農家は、嵐山農産物直売所で22名と聞いております。特に多いのがモウソウダケのタケノコで、４月の上旬から５月の上旬、１か月が出荷のピークとなります。所有している竹林の管理と併せての出荷となりますので、ピーク時には飽和状態になることもございます。

続きまして、質問項目（４）につきましてお答えさせていただきます。市民農園の開設には、所有している農業者が開園する方法と、地方公共団体等が借り受けて開園する方法がございます。町内では、志賀地内に農業者が組織する市民農園があり、町内外の方が利用され、大変好評をいただいてございます。

近隣の市町村でも、遊休農地対策や都市住民の方に農業に関心を持ってもらうなどを目的として開設されておりますが、トイレなどの設備や駐車場の確保など、環境整備も必要となります。開園には、近隣の利用状況や町民からのニーズなど、現状や課題についての調査が必要と考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　最後に、小項目（３）について、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　質問項目２の（３）につきましてお答えいたします。

平成28年度にトイレが竣工されてから、多くの来客者が利用されているのが現状で、今では有効な観光地として捉えております。今後、有効活用していくためには、駐車場の確保、お土産品の販売施設、飲食店などが課題だと考えておりますが、農地法、都市計画法などの法律がありハードルの高い部分がありますが、大野議員提案の観光

農園を含め、今後どのように活用していくか、積極的に検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　それでは、（１）から再質問をさせていただきます。

答弁の中に、ＰＲを目的とするのなら無料配布、または非常用備蓄水にするなどの方向性から、実施自治体の状況を参考にしつつ検討してまいりますというふうにありました。

まず、嵐山町のお水のおいしさの実態をお話ししたいと思うのです。私の女房は浜松なのですけれども、年に２回ほど若い頃から帰っておりました。向こうに行くたびに、必ず私は自分のお水を持っていきました。浜松の水がまずいというのではないのです。向こうの水もおいしいのですけれども、比べて飲むと、なおさら嵐山の水のほうがおいしいのです。おいしい水を飲んでいると、なかなかほかのところに行っても、ほかの水を飲む気になれないのです。ですから、伊香保に旅行に行くにしても、箱根に行くにしても、私は必ず自分の水道水の水をくんで持っていくのです。それがすごくいいのです。

それから、以前、福田首相の時代がありました。福田首相は、小川町にあるゴルフ場に年に何回かお見えになっていたのですけれども、秘書が来るたびごとに、志賀にある長崎ちゃんめんさんに昼飯を食べに行くのです。そのときに、そこのお水を飲んだときに誠においしい水だと、これはどういうふうに水をおいしくされているのですかと尋ねられたらしいのです。そのお店のマスターは、いやいや、これは嵐山の水道から出ている水ですよと、水道水ですよという話をされたら大変驚かれて、年に何回か来るものですから、もうそれ以来ずっとお付きで来たときにはちゃんめんに来て、そのときには10リッターぐらいの大きな空のペットボトルを持ってくるらしいのです。申し訳ないけれども、お宅の水道水を分けてくれと、昼飯を食いながら分けてもらって帰ると。本当においしい水だということで感激して帰っていると、そんな話を随分前から私も聞かされておりました。何とかこのおいしい水を皆さんに分かってもらいたいなという気もありました。

近隣の東松山市ではペットボトルで、自動販売機で東松山市内だけ販売されているのかな、広域の会議なんかに行きますと、必ず東松山の水が会議の席上でペットボト

ルで渡されます。私も何回かそれ飲んでおります。同じ都幾川からくんだ水らしいのですけれども、まず嵐山の水おいしいのです、飲み比べてみても。なぜなのかなと不思議なことなのですけれども、これは嵐山自治体の水の関係者である上下水道課さんを中心として、しっかりとおいしい水を町民に届けたいという意識があってそうされているのかなと、つくづく思います。

ですから、まずはこのおいしい水を町民だけでなくて、嵐山町もいろいろ、企業ではなくて自治体として提携を結んでいるところがありますよね、そんなところに嵐山の水を、私は一回飲んでみてくださいと与えてもいいのかなという気がしているのですけれども、何だ、水なんか送ってきやがってというのではなくて、嵐山の水はこんなにおいしいので、一回飲んでみてくれというようなことを添えながら、何か書き物を添えながら、そんなこともされてはどうかなと思うのですけれども、その点については町のほうではどのようにお考えになりますか。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　まずは、嵐山の水を高い評価をいただきまして、大変ありがとうございます。

河川や湖沼などの地表水、それと河川の下を走っている伏流水、さらにその下に湧いている地下水、その中で一番やっぱりおいしいのが地下水というのは、もう従前より確認されていることでございます。

その中で、嵐山の水につきましては地下水をくみ上げまして、それに水道法で規定されているのですけれども、塩素消毒のみで水道を供給しているということがございまして、原水に適度な塩素消毒をしたのみで流しているということで、嵐山の水はおいしいのではないかということで自負しているところでございますけれども、先ほどそのＰＲという面で申し上げますと、やはり今現在ボトルウオーターを販売している事業体のほとんどが収益目的ではなくて、ＰＲや非常用の備蓄水として出しているところが多いのです。そのＰＲにつきましても、市制、町制何周年記念とか、あるいはイベントの何周年記念とか、そういった記念ＰＲとしてボトルウオーターを製造しているというところがほとんどでございます。

全国的に、町レベルで水を製造しているところが、まだ８か所しかございません。埼玉県内ではございませんけれども、そういった収益的目的ではなくて、あくまでも

ＰＲとして重点を置いて製造して、加えて販売もしていければ、答弁でも申し上げたとおり嵐山の方以外の外部の方に、強くＰＲできるということは確かなことだと考えております。また、先ほど申し上げましたそのＰＲにつきましては、いつ、どのようなタイミングで、どんなアピールをしていくのかというのも、一つ考えていかなければならないと考えているところでございます。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　最終的には、収益を目的とした形に目的としてはやっていくにしても、最初からそれはなかなかいかないことですから、まずはＰＲ活動からというのがあるべきなのかなというふうに私は思います。

山梨県の忍野八海では、空のペットボトルを150円で販売して、それで富士山の伏流水を何回でも、その空のペットボトルを買うと自分で水をくんで飲めるよという活動をされているのです。これがかなり人気なのです。普通自動販売機で水を買うと、100円とか150円とか１本しか買えないのですけれども、そのやり方は１回飲んでしまっても、また空になってしまいますから、またそれくめるのです。では、それを経験した人は自分で空の容器を持ってくれば何回でもできるではないかという意見もあるのですけれども、やっぱりそういうことではなくて、いかに多くの人に地元のそういう水を飲んでもらえるかと、もらえるための工夫をどうすればいいかというようなことを、各いろんなところでされているのです。だから、それってすごく重要なことであるし、嵐山町もラベンダー園を通じて、外部からの人をとにかく多く呼ぼうではないかというような形に変わってきておりますので、そんなことも参考にされたりして、前向きに検討していっていただければというふうに思います。

先ほども、方向性としてはお聞きしているのですけれども、何らかのアイデアを出し合いながら、このおいしい水を町民のみならず、町外の人たちにも知っていただけるような形の動きをしていただきたいというふうに思います。

最後、いつ頃までとは回答は要りませんので、その動きをしていただける意思があるかどうかだけご答弁いただければというふうに思います。どちらでも結構です。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　いつまでというのは、今の段階では申し上げられないのですけれども、これからいろんな、今実施事業体をやっているところを検討、参考にしつ

つ、また今現在ＳＤＧｓでサステーナビリティーの観点から、マイクロプラスチックとか海洋プラスチックの削減とか、マイボトルを推進していますので、その辺も考えながら、ペットボトルの販売ではなくて、マイボトルで自由に、先ほどおっしゃられたようなお金を払ってくんでいただくような方向性とか、あるいはもう既に県内の事業体で、以前はペットボトルで販売していたのですけれども、それを改めて紙製品のボトルウオーターということで販売しているところもございますので、そういったところを参考にしつつ、これから検討してまいりたいと思っております。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　ありがとうございました。

（２）番のほうに入らさせていただきます。何年か前、もう４、５年前になりますか、当時は岩澤町長だったのですけれども、大野さん、竹やぶが、とにかく嵐山中に竹やぶが繁茂してしまってどうしようもないので、竹やぶをどうにかしたいのだけれども、何かいい知恵ないかねというような話がありました。竹を切っても、竹の再利用がなかなか大変なので、金もかかることだし、竹にしないようにすれば一番いいですよねという話になって、タケノコが売れればねと。要するに、直売所で売るだけでなくて、嵐山町の特産品としてタケノコが売れればねと、そうすると竹に成長しないので、竹やぶは増えてこないのだというようなことの中で、ちょっといろいろ検討したり考えてみましょうよという話になりました。

少し話は違うのですけれども、毛呂山町、越生町、鳩山町、ときがわ町、嵐山町の関係する一部の議員で広域な会がありまして、農業者がお年寄りになってしまって、重いものを生産していくのは大変苦痛な状況になってしまったので、徳島県でやっておられる葉っぱビジネスをこの周辺で展開していこうではないかというような話になりました。嵐山町からも、小林議員さんと藤野議員さんと私と、３人がそこに参加しまして、いろいろな検討をしております。そのリーダーは越生の議員で、この越生の議員はクレームアドバイザーで全国を駆け回っている人でありまして、徳島県の上勝町にも知り合いがいて、情報は聞けるよというようなことの中で、始めようではないかと。ときがわ町では、サンショウを今始めているところなので、ではサンショウもその中に入れてくれよというような話になったりして、ではどこで売るのだいという話になったときに、実は私がのらぼう菜部会として、冷凍のらぼう菜を毛呂山町の冷凍食品メーカーに年間通じて販売していただいているのです。そこの社長に相談をし

ましたら、数をまとめてもらって、そして生の状態ではなくて湯がいた状態で出荷してくれるのだったら、うちが販売一手に引き受けるよと、ただし条件があって、ある程度の量がまとまらないと駄目だよということになりまして、この５町の皆さんに相談したら、それはどこでも困っているよと、どこでも困っているので、ぜひこのタケノコに関しては我々議員がやるのではなくて、その地域地域の生産者であったり、また企業なんかを定年になってしまった人たちが、暇を持て余している人たちがそういったことに携わってくれれば小遣い稼ぎにもなるし、そんな形の中でちょっと動いてみようかということで、今年１年目として動こうと思ったのですが、コロナの中で、人が集まってそういったことをするのはなかなかできないということで、今年はまだできないでいるのです。

まず、そういったことを始めるに関しては、町のバックアップというのが必ず必要になるのです。町も掌握していますよと、承知していますよと。なるほど、そういう目的で、目的は物を売るだけではなくて、その地区の景観を維持していくという目的があって、そこにタケノコであれば、ほかの作物と違って種をまく必要がないのです。その種代とか、それから資材代、掘る機械代とか、いろんなものを購入しなくてもできるのです。スコップ１つあればできるので、あとは人間の労力だけですから。そんなことも含めて、町にそこいらのところの動きに対して、また取りまとめに対して、町が中心になってそこいらの取りまとめをしてくれるものであるのかどうか、その辺のところをちょっとお尋ねしたいなと思います。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。

再開時間を11時15分といたします。

休　　憩　午前１１時００分

再　　開　午前１１時１５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

杉田農政課長の答弁からになります。どうぞ。

○杉田哲男農政課長　それでは、再質問のほうでタケノコの販売に関して、生産者への支援の町の在り方ということにつきましてお答えさせていただきたいと思います。

当然タケノコを資源として、農産物として販売をするということにつきましては、加工する、そういったものは有効な手段かと考えてございます。また、生産組合のほ

うのタケノコの販売者22名ということでございますので、職員のほう、毎週火曜日の引揚げの日には農産物直売所のほうに出向いて、そういう声も聞いてございますので、生産組合を通じながら生産者との懇談会等々を企画させていただきながら、どういった支援ができるのか、どういった支援を望んでいるのか、そういったものを聞き取りをさせていただきたいというふうに考えてございます。

余談でございますけれども、平成26年当時にはタケノコの生産者47名ほどいた方が、やはり高齢化等によりまして半減してございます。また、そういったタケノコを掘るというふうで、労働についてもかなりの重労働になってまいりますので、一つの方法としてはタケノコ掘りだとかそういったものを企画して、観光協会等々で支援をいただきながら町外の方を呼び込む、そういった方法もあろうかと思います。その辺のやり方につきましては、また生産者のほうとご相談をさせていただきながら、支援をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　嵐山町が嵐山町の農業生産者のために取り組む取り組み方としては、そういったことをやっていただければ、これは大変ありがたいかなというふうに思います。

ただ一方で、この地域の特産品を嵐山町だけでなくて、この比企地域の中で景観の保護をしていくというか、そんなことも含めた中で、大きくタケノコがここいらの比企地域の特産品として商売で出荷になるとなると、これは農業者が自分で湯がいて出すというわけにはいかないのです。安全衛生法があって、やっぱり保健所の認可を取った加工所がないといけないものですから、そういったことも町としても、そういうような状況になってくるのであれば、前向きに検討はしていきますよというようなことを答弁としていただけるとありがたいのです。

今までは、味菜工房さんがいろんな加工をしていただいておりますけれども、現状ですと、味菜さんも今のものでもう手いっぱいであるかなというようなことがあります。ということは、味菜さんの組織をもう一段活性化するのか、それともそれと同じような別の加工グループみたいなものを町として立ち上げていくのか、これは全てのものが、（１）から（４）までがＤＭＯとも絡んでくることなので、そんなことも含めた形の中で検討していただければなというふうには考えております。

この辺につきましての考えがありましたら、ご答弁いただきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　大野議員のご指摘のとおり、農産物の野菜を加工品として販売、製造することにつきましては、食品衛生法の適用を受けることになります。

まず、食品の衛生管理者の資格を取っていただくということと、まずその加工所の保健所の許可、この２種類が必要となってまいります。それを個々としてやられるのか、また組合方式で１つの任意団体をつくって、そこでまとめてやられるのか、やり方によってもいろいろ手法があるかと思いますので、それらも含めて生産者の方と話合いが持てればなというふうに考えてございます。

以上です。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　ありがとうございました。いろいろ生産者のほうと一体となって話合いをしてみますというようなことでご答弁いただきました。

（３）のほうに移ります。

○森　一人議長　どうぞ。

○６番（大野敏行議員）　遠山地区にトイレができまして、駐車場も完備しまして、いつもいっぱいなのです、あそこは。何でいつもいっぱいかというと、遠山地区で観光農園風な農業をされている方がいっぱい来ているのです。あそこに、亀のピザ窯が設置されました。その亀のピザ窯を設置されたのは、東京に住んでいらっしゃる絵本作家の方です。

それ以前に、遠山地区には下里の金子美登さんが水田を中心として、こちらのほうに入ってきていただいて、金子さんグループが入ってきていただいたのでよかったなというふうにつくづく感じているのですが、遡ること12～13年前になりますか、志賀で市民農園しかむらがまあまあ成功しているというので、このとき渋谷議員さんが声かけ人になってくれたのですかね、しかむら農園に議員さんが皆さん来ていただきました。確認というか、研修というか、来ていただいて、いろんなお話をさせていただきました。そこに対して、私はまだ議員ではありませんでしたので、嵐山町の議員さん、こんなところにまで関心を寄せてくれているのだということで、大変ありがたく思った思い出が今でもあります。

その12～13年前に、当時遠山地区で山下さんといいまして、山下次男さんのお父さんです。お父さんに私が話ししまして、遠山地区は大変いいところなので、いいところというのは気候がいいのです。冬場でも、山に囲まれて盆地なものですから、春野菜も早く育ったりするのです。いいものができるのです。こんないい地区なので、第二の市民農園を遠山地区に造りませんかという話をしました。私の経験のノウハウとかそんなものは、幾らでも遠山地区に行ってご享受しますから、そうしたらいかがですかということで、人を集めて説明会をしていただきました、山下さんが中心になって。そのときに、遠山に住んでいる住人の一人だったのですけれども、公の仕事をされている方が、そんなことをしたらよそ者ばかり来て、よそ者に荒らされてしまうから、遠山地区どうなるか分からないよという強い意見を発せられまして、少し様子を見ようというふうになりました。

それから、金子美登さんのほうで地続きの水田にも入ってきていただいて、金子さんの知り合いの方々が、みんな今遠山地区に来て、そういった活動をされているのです。恐らくああいうよその人たちが、駐車場を占領してしまったりなんかするということで、少し文句が出たりなんかもしているのかもしれないのですけれども、人が集まってくる地域なのです、遠山地域は。せっかく金をかけてあそこまでしたのですから、町が中心になるか、その地域の方々が中心になってやっていただくか、せっかくできたその財産、資産をうまく利用しない手はないのです。ぜひどなたか、一人でも二人でも中心になっていただける方、地元の方がやっぱりいいです、中心になっていただける方は。そういったところに呼びかけをして、もっともっとあの地域の人たちが、自分たちが農業をしなくても金になるよといったような地域になれるものを持っていますので、そうなってほしいなと思っているのです。

水田農業をしていますと賦課金というのがあって、水田を持っているうちはみんな毎年毎年お金を出しながら、その維持をしているのです。遠山地区の賦課金が断トツに高いのです、ほかのどこの地域よりかも。それは戸数が少ないし、なかなかそれだけの最低かかる金は、皆さんで分け合って出さなくてはいけないというような中において、やっぱりこの地に住んでいてよかったなと、いい地域だなと、よその人たちも来るけれども、一体となってここにお金が落ちるような土地になったなというような地域に、やっぱりしていく必要があるのかなと、それが町の使命でもあるかなと私は思っているのですけれども、この辺の考え方につきまして、町のほうはどのようにお

考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

今、大野議員さんのほうからいろいろお話のほうを伺いました。全くそのとおりだというふうに考えております。先ほど答弁でお話のほうもさせていただきましたけれども、遠山地区、あの辺につきましては、本当に人が今来ていただけるような場所になっておりますので、今年、来年、すぐにということではございませんけれども、あそこの遠山地区につきましては有効活用できるように考えていくという方針で、今後は行きたいなと思います。駐車場の問題、トイレの問題、観光地といいますと、やっぱりそこの２つ大きな問題があるかなと。その中で、トイレはもうできておりますので、まず駐車場、そういったところも考慮しながら、人がまた大勢の方が来てお金を落としていただけるような仕組みといいますか、観光地というのでしょうか、そういったところをいろいろちょっと考えていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　あそこに無人の直売所ができまして、実はしかむら農園に入っていて、今しかむら農園の私の協力者の一人があちらのほうでもやっているのです。なものですから、私にも遠山地区のほうのいろんな展開については協力してほしいという話が来ていまして、それはその地域の活性化につながることであれば、幾らでも協力しますよという話はさせてもらっております。でも、あそこにお金をかけて立派なトイレや駐車場を造ったのは、町が中心になっていただいたわけですから、町もただ見守っているだけではなくて、やっぱり町にもメリットがあるよと、地域にもメリットがあるよという形にぜひしていってもらいたいと。

今ＤＭＯは、バーベキュー場を中心とした形の中で再度構築をしていくと、そこいらをしっかりと柱を建て直していくということなのですけれども、その先には先ほどの水もそうですし、タケノコもそうですし、この遠山地区の観光農園なんかについてもそうですけれども、絡んでいってもらわないと、ＤＭＯを立ち上げた価値がないのかなと私は思っているのですけれども、その辺のところをすぐすぐとは言いませんけれども、ＤＭＯとしてはどのように考えているのかもちょっとお尋ねしたいと思うの

ですが。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　これからＤＭＯの法人化に向けて、今動き始めているところでございます。今後ＤＭＯ化されていきますと、やはり人に来てもらうだけではなく、稼ぐといいましょうか、利益を上げていかなくてはいけないという部分がありまして、今補助金等もいただきながら、主な稼ぎ場所というのでしょうか、ラベンダー園を中心にバーベキュー場、学校橋河原、この辺の３か所をまず地固めといいますか、それを来年度までの補助金を使って整備をしていくということで進めております。

その来年度以降、再来年度以降になりますと、他の観光地、そこを含めＤＭＯとしては、いろいろどうやっていったら稼げるのかというところに向かって進めていかなくてはいけないのかなというふうには思っておりますので、まず来年度まではその３か所の地固めをちょっと集中してやらせていただいて、その後のときに他の観光地、この遠山地区も含め、いろいろ人を呼ぶために、場合によっては設備投資だとか、そういったものも含めてお金のかかるようなこともあると思いますので、その辺もこの２年間である程度の計画というのでしょうか、方向性というのでしょうか、そういうのもちょっと内部で検討しながら、どのような形で進めていくかというのは、今後検討していければいいのかなと。これは今年度に入りましても、いろいろ観光協会、事務局とも話はずっとしているのですが、ちょっとすぐすぐは他の観光地、現状なかなか今手が出せない状況でございますので、３か所のほうの地固めが終わったら次の段階、それを考えていかなくてはねという話は常日頃しているところでございますので、検討していきたいというふうには思っております。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　この（３）番について、最後に一つだけ。実は、今年もコロナ禍でありまして、人が集まれないので、いろんなイベントができずに来ているのですけれども、どこいらで収束するか分からないのですけれども、収束してきたときに、そのピザ窯を使って人に来ていただいてイベントしていきたいのだということの考えがあるようです。やっぱり地元に住んでいる方々と、よそから来て遠山地区でイベントをする方々、またあそこで観光農園みたいなのをされている方々のあつれきが出ることが考えられます。うちの地区よそ者が来て、こんな大騒ぎして困るよというよう

な話が出ないとも限りません。

そこいらのところの交通整理的なものは、行政も少しやっぱり頭の中に入れておいてもらわないと、要するにいい地域にしていく地域なので、その辺のところもちゃんと掌握はしておいていただきたいなというふうに思います。この点についても、ちょっと答弁いただきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、やはりいろいろ課題というのは、トイレ、駐車場という話をさせていただきました。強いて言うならば、もう一つは地元対策といいましょうか、地元の方にいかに迷惑をかけないような形での活動ができるか、そういったところが大きな課題であるかと思います。

そういった中で、まず交通面での迷惑をかけないためにも、駐車場の整備というのは不可欠なのかなというふうにも考えておりますので、そういったところをいろいろ考慮しながら、また何か始めるときには、場合によっては地元の方にご相談なり、いろいろ場合によっては説明会的なことで、こういったことを今後進めていきたいのだけれども、皆さんいかがでしょうかというところもちょっとお声も聞きながら、どんな方向でやっていったらいいのかというのを進めていく必要もあるのかなというふうに思いますので、地元と一体となって観光協会が稼げるようになると一番いいのかなと思っていますので、その辺はうまく進めていければというふうには考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　（４）のほうに移ります。（３）の問題とまた別で、（４）については市民農園を開設されてはといったことで質問をいたしました。一番問題になっているのは、トイレなどの設備や駐車場の確保など、環境整備も必要となってきますといったことでございます。

私は、ラベンダー園のところには、年間通して人が見える地域にすることが肝腎であるかなというふうに思っております。ラベンダー園のところに人が見えてくれること、その一つに年間を通じて来園される市民農園なるものがあれば、来ていただけるのかなというふうに考えております。今牧草地になっているところがありますよね、

手芸センターの前面のところ。あれは個人の持ち物で、牧草なんかしていると思うのですけれども、そこがお借りできるかどうかは別として、一体となってその近くに市民農園を開設が可能なのです。可能ということは、トイレもある、水もある、これは一番開設するのに有利なのです。

それで、私は場合によっては、そこに市民農園を造れるならば、その一画をふるさと納税の代替品として、場所としてお返しすると、１年間なら１年間の権利、２年間なら２年間の権利、１年を通してそれが返礼品ですよと。ぜひそこへ来て、自分の農園でやってみませんかというようなことも、あそこのラベンダー園に人が集まれるようにする一つの方法かなとも思っているのですけれども、その辺についてはどのようなお考えがあるか、お尋ねしたいと思います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

まず、市民農園を開設するに当たりましては、その底地となる方の土地の所有者、また耕作者のほうのご協力がいただけるかどうかということが１点と、あとはこれらのニーズがどの程度あるのか、そういったところも、やはり最初の答弁させていただきましたけれども、調査をする必要があるのかなと。嵐山町につきましては、地域は四季を通じて非常にいいところでございますので、他町の状況等も考慮しながら、ちょっとこれは調査をさせていただきたいと思います。

場所的には、トイレ、駐車場、そういったものもございますので、ラベンダーの開花期間中につきましては、ちょっと混雑、駐車場の利用であったり、そういったものは利用者に不便を期する部分というのも考えられますけれども、場所的には非常にいいところかなというふうには考えてございますので、それらも含めてちょっと調査をさせていただければなというふうに考えてございます。

以上です。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　嵐山町は、モウモウ少年団さんが板橋のモウモウ少年団と提携をされて、いろんな活動をされています。私は、例えばの話、板橋区にターゲットを絞って、電車で来るにしても、車で来るにしても、一直線で来れます。どうですか、こういったところを嵐山町は用意してありますけれども、皆さんいかがでしょうかと

いうような投げかけもしてみたっていいのではないかなというふうには思っております。

まず、こちらのほうから積極的に攻勢をかけるというか、そんな動きをすることがやっぱり必要なのです。ただ待っているだけでは、なかなか来てくれません。しかむら農園でいいますと、一番多いのはやっぱり地元の方です。志賀２区の方が一番多いです。その次に多いのが月輪の方なのです。それから、東小川の方も多いです、東小川の団地の方。そういった近隣の方は、夏でも草に負けないでちゃんとできるものですから、でも計画的に町なり組織なりつくってやるのであれば、指導者も置いて、夏場の草の退治なんかの方法も教えたりだとかすれば、週末だけ見えるお客さんであっても十分成り立っていくのです。そこには、指導者がいないと無理なのですけれども、そういうことをするためには、やっぱり町が声かけ人になると。町の職員にやれと言っているのではないです。町が声かけ人になって、そこいらの管理監督者を町民に委ねるというか、委託するというか、そんなことをしながら、ぜひそういう展開をしていただきたいというふうに思っております。

ここいらの展開について、佐久間町長は現時点でどのようなお考えを持っていらっしゃるか、もしお答えしていただけるものならお尋ねしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

今、大野議員のほうから、様々な角度からいろいろなご提案をいただきました。また、今一番最後に板橋区とのいろいろな連携というのでしょうか、これは非常に可能性も高いと思いますし、また既にもう素地としてそういう活動をしているわけでありますので、それでまた嵐山町も、板橋区のほうから、向こうで毎年夏に花火大会をやっているのですけれども、そういうことでもお声がけをしていただいて、そして我々も交流を深めているということがありますので、そういったことは大野議員がおっしゃられるとおり、積極的に町としても関わっていくかなというふうに思っております。

ただ、それにはしっかりと受入れ体制というのができていないといけませんので、その辺のところは担当課と、あるいはまた関係者としっかりと連携を組みながら、よし、この体制だったらしっかりと受入れができるだろうということになったら、そういう形で町が率先してお声がけをするということは、大変有効な手段かなというふう

に思っております。

以上です。

○森　一人議長　第６番、大野敏行議員。

○６番（大野敏行議員）　いずれにしましても、一番重要なのはその地域の方々、地区の方々が受入れ体制を持っていただけるかどうか、そこいらは関係する方々がいかに地域の方にしっかりと説明をしていくか、それが大事でありますので、特に鎌形地区、それからあそこに立つと千手堂の方々も、畑地、農地を持っている方もいらっしゃるのですかね、いずれにしてもそういった方々のご協力がないとできないものですから、そこいらのことも含めて、積極的に受入れができる体制づくりをまずはしていただきたいなというふうに考えております。

それと最後に、藤永課長からはＤＭＯについても答弁いただきました。責任者であります髙橋副町長に、ＤＭＯがどこまでの範疇を今後考えていけるのか、ＤＭＯとしてはこういう方向に持っていくつもりでいますよというようなお考えがありましたら、ご答弁いただきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋副町長。

○髙橋兼次副町長　それでは、お答えを申し上げたいと思います。

いずれにしても、目的が稼げる法人になっていくというのが今大前提ということです。ただ、それにはそれなりの準備もやっておりますし、今後どう展開していったらいいかというのは、民間の役員の方もおられますので、いろいろな観点からご意見を伺いながら、一定の方向をできるだけ早い時期に出していきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、いろんな知恵を拝借しないとできないことも多いと思っておりますので、何かございましたら、ぜひご提案をしていただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○６番（大野敏行議員）　終わります。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◇　松　本　美　子　議　員

○森　一人議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号３番、議席番号11番、松本美子議員。

初めに、質問事項１の高齢者の見守りについてからです。どうぞ。

○11番（松本美子議員）　それでは、11番、松本美子でございますけれども、議長の指名がございましたので、質問を３項目だと思いますけれども、させていただきます。

まず、高齢者の見守りについてということで、独り暮らしや高齢者夫婦世帯等が年々増加をしているわけでございます。コロナ禍での生活は、非常に大変なことだというふうに思われます。誰もが住み慣れた地域で、安全安心に地域と連携が取れて、毎日が元気に健やかなる生活ができるよう、健康寿命も延ばしながら向上を図りたいものだというふうに考えております。

見守り活動など、高齢者対策に積極的な取組が行われておりますが、高齢者の孤立、孤独死、虐待等の防止対策についてお伺いをさせていただきます。

まず、（１）ですけれども、地域包括支援センターの積極的な見守り活動と現状をお伺いいたします。

（２）ですが、支え合い活動の普及啓発には、町民の協力や近所同士の挨拶とか、あるいは気遣う心も重要となります。対策と対応についてお伺いいたします。

（３）ですが、団体、個人それぞれの見守り協力事業者の数と、どのような活動をなさっているのかお伺いします。

（４）ですけれども、認知症高齢者対策と認知症サポーター養成講座の現状についてお伺いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

地域包括支援センターでは、職員による見守り活動と看護師による見守り活動を行っております。令和３年７月時点の対象者は85人でございます。

次に、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。議員ご指摘のように、支え合い活動には近所の方の協力が不可欠でございます。支え合いマップには、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるコミュニティづくりを目指すという目的もございます。地区でボランティアグループを立ち上げて、月１回高齢者宅を訪問している地域もございます。そのような活動が広がっていくよう、広報等でお知ら

せしてまいりたいと思います。

次に、質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。高齢者等見守り活動事業（ミマモリ）協力者数は、現在101でございます。内訳は事業者が85、団体が11、個人が５となっております。

この事業は、見守りをするために、わざわざ時間を割いて心配な方を訪問していただくという活動ではございません。通常の生活や仕事をする中で心配な方を発見した場合に、地域包括支援センターにお知らせいただくという事業でございます。

次に、質問項目１の（４）につきましてお答えいたします。町の認知症施策は、認知症初期集中支援事業、認知症カフェ、徘徊高齢者位置情報探索サービス、徘徊高齢者見守りシール交付事業などがございます。また、認知症予防のために脳の健康教室を行っております。

認知症初期集中事業は、認知症または認知症が疑われる方の自宅を認知症専門医と医療介護の専門職が訪問して、適切な医療や介護につながるよう支援をしております。

認知症サポーター養成講座は、平成21年の開始から現在まで55回開催、1,596人のサポーターを養成しております。一昨年までは、年に数回開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、自治会などでの開催が難しい状況でございます。

なお、本年度から小学校５年生と中学校３年生を対象に、町内の全小中学校で実施する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、再質問を順次させていただきます。

（１）でございますけれども、職員さん、あるいは看護師さん等が85名ですか、見守り活動が行われて、地域包括支援センターですけれども、内容的にはもう少し細かく、どのようなことを実際にやられているのか、お願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

まず、看護師の訪問ですが、２名の看護師で合わせて週に３回訪問をしております。その対象者によって訪問の頻度は大きく違うのですけれども、一番多いのが月に１回の見守りということになっております。それで、ご自宅を訪問させていただきまして、

血圧を測ったり、健康チェックをしたりして、体調を伺ったりしております。その状況によって、また必要なことがあれば、いろいろな事業等につなげたりというようなことで実施しております。

また、町の職員の訪問につきましては、そういう看護師が訪問していく中で、ちょっと心配な方がいらっしゃった場合には、町の職員が直接出向いて状態を確認しているというような状況になっております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　看護師さんそのものが２名いらっしゃいまして、週に３回ぐらいという答弁だったのでしょうか。それで、そのときにケース・バイ・ケースというようなことのようですけれども、85名の方で週２、３回ぐらいで２名の方ということになると、全体的に回れるという話ですか、それともそういうことではなくて、その人の状態といいましょうか、そういうものを把握した時点で、包括支援センターの職員さんも行くということもあるでしょうし、看護師さんが中心に行かれていると、そういうような考え方でよろしいでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　対象者は85人になります。議員さんがおっしゃるように、その方の状態によって見守りの頻度が違っておりまして、一番多いのが月に１回訪問する方が一番多いです。次に多いのが、２か月に１回ということなのですけれども、状態によっては、月に１、２回と行っている方もいらっしゃるような状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、週３回ぐらいの見守りをしていただけるのであれば、大分安心かなというふうに私思ったのですけれども、月１が一番多く訪問するというようなことのようですと、ちょっと心配かなというふうな部分も今感じたのですけれども、その辺の見極めですか、そういうようなものは、そのときに血圧とか、それとか話合いというようなことをなさってくるのだと思いますけれども、どこでそういうものを決定していって、月にこの方は１回ね、この方は２回ねと、そういうふ

うな形を取っているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

まず、頻回に見守りが必要な方につきましては、介護保険のサービスであったりとか、配食サービス等のサービスを利用していただいて、見守りの回数を補完していただいているような状態でございます。

その辺のその人に対してどのくらいの頻度でというのは、地域包括支援センターのほうで、看護師、それから保健師、あと社会福祉士、あと事務職員のほうで、そのケースの状況を確認しながら決定していくというような形になっております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、よく分かってまいりましたけれども、もしこの方は月１回、あるいは２か月に１回で大丈夫だろうというようなことでも、年を取っておられますと急激な変化というか、何かそういうようなものがあったことがありますか。それによって、どのような対応をなさってこられたのでしょうか。もしありましたら、すみません。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

中には、訪問時に体調不良を訴える方もいらっしゃいます。そういう場合、看護師が伺っていますので、医療が必要だと判断した場合は、医療機関の受診を勧めたりとか、あとそこまではいかないかなというのであれば、ちょっとご家族とかと連絡を取らせていただいて、今後の対応について相談をさせていただいたりとかというケースは多々ございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そういう話ですと、高齢者ということですから、生活お独りの方、そういう方たちが地域包括支援センターの中での見守り、あるいは看護師さん、あるいは職員さん、いろいろな方にお世話になりながらというふうになってくるのだ

と思いますけれども、独り生活の方もいらっしゃって、多いでしょうか、少ないでしょうかというようなお話なのですけれども、すみません。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　独り暮らしの人が多いかということですか。一応この85人の方たちは、独り暮らし、もしくは高齢者世帯の方たちとなっておりますので、そういう方たちを対象に訪問しております。

以上です。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５８分

再　　開　午後　１時３０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

松本美子議員の再質問からです。どうぞ。

○11番（松本美子議員）　それでは、質問させていただきます。

まず、対象者の方が85人だということですけれども、こちらに対しましては独り暮らしなのか、夫婦の高齢者で、どのぐらいの割合で独りなのか、夫婦で生活をしているのかということをお聞きしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

この85人の方なのですけれども、独り暮らしの方、あと高齢者のみの世帯の方ということになっておりますが、その内訳につきましては手元のほうに資料がございませんので、今お答えすることができません。申し訳ございません。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますとあれですか、世帯数で分からないということでございますけれども、こちらの地域包括支援センターのほうで伺うのは、こちらは昼間だけが独りだという方も多いのかなというふうに思っています。家族で生活は１世帯でやっているわけですけれども、若い方は仕事に出たりなんかします。そうします

と独りだけになってしまうと、昼間。そういった方、認知症の関係はこれから出ますけれども、そういったことにも関係をしているわけですか、昼間の独り、すみません。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

この地域包括支援センターで実施している高齢者見守り事業につきましては、対象者が独り暮らし、もしくは高齢者のみの世帯に限っておりまして、なおかつ地域との交流がほとんどなく、また親族等の支援も得られにくい方という方が対象になっておりますので、日中独居の方は対象となっておりません。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうですか、分かりました。よく昼間が独りなので、困るのだというようなお話もかなりあるので、そちらのほうまで地域包括センターも見守り活動の中には入ってやっていただけているのかなとちょっと思いましたので、すみません、やっていないということでしたらば、分かりました。

では、次に移らせていただきます。（２）番のほうですけれども、支え合い活動普及啓発には、町民の協力あるいは近所同士の挨拶とか気遣う心とかが重要となるということになっておりますけれども、対策と対応についてということでお尋ねをします。

○森　一人議長　対策と対応についてですか、普及啓発についてが（２）なので、広報等以外でということですか、広報等でお知らせ以外に。

○11番（松本美子議員）　はい、何かありましたらということですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

支え合い活動ということで、市ではいろいろな地域の方々にご協力をいただいて、支え合い活動を実施しております。１つは、区が中心となって、声かけから始まる支え合い運動というのが一つございます。また、最近では生活支援体制整備事業という事業がございまして、その中で、地域で地域のために活動しようというメンバーが集まって、支え愛嵐山というグループをつくっております。昨年度、今年度はちょっとコロナで活動ができなかったのですけれども、グループが４つに分かれていまして、

カフェづくり、それからみんなで作って食べるカレー作り、あと高齢者の集いの場づくり、居場所づくりというグループで活動しておりました。

居場所づくりの中では、川島に空き家を活用して嵐丸庵という居場所をつくったところでございます。それから、それ以外にも各地区で見守り活動をしていただいている地区がありまして、現在３地区ですが、１地区はコロナで活動を休止しております。それ以外は、川島２区と川島３区、こちらはその区の有志の方々で、高齢者のお宅を訪問して安否確認をしていただいているというような状況でございます。

そのように、地域の方々のご協力、活動によって支え合いが少しずつ広がっていっているのではないかと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　支え合いにつきましては、地区を中心だということと、自主的なグループだと、そういうようなことですけれども、そうしますと、ちょっと１に重複してしまうかなというふうなところもあるのですけれども、これはその地区なら地区のところで、中心になる方のところで、自分のところ自ら申入れするというか、その代表者のほうの方が自主的に行っていただいて、高齢者宅に行くのが先かな、それとも、どうですか、こういうグループのほうに参加しませんかと誘ってくれるというか、そういったような方向性で成り立っているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　見守り訪問活動につきましては、各地区の方が高齢者のいるご家庭に声がけで訪問をされているようなところでございます。

また、支え愛嵐山の活動につきましては、それぞれのボランティアのメンバーさんがご近所等に声をかけて、あと区のご協力もいただきながら来ていただくような形で実施をしております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　では、次に移らせていただいて、（３）のほうに移ります。

団体と個人それぞれの見守りの協力の事業者の数とか活動についてということでお尋ねをしておりますけれども、まず先ほど答弁が協力者数としては101というような

答弁だったかなというふうに思いますけれども、この事業者が85で、団体数が団体としては11だということですが、事業者そのものはどのような内容の事業者の方と見守り活動についての協力をいただいているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

この協力事業者を募ったのが平成28年なのですけれども、そのときに町内のあらゆる事業者のほうに通知をさせていただきました。現在その85か所の内訳なのですけれども、一番多いのが小売業で12件となっております。次が社会福祉、それから介護事業所、そちらが10件、医療機関が８件、建設業が８件、その他、本当に自動車整備業であったりとか訪問のサービス業であったり、あと保育とか教育に関係するところとか、あと電気、ガスの事業者さん、新聞事業者さん等、かなり多くの種類の事業者さんに協力をいただいております。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　今ご答弁いただいた中には、もちろん新聞ですか、そういう方とか、あるいは牛乳屋さんですか、何かその辺の業者さんもお願いがしてあるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

新聞の販売店につきましては、発足当初はございましたが、現在町内でなくなってしまった事業所さんですので、今新聞事業者さんのほうにはお願いができていない状況です。ただ、協力事業者にはなっていなくても、新聞がたまっている場合は、配達員さんから事業所を通してご連絡をいただいてはおります。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　大切なことなので、やはりいろんな方たちが気を遣ったり、周りを見たり、いろいろなことをしていただきながら、見守りはやっていかなくてはならないかなというふうに思っております。

そういった中で、この見守りの人数もかなりの方が、協力者がいるわけですけれど

も、これは万が一心配なようなことが発見された場合もあるかないか分かりませんが、あるならばありましたというようなお話、答弁がいただければ結構ですけれども、そうしまして、すぐに地域包括支援センターのほうにお知らせをするというようなことの答弁だったと思いますけれども、そういった内容のことが過去にありましたでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

平成28年から令和２年度までの通報件数が24件となっております。内容といたしましては、ちょっと認知機能が心配なので様子を見に行ってくださいというのが一番多かった５件です。次が、何か体調が悪そうなのでというのが４件、それと郵便物、それから新聞がたまっていたりとか、しばらく不在なのだというのが４件ございました。あと、中には実際に倒れているところを発見されたというのも３件ございます。

このような状況の中で、幸い皆さん安否は確認できまして、救急搬送をされた方が５名、それ以外には状況を職員が確認いたしまして、介護保険の認定の申請をしていただいたりとか、町でやっている見守り活動、見守りを開始したりとかというような形で、ケース・バイ・ケースで対応をしております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　やはりこの見守りも大変、今答弁していただいたので、細かく分かりましたけれども、大切なことで、人の人命にも関わるということのようですから、ぜひとも皆さんに協力していただきながら、それ以外でも個人的にも５名の方がやってくださっているということですけれども、ありがたいことだなというふうに思い、自分でも近所にお年寄りがおりますから、時々伺いながらお話をするのですけれども、先ほども申し上げましたけれども、昼間がちょっと寂しいと、それで誰もお話し相手がいないからとかと、そういうような言葉がかなり耳に入ってきます。ですから、その辺は近所隣ということになってくるのかなというふうに思っていますので、ぜひとも自分でもこういったことには協力していきたいなというふうに思っています。ありがとうございました。

次に移らせていただきます。（４）番ですけれども、認知症の関係なのですけれど

も、認知症の高齢者対策、あるいは認知症のサポーター養成講座ということの現状を聞きますということで、答弁書もいただいておりますけれども、こちらの認知症の施策の中で、認知症の初期の集中支援事業、あるいは認知症のカフェとか徘徊とか、いろいろな高齢者の見守りについては、交付事業としてやっているというような答弁のようでした。

そういう中で、脳トレもやっていらっしゃるようですが、まず認知症の初期集中支援事業につきまして、それぞれカフェもそうですけれども、徘徊の関係、現状はどのような現状になっているのでしょうか。こういった事業をやっていらっしゃるということですが、それについてもう少し細かく、すみません。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

まず、認知症初期集中支援推進事業なのですけれども、こちらにつきましては認知症の専門医を中心に、構成員４人で対応しております。構成員、専門職で保健師が２名、あと社会福祉士が１名で、あと専門医としては認知症の専門医が１名となっております。

やはりちょっとご家族の方だったりとか近所の方だったりとかで、心配があるという方がいらっしゃった場合に、ご本人、ご家族等の了解を得まして、ドクターとチーム員が訪問をさせていただいています。その状況によって、医療が必要な方は医療にかかっていただく、あとはサービスが必要な方はサービスを利用していただくというような事業となっております。こちらの事業の実績ですが、令和２年度は訪問件数が20件となっております。令和３年度につきましては、４月から８月までなのですけれども、５件の訪問を行っております。

続きまして、認知症のカフェなのですけれども、こちらは認知症の方、それからそのご家族、また地域の住民の方、その他、医療や介護の関係者の方たちが自由に集まって交流できるような場所として設置しておりまして、現在は１か所、ウエルシア嵐山東店さんにご協力をいただきまして、そちらで月に１回実施をしております。ただ、こちらのほうも平成31年度は利用者の方が延べ68名ということで、大勢の方にご利用いただいたのですけれども、令和２年度、令和３年度につきましては、コロナウイルスの関係で参加者が少なかったり、あと実施を休止したりとかしておりますので、ち

ょっと数が減っております。令和２年度は、実施できたのが３回で、参加者が延べ５名でした。令和３年度につきましては、４月から８月まで実施しまして延べ８名の参加をいただいているような状況でございます。

あと、徘徊高齢者の位置情報探索サービスにつきましては、こちらはＧＰＳのついた機械を持っていただいて、高齢者の方が行方が分からなくなったときに、そのＧＰＳでチェックをするというものでございまして、令和３年度現在ご利用者は１名となっております。

また、徘徊高齢者見守りシール交付事業につきましては、こちらはやはり徘徊をされる高齢者の方にＱＲコードを靴であったりつえであったり、洋服の襟の辺りであったりというところに貼っていただいて、発見した方がそのＱＲコードを携帯で読ませると連絡が行くというものになっておりまして、令和３年度現在ご利用されている方が６人となっております。

認知症の施策の大まかな現状というのは以上となります。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　認知症予防のための脳の健康教室というのが行われているのですけれども、そちらについての利用者はどういう時点で参加できるようになるのか、あるいは参加がまだできないのか、その辺のところはどんなふうなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　失礼いたしました。お答えいたします。

脳の健康教室の対象者は、おおむね65歳以上の方であれば誰でも参加ができるような状況となっております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、65歳以上であればどなたでもというようなことですが、これは自主的に申込みはするのでしょうか、あるいは連絡等が来るのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

こちらの教室のほうの参加の募集につきましては、広報、それからホームページ等で周知をさせていただいています。また、地域包括支援センターの職員が関わっている方の中で、やっぱりちょっと参加が必要だなという方には個別で声をかけさせていただいております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それで、年間で何回か分かりませんけれども、健康教室が行われるわけですよね、それは車での送迎ですか、足の確保は。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　年間23回の実施になっておりまして、週に１回集まっていただいています。大体半年ぐらいのスパンになります。

送迎につきましては、ご自分で来られる方もいらっしゃいますので、ご自分で来られる方は来ていただく。また、送迎が必要な方につきましては、町のほうで送迎をしております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　細かくてすみません。説明していただきましてありがとうございます。

それから、認知症サポーターの養成講座なのですけれども、今まで現在まででは55回の開催で1,596人ですか、養成講座のほうに参加していただけたということですけれども、ここ１、２年につきましてはコロナの関係もあるということです。開催ができなかったというか、難しかったというようなことですが、今年度につきましては、小５と中３を対象に、全小中学校での実施の予定があるということですけれども、現状ではコロナの関係もありますので、どんなふうにやって、やれるようになればやるということでしょうけれども、内容的にはどのようなことで、この養成講座を小中学校の子どもたちに参加していただきながらいろいろな指導をしていくというか、そんなようなことがあるのですか、具体的に。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　今年度の小中学校における認知症サポーター養成講座なのですけれども、６月に既に菅谷中学校で１回実施をさせていただいております。それ以降につきましては、学校さんのほうと調整を取りながら、感染状況等も鑑みながら日程を決めて進めていく予定になっております。

方法なのですけれども、まずこちらのほうから行くスタッフというのが、認知症サポーターキャラバンメイトという資格を持った方なのですけれども、町の職員のほかに、町内の福祉施設等の職員の方たちにもご協力をいただいております。複数人数で行きまして、寸劇方式で講座を実施するのですけれども、生徒さんにも一部役割を持っていただいて、お孫さんの役だったりとかということで参加をしていただいているような状況です。

６月に実施したときの講座につきましては好評で、非常によかったという声をいただきました。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、６月に実施ができたということで、よかったなというふうに思いますけれども、それによりまして、より多くの人たち、子どもたちが理解を示していくということになるのだと思います。

そういうことが表に出てきているのか分かりませんけれども、登下校のときでもよく挨拶ですか、おはようございますなり、さようならなり、何かそういうようなことも言葉を、散歩している人たちなんかにも、農家で働いている人たちにも声がけをしてくれるというようなお話も聞いておりますから、いろんな分野で広がっていっているのかなというふうにも今感じていますけれども、これはクラス単位ですか、それとも人数は何名とかというふうなことでやっているのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

学年単位でやらせていただいております。菅谷中学校では、64名の生徒さんに参加いただきました。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうすると、これからも全小中学校で実施予定だということ

になりますから、学年単位というふうな方向性でいかれるということですか、確認です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

こちらの事業、本当に学校さんにご協力をいただきまして進められているものなのですけれども、今後も小学校５年生と中学校３年生を対象に、継続していきたいと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、次に進めていきますので、お願いします。上水道についてということでお願いをしてありますけれども、お願いいたします。

安全な水を安定供給するため、老朽管路の更新あるいは計画的に整備することがまず必要です。また、水質及び自己水の管理、給水人口の減少見通しや各自の節水意識も大切だと思います。以下についてお伺いいたします。

（１）ですが、県水、あるいは嵐山町の自己水なのですけれども、これをブレンド水にして水の利用をしているところもございます。そういった中でお聞きするのですけれども、自己水のみの利用について、経口別のことで世帯数等もお伺いをさせていただきます。

それから、（２）ですけれども、上水道の配管網の整備及び管路の耐震化の計画の現状がどんなふうになっているのか、お伺いをさせていただきます。

よろしくお願いします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答え申し上げます。

町水道事業は、３つのエリアに分けて配水を行っています。第１及び第２配水エリアが自己水エリアであり、口径別の世帯数を申し上げますと、第１配水エリアの13ミリが3,268件、20ミリが386件、25ミリが40件、30ミリが19件、40ミリが13件、50ミリが２件、75ミリが３件、100ミリが１件の計3,732件であります。

次に、第２配水エリアの13ミリが3,532件、20ミリが275件、25ミリが９件、30ミリが９件、40ミリが４件、50ミリが４件、75ミリが３件の計3,836件であります。

第３配水エリアにつきましては、県水及び自己水エリアであり、同じく13ミリが617件、20ミリが41件、25ミリが22件、30ミリが17件、40ミリが９件、50ミリが15件、75ミリが２件、100ミリが１件の計724件であります。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答え申し上げます。現有する水道配水管網の老朽化対策整備と基幹管路の耐震化を合わせた管路更新計画を令和２年度繰越し事業として現在策定中であります。計画の内容としましては、町全体の水道管路を老朽管更新計画と管路耐震化計画に大別し、今後10年間の更新計画を策定するものであります。

老朽管更新の進捗状況は、全体の184キロメートル中29キロメートルが更新済みであり、進捗率は16％でございます。策定中の計画では、昭和50年代に布設した管9.2キロを更新対象としております。

一方、基幹管路耐震化の進捗状況でありますが、全体の約24.2キロメートルのうち8.8キロメートルが耐震化済みであり、進捗率は36.4％であります。また、基幹管路以外の75ミリ以上の管についても耐震管への布設替えにより、基幹管路と併せて耐震化を進めていく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、再質問させていただきます。

口径別も伺わせていただきましたけれども、この中には個人のものと、あるいは営業用とかいろいろあると思うのですけれども、全体で第１配水の関係のエリアにつきましては3,268件だというご答弁でしたが、このうち、それぞれ第２、第３というふうに答弁していただければ、同じ質問ですから結構なのですが、完全なる一般家庭、あるいは工場、そういうふうに口径別で分かれていますけれども、どのくらいの件数があるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　誠に申し訳ございませんが、第１配水エリアと第２配水エリアに関しましては、個人と企業をちょっと分別することがかなり困難でございますの

で、第３配水エリアの花見台工業団地につきましてお答えさせていただきます。

第３配水エリアは、先ほど申し上げたとおり724件でございます。そのうち、花見台工業団地の企業は51件ございまして、第１、第２配水エリアが全体の90％を件数で占めております。残りの10％が第３配水エリアの件数でございます。しかしながら、水量で申し上げますと、第１、第２配水エリアが65％、第３配水エリアが35％でございます。したがいまして、その第３配水エリアの花見台工業団地の部分、その35％のうち７割が花見台工業団地を占めているという状況でございます。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　第１、第２はそういうこと、答弁どおりでしたら結構ですけれども、第３配水の関係につきましては、花見台が７割ぐらいを占めると。そういう中で、現在自己水と県水とでブレンドの関係は、幾つくらいをやっているのでしょうか。どのくらいの割合で県水を入れて、自己水を入れているかということです。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

現在、県水につきましては、日量570トンを県水を入れております。一方、その補給水でございますけれども、失礼しました。県水につきましては、日量約2,000トン、時間にしますと約80トンずつ毎時間入ってきております。一方、補給水につきましては、これは令和２年度の決算数値で申し上げますと、日量が570トンでございます。

したがいまして、県水と補給水の割合としましては、約７対３で混ざり合っていると申しますか、そのような割合で第３配水タンクのほうに入ってきているという状況でございます。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、これは私のブレンドのほうの関連ですけれども、七郷地区北部につきましてはほとんどそうなのかなというふうに思っていますけれども、それと、時々どういう訳だか分かりませんけれども、臭いというか、消毒の塩素ですか、その臭いで、入れたときには強いのかなというふうに思うのですけれども、水質の、そのタンクの中の検査というか、そういうものの関係を聞きたいのですけれども、それと家で水道を使おうというふうに思ったときに水道を出しますと、かなりの泡というか、白い水というか、そういうものがしばらくの間出していないと、

かなりだあっと出てくるのです。ですから、それは何件かそういう形でのお話も聞くのですけれども、それなので、今回ちょっと質問から外れるかも分かりませんけれども、関連性があるかなと思って、申し訳ないのですが。

○森　一人議長　（１）については、水の臭い、白濁については伺っていないところではございますが、課長、答えていただけますか。

では、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、１点目の臭いに関してでございますけれども、そちらは恐らくカルキ臭、塩素の残塩素の臭いが残ったものでございます。水道法に定められております遊離残留塩素の基準でございますけれども、末端の水道管で0.1ｐｐｍ以上の塩素反応を起こさないと衛生上安全な水を供給できないということで、0.1以上の残留塩素は残しなさいということで定められております。

嵐山町で申し上げますと、第１、第２エリアにつきましては、笛吹峠が末端です。第２エリアにつきましては、川島の関越の側道のところが末端になっています。第３配水エリアにつきましての末端は、古里の消防コミュニティセンターで末端の残留塩素を測定しております。いずれも、そちらは日常点検で残留塩素を測定いたしておりまして、３点ともほぼ変わらない残留塩素は確認されております。

その残留塩素ですけれども、県水につきましては行田の浄水場から寄居まで、その末端の残留塩素を保つためにかなり行田の浄水場で高濃度の塩素注入を行っております。それでも、途中でかなり塩素、残留塩素が落ちまして、江南中継ポンプがございますけれども、そこで追加塩素をしております。そのため、嵐山町は熊谷小川秩父線を県水が走っておりまして、その途中から嵐山町に分岐して吉田の水道タンクのほうに入っておりますので、入ってくるときの塩素につきましては、夏場ではかなり追い塩素と申しますか、ちょっと多めに塩素を注入しますので、残留塩素がまだ結構高めで残ってきて、タンクの中に入ってくる。それと、町の水がブレンドし合って、県水が入ってくる塩素よりもブレンドによってかなり落ちますけれども、配水過程において吉田のタンクから近しい方は、その塩素が高めに残っている場合がありまして、そのため近隣の方はちょっとカルキ臭を感じることだということが考えられます。それが末端に行きますと、塩素が落ちまして広範囲に渡り切るというような形になってお

ります。

それと、白濁の関係でございますけれども、そちらは前回お話しさせていただいたとおり、空気が混入している場合に白濁するという現象でございまして、水道管の中に空気が混入するというのは、水道管内ではないのです。それが蛇口から出るときに、その蛇口の開け閉めによって、ちょっと機械の関係で空気が入り込んで白い水が出るという現象もございますので、しばらく出していただいて、それとコップにちょっと置いていただいてご利用いただければ、その白濁水は透明になりますので、その点につきましてはご協力を賜りたいと存じます。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　ご丁寧にすみません、細かいところまで聞きまして、ありがとうございます。たまたま第３配水に近いところですから、今答弁していただいたようなことが起きているなということがよく分かりましたので、これで次に進ませていただきます。

それでは、下水道についてということに進ませていただきます。

○森　一人議長　大項目３でよろしいですか。

○11番（松本美子議員）　ちょっと待ってください。２の（２）番の上水道の配管の関係なのですけれども、答弁はいただきましたので、ほぼ分かりましたのでいいかなと思ったのですけれども、すみません、少し質問させていただきます。

老朽管の更新、２年度が繰越し事業だったということもありましたので、これから全体的なものを計画を立ててしていくと、それでも現時点でも10年計画だということですから、まだまだ先なのかなというふうに思います。ですけれども、更新済みであるというところができているわけですが、それにつきまして、特に更新できたというところは老朽化がひどかったというか、何かそういった状況があったので、全体では184キロだということですが、その中の29キロだけは更新が済みましたということの答弁でしたけれども、これにつきまして特別な何か訳があったのですが、それとも基準的にいって、これだけのキロ数は更新済みになれたと、そういうことでよろしいでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

既に更新済みの水道管につきましては、水道管の法定耐用年数が40年となっておりますけれども、大体40年を超えても地質条件、土がいいとか、あるいは交通量、車がいつも交通量が多い、そういった関連もありまして、その条件がいいところは結構何事もなく運用しているのですけれども、既に更新済みである場合は、そういった条件が悪くて、漏水が頻繁に発生する、あるいは土質が悪くて老朽化、劣化が激しい、結果的に漏水になるわけですけれども、そういったところを随時補修をして布設替えをするということで今までやってまいりました。

今後も、基本的な考え方は同じでございますけれども、耐震化を進めていく上で、やはり老朽管の更新と耐震化、これは１つでございます。老朽管を更新化して耐震管を入れれば、２つのことが１つでできますので、それを今後管路更新計画によって順序よく進めていくという計画でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それと、もう一点なのですけれども、昭和50年代に布設しました管なのですけれども、こちらを更新対象で9.2キロしていくというようなご答弁がありました。全体的には、50年度ぐらいに水道管の布設をしたのは何キロあって、今も残っているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

今度の、今作成中の管路更新計画では、今後10年間を更新していく計画でありまして、それが昭和50年代に埋設された管が対象となっております。昭和50年代、現在昭和96年でございますので、約40年ちょっと経過した管がちょうど50年代に該当する管でございまして、もう既にその頃の管は結構更新はしているのですけれども、残っている管が9.2キロございます。その9.2キロを10年間かけて更新と耐震化をかけていくという計画でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　私先ほど１回目の答弁のときに、昭和50年代に布設した管が9.2キロ更新ということだったので、今の答弁のようなふうにちょっと受け取れなか

ったものですからお聞きしたのですけれども、昭和50年代に布設したものは残りが9.2キロぐらいなので、10年計画で新しく対象としてやっていくのだと、そういう答弁だったのでよろしいでしょうか。はい、分かりました。それでは、こちらにつきましてはありがとうございました。

そうしますと、今度３番のほうに移らせていただきます。下水道事業についてということでお尋ねをさせていただきますけれども、（１）ですが、平成24年度にはＰＦＩの方式で町管理型の合併浄化槽への切替えというものが行われてきているわけですけれども、単独浄化槽やくみ取りの状況と、今後どのような方向でＰＦＩの管理型に、町方式にやっていくのか、現状はどんなふうになっているのでしょうか。

それと、（２）ですけれども、令和２年度より下水道事業等は公営企業会計を導入したわけですけれども、老朽化する施設の点検とか、あるいは修繕、あるいは改築等が必要になってくると思います。それに、維持管理の計画と下水道使用料の料金、それの改定の方向があるのか伺わせていただきます。

以上です。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、質問項目３の（１）につきましてお答え申し上げます。

平成24年度ＰＦＩ方式による町管理型浄化槽整備事業は、開始当初その対象地域の単独浄化槽801基、くみ取り槽162基、計963基のうち500基の整備を目標に10年間進めてまいりました。その結果、令和３年３月末時点で単独浄化槽は300基、くみ取り槽は35基、計335基の転換を図ることができております。本年度末で第１期事業が完了いたしますが、残りの基数から個人的に転換を図った基数と、空き家もしくは更地となった基数を差し引いた単独浄化槽473基、くみ取り槽107基、計580基を第２期事業の整備目標基数と捉え、引き続き転換を推進する予定であります。

続きまして、質問項目３の（２）につきましてお答え申し上げます。下水道事業は、令和２年度からの公営企業化に先立ち、令和元年度より下水道ストックマネジメント計画を策定いたしました。この計画は、現有する管路施設、マンホールポンプ場を長期的視点で下水道施設全体の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位づけを行った上で、施設の点検、調査、修繕、改築を実施し、施設管理の最適化を

目的として策定したものでございます。今後は、この計画に基づき下水道施設の維持管理を進めてまいります。また、この計画に合わせて下水道事業経営戦略も策定しており、令和32年度までの投資、財政計画により、下水道事業の経営面を予測しております。

今後の下水道事業の経営状況を勘案し、企業会計の原則でもあります独立採算を目指す上でも、適切な使用料改定の検討も視野に入れて、健全な事業運営を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時２７分

再　　開　午後　２時４０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

松本美子議員の再質問からです。どうぞ。

○11番（松本美子議員）　それでは、（１）から順次再質問させていただきます。

まず、24年度からＰＦＩの方式で始まったということでございます。そうしまして、500基を目標だったということですけれども、10年間を実施した結果ですが、335基の転換が図れたということで、今年度で第１期工事は完了するのだと。しかし、残りの単独浄化が473、あるいはくみ取りが107、計580基を第２期工事の事業として、整備目標基数として引き続き転換を推進する予定でありますということでございますが、なかなか個人的な費用もかなりかかってきますし、単独浄化槽が意外と普及して、ほとんどの家が多かったというふうな実績もあるということで、合併浄化にするのに費用的なものが各家庭によって大分差がありますけれども、農村部のほうでは範囲も広いですから、金額もかなり大きくかかるわけです。そういった中で、浄化槽してあるから単独でもいいかなと、そういった考え方が多く、なかなか取り込めなかったと、そういう話も聞いております。

そういった中で、第２期工事で始める整備につきましては補助金というか、何かこういった１期とは別な考え方というか、そういうものを持って２期工事のほうに入ってくのか、何かありましたらお尋ねさせていただきますが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

昨年の浄化槽法の改正によりまして、全国にまだ残っている400万基の単独浄化槽を今後なくしていく方針で、各市町村、整備を進めてほしいということで昨年の法改正がございました。嵐山町におきましても、先ほど申し上げましたとおり単独浄化槽が473基残っております。これを、もう単独浄化槽自体が浄化槽ではなく、みなし浄化槽という言葉で表現されるように、正常な浄化機能は備えていないという国の判断でございますので、これからも単独浄化槽につきましては転換を進めていくというような方針で進んでいきたいと考えているところでございます。

また、単独浄化槽からの転換につきましては、国、県様々な補助制度がございます。そちらを充当して、また県につきましては工事が困難な場所につきましても、上乗せで補助金を補助してくれるという制度がございまして、そちらのほうを活用していただいて、できる限り単独浄化槽からの転換を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　単独浄化槽は各家庭ですから、なかなか浄化しきれないような、年数もたってきているということもあり、そういった点も分かるというふうに私も思います。ですけれども、補助金制度が国や県から出てくると、それにプラスアルファで、工事が大変なところは上乗せ等もあるのですよというようなことですけれども、そういったものをもう少し町民に知らせていく必要が、広報に載せたからいいやというようなものではないというふうに思うのです。一日も早くきれいな環境に沿った水が外に流れていって、それがいわゆる農業のほうにもつながってきて水を使ってくるわけですから、お米や何かは。そういった点では、いち早くというふうにも思います。

そういった中で、これからの取組の関係では推進はどんなふうに、この補助金もありますよ、ありますよと答弁はいただきましたけれども、各家庭で町民そのものが分かっていかないと、なかなか手を挙げて、では、うちもやりましょうというふうにはなってこないのが現状なのかなと思っているのですけれども、どんなふうにあれですか、最初の頃にこれを始めるときには、町のほうから出向いて、まず町民にブロック

別みたいな、区別みたいな形でお話をしていって、理解をしていただきながらＰＦＩを設立して成り立ったものです。ですから、そういった方法を取るというか、あくまでも広報だとか、そういうようなもので対応していくのか、何か考えていらっしゃいますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

令和３年度、今年度で10年間の第１期事業が完了いたします。第１期事業が完了しますと、今考えているところは、第２期事業に次は進むという方向で考えてはいるのですけれども、その実施に当たっては、第１期事業を始めたときと同じ手続を踏んでいく必要がございます。したがいまして、第１期事業が始まるときの手続で住民への説明とかそういったもの、もろもろも全て同じように段取りを踏んで、第２期事業に進んでまいれればと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　ぜひ町民に納得、やはり対面で実際にやるのと、資料を配ったからいいやというようなものではないと私は思っています。なかなかこういったことは個人的な費用もかかりますから、幾ら国と県から出ますよといっても。ですから、対面もとって、第１期と同じような方法でというような答弁もありましたけれども、そういった方法を持ちまして早くに完了していくような方針でお願いしたいと思います。これはこれで結構です。ありがとうございました。

それから、（２）番のほうに移らせていただきますけれども、公営企業会計を導入したというところですから、なかなかその先のことを聞いたのですけれども、まだまだ方針が、計画ができていないというようなことのようですが、まずそういう話をしても、即修繕だとか改築だとか、そういったところが必要になってくるだろうというふうに思っているわけです。そして、それは随時ということで、急遽ここが、今現時点では修理なり改善なりしなくてはならないというふうな場所というか、ありますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

令和元年度に、そちらの橋の第４マンホールポンプ場の付近の陥没と、花見台工業団地を出たすぐそばの管きょの陥没がございました。そういった急激な修繕を必要とするものにつきましては、危険ですので、すぐにでも対応しないといけないと考えております。今現在そのような危険な箇所につきましてはございません。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　分かりました。大変丁寧なご説明いただきましてありがとうございました。これで終わらせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◇　川　口　浩　史　議　員

○森　一人議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号４番、議席番号10番、川口浩史議員。

初めに、質問事項１の不許可の盛土の対応についてからです。どうぞ。

○10番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。

１つ目の質問といたしまして、不許可の盛土の対応についてです。静岡県熱海市の土砂流失は、甚大な被害となりました。本町では、不許可の盛土の安全性が危惧されるわけであります。そこで、お伺いしたいと思います。

（１）として、千手堂と鎌形の不許可の盛土は流失することはないのか伺います。

（２）、千手堂の盛土は新たに持ち込まれたのではないでしょうか。前にはなかった土砂の山が幾つかあります。

（３）、両地の盛土は、懲役または罰金に該当すると考えます。条例に沿った対応を取るべきではないでしょうか、伺います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）、（３）の答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、（１）、（２）、（３）をお答えさせていただきます。

まず、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。静岡県熱海市の土砂流失は甚大な被害をもたらし、土砂堆積に関する担当課といたしましては、大変心を痛めております。その土砂が堆積されている千手堂と鎌形の該当地についても、こちらのほう定期的かつ不定期でもパトロールを実施しています。

そのパトロールでは、該当地ののり面を職員が歩いて確認をしていますが、今まで異常を確認できたことはありませんでした。このように、環境課では常日頃より危険を察知できますよう、監視活動を行っております。

続きまして、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。千手堂の盛土の該当地では、現在措置命令を受けた行為者のうちの１名が、土砂を搬出するために作業を行っております。ご指摘の土砂の山は、作業の中で、行為者の委託を受けた業者がその作業の途中で寄せたものですので、新たに持ち込まれた土砂ではございません。

続きまして、質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。千手堂の該当地につきましては、既に条例に沿った対応として、告発の準備を行為者の作業と並行して進めており、行為者が適正に土砂の搬出を行わない場合に備えております。また、鎌形の該当地では、行為者の代理人が土砂の搬出を行う意向を示しており、交渉を行ってまいりましたが、コロナ禍で中断をしております。したがいまして、千手堂の該当地の対応は今後も引き続き行い、鎌形の該当地の対応は行為者の代理人に連絡を取り、引き続き原状回復工事が実施されるように、行為者の代理人と交渉を継続してまいります。また、その状況により、条例に沿った対応が必要と判明した場合には、その手続を取っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　（１）なのですが、パトロールしていて、職員が歩いていても崩れているような状況はないということで、取りあえず安心なのかなと思うのです。ただ、盛土の積み方というのがあるわけです。これ決まっていますよね、何メートルの高さいったら少し間空けて、また斜めに切って何メートルまで積み上げるという。そういう積み方を両地ともしていないわけです。ただ単に、恐らくダンプが来てざっと捨てていって、若干ならしてという程度で、そんな積み方ですから、当初あそこは大変なクラック、ひび割れが入ったわけなのです。ご存じですか、ひび割れが入ったのは。すごいひび割れが入って、これは危ないなと思ったのですけれども、そんな積み方をして、ひび割れも入ったわけですから、これはいつか崩れるのではないかなというふうに心配しているのですけれども、何か止まっているわけなのですか。ここに木があるから、あるいはというか、あそこは山ですから木があるから、当面その木があるから大丈夫なのですよということで安心だというふうに、安全だというふうに言

っているのですか。ちょっとそこ、根拠を確認したいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、お答えいたします。

先日も、８月16日に豪雨が過ぎたときに、私と副課長、これ副課長はこの案件が始まった当初から携わっている職員でございます。この２人で、作業着に着替えて現地に行きまして、のりの斜面を下って大分行けるところまで、下のほうまで確認をいたしました。斜面ですので、やはり当然前を向いて歩けず、後ろに後ずさりしながら、両手両足を使って踏ん張りながら土の状態も確認し、水道ができていないかとか、その辺も客観的に、そういった議員さんおっしゃった積み方等はできていないかもしれませんけれども、その辺ずっと下って、左右ずっと行けるところまで見て回った上で、これならまだ崩れるおそれはないだろうという判断をしてきたということでございまして、一応細部にわたって現地の状況を、千手堂も鎌形のほうも両方上から下までずっと２人で下って確認をしてきた状況で、異常がないと判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そうすると、木が生えていて、そこでちょっと止まっているというのではなくて、自然の中で今止まっているという、そういう理解でよろしいのですね、そうすると。ちょっとそのことだけ。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　失礼しました。その木の関係ですけれども、途中で木が生えていて止まっているという状況ではございませんで、のり尻のほうに幾らか木が生えていて、ただ、そこで少しつっかえているとか、その根元のところで収まっていると、そのような状況でございました。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　ちょっと積み方が適正ではないかもではなくて、適正ではないのです、あそこは積み方は。きちんとした積み方になっていない、環境課ですから、

土砂の積立て方というか、それはもうご存じだと思いますけれども、そういうきちんとしていないものですから、しっかり見ておいてください。見ていただきたいと思います。

新たな盛土なのですけれども、ちょっと現場を押さえて、課長にはもう現場を押さえる以外に、持ってきているではないかということを、これだと言えないなと思うのです。道路から近いところに白いフェンスがあるでしょう、トタンで造ったフェンスが。フェンスの道路側のところに、残土が盛られているわけです。若干フェンスを押しているのですけれども、あれはなかったのです。それがいつだったのか、ちょっと私に連絡が来たときには、もうああいう状態で持ち込まれていたという状態ですから、そしてその奥にも幾つか山があって、先日、先日って２、３日前に私も見に行ったときには、大分もう雨が降ったので平らなような状態になってしまっているのですけれども、６月頃だったかな、見に行ったときにはまだ山がはっきりしていたのです、それが３つ、４つあって。そのトタンでできたフェンスの表側にもあってということで、これはもう持ってきているなと。しかも、タイヤ痕がもう幾つもあそこあったわけですから、写真撮ってありますよ、もし本当ですかというのでしたら写真見せてあげますけれども。

ですから、これはないということですよね。ご指摘の山は、作業の中で行為者の委託を受けた業者がその作業の途中で。だから、搬出のときの山ではないかということでおっしゃっているわけですよね。搬出ではないのです。搬出だったら、どこか掘ったところとかというのがあるわけなのですけれども、そんな跡なんて全然ありはしないです。新たに持ち込まれたものだと、そう思うのですけれども、そうではないですか。

○森　一人議長　川口議員に確認いたします。全部まとめて再質問でよろしいですか、今（２）に移ってしまって。

○10番（川口浩史議員）　（２）です。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、こちらのほうも私と、当初から携わっている副課長と２人でパトロールもしております。今回事業者が動き出したときに、やはりこちら

のほうもそのまま見過ごすと、またそういった議員さんご心配のことがございますので、環境課４人ですけれども、２人１組になりまして、午前中、午後と１組ずつ監視活動を行ってまいりました。

議員さんご指摘の道路側のほうは、少し道路側からフェンス寄りに寄せたということです、業者の話ですと。その中の山も、一応平成30年に一旦一部を出しているのですけれども、そのときに業者が奥からユンボで手前に山を造ったのですけれども、そういった引いてきた土のところを、６月に事業者が少し搬出作業を始めたときに、その辺を事業者が作業しやすいように周りの土を整地したというか、少し平らにしたというふうな状況もございまして、そちらのほうが土砂が増えたという状況は、環境課の職員としましては増えたという印象は持っておりませんので、寄せたというふうに事業者が言っておりますので、そのとおりであるかなという認識でお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　業者が言うから、そのとおりですねということなのですね。一緒に行った副課長は、もともとここの量が大体1,700立方、結果的に積まれたということであったわけですけれども、当初はそんなに積まれていないと、そんなにというか、もう300を超えていないと、300未満であれば自由ですから、業者がそういうふうに言っているのだから、業者が300未満と言っているのだから、まだいっていないのですよと。それを信じていて、あれだけの量を積まれてしまったわけです。それで、今度はまた業者が持ってきているにもかかわらず、業者の言うことを信じていると。何ですか、それは。

それで、写真撮ってあるでしょう、写真で比べたらどうですか。それで私の言っていることが、これは私のほうが事実ではないですよと、それで指摘してくれるのだったらそうかなと私も思いますけれども、業者が言っているからって、業者は自分のいいように言いますよ、それは。そんなことを信じてどうするのですか、担当課として。駄目ですよ、それは。きちんと写真と比べて、ああ、前と違うな、これは持ち込まれたな。それをぜひ確認してください、写真とで。いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　お答えいたします。

土砂が入れられたのが平成29年、その後１年後に一部搬出されたときの写真も環境課では保存しております。そちらの保存と、今回６月に動き始めたという通報を受けて、やはりほぼ、かなりの数写真撮影をしております。その写真と過去を比べますと、ですから平成30年の一部の搬出のときの写真と比べまして、持ち込まれてはいないだろうという判断を課の中でさせていただいたと、そういうことでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そうすると、業者がこれ搬出時にああいう山を造ったのだということをおっしゃいましたよね、そういうふうに答弁しています。土砂を搬出するために作業を行っていますと、ご指摘の土砂の山は作業の中でできたものだと、そういうふうに。これは搬出はされたのですか、搬出はしなかったのですか、ちょっと確認。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　お答えいたします。

こちらの６月に作業を始めたときに、通報があって駆けつけたわけなのですけれども、そのときにいろいろ交渉をしている中で、搬出をするという話はしていたのですけれども、こちらに連絡もなく最初始めてしまったものですから、それで急遽駆けつけて、一旦ストップをさせたわけなのです。始めるからには、きちんとした事業計画書を出して、それで実際に実行するときは、きちんと余裕を持って始めるようにという指導をさせていただきまして、そういう形で現在に至っているわけなのですけれども、その搬出をしたかどうかというのは、ですからその当時、８立米ほど出したと業者は言っているのですけれども、実際にこちらにちょっと連絡もなく始まってしまったものですから、その辺は環境課のほうできちんと確認はできておりません。ですので、業者は出したと言っていますけれども、こちらのほうで直接確認をしたと、そういうわけではございません。そのような状況でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　搬出はされない、そして持ち込まれてもいないなんていうこ

とで、ああいう山ができるのかということなのです。搬出されていないということだと、搬出したとしても掘らなければならないでしょう、ユンボか何かで。スコップでもいいですよ、最悪。スコップでやるというのは大変なことですよ、あれだけの量を。８立米にしたって結構大変です。それをやったのなら、それだけの跡があるわけなのです。６月でした、私も連絡を受けて見に行ったときには。何の跡もなく、ただ、ざあっと、これダンプで持ってきただけだなという感じでした。その写真はあるのでしょう、そのときの写真は。それが前と同じだったという、そういうことなのですか。私も搬出の関係で、ちょっとそこをもう一度確認しようと思って、搬出の関係聞いたのですけれども。業者は搬出したというのですけれども、搬出されていないということであれば、もう写真で確認するしか私はないなと思って。そのときの写真はあるわけなのですね、第１回目に行ったときの。それが従前の、少し１年ぐらい前に持ち出した後の写真と見比べて、同じような形状だったというわけなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　お答えいたします。

始まったときに、もう既に業者側のユンボとか重機を入れていまして、そちらのほうで整地作業をしていたようです。ですので、平成30年一部搬出後から、それと比べて変わっていないというのは、実際はもう搬出するための整地作業をその重機でやっていますので、全く同じ比較というのはちょっとできません。ただ、その山の手前のところを整地したようなのですけれども、その山の手前、道路側のところにユンボで掘った、少し穴がございます。そちらのほうも写真を撮っておりますけれども、恐らく８立米出したというのは、そこから出したのではないかなと、そういうふうに認識をしております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　これ私も写真を撮ってあるから、ちょっと私自身もよく見比べて、次の機会にでも質問したいと思います。ちょっと課長とやっていても、らちが明かないです。本当に業者言いなりの担当課だなというのを、ちょっと強く指摘しておきたいと思うのです。

（３）、それで告発の準備をしているということであります。いつ頃告発をする予

定なのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　お答えいたします。

今現在、千手堂は動き出したということで、一旦告発に必要な必要書類は警察のところに行って、警察からの指導の下に一応作って、それで見ていただいております。鎌形のほうは、まだそこまではやっておりませんけれども、いずれにしましても、千手堂のほうもそうやって今動いて、搬出の方向に行っていると。鎌形のほうも、今中断はしてしまっておりますけれども、事業者のほうで搬出の意向は示しておりますので、それぞれ、もしどう見てもこれは搬出の可能性がないと、そのようにこちらのほうで、交渉の中でもそういうことが認識できましたら、もう告発のほうの準備を粛々と進めていくということで今考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　ちょっとその告発は、まだ具体的なものは決まっていないのですか。求めるのは、懲役が２年が最高で、100万円が最高になっていますよね、一応その最高でやりたいというというお考えなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　お答えいたします。

そちらの罰則の適用に関しましては、やはり司法官憲といいますか、そちらのほうが警察のほうから検察庁に送検され、検察庁が裁判所に係争すると、そのような流れになると思いますので、実際の量刑につきましては、検察当局のほうで最終的には決まると思います。

こちらの町の役場としては、現状では議員さんおっしゃるとり２年以下の懲役、または100万円の罰金に該当するのではないかと、そのように考えてはおります。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　課長は先ほど、搬出の見通しがない段階でとおっしゃったのだよね、搬出の見通しがない段階で、これは訴訟ではないわけ、そうなると。検察の

ほうがそういうことをやるということなわけなのね。この搬出の見通しがないというのは、仮にこの６月に80立米出したとなった場合には、どこまでが見通しがないというふうになるわけなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　お答えいたします。

８立米出したというのは、搬出をする総量の中で、私どもが作業をストップさせた時点で８立米は出したと、そういう証言を得たものでございます。見通しがないという判断でございますけれども、千手堂の交渉につきましては、私が４月に就任してからいろいろな交渉事、窓口、相談室、電話等々やり取りをしたのが67件ございます。ちなみに、鎌形のほうは去年の４月から58件やり取りをしております。

このように、実際に搬出に持っていくという交渉が、かなり労力と根気がちょっと必要な部分がございますけれども、それだけ先方とは度重なる交渉を進めておりますので、今その交渉を進めている中で、このような話の持っていき方、進め方をしていくのであれば、これはもう先行き見通しがないというのをこちらの担当のほうで感じたときには、そちらのほう私の上司等にも相談いたしまして、これはもう告発の手続を進めるしかないと、そういう時期に来ましたら、そちらのほうを粛々と進めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　千手堂も鎌形も同じ、2017年ですよね、これ盛土を勝手に持ってこられたのは。ですので、もう４年たったわけです。千手堂は、途中１年、２年後ぐらいですか、少し持ち出されましたけれども、あんな量ではしようがないわけで、それでも持ち出したというカウントになって、次の見通しが立たないという、搬出の見通しがないなと考えるまでには、やっぱりそこからカウントするわけなのですか。結局ある程度の期間を見るわけでしょう、これ判断するとおっしゃったけれども。ある程度の期間が大事なわけなのでしょう。それがどのくらいになるのかというのをちょっと伺いたいのですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、お答えいたします。

期間につきましては、確かに区切るという考え方もやり方の一つでございますけれども、先ほど議員さんご指摘のように長期間かかって、特に千手堂のほうはようやく業者が搬出の意向を示し、事業を始めたという今真っ最中でございまして、環境課といたしましては、まず現地の土砂が搬出されると、それが一番いいだろうと、そういう判断の下に交渉を続けておりまして、期間を区切ってしまうと、その可能性が全てなくなってしまいますので、今のところ業者が搬出の意向を示し話合いに応じている間は、こちらのほうで粘り強く交渉をさせていただいて、搬出に結びつけていきたいと。そして、その交渉の中で、これはどのような話をこれ以上進めても、もう搬出の可能性がないとこちらのほうで判断をさせていただきましたら、そちらのほうはもう期間を区切って告発のほうを粛々と進めていくと、そのような考えでおります。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　今、搬出の意向を業者が示していると、本当に業者寄りの課だなというのをつくづく思います。持ち込んだにもかかわらず、搬出をしているのだと言われたのを、それを全く頭から信じ込んでいて、それが搬出の今途中なのだから少し待ちたいと。こんなことでは、嵐山町はこれからどんな残土が持ち込まれるか、勝手に持ち込まれたって平気だということになってしまいますよ、課長のようなそんな態度を取っていたら。きちんとした対応をしなければいけないというふうに思います。

町長でも副町長でもいいですけれども、やはりこれは厳しい対応をしていくべきではないですか。そのくらいの腹くくってやらないと、これは解決しないというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋副町長。

○髙橋兼次副町長　それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

何が大事かといえば、泥を出してもらうのが大事だというふうに考えています。したがって、今課長が答弁していますように、相手側と今交渉をしているわけなのです。だから、それでどうしてもそれが先に進まないなというのがある程度はっきりしてくれば、それは次の段階だなというふうに考えております。

いずれにしても、今は泥を出してもらうのが第一だというふうに考えておりまして、業者側からこういう計画を出してくださいとか、そういう今交渉をしているところなのです。したがって、それに見通しが立たないと、どうにもならないなというのがはっきりしてくれば、それは次の手段を当然考えていかなければいけないかなというふうには基本的に考えております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　2017年に持ち込まれて、１年後とか２年後に少し持ち出されました。その当時の担当課も気分よくして、結果的にはちょこっと持ち出されただけで、ずっと何も手つけない、逆に持ち込まれている状況ですから、これ以上信じろと言ったって、もう信じられない状況です。私はそう思います。

これ以上言ってもやるつもりないでしょうから、次に行きたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　私のほうから、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

今、川口議員のほうから本当に怒りというのでしょうか、そういったことも含めてご発言がございました。私もそのお気持ちはよく分かります。私もこの４月から、担当課長のほうから今までの経緯、そしてまた今現在進行形、こういう形になっているというような報告を受ける中で、これはなかなか難しいなというのを非常に感じました。

これは一般論ですけれども、こういったことをされる方、される業者というのは、あらゆる状況を既にもう想定済みで来ますので、そしてそれは、ただ単に巧妙にやるだけではなくて、法的にもぎりぎりのところをちゃんとうまく突いてくるわけです。そういう中で、担当課も一生懸命やっている。ただ、どう考えても、これは担当課だけでは難しいだろうということで、途中から副町長も含めて、また議会にも入っていただいて、そしてほかの課の職員にも入っていただいて協議会を設置して、そして皆さんの意見を聞いて、そしてもうちょっと多角的にどうしたらいいだろうかというような取組もスタートしておりますので、今議員のほうからご指摘をいただいたことはしっかりと受け止める中で、一歩でも半歩でも前進できるようにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　次の質問に移りたいと思います。

通学路の安全についてであります。千葉県八街市での下校中の死傷事故は、何とも痛ましいものでありました。事故現場は、歩道のない道路が通学路となっております。そこで、伺いたいと思います。

（１）、本町の歩道のない通学路はどのぐらいの距離になるのか。

（２）、そこの安全対策は取られているのか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

道路交通法第２条で規定されている歩道、歩行者の通行の用に供するため縁石線または柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分がない通学路のうち、車道外側線もない通学路は約18.9キロメートルで、全長の約１割強程度でございます。ただし、この車道外側線のない通学路は、道路幅員の狭い道や生活道路となる道も含んでおります。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。毎年、学校とＰＴＡにおいて通学路点検を行っており、特に危険な場所や改善を求める場所については、県土整備事務所に報告しております。また、町道に関しては、まちづくり整備課や地域支援課と連携して、グリーンベルトやラバーポール、注意喚起の看板の設置及び交通整理員の配置等を行っております。なお、保護者や地域の方々による登下校の見守り活動は、継続して実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そうですか、全体の１割に上る距離が歩道がないということで、確かに狭い道路にないというのが一番のネックになると思うのです。簡単には歩道は、そういうところは造れないなというふうに思いますが、歩道を造る計画とか、これ局長では分からないよね、まちづくりの課長、その辺はあるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　基本的に、今現在町が考えている歩道をつける計画については、幹線道路を主につけるというのが第一に考えております。通学路もそうなのですけれども、幹線道路については歩道をつける。全体的に、いつつけるかとかはないのですけれども、幹線道路が主でございまして、このような通学路については、その都度、その都度の状況を見ながらいろんな対策、先ほど言いましたとおりラバーポールやグリーンベルト等で対応していくというのが現状でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　外側線のないというのは、そこに外側線をつけるのも難しい道路という、そこまで狭い道路という認識でよろしいのですか。そこは対応はできないのですか、外側線をつけるというのは。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　お答えさせていただきます。

１回目の答弁でもさせていただきましたけれども、いわゆる車が普通に擦れ違えないような住宅街の中の道も通学路になっております。そういった場所に関しては、やはりなかなかそういった側線等も引けないような状況、逆にそういった地域に関しては、スクールゾーンというような形で通行の制限をお願いしたりしている部分もありますので、できる範囲においては、先ほども答弁させていただきましたとおり、まちづくり整備課、また地域支援課等にもお願い等して、先ほど伊藤課長のほうでも答弁ございましたグリーンベルトやラバーポール、そういったもので、できるものはそういった形で対応していただいているというのが実情でございます。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そのできるものの中で、まだできていないというのはあるのでしょうか。ラバーポール、ここはつけられるけれども、まだつけていないとか、グリーンベルト引くことができるけれども、まだできていないとかというのは、そういうのはあるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　お答えします。

まちづくり整備課につきましては、やっぱり道路について様々な要望、区長要望等を含めて、毎回増えてきているところでございます。危険なところと考えているところにつきましては、随時要望というのは来ております。基本的には、その要望については応えるようにしておりますので、今現在区長要望等でつけられないというのは、ほぼないのかなと考えています。ただ、予算の関係もありますので、全部つけられない場合もありますけれども、基本的には要望を見て、場所もありますので、全部が全部ではないですけれども、可能なことについてはできる限りのことをしているという状況でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そういう設置ができる場所なのにつけていないと、グリーンベルトが引けるのに引けていないと、そういうところはできるだけ早くやっていただきたいなというふうに思います。

それで、遠山道の歩道なのですけれども、あれは予算も取ったわけですよね、たしか補正で予算取ったのですよね、あれ何でまだできないのですか。あれいつだったかな、４、５年前ですよね、補正予算が出たのは。ちょっとどうしてできないのか教えてもらえないでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　遠山道で一部歩道がないところにつきましては、町として課題だなというのは分かっております。地権者の関係がなかなかクリアできなくて、用地買収ができないという状況でございますので、それにつきましては、予算のついたというのはちょっと記憶にないのですけれども、歩道については前からの課題というのは認識しておりますので、できる時期、できる範囲になりましたら、また交渉等を準備しながら、歩道については計画自体はありますので、できる範囲内で進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　地権者がどういう事情で駄目なのか分からないのですけれども、予算取るまでの、補正予算に出てきたのですから、説明があったわけですから、当然そういうところは済ませて出していると思うのです。それが新たに、課長では分からないのかな、前のことなので。ちょっと事情を知っている人に……まあいいです、では。

あそこはあまり通らないかもしれませんけれども、やはり歩道として、地元からも私も聞いて、吉本議員の前に私、ちょうど局長がまちづくりの課長のときに質問していますけれども、子どもたちが歩く道路だから、通学路だから、あそこ早く歩道をつけてやってくれということを聞いていますので、それで質問したのですけれども、そういうふうに地元の方から要望は上がっておりますので、ぜひ早くやっていただきたいと思うのです。

再度申しますけれども、これ補正予算に上がって予算書が出て、その予算額が出て、そこまで出ているわけですから、当然それは地権者との話合いもある程度できていると思います。だから出してきたのだと思いますので、できるだけ早くやっていただきたいと思うのです。

千葉県のこういう痛ましい事故が、嵐山町で起こさないという強い思いでやっていただきたいと思うのです。よろしくお願いします。

次に行きます。園児の安全についてです。福岡県中間市の保育園で、送迎バス内に園児が取り残され死亡いたしました。この事件、事故とは別に、車内に子どもが取り残されるということが過去にもありました。そこで伺います。

（１）として、本町の幼稚園では重大な事故には至らないまでも、軽微な事故は起きているのでしょうか。

（２）、乗降確認はどのようにしているのか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　それでは、質問項目３の（１）につきましてお答えいたします。

幼稚園においては、園バスを使用しておりますが、教職員やバス運転手が管理徹底する体制によって、軽微な事故の発生もございません。

続きまして、質問項目３の（２）につきましてお答えいたします。欠席の連絡を受

けた園児等の情報を整理した名簿を備え、添乗する教職員が園児一人一人の顔を見て確認します。また、降園の際には、預り保育等による乗車人数の変更が生じるため、改めて名簿の情報を整理し直し、バスが出発する前に乗車の人数と一致しているかを確認しております。全員が降車の際には、添乗している教職員が後ろの席から忘れ物等がないかを含め確認します。さらに、園に帰着後はバス運転手がすぐに清掃をしますので、その際にも確認しております。このように、園職員全体で園児が安全に登園、降園できる体制を取っており、今後もこの体制を徹底して取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　バスの運転手のほか、誰か乗っているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　バスの運行に関しては、運転手だけでなく必ず教職員が１名または２名添乗して、園児等の状況、あと乗車、下車等も確認しております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　なるほど。その辺は、ここの中間市の状況と全然違うわけですね、中間市はもう園長一人だったということなので。ただ、やはり子どもさんですから、その状況によってぐずったりなんかすると思うのです。そうしたら、保育士さんもやっぱりその子に気を取られてしまいます。幸い軽微な事故も、軽微な事故もないというのはちょっと言い過ぎではないかなと思うのですけれども、多少ありましたが、大事には至りませんでしたとかなんとかと来るのかなと思ったら、本当にこの軽微な事故もありませんでしたで、ちょっと驚いているのですけれども、そういうぐずった子がいた場合にやっぱり考えられますよね、その子に気が取られてしまうというのが。そんなこともないということなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　お答えさせていただきます。

バスの乗車の座席ですけれども、一旦は確定はするのですが、やはり小さなお子さんですので、現在はいろいろなかなか落ち着きのない園児もいらっしゃいます。そう

いった、入園されてからの園児の状況を踏まえて席替えを行ったりですとか、そういったことも含めて日常からの園児たちの状況を確認した上で、添乗する教職員がそういった確認をしながら、ただ乗っているだけではなくて、当然全体の状況を見ながら毎日の登園、降園の作業を行っております。

以上です。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を３時55分といたします。

休　　憩　午後　３時４０分

再　　開　午後　３時５５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の再質問からになります。どうぞ。

○10番（川口浩史議員）　完璧にされているので、何かこういう悪い点をつかんでいるわけではありませんから、分かりました。ただ、人間の注意力にはどうしても限界がありますから、今後軽微な事故が起きるかもしれません。やっぱりそのときの対応が必要だと思うのです。それが大きな事故を招かない要因になってきますので、そうしたことをしっかりやっていただきたいというふうに思います。それを要望して次に進みます。

○森　一人議長　はい、どうぞ。

○10番（川口浩史議員）　新型コロナの関係です。本町でも、新型コロナ感染者が増加しております。ワクチン接種を希望している町民には、速やかに接種することが必要であると思います。

そこで、（１）、ワクチン接種を希望し、接種した人数は何人か。これは答えてもらっているからいいかな。（１）、（２）はもう答えてもらっていますから、（１）、（２）はいいです。

若い人の感染者が増えている接種の予定はどのようになっているか、これも答えてもらっているな。

（４）、中等症以上で自宅療養者はいるのか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　川口議員、確認いたします。（３）は答えていただきますか。

○10番（川口浩史議員）　うん。

○森　一人議長　はい、分かりました。

それでは、小項目（３）、（４）の答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　質問項目４の（３）についてお答えします。

18歳以下の接種につきましては、10月５日から11月15日を予定しております。副反応等で授業への影響が少なくなるよう考慮し、金曜日の夕方や土曜日の予約枠を増やす等、多くの方に接種いただくため医療機関と調整しております。

続きまして、質問項目４の（４）についてお答えします。中等症以上の自宅療養者につきまして保健所に確認したところ、８月19日現在で人数は不明ですが、入院できない方がいらっしゃるとの回答でした。詳細は公表されておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　それで、副反応についてちょっと伺いたいのですけれども、課長は山田議員さんのご質問に、熱、倦怠感、頭痛などが出ているということでお答えになったわけです。これは、全体の多くの人が副反応として出ている症状で、少ない症状の人、何人もいないのだけれども、こういう症状が出たというのは何かありますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　嵐山町では、アナフィラキシーショック等の副反応が出た方はいらっしゃいません。このほかにどういう症状があったかといいますと、厚生労働省による報告によりますと、ほかには下痢とか筋肉痛、疲労等、そういう症状が出た方もいらっしゃるというふうに伺っております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そうですか。そうすると重い副反応は、嵐山町の中では誰も出ていないという理解でよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　はい、そのとおり重い症状が出たという報告はございま

せん。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　（４）に移ります。（４）が、入院できない方がいらっしゃるという回答だったということで、この方は中等症ですから、かなり苦しいわけです。適切な医師の診断というのは、今受けられているのかどうかというのは、これ分かりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　お答えします。

まず、軽症、中等症、重症というふうに３つに分けられるのですが、そのうち中等症については、中等症の１と中等症の２に保健所は分けております。どう違うかというと、まず中等症の１でございますが、呼吸不全がない。中等症の２は呼吸不全がありということで、酸素投与が必要な方が中等症の２でございます。

保健所には、ここの病院の枠がこれだけありますよと、あとヌエックのようにホテル療養する場所がこれだけ空いていますということが毎日来るそうです。今日かかった人の状況等を判断して、この方は入院したほうがいい、この方は自宅療養だとかというふうに分けるそうなのですけれども、そこでヌエックのようなホテルというか、そういうところについては酸素を置いているらしいので、中等症２の方はそちらの施設のほうに優先的に入っていただくと。そうすると、今爆発的に増えていますので、中等症の１の方は入る場所がなければ、自宅療養という形になっているというふうに伺っております。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そうですか。入院できていないという方は、中等症１なのか２なのかというのは、これは分かるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　入院する方は重症の方です。ＩＣＵに入るだとか、人工呼吸器が必要、エクモが必要という方は重症で入院をしております。

酸素投与が必要な方については、ホテル等の療養施設に入っていると。それ以外は自宅療養という形で、原則的にはそういうふうにしているというふうに伺っています。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　原則はそうなのでしょうけれども、ただ、人数が当然増えてきたらホテルにだって入れない、女性会館だって入れないということになってしまいます。そういう中等症２の方で、入院できない方、施設に入れない方というのはいるのかどうかということなのですけれども、それはご存じなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　保健所に聞いたところ、中等症以上で自宅療養につきましては、入院できない方はいらっしゃるという回答ですので、ただし、自宅療養の中でも症状が重い方については、保健所の職員が毎日電話をして状況を聞いているという状況でございます。そこで悪化すれば、入院等の処置を取っているというふうに伺っております。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　今、私は比企広域の議員をしていまして、２月の定例会の前に説明会があったときに、比企広域では入院できない状態、当時東京など第３波の関係で、できないような状態という人が大勢いるということで、この比企広域ではどうなのですかと聞いたら、こちらではああいう報道があるような状況はありませんよと、状態ではありませんよということだったのです。ところが、こうして聞いてみると、もうここまで増えたのかと、この地域も入院できない方がいるという状況まで増えたのかということで、ちょっと私も今これ答弁いただいて驚いているのですけれども、自宅療養者、嵐山町民が苦しんでいらっしゃるのであれば、テレビでやっていましたけれども、これ酸素が必要な場合に、その酸素の処置が受けられないでいるのであれば、かなり苦しいということなのです。その方に対して、例えば町がエクモを借りてでも貸し出すということが必要だと思うのですけれども、この貸出し制度があるということで、東京都もそれを利用しているということだったのですけれども、そういった措置が私は必要だと思うのです。だから、患者というか、この感染者がどの程度なのかが、ちょっと今課長のお話だと分からないのですけれども、呼吸不全に陥っているような方で自宅療養しているのであれば、そういう酸素の処置がされているのか、いないのであれば、しないといけないというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　自宅療養をしている方につきましては、パルスオキシメーターを送っているそうです。このパルスオキシメーターというのは何かというと、指に挟んで血中酸素飽和度を調べるものでございます。飽和度が96％以上あるには問題ないのですが、93％以下になると酸素投与が必要となります。自宅療養の人についても保健所等が毎日状況を確認して、この酸素濃度が少なくなった方については緊急搬送等をして、酸素投与をしているという形になっております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そうすると、入院できないで呼吸不全になっている人は、この酸素投与はされているということでよろしいのですか。されていない人はいませんよということでよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　詳細については市町村のほうは分かりませんが、先ほど申したように中等症の２の方について、酸素吸入が必要な方については療養施設、ヌエックのような場所に入っているということで、あと自宅療養で酸素飽和度が低くなった方については緊急搬送しているというふうに聞いております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そういうふうなことは県でやっているわけです。だけれども、そういう中でさいたま市ですか、今朝の新聞では２人の方が亡くなっているということであるわけですから、やっぱり町民の命と健康を守るのが町の仕事ですから、町民が苦しんでいるのであれば、いろんな手を尽くしていくということをやっていってほしいなというふうに思うのです。ただ、状況が誰々さんというのがまだ分かっていないのかな、そこまで分からないとちょっと対応のしようがないのですけれども、あらゆる手を尽くしていっていただきたいというふうに思います。

これ以上、ちょっと聞いても進みそうもありませんので、次に行きます。ラベンダー園であります。今年もラベンダーが枯れ出しました。

そこで、（１）、これまでかけた費用の総額は幾らになるのか伺います。

そして（２）、今後も続けていく考えか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

まず、質問項目５の（１）につきましてお答えいたします。千年の苑事業の平成28年度から令和２年度までの事業費をお答えいたします。総事業費は２億6,840万2,883円で、そのうち補助金が１億3,947万2,621円で、町単独費は１億2,893万262円でございます。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。令和２年度より、地方創生推進交付金の補助を受け観光事業の整備を進めているところで、千年の苑事業につきましては、ラベンダーの管理運営に関し補助の採択を受けております。したがいまして、令和４年度まではラベンダーを主に進めていく考えでおります。

なお、その後につきましてはラベンダーの生育状況に応じて、どう運営していくか検討していく予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　この総事業費の２億6,840万2,883円、これはあそこの展望台や柵や、あと手編みではなくて何でしたか、施設を造りましたよね、それまで含んだ金額ということでよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　すみません、大変失礼しました。

今、川口さんがおっしゃったものは全て入っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　（２）ですけれども、令和４年度までは続けるということでお話になったわけです。今回ちょっと枯れているのは、どういうものか伺いたいのです。昨年の対策として、今年植えるのに対策として、排水対策をした、植栽の間隔を広げると、こういうことをやったわけです。品種についても、暑さに強い品種、オー

シャンブルーであったり、アボンビューであったりと、こういうことで暑さに負けないようにするということだったわけです。圃場についても水はけをよくすると、株回りにはもみ殻くん炭や赤土を混入すると、こういうことを全部やったわけなのでしょう。でも、枯れてしまったというわけです。オーシャンブルーとアボンビューも枯れているのかどうか、あの中でちょっと残っているようなのがありますので、そこを確認したいのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　今、川口議員さんのほうからお話がありましたように、昨年度の対策というのでしょうか、今申し上げられたことは行っているというふうに私も聞いております。

その結果で、今現況に至るわけなのですが、現在例えば県道なり手芸施設あたりの町道というのですか、その辺から通ってみると、大分枯れているように見えるのですが、実際は月曜日に確認した時点では、結構枯れていても根元のほうから新芽が出ているのです。その新芽が出ているところというのは、これからまた何というのでしょう、芽が出てくるというのでしょうか、そうやって育ってくるそうです。ですので、そういったところの株につきましては枯れてはいないよと、これから10月ぐらいになれば、大分緑も色がついてきて、よく見えるというのでしょうか、そういう形になるということで、現実的にもう全て一つの株が枯れてしまっているというのは、通常富良野とかたんばら、そういったところのラベンダー園でも、２割から３割は何しても枯れてしまうという、そんなお話を聞いているのですが、今回現状では２、３割程度ちょっと駄目かなというのがあるぐらいで、そのほかはこれから秋に向けて結構緑で生えてくるというのでしょうか、想定どおりというか、想定の範囲内の枯れ具合というのでしょうか、その辺でいけるだろうというような状況でございます。

今後、昨年度の対策をやりまして、その状況を見て、その対策をしていない部分と昨年度対策をした部分の比較で、やはり昨年度やった対策については、枯れる率というのでしょうか、そういったものがかなり低い状況ございますので、今後その対策をしていない部分の区画については、昨年と同じような措置をしながらやっていくと。

また、今年度につきましては、ちょっと現地見ていただくとビニールのカバーというのでしょうか、そういったのもかぶせて、そういったのも有効ではないだろうかと

いうところで、今それを今年度そういった措置をしながら、経過観察をしていたわけなのですが、ある程度有効だというのが分かりましたので、そういった措置も今年度以降やりながら、ラベンダーの株を枯らさずにいく、そういったものをやっていく予定をしております。

そういったところで、今現在ですと何とか４ヘクタール、今年度咲いているところあると思うのですが、そこはちょっと期待が持てるのかなと。２、３割はどうしても枯れてしまうというところがありますけれども、それ以外は何とかなるのかなというようなのが現在の状況でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そうですか。あれ根元からまだ新芽が出ると、そうなのですか。昨年も、ああいう黒くなってしまったら、もう終わりだったというふうに私は記憶しているのですけれども、ちょっとこれは秋になってみないと分からないですね、そこは。分かりました。そこは秋まで待つようにしたいと思います。

それで、令和４年度までの補助金がもらえるからだということで、まず補助金が幾ら、今年度よりちょっと多かったのかな。たしか多かったような気がしたのですけれども、分かります、分からなければいいですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　補助金の申請、来年度分というのはこれから申請になりますので、実際にどの程度の金額、これは町負担というのもありますので、財政担当のほうと相談しながら、補助金の申請の金額というのは決めていかなくてはいけないのかなというところでございます。

当初の計画であれば、来年度１億超えの金額でちょっと何かいろいろやりたいなという想定はしているのですが、今年度も6,800万円程度だったでしょうか、そういった金額で対応させていただきたいておりますので、おおむね今年度と同額ぐらいとか、そのぐらいで考えるようになってしまう可能性もあるのかなと思っております。

今年度のちょっといろいろ予定しているもの、進捗的には最近も打合せの中では順調にクリアしていっているような状況でございますので、今後、来年度に向けては、では何を優先してやっていくか、その辺はまた近いうちに協議をしながら、方向性を出していきたいなというふうに思っております。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　仮に枯れてしまったといった場合に、補助金は返還する必要はないのか、ちょっと確認したいのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　私もちょっと今年度からというところもありまして、補助金申請のほうも地域支援課のほうで今までやっていただいていた経緯もありまして、今年度からうちのほうで申請のほうも、来年度分の申請とか、そういったものはやるということで打合せになっているのですが、そこまでのちょっと確認は、対県といいますか、国のほうの確認はしておりませんが、前担当者のほうから聞くと、その補助金は返金の対象にはならないだろうというようなお話は聞いております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　財政担当は分かりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　大変申し訳ございません。詳細については把握してございません。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　秋まで待たなくてはしようがないのですけれども、もう少し成功してから広げていくべきではないかなと、私は今回の状況を見て思ったのです。１反ぐらいでいろんな作物、植え方を研究して、この植え方だったら成功するなというのを確認してから広げていってやるべきだというふうに思って、提案しようと思ったのですけれども、もう補助金がそういうことでとてつもない１億超えですか、そういうことを想定していると、当然今ぐらいの面積は最低やるような感じですよね、きっと。そうではないの、ちょっとではそこを。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　ちょっと説明のほうが不足だったかもしれませんが、今年度

も含めてこの補助金につきましては、ラベンダー園だけではなく、バーベキュー場の整備、学校橋河原の整備、そういったもろもろを含んでの総額でございますので、先ほどの事業費はラベンダー園に関してだけの事業費ですけれども、今年度の補助金、来年度の補助金、これはそういった幾つかの場所を含んでの事業費ですので、丸々全部足して１億ぐらいの計画がしてあったという状況です。ですので、ラベンダー園だけではないということでご理解いただければと思います。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そうすると、ラベンダーは幾ら使っているかというのはちょっと分からないわけね、今は。かなりの額を使っているのだと思うのです。そんなに使わないで、狭い範囲で何があそこの地に合うのかを研究してから、それを広げていくということをしていったほうが、私は無駄のない事業になるなと思うのですけれども、そういう考えはないですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　まず最初に、（１）のほうの総事業費の関係、事業費の関係、先ほど言った数字につきましては、全てラベンダーのみの金額です。

また、ラベンダーのほうの関係のお話なのですが、これにつきましては、ラベンダー園始まって４、５年たつのでしょうか、もうその年その年、台風19号の年、駄目になって、それから昨年度もこういった対応をしていきますと、そういうのを繰り返し繰り返し、だんだん、だんだんこういうふうにやっていくと育つなというのが分かりつつある状況になってきましたので、今おおむね４ヘクタール、面積的にはラベンダー園が咲いているのですけれども、何とかこの４ヘクタール、ラベンダーでいけそうな、そんな感じでは今現場のほうと捉えているわけです。そのほかのところについては、今年は農林61号の小麦植えてあったり、また川のほうのちょっと下の低いほうはポピーを植えたりとかをしたと思うのですが、そういった今年ポピーを植えたところにつきましては、補植のラベンダーを植えて、上のほうで２、３割はどうしても枯れてしまうというところがありますので、その枯れたものを植え替えるためのラベンダーを植えながら、そのほかの区画につきましては、また違う花なりを取りあえずやっていこうかというのが現状でございます。

区画区画によっても、やはり土壌の違いがあるというふうに聞いておりますので、

どうしてもこの区画は不向きだとか、そういったところもちょっと一部ありそうですので、そういったところはその区画に応じた、何だったら育つのだろうか、そういったものも研究しながらやっていくようになるかなというふうには思っております。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　今年度予算の関係ですけれども、6,800万円、そのうちの幾らぐらいがラベンダーに使われたのかということで、ちょっと分からないのかなと思ったのですけれども、今年度のお金もこれには入っているという、そういう理解でよろしいのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　先ほどの総事業費は令和２年度までの、要は確定した額というのでしょうか、それで報告のほうをさせていただきました。

今年度につきましては、それぞれ千年の苑事業、バーベキュー場、また学校橋河原キャンプ、その他お土産品だとか、そういった新商品の開発だとか、そういったものも含めて広告宣伝費、そういったものも含めてやっておりますので、それがたしか6,800万円程度だったと記憶しているのですが、ラベンダー、千年の苑につきましては、すみません、ちょっとトータルで出していなかったものですから、2,500～2,600万程度ぐらいの今内訳の中ではあるかなと思っております。すみません。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　2,500～2,600万円だということで、これも来年度も同じぐらいの金額を使うというわけです。補助金が入っているとはいえ、やっぱり補助金だって国民のお金、企業も払っていますけれども、それは国民が働いた結果ですから、やっぱり無駄にはできない。ましてや、町単であれば無駄にはできないわけですから、確信を持ってこのラベンダーができるという状況ではないわけですよね、今課長のお話では。ですから、ある程度の確信を持って、これだったらやれるというのを持ってから広げていくことが大事ではないかというふうに思うのですけれども、ちょっとそこはお答えできます。こっちに聞こうと思ったのだけれども、いいですか、では先に。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　先ほどの今年度の千年の苑事業の事業費なのでございますけ

れども、2,500～2,600万程度かなというお話をしたのですが、2,400万円で今予定をしております。まず、そこすみません、訂正させていただきます。

ラベンダーを広げるというのですか、今現在４ヘクタール部分が咲いていたわけなのです。今年度もやっていたわけなのですけれども、この４ヘクタールを当面は維持していくと、それ以上に広げていくという、そういう感覚はないのです。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　いや、私が言っているのは、試験的に１反ぐらいで、1,000平米ぐらいでやってみて、成功したらそれを広げていって４ヘクタールとか、前は10ヘクタールというわけだったわけですけれども、当面４ヘクタールでやってもいいし、そう思います。だけれども、当面は狭い範囲で、成功するまではやっていくべきではないかなと思うのです。いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　失礼しました。今、先ほどから４ヘクタールをやっていくのだというお話をさせていただいておりまして、これは来年度その補助の申請上、ラベンダーを主にやっていきますよというところの内容で採択をいただいておりますので、少なくとも来年度まではラベンダーを主にやっていかなくてはいけないだろうというところの判断を、まず一つさせていただいております。

今後、生育状況に応じて検討していきますというふうに最初に答弁させていただきましたけれども、これがうまくいけば、この４ヘクタールを何とか維持をしていきたい。もしどうしても、やはり生育上問題ありだといえば、ちょっと川口さんの発想と逆転になってしまうかもしれませんが、少し規模も縮小せざるを得ないのかなというようなところも打合せしながら、考えながら、取りあえず来年度まではラベンダー４ヘクタール分、あそこは主でやっていこうと。その後については、生育状況に応じた対応をしていきましょうというところで、協議というのでしょうか、打合せのほうはさせていただいているところでございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　どっちでもいいのですけれども、仮に今年植えたのが、多くが枯れてしまったといった場合に、2,400万円が無駄になってしまうわけです。来年度どういう対策を取るのかも、ちょっと聞いてはいないのですけれども、新たな対策

ないのではないですか、もうここまで来てしまうと。ですから、少しどころかもっとうんと狭い範囲で、この品種だったらあそこの地に合うな、そういうところまで研究し尽くして広げていく、それが必要だと思うのです。もう補助金を採択されているからということで、無駄にする必要はないと、私はそう思います。どうですか、お答えを。

○森　一人議長　答弁を求めます。

　髙橋副町長。

○髙橋兼次副町長　それでは、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

　いずれにしても１つの事業が、何年かけてこういう形でやりますというもので採択を受けて事業は進んでいるわけなのです。したがって、それの今の最終年度が来年度ということでございますので、それまではそれなりの規模を維持しながらやっていくというようなことを基本的に考えております。ただ、今課長に答弁してもらいましたように、２、３割枯れるというのは、それは想定の範囲というのですか、それが一般的なのだそうです。我々はちょっと理解できないところもあるのですけれども、基本的には２、３割は毎年枯れると、それで補植をしていくというのが一般的な考え方というか、そういう作物というか、花なのだそうです。したがって、今もみ殻くん炭を入れたりとか、排水をよくしたりとか、そういう区画と違う、今まであまりいじくらなかった区画とどういうふうに違うのかというのが、今現実的になってきております。

　現地に行ってみれば分かるように、もみ殻くん炭を入れたところはそれなりの効果が出ているというようなこともございます。あとは、畝の高さというのですか、こういうふうに畝を作って植えているのですけれども、当然草が入りますから、草をむしりといいますか、中には削るという人もいるみたいなのですけれども、マイラベンダー園のところを見ると、削ってしまうとだんだん、だんだん山が細くなってしまっているのですかね、そういうところはあまりいい結果が出ていないということですので、できるだけ畝の何というのですかね、幅というのですか、それを維持しながらやっているところはそれなりの効果が出ているということでございます。

　したがって、それらの今試行錯誤しながら、この間も現地でいろいろ話をしたのですけれども、何が今一番ラベンダーにとって敵というのですか、やっぱりたくさん雨が降るということが最大の問題なのだそうです。したがって、今年もやりましたけれども、こういうふうに柵を作って上にビニールをかぶせて、あるいは寒冷紗を張った

りしています。ただ、今年は梅雨明けがある一定のときにあったわけなのです。梅雨が明けたからといって、そのカバーを取った時期があって、その後、雨がまたたくさん降ったと。特に１日当たりの雨はかなり降った日があったそうですので、それが結構影響を受けているのかなというふうな話もあります。したがって、その辺はお天気相手というのですか、そういうこともございますので、その辺今後どうしていったらいいかというのは、今いろいろ検討しております。したがって、ビニールをかけるというのは、ある一定の時期にかなり効果があるというふうにも言われておりますので、その辺とかいろんなことを考えながら、次年度に向けて今検討しているところでございます。

今の調子で行けば、先ほど課長お答えしましたけれども、枯れたように見えるのだけれども、下から芽が出てきているというのもかなりあります。したがって、もうちょっとたてば、全く駄目なものは駄目なのですけれども、それ以外のものは芽が出てきているものもありますので、この前もはぎって見ているのですけれども、茎が生きております。そういうのも見当たるので、だから来年度に向けて、補助金の最終年度ですから、どう決まりをつけているかと。どうしても駄目な場所というのもあるわけなので、それは違うものを考えていくとかいうのも視野に入れながら、いずれにしても今熱心に現場をやっている人たちが一生懸命やっておりますので、そういう人たちのご意見を伺いながら、どうしていったら今の４ヘクタールを維持ができるのかなというようなことを中心に、これからもやっていきたいなというふうに思っています。

それが駄目だという時期が来れば、それはそれなりにまた考えていかざるを得ないのかなというふうに思っていますけれども、当面はそんなふうな形で進んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　今、副町長がビニールマルチ、ビニールの上に傘をかけるという、この渡辺さんの経験では、除草の手間を省くためにビニールマルチがあるが、このマルチをすると夏場の地温上昇、降雨による土壌が加湿になるため根にダメージを与えるということで、マルチだからあれですけれども、あまりよくないのではないかなと思うのですけれども、何かあります。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋副町長。

○髙橋兼次副町長　マルチについては、今のお話のようです。したがって、地温が高くなったということもございますので、今マルチはあんまりちょっと考えておりません。

したがって、それよりは柵を作って傘みたいにビニールをかけていると、すると下は空気が流れたりしますので、そんなふうなものがいいのではないかなというふうに渡辺さんともいろいろ話をしておりますので、はい。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　傘に少し影響するのではないかなと思ったので、こういう書き方しているので、それは分かりました。

ただ、来年も４ヘクタールでやるというのは、まだ確信を持っていない段階でやるというのは、これは成功すればいいです。だけれども、現時点でそういう確信がない中では、私は狭いところで成功したものから広めていくということをしていくべきではないかということを思います。

これ以上言っても無駄でしょうから、次へ行きます。

○森　一人議長　はい、どうぞ。

○10番（川口浩史議員）　嵐山町審議会等の会議の公開に係る傍聴要領の改正についてなのですけれども、禁止行為第４条の第４号に、こういうふうにあるわけです。飲食または喫煙をすることとあるわけなのです。このうち、私は食または喫煙をすることは禁止事項としてあるべきだというふうに考えております。しかし、飲物については熱中症対策上から、許可すべきではないかと思います。お考えを伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　それでは、質問項目６につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町審議会等の会議の公開に係る傍聴要領第４条では、審議会等の傍聴者に対して、会議の秩序を乱し議事運営の支障となる行為を行うことを禁じており、この禁止行為の一つとして、飲食または喫煙をする行為を規定しております。同様の規定は、他の多くの自治体においても規定されているところでございます。

議員ご指摘の水分補給につきましては、空調を管理している屋内の会議であること、議事が長時間にわたる場合には適宜休憩を設けていること、また一時退出しての水分

補給は可能と考えられることなどを考慮いたしますと、熱中症の危険性は低いと考えられ、現状におきましては傍聴要領の改正は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　一時退出のときに水分補給できると、それはそうですけれども、会議をずっと聞いていられないでしょう、その時間は。その時間聞いていられるという保証があるから、一時退出もいいのですよということなのですか、ちょっと伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　お答えをさせていただきます。

今一時退出も可能ですということでご答弁申し上げましたが、会議中に一時退出をすれば、当然会議の一部分については傍聴することは不可能だというふうに思います。ただ、必要に応じて、どうしても水分補給等一時退出をしなければならないという状況があるとすれば、それはそちらを優先すべきではないかと思います。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　何のために傍聴に来ているかということを考えていただきたいのです。会議の内容を聞くために来ているわけです。では、そのときに水分を補給したらどういう問題が起きるのですか、ちょっと伺いたいと思います。

○森　一人議長　川口議員に申し上げます。一般質問の残り時間５分です。

それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　冒頭、答弁の中でも申し上げましたが、傍聴するに当たって議事の運営に支障があるような行為、当然こうしたことは控えるべきだと、これは誰しも思うところだというふうに思います。こうした行為として、飲食、喫煙、こうしたものについても規定がなされていると。例えば裁判の傍聴に当たっても、そのような規定を設けているというふうに思います。これは、あくまでも原則であって、その会議の運営に当たっては、当然主催者がそれぞれいらして、その主催者の判断、こうしたものもあろうかというふうに思います。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　どういう支障が生じるのですかと私は聞いたので、どういう支障が生じるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　お答えをさせていただきます。

どのような支障がというようなご質問でございますが、傍聴者の行為が、その発言等に何かしらの影響を与えると、こうしたことを想定して規定がされているものというふうに思います。具体的にどういった支障がということについては、申し上げられません。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　支障が、それではないではないですか。支障がないのに、支障があるなんていうのは駄目ですよ、そういうことは。傍聴者が会議の内容を聞きたいということであれば、それを最優先にした運営を考えるべきです。傍聴要領を考えるべきです。

この嵐山町議会も、傍聴者の方は水分補給オーケーなのです。オーケーにしたのです。それで、なぜオーケーにしたのか、これは冷房効いているから水分補給要らないというのではないのです。これは、全国熱中症何だったかな、対策の帝京大の先生も、冷房が効いているからといって水分補給が要らないというわけではないのだと、定期的に水分は補給したほうがいいと、そういうことを言っているのです。いかがですか。ちょっと答えられなければ、私は町長に伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　お答えをさせていただきます。

一般的に熱中症のリスクについて、私も今回見させていただきまして、例えば高齢者であるとか持病のある方、こうした方が暑さを要因として徐々に体力が低下をして、室内であっても熱中症を発生する可能性がありますと、こうしたことでございます。

こうしたことを防ぐために、エアコンを適宜使いましょうと、こうしたことが啓発

がなされているところでございます。こうしたことから考えますと、適正な空調管理の下での室内、こうしたところにあっては、その熱中症のリスクは大変低いというように考えられるというふうに思います。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　熱中症が低いと、かからないというわけではないです。熱中症にならないというわけではないのです。ならないというのであれば、私はああそうですかで、これ取り下げます。私自身もほかの議会のところに行って、ああ、水分補給したいなというふうに思ったことが何度もあるのです。それで、それを議会のほうに話をしたら、我々も水分を取ってもいいし、傍聴者も水分を取ることが認められるようにしようということになったわけです。

そういうふうに、高齢者、持病の方は室内でも熱中症になると、高齢者が来てはまずいのですか。高齢者が安全に傍聴できるためにも、こういう制度の改正というのは必要ではないのですか。持病のある方は、傍聴に来て倒れられたらもっと困ることになるのではないですか。これ時間ないので、ちょっと町長、もう30秒しかないのですけれども、ぜひこれ進めていっていただきたいと思うのですが、お答えをお願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　今総務課長のほうからもお話がありましたけれども、そういうことで基本的には、飲食をしながら人の話を聞くというのは、必ずしも適切ではないという基本的な考え方があるのかなと思います。

また、これに関しては傍聴者は長の……

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　一般質問の持ち時間を過ぎましたので、これにて打ち切りさせていただきます。

◎散会の宣告

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時４５分）

令和３年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

９月２日（木）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第３番議員　　狄　守　勝　義　議員

第７番議員　　畠　山　美　幸　議員

第９番議員　　青　柳　賢　治　議員

第12番議員　　渋　谷　登美子　議員

○出席議員（１２名）

１番　小　林　　智　議員	２番　山　田　良　秋　議員
３番　狄　守　勝　義　議員	４番　藤　野　和　美　議員
６番　大　野　敏　行　議員	７番　畠　山　美　幸　議員
８番　長　島　邦　夫　議員	９番　青　柳　賢　治　議員
１０番　川　口　浩　史　議員	１１番　松　本　美　子　議員
１２番　渋　谷　登美子　議員	１３番　森　　一　人　議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅　原　浩　行
書　　記	安　在　洋　子

○説明のための出席者

佐久間　孝　光	町　　長
髙　橋　兼　次	副　町　長
福　嶋　啓　太	技　　監
青　木　　務	参事兼総務課長
馬　橋　　透	地域支援課長
前　田　宗　利	福祉課長
萩　原　政　則	健康いきいき課長
近　藤　久　代	長寿生きがい課長
藤　原　　実	環境課長
藤　永　政　昭	企業支援課長
伊　藤　恵一郎	まちづくり整備課長
奥　田　定　男	教　育　長
村　上　伸　二	教育委員会事務局長

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和３年第３回嵐山町議会定例会第７日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森　一人議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　狄　守　勝　義　議　員

○森　一人議長　本日、最初の一般質問は、受付番号５番、議席番号３番、狄守勝義議員。

質問事項１の嵐山町の災害ハザードマップについてです。どうぞ。

○３番（狄守勝義議員）　３番議員、狄守勝義でございます。昨日は防災の日でした。そして、昨日、今日と秋雨前線の影響で雨が降り続いていると、そういう中で１番目の嵐山町の災害ハザードマップについてお尋ねしたいと思います。

日本では近年、短時間に狭い範囲で、非常に激しく降る雨が頻発しています。さらに、７月から10月にかけては、日本に接近、上陸する台風も多くなり、大雨、洪水、防風、高潮などをもたらし、毎年のように人々の生命が脅かされるような自然災害が発生しています。本年７月３日にも、静岡県熱海市の伊豆山地区で記録的な大雨による土石流被害が起こり、多くの貴い人命が奪われました。

気象情報会社のウェザーニューズが６月８日に発表した台風傾向2021によると、

2021年、今年の夏の台風は平年並みの24個前後の発生となる見込みで、８月をピークに10月まで続くということでございます。そして、今シーズンは台風の上陸がなかった昨年と比べて、本州付近に接近、上陸しやすいということで、例年にも増して警戒が必要のようです。

そこで、嵐山町の災害ハザードマップについて、次のことをお聞きしたいと思います。

（１）、平成29年７月に作成された土砂災害ハザードマップについてです。

まず、アです。土砂災害ハザードマップを見ると、土砂災害警戒区域には、土石流、急傾斜地及び地滑りの３種類があり、このうち嵐山町には急傾斜地の崩壊、これはがけ崩れです。の危険指定が37か所、そのうちの35か所が土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンと呼ばれるものに分類されているとのことですが、ハザードマップ作成時から約５年経過している現在も、この状況に変化はないのか、まず伺いたいと思います。

続きまして、イですが、災害を防ぐには、日頃ハザードマップ等で危険箇所をチェックしておくことが大切だとされています。警戒区域に住んでいる町民への周知は徹底しているのか。さらに、警報が発令された場合の町の対応についても伺いたいと思います。

続きまして、（２）です。令和３年度中に作成する予定の水害（洪水）ハザードマップは、令和元年の台風19号（東日本台風）が嵐山町にも甚大な被害をもたらしたことを契機に、県の浸水想定区域の見直しに合わせ、県の水害リスク情報図に基づき新たに作成するものと認識しています。本来は、令和２年度に作成する計画だったものが本年度にずれ込んだわけですが、作成における進捗状況を伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　それでは、質問項目１の（１）、アにつきましてお答えいたします。

土砂災害警戒区域は、平成13年４月に施行された土砂災害防止法におけるソフト対策として、区域を指定することで危険の周知、警戒避難体制の整備、開発行為の制限等を行い、人命を守ることを最優先に都道府県が指定するものでございます。

県の基礎調査により、平成23年３月に９か所、平成26年10月に28か所が指定され、

計37か所となり現在に至っております。現時点では、追加の基礎調査を実施する予定はないとのことです。

続きまして、イにつきましてお答えいたします。警戒区域にお住まいの町民への周知でございますが、基礎調査の結果説明を兼ねて、埼玉県と嵐山町の共催で住民説明会を開催し、その後に区域指定となりますので、ここで危険な箇所に住んでいるとの認識を持っていただいております。

警報発令時の対応につきましては、特別警戒区域（レッドゾーン）内20戸、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内７戸、計27戸の対象世帯に対しまして、大雨警報（土砂災害）レベル３の発令をめどに、直接電話等で今後の雨量や避難所の開設等についてお知らせしております。その後、土砂災害警戒情報レベル４に引き上げられた場合は、同じく電話等により避難指示を発令いたします。

続きまして、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。本年度作成予定のハザードマップは、地震に加えて埼玉県が公表した水害リスク情報図に基づく浸水想定エリア（河川氾濫）と、農業用ため池の決壊による浸水想定エリア、土砂災害警戒区域を重ね合わせた内容となっております。

進捗状況でございますが、去る７月に競争入札により委託業者を決定し、履行期限を地域防災計画の改定に合わせ、令和４年３月25日と設定しております。これは、ハザードマップに明記する指定避難所、避難場所等が地域防災計画と連動するためです。各ご家庭への配布につきましては、来年３月から５月頃を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　それでは、再質問です。（１）のアの再質問から行いたいと思います。

私がこの質問をしたのは、この間に、先ほどもちょっと出ましたけれども、元年度の台風19号の被害が嵐山町にもあったわけです。そういうふうな台風とか、それから長雨とか、そういうものが続けば地盤等も当然変わってくるのではないのかなと。当然そうすると、指定した状況と違った形の何らかの、要するに変化があるのではないのかなと。実際、例えばこの前の台風19号の影響だと思うのですけれども、七郷地区の小学校地内ののり面が崩れて、そしてそれがつい最近工事完了というふうな形になったように聞いていますけれども、そういう事例もあるわけです。ですから、例えば

今お話を聞くと、県のほうが主導になってこのハザードマップ等を作っているような印象を受けているわけですけれども、当然町のほうでもそういう、例えば大きい台風とか長雨が続くようなときには、状況がどうなっているのかということをやっぱり調査する必要があるのではないのかなと。そうした調査をした中で、その現状と、この作ったときと状況が変わっているのかということを、やっぱり速やかに周知する必要もあるのではないかと、そう思って質問したわけです。

ですから、そういった意味では、現在基礎調査もする予定がないと、それはちょっと違うのではないのかなというふうに思うのです。やっぱりある程度大きな災害が起こるような台風とか、そういうものがあったときには、その後の状況というものをきちんと見て、要するに場合によっては、その危険度がさらに増しているようなところもあるのではないかと。当然それによっては、場合によって何らかの対応策をその場所場所で取ることだって必要になってくるだろうと、そういうふうに思うのですけれども、町では、その状況、変化の調査等を全然やっていないのか。また、やっているとすればどういう形でやっているのか。そして、当然これからもいろんな状況で見直しを図っていかなければならないと思うのですけれども、こういうハザードマップというのは、どのくらいのスパンで、要するに見直しをかけているのか、その辺のことをちょっとお尋ねしたいと思うのですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　ただいま議員さんおっしゃったとおり、現状台風19号で実際に崩れたところとかもございますので、調査につきましては、県のほうで一応行うということで、区域の指定ということにつきましても、県の調査で、町で指定するものではないので、指定ということはできないのですけれども、実際に危険があった場所等につきましては住民の方から情報をいただきまして、その方については、この区域に入っている方と同等のサービスといいますか、扱いを行うようにしております。ですので、今27戸の世帯には必ず連絡するのですけれども、それ以外にちょっと自分のうちが危険な状態なのだというところにつきましては、例えば指定されていない箇所でも、その27戸に加えて、今こういう状況ですよということで連絡することになっております。

ハザードマップの改定の間隔なのですけれども、こちらにつきましても、本来は短

ければ短いほどいいとは思うのですけれども、実際経費もかかることでもありますし、状況が大きく変わらなければ、ある程度何年か同じハザードマップで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　そうしますと、基本的には県が主導ということで、町はその後追いをするような形の対応をするというような形で聞こえるのです。

そうしたときに、それで本当に町民の、何かあったときに災害に対して守れるのかなということをちょっと危惧するのですけれども、もう少し積極的に、要するに町がある意味では定期的に調査をするとか、そういったことをするということが必要ではないのかなというふうに思うのです。

昨日たまたま川口議員さんが、遠山の盛土のことを一応質問しました。そのときに、環境課の課長さん、非常に丁寧にその状況を、要するに斜面の上から下りていって調査をしたというようなことを聞きました。ですから、当然この５年間の中では、その状況変化というのはあるのではないのかなと。実際、要するに課長さんを含めて、地域支援課の課員の安全担当の方が、そういうレッドゾーンのところをある意味では中心に、何らかの調査をしたとかという、そういうふうな事例というのはあるのですか。例えば住民の方から通報があったから、そこへ行くということではなくて、町のほうが先に、要するに見て回ろうかというようなことというのはあったのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　町のほうから積極的に住民を回って調査したという経緯は、今までございません。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　それでは、ちょっと困るのではないかなと思うのです。やはり何か、実際要するに、こういう被害なんかも起きているような台風なんかも、この５年間の中にあったわけです。そうしたら、そういうことであれば、そういうレッドゾーンとかそういうところは、要するにある程度調査をして、どういう状況に変わったのか、そういうことを見るという丁寧さというのは、もっと行政側にあってもいい

のかなと、私はそう思うのですけれども、その点いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　議員さんおっしゃるとおり、そのような対応をすることが最善かとは思いますけれども、嵐山町の指定箇所、幸いにも急傾斜地の途中に家があるですとか、この間の熱海で起こったような土石流の箇所というものは指定されておりませんで、通常のご自宅の裏山がその該当に当たるという形になっております。ですので、前回の台風19号のときにも、実際にレッドゾーンの箇所の民家の近くにつきましては、崩れたという形跡がございませんので、そういったところでは、今のところ積極的に調査をしていなかったという経緯でございます。すみません。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　先ほどちょっと前触れで話したように、当然要するに台風とかそういうものというのは、いつ起こるか分かりませんし、どういうような長雨、大雨で状況が変わるか分からないわけです。ですから、そういった意味ではちょっと緊張感を持ちながら、積極的にそういうところを調査しながら、災害に遭わないような対応というのをぜひやっていただきたいなというふうに思っております。

次に、イのほうの再質問のほうに移りたいと思います。これも先ほどの答弁をお聞きしますと、要するに基礎調査の結果、説明を兼ねて埼玉県と嵐山町の共催で住民説明会を開催して、それで区域指定となると。その説明会で、ある意味では危険な箇所に住んでいるという認識を持っていただいているというようなお話だったろうというふうに思うのです。

このハザードマップ自体は、この危険箇所に住んでおられる方、またはその周辺の方には、例えば紙ベースで配布しているとか、そういうことというのはないのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　作成したものにつきましては、対象世帯には全部お配りしております。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　これホームページのほうにも多分掲載されていると思うのですけれども、要するに危険箇所に住んでいるという方は、事前にある程度知っておく

という、そしてどういう形があったら避難しなければならないというのは事前に把握して、そういう準備をするということも当然必要だろうと思うのです。今は、ホームページなんかを見る方も結構いらっしゃるわけですけれども、私がハザードマップ、これ取り出したときに、最初ちょっと戸惑いがあったのです。それで、だんだん慣れてきて、最初ホームページのフロントページを開けて、それから「暮らしの情報」ですか、それから「安心・安全」という項目をクリックして、そうすると一応ハザードマップとか、いろんなものが出てくると。そういうふうな形になっているのですけれども、ハザードマップの周知ということに関して、もう少しハードルを低くした形ですぐ見られるように、例えばホームページ等も工夫するという必要もあるのではないかなというふうに思ったりしたのです。このフロントページのところにたどり着けば、ワンクリックで例えば土砂災害ハザードマップが出てくるとか、地震ハザードマップが出てくる、今後の水害ハザードマップが出てくるというように、要するに１つ２つの手間でそれが出てくるような、そういう工夫もこれからは必要ではないのかなというふうに思っているのです。

今の段階ですと、要するに慣れている人でしたら、こうやってこうやってこうやれば見れるということですけれども、高齢者の方とか、場合によってはインターネットに疎い方にとっては、なかなかそこにたどり着くのに結構時間がかかる、ましてコロナの予約でも、相当苦労したという方も聞いています、インターネットの関係では。

ですから、そういうふうなことも含めて、ハザードマップというのは、ある程度瞬時というか、あまり手間をかけないで見れる状態というのは、とっておいてもいいのではないかなというふうに、まず周知の一つの方法として私は考えたのですが、その点はいかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　議員さんおっしゃるとおり、ホームページからかなり深いところに今存在していますので、そういったところでは見にくいかと思うのですけれども、対象世帯につきましては、これまでも何度も電話連絡等、または実際に会ってご説明しておりますし、必ず何かあったときには一報を入れて、状況を伺ったりしておりますので、対象世帯の方につきましてはハザードマップというよりは、自分のところが該当エリアになっているということで周知できておりますので、どちらかという

と、ハザードマップをホームページに載せていることについては、外部の方がどの場所が指定されているのかというのを確認するためのものに今なっております。不動産の売買の今重要事項の説明事項になっていますので、そういったところでも活用するということで、ホームページのほうに載せているという状況ですので、嵐山町町内に住んでいる該当の世帯につきましては、全戸周知できている状態ですので、そういったところは心配ないかなというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　該当の地域に住んでいる方は周知しているということは、それで結構だろうと思います。当然このハザードマップに関しては、先ほど言ったような外部からの業者の方の利便性を考えるという、それだけではなくて、本当の本来の目的というのは、災害に遭わないように事前に準備をする、事前に避難をすると、そういうふうなためのものであろうと思うのです。そうすると、その地域に住んでいる方だけではなくて、当然この町内の中でそういった場所とか、そういうものというのは、要するに共有する必要があるだろうと、そう思います。

そうすると、そのハザードマップというものを、要するにできるだけ簡略に見れるというような、そういうことも、単に土砂災害だけではなくて、洪水にしたって地震にしたって、そういうふうな形のものを考えていくというサービスというものを、もっと充実させる必要があってもいいのかなという、そういうふうに思うのです。その辺はどうですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　質問項目の次のところになってしまうのですけれども、ハザードマップを今現在作成中ですので、今度策定されたものにつきましては、そういった形で簡単に見れるようなスタイルにしたいというふうに考えております。

以上です。すみません。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　前向きな答弁をいただきましたので、いいかなと思います。

いいですか、再質問です。

○森　一人議長　どうぞ。

○３番（狄守勝義議員）　当然ハザードマップを作って、そして危険をお知らせするというのが、災害にとってはまず一番最初だろうと思うのです。ただ、ある程度危険度が上がってきた、危険というようなところでは、それなりにその場所というものに関して何かの手当てをするということも、これは当然町の仕事だと思うのですけれども、今のところ例えば七郷地区ののり面が崩れたと、その部分だけの一応工事で済んでいるのか、また別なところで何か通報があって、そういうふうな対応をしたというような事例とか、そういうことはございませんか。その辺をお聞きしたいと思うのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　台風19号の被害につきましては、まちづくり整備課もそうですけれども、農政課も含めて、国の補助金対象として整備を行いました。ちょっと農政課のほうは分からないですけれども、まちづくり整備課のほうについては、４本の復旧工事を国の補助金をもらいまして、各橋りょうの修繕とか道路修繕を行っていますし、簡単というか、それ以外にかからないものについては、事業債をもらって修繕を行っているところでございます。件数につきましては、ちょっと今手元にないのですけれども、台風19号災害については、全てのほぼ、山の中で歩かない道が崩落したという件数が何件かあったのですけれども、それ以外、通行できるところの危険と思われるところにつきましての補修は全て完了しております。かなりの件数がありましたので、今は件数についてはちょっとお答えできなくて申し訳ございませんが、そういう状況でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　分かりました。

それでは、（２）番目の再質問ということで移らせていただきたいと思います。本来は、これはもう２年度に出来上がって、この３年度には、それは当然要するにもう使っているという状況、それがある意味では、補助金がつくとか、そういうようないろんな要素があって、今年度つくると。先ほど見ましたら、７月に一応入札で、その業者が決定してということで、当然そうすると、もう１か月ぐらい前の話です。ということは、当然ここにも書いてあるように、来年の３月25日から配布するという形に

なります。そうすると、当然要するに災害というか、そういうふうなものというのは待ってくれるわけではなくて、これからがある意味では本番というような意識を持ってもいいような状況だろうと思うのです。

この間、要するにどういうふうに洪水対策、洪水に対しての、例えばハザードマップ的な役割を持つようなものというのは、どういうふうに一応やっていこうと考えているのか、その辺をちょっとお尋ねしたいのですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　それでは、お答えいたします。

今回、水害リスク情報図というものをハザードマップに重ね合わせるということで、それから先ほど議員さんおっしゃったように補助金の関係もありましたので、１年先延ばしにさせていただいたのですけれども、今回載せる水害リスク情報図につきましては、簡易的なものを作成しまして、昨年度情報をもらった時点で対象の地区には配布しております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　そうすると、一応それで対応していくということですね。基本的に、その当時19号のときに、例えば災害が起こったところのいろんな問題点が出ました。そういったものというのは、ほぼ要するに、例えば工事とか、そういうふうな部分のところで完了している状況には、もう今現在はあるわけですか。例えば、要するにシノが生えていて、それを本にしてせき止められて、それで工事に至ったとか、そういうような事例がありましたよね。そういったものというのは、全て要するに県のほうで工事をして、それも改善されている状況というふうに今認識していいのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

先ほど申し上げた、被害があって決壊したり、川の崩落したりしたところにつきましては、若干の崩落があったのですけれども、それにつきましては対応させていただいたところでございます。

また、狄守議員さんの言われているのは、予防のほうも話をしているのかなというふうに思うのですけれども、予防につきましても、県のほうで浚渫をしていただいたりして、ある程度の予防の保全もしておりますし、先ほど申し上げましたとおり、先ほど狄守議員さんからご意見があったとおり、せき止めてやったところにつきましては、今回町でも新たな雨水管を造って対応していくというふうな方針で今進んでいるところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　そうすると、今進んでいるということは、まだ完了していないという状況なのですね。そうすると、当然要するに同じようなことが原因で、災害に至るというようなことも、早く終わらないと、そういうことも可能性としては残るわけです。ですから、そういった意味では、この前の19号の教訓というのですか、そういうのを生かして、できるだけそうならないように対応を早くしていただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の２番目のほうに移ります。

○森　一人議長　どうぞ。

○３番（狄守勝義議員）　大きい２番目なのですが、支え合いマップ、これは災害時等要支援者情報台帳についてということで質問させていただきたいと思います。

災害時に、自力で避難できない高齢者の方や障害者の方が無事に避難所まで避難することは、極めて重要なことだと思います。嵐山町では、その対応策の一つとして、支え合いマップ（災害時等要援護者台帳）というのを作成しています。町と地域が情報を共有し、地域の支え合いの仕組みを災害時に生かすという考え方には私も賛同しますし、重要なことだと思っています。

そこで、改めて次のことをお聞きいたします。

（１）です。嵐山町における災害時等要援護者の登録人数と登録支援者の人数、これを教えていただきたいと思います。

（２）として、災害時の避難支援を実効性のあるものにするには、登録されている災害時等要援護者ごとに、具体的な支援方法を記載した個別避難計画を作成することが適切だとされていますが、嵐山町の作成状況を教えていただきたいと思います。

（３）番、支え合いマップの管理と活用はどのようにしているのか、これも教えて

いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○森　一人議長　それでは、（１）、（２）、（３）の答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　それでは、お答えいたします。

質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。令和３年７月末現在の災害時要援護者情報台帳（支え合いマップ）の要援護者数は618人で、登録支援者は257人でございます。

次に、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。国の基準に基づく個別支援計画は、現在作成できておりません。ただし、危険度が高い土砂災害警戒区域内にお住まいの方につきましては、災害の危険がある場合は関係課から連絡することとなっております。

次に、質問項目２の（３）につきましてお答えいたします。支え合いマップは、長寿生きがい課で管理し、区長、民生委員、防災会会長に配付しております。災害時に活用することが主たる目的でございますが、地域の見守り活動や防災訓練時における災害弱者への効果的な対応訓練等にも活用していただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　１番目の再質問ということでお願いしたいと思います。

今のご答弁で、要援護者数は618人、登録支援者は257人というようなお話をいただきました。

まず、この要援護者数というのは、全体の例えば高齢者で避難ができない、それから障害者の方、全体の中の大体何％ぐらいに当たる人数になっているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　すみません、ちょっと今全体数の数を把握というか、手元にございませんので、割合のほうは今お答えすることができません。申し訳ございません。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　今、ではこの要援護者数が618人で、支援者が257人。私が思

うには、要援護者１人の方を避難とかさせるのに、支援者１人という形ではなかなか難しいのではないかなというふうに思うのです。当然そうすると、今この要援護者数と、それから登録支援者数を考えれば、要するに支援者数は半分程度の人数です。

これで、スムーズに例えばそういう方々を安全な場所に避難させたりするというようなことというのは、これは可能なのかなというふうに思うのですけれども、やっぱり支援者の数がもう少し多くて、１人の方に対して２人以上の、要するに複数人が対応して安全に避難できる体制がつくれるのではないかなと、私はそう思うのですけれども、その点に関していかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

確かに支援者の数が少ないなというのは感じております。これは、支え合いマップを作成するときに、要援護者カードを区のほうで集約していただきまして、そのカードに基づきまして、行政区で民生委員さんとか自主防災組織と連携の下、その方のお宅に訪問する等して状況を確認していただいたり、要支援者を決定していただいたりするようにお願いはしております。ただ、やはり地域の特性であったりとかいろいろな事情によって、支援者がなかなか決まらない方等もございますので、今後その辺も行政区のご協力をいただきながら、そういう災害支援に関する地域の方たちの機運を高めていただいて、なるべくそういう支援をする方を増やしていきたいなとは考えております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　私の見落としになるのかどうか分からないのですけれども、私が例えばこの支え合いマップを更新しますというものを見たのは、町のホームページなのです。これは、例えば回覧とか紙ベースで地域に回したのを私見落としたのか分かりませんけれども、そういうことは行ったのかちょっと聞きたいのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　それでは、支え合いマップの更新作業の流れについて説明をさせていただきます。

まず、10月末に区長会にて更新の作業を依頼しております。そして、11月から12月の間に周知をしていただくということで、まず一つは、広報で更新作業をお知らせしております。その後、回覧で新規登録者の受付とか、内容の変更の確認ということで回覧を回して、そこに要援護者カードも入れて、区のほうで取りまとめをしていただくような形になっております。

それで、ほぼおおむね12月中には登録者の状況の確認をしていただいたりとか、それから支援者の決定をしていただくというような作業をしていただきまして、１月の初旬に長寿生きがい課のほうに提出をしていただいております。その後、長寿生きがい課のほうでマップの修正等をいたしまして、２月末に配付という形になっております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　そうしますと、今年度はこれからという形になるということなのですね。はい、それは分かりました。

それでは、次の（２）番目のほうの再質問ということでお願いしたいと思います。この支え合いマップについてでは、その名前がちょっと違いますけれども、県のほうでも相当奨励していると思うのです。そこのところのホームページを見ると、やはり個別に避難計画とか、そういうふうなものをつくることが有効に活用できるというような形で、それで最初、嵐山町はどうなのかなというふうに思っていたのですが、県のホームページでは64市町村ということは、多分全部の市町村でそれを作成しているというようなのが書いてあったのです。ですから、当然嵐山町も、その個々の個別の避難計画とか、そういうものを作成して、そしてある程度シミュレーションをしながら、それで支援者のほうもいろいろ状況を考えていっているのだろうなというふうには思ってはいたのですが、この答弁ですと、要するに土砂災害警戒区域内に住んでいる方には、ある程度そういうことの危険がある場合は、関係課からも連絡する体制というような形だということです。

私は、やっぱりそうではなくて、それでなくてもこの支え合いマップに登録されている方々というのは、多分災害とか何かあったときに非常に不安だと思うのです。そういう状況を考えたときには、やはり災害があったときには、こういう手順で、こういう方向でやるのだなということを事前に知っておくということも、ある程度安心感

につながるだろうと思うのです。

ですから、作成まだできていないということであれば、確かに手間暇、いろんな形で時間等も取られて大変だと思うのですけれども、そこまである程度考えていただくということも必要ではないのかなというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

議員さんがおっしゃられている個別計画につきましては、国の指針がございまして、おおむね嵐山町の支え合いマップもそれに近いものがあるのですけれども、一つ課題となっているのが、支援者を決める、まだ決まっていないところが嵐山町ではございますので、それが一つと、それから避難経路をその個別計画の中にしっかりと示すというのが基準にありまして、まだその辺が支え合いマップの中でできていないという状況でございます。

この個別避難計画につきましては、令和３年５月に国の取組指針が改定されていまして、ここから５年以内に取り組んでもらいたいということで話がありました。嵐山町におきましても、今支え合いマップを管理しているコンピューターシステムのほうを改修いたしまして、ハザードマップをそこに取り込んで、ちょっと一遍にはできませんので、危険度の高い区域を優先して、個別計画をしっかり国の指針に沿ったものをつくっていくということで、今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　分かりました。これからつくっていこうということですね。はい、分かりました。

それでは、（３）番の再質問ということでお願いしたいと思います。一応管理としては、区長、民生委員、防災会会長に配付していると。それで、これは地域見守り活動や防災訓練等にも役立てると、活用していくと、そういうことですが、今まで例えば、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、台風19号等のそういうようなところで、これを活用して避難をしたとかという、そういう事例というのはないのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

今回19号のときに、このマップを活用されたかということにつきましては、大変申し訳ございません、こちらのほうでは把握ができておりません。

以上です。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　せっかくこういう制度があって、それに登録して、そして支援者も、数は少ないと言いながらもいらっしゃると。そういう中では、活用できるところは活用していくというような、そういう姿勢というものを示していただければというふうに思っております。

そこで、これには災害時等、「等」ということで要援護者ということで、その支え合いマップの登録と、「等」ということがついているということは、場合によっては、今回非常にコロナ禍の問題が大きいのです。ここに登録している方でも、ワクチン接種を希望するという方が当然いらっしゃるだろうと。そうした場合、例えばこれを活用して、支援マップを活用してワクチン接種に行ったとか、そういうふうな事例とか、そういうのはあったのか、それもないのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　このマップを使って接種をした人があったかどうかということですが、それは確認できておりません。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　当然要するに、コロナもある意味では災害というふうな位置づけもできるので、だから、そういう方がどういう形で希望して、それで接種を受けたのか、その辺もある程度把握することによって、この支え合いマップの活用の効用というものがどうなのかということが検証できるのだろうと思うのです。ですから、そういう意味ではその辺のところも、例えば支え合いに登録して、支援者が連れてきて接種を受けたとか、そういうふうなことの活用も当然できることなので、だからそういうふうなことも確認しながら、これをもっと有効なものにしていくというような、そういう努力をしていただければありがたいなと、そういうふうに思います。

この件に関しては、一応質問としては終了したいと思います。ありがとうございま

した。

○森　一人議長　どうぞ。

○３番（狄守勝義議員）　それでは、３番の嵐山町都幾川桜堤のウオーキングコースについてということで質問させていただきたいと思います。

私の周りでも、ウオーキングに励む人が多くなってきました。地理的に近いということもあって、多くの人は都幾川桜堤のコースを好んで歩いているようです。先日、近所の方と立ち話をしたとき、桜堤の幾つかの箇所に一休み用のベンチか、または座れるような切り株でも２、３個置いてもらえると助かるというお話をいただきました。

以前は、幾つかの箇所にベンチが置いてあったように思いますが、今はないようです。ぜひ一休み用のベンチか、切り株を２、３か所に設置してほしいと思うのですが、考えを伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　それでは、質問項目３につきましてお答えいたします。

都幾川桜堤は、現在ベンチ等の設置はされておりませんが、学校橋から八幡橋の間、約２キロの距離があることから、河川管理者の東松山県土整備事務所の指導を受け、設置の方向で検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　再質問をさせていただきます。

非常に前向きな答弁いただきましたので、ぜひその方向でお願いしたいと思います。実際私も、ここのところ頻繁にウオーキングをしておりまして、そこを何度も歩いています。そうしますと、例えば田んぼ用に水をくみ上げるポンプ、それを囲んでいるセメントでできたような容器のところに座って一休みしている方とか、地面にちょっと座って休んでいる方とかを見かけるのです。ですから、そういった意味では、以前たしかベンチが置いてあったところがあったなというふうに、私もちょっと記憶したところがあったので、そういうもの、これは当然要するにお金がかかるのであれば、例えば材木屋さんと相談して切り株の何個でも、２、３個でも置くような形でちょっと休めるような、そういうのがあると、こういう炎天下、特にそういうのがあったほうがいいのかなというふうに思ったので、質問させていただいたのです。ですから、

そういう意味では、今県土整備事務所のほうの指導を受けてということですから、非常にいい答弁をいただいたので、ぜひお願いしたいと思います。

これは、たまたま私の近場にある都幾川の桜堤という形で、こういう質問をさせていただいたのですが、これは地域では当然そこではなくて、もっと北部のほうでは別なウオーキングコースとか、そういうものを利用して、例えばウオーキングに励んでいる高齢者の方、いろんな方がいらっしゃるのかなというふうに思うのです。ですから、それも含めて、そういうふうにちょっと一休みできるようなところ、そうすると例えば高齢者の方にとってみれば、そこが一つの目標になって、ではそこまでまず取りあえず一生懸命歩こうと。そして、そこで一休みしてまた頑張ろうという、そういうような形の目標にもなろうかと思うので、単に桜堤のところだけということに限らず、そういう考え方をちょっと持って一つ整備していただけると、さらにうれしいなというふうに思うのですが、その辺いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

今回の桜堤につきましては、これで検討していきますということで、その方向で考えております。先ほどお話がありましたように、ベンチもなかなか財政的な面もありますので、どこか寄附でもしていただけるところがないかとか、今議員さんがおっしゃられた材木屋さん関係、そういったところに、例えばベンチ代わりになる切り株が出たら頂けないかとかという打診をして、なるべくお金がかからない方向で、ちょっと設置のほうを考えていければいいかなというふうに思っております。

今回この質問を受けたときに、先ほどお話しされましたように、私も北部関係、そっちのほうも、場合によってはそういうベンチが必要だよなというところがやっぱり頭をよぎりまして、今サイクリング、貸し自転車、そういったものを観光協会、今３台、結構順調にご利用があるようでございまして、増台のほうも今検討しているところでございますので、北部地域のほうに自転車で足を延ばす方も増えてくるかなという想定がありますし、そういった意味では、自転車に乗った人でも、休憩するときにベンチがあるといいのかなというのはちょっと頭によぎっていましたので、北部の方向もそういった観光で回るところというのでしょうか、そういったところはいろいろ休憩場所、そこら辺を確認をしながら、どういったところに休憩できるスペース、ベ

ンチが置けるか、そこはちょっと今後検討しなくてはいけないのかなというふうには思ったところでございますので、検討はしていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　非常に前向きにやっていただけるということで期待していますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

○森　一人議長　どうぞ。

○３番（狄守勝義議員）　４番目の質問は、町有財産収入についてということでございます。

本年度の第１回定例会、これは３月議会において、町の財産収入の取り組み方については、活用できる資産の活用を積極的に行っていくということでした。現在までの財産収入における資産活用の状況を伺いたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　それでは、質問項目の４につきましてお答えをさせていただきます。

町では、町有財産を有効に活用し、安定した財政運営を行うため、未利用の町有財産の売払いを行っているところでございまして、令和２年度は総額で1,506万5,000円の土地売払い収入がございました。本年度につきましても、現在のところ町有地払下げ申請書が２件提出され、既に１件の売払いを行ったところでございます。土地売払い収入といたしましては、申請のありました２件を合計いたしますと、約940万円となる見込みでございます。

また、町有財産の貸付けにつきましては、現在20件の貸付けを行っており、年間572万5,000円の土地建物貸付収入が見込まれるものでございます。

町といたしましては、引き続き町有財産を有効に活用し、財源の確保を図ることにより持続可能な財政基盤を確立し、町民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

財産収入の種類なり内訳というのは、例えば土地建物貸付収入、利子及び配当金、それから不動産売払い収入と、この３つあるようなのですが、今お話をいただいたような形で考えますと、その貸付収入というのが、これは令和２年度の主要な施策の説明書を見ると205万4,385円だったのですかね。ということは、今現在で考えても、それよりも上の金額になっているというふうな捉え方でよろしいのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　お答えをさせていただきます。

ただいま申し上げましたのは、今年度の当初予算の状況で申し上げさせていただきました。今年度から、新たに一般社団法人嵐山町観光協会に対して、建物の貸付収入ということで予算を計上させていただいてございまして、こちらが270万円ほどございますので、この分が主に増えているという内容でございます。

以上です。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　分かりました。令和２年度は、売却というのは４件ということで、今回は２件ということです。

そうすると貸付けの部分というのは、ある程度長期的な貸付けとか、そういう短期的なの、いろいろあると思うのですけれども、そんなに変動はないような感じがあるのですけれども、財産収入を増やしていくという形で考えると、やっぱり売却という部分のところが、ここは大きくなるのかなというふうに思うのですが、例えば今後、町が未利用というか、利用していないということで、それから今後の政策でも、当然要するに必要ないだろうというような、そういうふうな売却にできるようなそういう財産というのは、どの程度所有しているものなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　お答えをさせていただきます。

売却が可能な土地がどのくらいかというご質問でございますが、つぶさにお答えすることは大変難しいような状況でございます。町が持っている公有地、本来であれば

そういったものをいかに活用していくか、町として利用していくかと、こうした目的のために所有するということが原則かなというふうに思ってございます。ただ、未利用地、先ほどもご答弁申し上げましたが、なかなか町として公的なもので使う見込みのないもの、こうしたものについて土地の売払いを行っていくと、こういうようなことを基本的な考え方として持っているというものでございます。

令和２年度、令和３年度につきましては、令和２年度はインターのランプ内の関係でございます。こうした大きな事業がありました。また、今年度も工業用地の関係で大きな売払いがあったわけでございます。こうしたことは、なかなか多々あるものではないというように思っているところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　分かりました。

最後に、ちょっと１点だけ再質問させていただきたいと思うのですが、以前、固定資産台帳というものを総務課から、抜粋ですけれども、一応資料を提供していただきました。さらに詳しいことを知りたいのであれば、ホームページにもあるということで、その中で調べてみたところで、ちょっとお尋ねしたいなというのがあったのです。

それは何かというと、財産番号でいくと5193から5208の廃道敷貸地ということで、「おおむらさきゴル」と書いてあるので、ゴルフ場のことだろうとは思うのですけれども、それに太郎丸の323―４から583―２、これは貸し付けているのかなと。要するに廃道敷ということは、前に当然道で使っていたものを、道が不要になったので、こういう形でやっているのかなというふうに私は認識しているのですけれども、これは令和２年度の貸付けのところには入っていないように、見落としているのかどうか分からないのですけれども、このことはどうなのかなというふうに思ったのですが、これおおむらさきゴルフ場という形では、令和２年度の説明書の中には書いていないけれども、会社とか、そういう名前がその中ではちょっとあれなのかですけれども、これが例えば貸し付けているということは、無料で貸し付けているということではないのだろうと思うのですけれども、この辺はどうなのかなということで、それをお尋ねしておきたいなと思ったのですが。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時20分といたします。

休　　憩　午前１１時０２分

再　　開　午前１１時１８分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

青木参事兼総務課長の答弁からになります。お願いします。

○青木　務参事兼総務課長　貴重な時間、大変申し訳ございませんでした。

それでは、お答えさせていただきたいというふうに存じます。廃道敷のゴルフ場への貸付けの関係でございますが、決算の関係になりますが、主要な施策の説明書の36ページに財産貸付収入、ここに記載をさせていただいておりますが、土地建物貸付収入の表中、一番上段の株式会社アコーディアＡＨ01、こちらがゴルフ場に対する貸付けということでございまして、年額で88万151円、貸付料として収入しているというものでございます。大変申し訳ございませんでした。

○森　一人議長　第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　分かりました。名前が変わっていたので、ちょっと気がつかなかったということで、ここに入っているということですね。そうすると漏れがないということなので、これはこれでいいでしょうと思います。

そういうことで、今後もこれまでと同じように、積極的に町有財産を有効利用していただいて、それでまた自主財源の確保に努力していただくということで、今後もよろしくお願いしたいと思います。

私の質問は以上……

◎発言の訂正

○森　一人議長　ここで、狄守勝義議員の大項目２番の（３）の答弁の修正を求められておりますので、この際これを許可いたしたいと思います。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　貴重なお時間ありがとうございます。

先ほど、大項目２の（３）の支え合いマップの活用について、台風19号のときに活用されたかどうかということで、私のほうでは把握していないということでお答えしましたが、確認しましたところ、要援護者の方から、区から電話がありましたというお声をいただいたり、あと区によっては、川の近くに住んでいる要援護者の方に電話

で連絡をしていただいたということで情報が入っておりました。大変申し訳ございませんでした。

○森　一人議長　これについて何か。

○３番（狄守勝義議員）　結構です。

○森　一人議長　それでは、大変ご苦労さまでした。

◇　畠　山　美　幸　議　員

○森　一人議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号６番、議席番号７番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項１の高齢者を対象としたスマホ教室の実施についてからです。どうぞ。

○７番（畠山美幸議員）　議長のご指名がございましたので、今回は３項目について質問させていただきます。議席番号７番、畠山美幸でございます。

まず、１項目めから、高齢者を対象としたスマホ教室の実施についてでございます。現在デジタル化が進み、昨日デジタル庁が発足されました。マイナンバーカード取得によって、マイナポイントのもらえるキャンペーンが打ち出され、多くの方がスマホ決済をする時代になっています。世の中の便利とされていることが、高齢者にとって実はすごく不便に思えることもあります。ショップに行って聞いてみても、専門用語で説明されると、ほんの一部しか理解できません。身近に説明会があればどんなに便利かと思っている方がほとんどです。

そこで、（１）、通信事業者を招いて、ソーシャルディスタンスを守りながらスマホ教室を開催するお考えはありますか。

（２）、公共施設のＷｉ―Ｆｉ整備の状況は。

以上です。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

平成29年度、ふれあい交流センター講座にて、スマートフォン入門講座を開催しております。通信事業者へ講師を依頼し、スマートフォンを提供いただき、参加者全員

が同じ機種を使用して、同じ操作をする体験講座として実施いたしました。しかしながら、ご質問にあるような自己所有のスマートフォンを使用したスマホ教室となりますと、受講者それぞれの要望やレベルに合わせた個々人への対応が必要となってまいります。現状では、個別対応の事業開催は困難かと思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（２）について、馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　それでは、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

現在町では、役場庁舎など９か所に、一般利用可能な公衆無線ＬＡＮポイントを設置しております。また、議会議場、各小中学校につきましては、利用者専用の無線ＬＡＮとなっております。なお、災害時には無制限で利用できる仕様になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　再質問させていただきます。

まず、（１）のほうですけれども、スマートフォン入門講座というものを通信事業者を呼んでやっていたという、29年度。これ単年度だけだったのでしょうか、お伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　入門講座として単年度で行いました。

以上です。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　年齢は、これは指定があったのでしょうか、何歳以上とか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　特に年齢を区切っての募集という形ではございませんでした。

以上です。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　そうしましたら、これ入門講座は何人ぐらいいらっしゃった

のか。この年間で何回講習を開いて、内容はアプリとか、どういう内容だったのでしょう。

○森　一人議長　内容全般についてということですね。

○７番（畠山美幸議員）　はい、内容全般です。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　先ほど答弁させていただいたように、入門講座ということで初めてスマホを使われるような方、そこの入り口のところですので、まずスマホを使うという形になりますので、１回目の答弁でさせていただいたように、事業者で同じ機種、それぞれの会社が違ったりすると、もう全然使い方が違うものですから、同じ機種で、こうやって例えば電話をする、メールをする、そういった形で本当の基本的なスマホの操作という形の内容で行わさせていただきました。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○村上伸二教育委員会事務局長　人数については、今ちょっと手元に資料なくて、ございません。申し訳ございません。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　単年度で終わりまして、アンケートというか、参加してどうだったかとか、そういうようなご利用なされた方々には、アンケートはされたのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　特別なアンケートというのはございませんけれども、この講座に限らず、講座を開くときには、参加者から簡単なご感想等をいただくことはございますけれども、その内容について、特にもっといろいろやりたいとか、そういった強いご要望はございませんでした。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　先ほども申し上げましたが、昨日デジタル庁が始動されました。

今回私、70歳以上というか、高齢者の方を対象に、大きなタイトルにもあるように、

やはりこの便利な機能を、高齢者の方々にももっと活用していただきたいということで、高齢者を対象のスマホ教室をお願いしたいなと思いました。さっき年齢層がちょっと分からないので、50代の方もいたのかなとは思いますけれども、今回ワクチン接種にしても、昨年の給付金にしても、もっとスマホをうまく、このデジタル時代になっているのだから、そういうものを活用すれば、もっと行政も仕事が減って、もっと簡単に皆様のお手元に届いたりとか、ワクチン接種も今回インターネットで予約も取れますし、もう本当に数秒で取れてしまうわけです。私なんかも、８月の１日に１回目を入れて、22日というのがもう勝手に予定が入りますので、本当に便利なのです。電話をかけた方は、ほかの市町村に比べますと、嵐山町はかかりやすかったというお話も伺っておりますけれども、やはり電話でかけるよりも、せっかくそういう機能があるのだから、そういうものをもっと高齢者の方に使っていただきたいのです。

今いる職員の方に、スマホを有利に使っていますかなんて、手を挙げてくださいなんて聞きませんけれども、恐らく課長の中でも、いや、スマートフォンはという方もいるのではないかなと、ちょっとアレルギーがあるのかなと思うのです。しかし、本当に使えば使うほど便利ですし、昨日も見守りの話がありましたけれども、やはり高齢者、独りになって寂しいというお話がございますが、ラインというアプリを入れておけば、お互いに顔を見ながら、様子をうかがいながら話もできるというツールがあるのです。なので、こういうものをもっと高齢者の方に活用していただきたいと私は思います。

私自身も今、子どもがこういうことにたけているものだからなのですけれども、もう部屋に入って、電気をつけてと言うと電気がついたりとか、テレビをつけてと言うとテレビがついたりとか、そういうシステムがスマホを介してできたりとか、あと、この間もカラオケのマイクだけを買ってきて、スマートフォンにある無料のアプリでいいのですけれども、それと接続されると１人でカラオケがどこでもできるという、今そういう時代にもなっております。ですので、そういうものを高齢者の方にどんどん活用していただいて、元気になっていただきたいなと思っているところなのです。

ですので、今回デジタル庁としても予算をつけて、2022年度から毎年度約5,000か所で講習会を開き、25年度までに延べ1,000万人の参加を目指す方針だということを打ち出しているのですけれども、これは地域支援課の課長は、こういう情報を聞いていましたでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　申し訳ありません。その情報については存じ上げておりません。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　一応そういう予算をつける予定で、予算が通ればなのですけれども、そういう方向性で動いているということもございます。

今東京都では、通信事業者と連携しスマホ教室を開催、参加者のうち希望する人には１か月程度スマホを貸し出す。この事業は、都としてやっているということで記事に載っておりました。ネット接続ができるスマートテレビや、音声で家電を操作できるスマートスピーカーなど、誰もが利用しやすいデジタル機器の普及が進んでいる。スマホを高齢者が扱いやすいように改良することも含め、新たな技術の実用化に官民挙げて取り組んでいってほしいということでこれには書いてあるのですけれども、今回マイナポイント、マイナポータルというアプリがありまして、そうすると今度はマイナンバーカードが保険証になったり、コンビニでいろんな印鑑証明や住民票が取れたりとか、もう24時間いつでも行政を介さなくてもできるような時代になってきておりますので、ぜひ高齢者向けのスマホの教室を、地域支援課になるのかな、これ教育委員会ではないと思うのだよね、地域支援課のほうではどのようにお考えでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　お答え申し上げます。

教室等に関しましては、地域支援課では考えておりません。今までも、公民館事業等でふれあい交流センター等で実施しておりますので、教室等をもし開催するとすれば、そちらのほうで開催するというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　教室とするならば地域支援課ではなくて、では教育委員会になるということなので、先ほど局長がお答えいただいたのは、そういう講座、入門編をやったということですけれども、今度活用編ということで、入門編もやらなくては駄目かな、高齢者の方を対象のそういう講座を、スマートフォンの講座をやるお考え

はありますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　お答えさせていただきます。

１回目の答弁でも申し上げたのですけれども、スマホといっても、アイフォーンかアンドロイドか、簡単スマホ等もございます。それによって使い方、同じ目的であっても、もうどう使うかというのはアプリによっても違います。畠山議員のご質問の中にあったスマホ決済、これだけでも１個だけではなくて、もう10個以上のやり方がありますし、それぞれまたアプリも異なってきます。

１回目の答弁でお答えさせていただいたように、そうしますと、例えばスマホ決済を皆さんで覚えましょうといったときに、アンドロイドかアイフォーンか、違えば全然また違う。先ほど言いましたように、スマホ決済もいろんなものがあるということになりますと、なかなか皆さん集まっていただいて、こうやればできますよという形にはならないと思うのです。

そういった関係もあるので、実際にはスマホを販売している会社といいますか、それぞれの販売店で教室も行っております。今こういったコロナの状況なので、スマホ教室は自粛しておりますというところも一部あるようですけれども、そういったことで今度は逆に、そういったスマホを使ったいろいろな活用についての動画配信をしている事業者等もございます。ですので、個々のアンドロイド用の教室をやります、アイフォーン用の教室をやりますということになりますと、なかなかその辺は厳しいところがあるのかなと。ただ、畠山議員が先ほどおっしゃられた、デジタル庁のほうで考えているそういった講座というのが、どういった内容で、どういう形でやるのかという、その辺のデジタル庁のほうの支援的なプログラムがあるようであれば、その辺が活用できるのであれば、開催について研究のほうはしてみたいと思っておりますけれども、今の段階で、町単独でそういったスマホ教室の応用編という形になりますと、それぞれお持ちのスマホによって全然活用の扱い方が異なりますので、ちょっと困難ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　そうなのです。スマホによって、アップル社のものとアンド

ロイドのものがございますので、だからそのＯＳというのかな、あれが違うと使い方も変わってきてしまいますから、例えば今回はアンドロイドの講習会とか、今度はｉＯＳだったっけ、何だっけアップル社の……

〔「アイフォーン」と言う人あり〕

○７番（畠山美幸議員）　アイフォーンという、その２種類しかないのです。ですので、今回はアンドロイド、アイフォーンということで、２つにちゃんと講座を分けてやるというのも手なのではないのかなと思うのです。いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　その辺で、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、それぞれの会社で、民間の事業者ですので、使っていただくためには顧客を増やす、そのためには当然高齢者の方にも使いやすくしていただくということで、それぞれアンドロイドもアイフォーンの会社も、自社で教室を行っておりますので、そういった活用をしていただくのが一番いいかなと。本来ですと、先ほど畠山議員もおっしゃいました、私もそうなのですけれども、家族ですとか、子どもですとかから直接細かいことを教わるのが一番身につくのが早いと思うのです。そういった形で、ご家族、またお友達なり、そういった中で活用についての周知といいますか、こんなことができるのだよということを広めていくことが、まず大事ではないかなというふうに考えております。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　家族のいるご家庭は、それが一番ベストなのです。しかしながら、やはりお一人暮らしの高齢者の方ですとか、高齢者ご夫婦だけとか、たまに帰ってきてくれる程度の親子関係だと、なかなかスマートフォンのところにはいかないのです。ですので、やはりふだんから聞ける高齢者の方はいいのです。自分の子どもや孫に聞ける方はいいのだけれども、そうでない高齢者の方もおりますので、今このコロナ禍ということもありますから、多くの人数を集めることはできないのだけれども、今回はアンドロイドのこういう携帯をお持ちの方はどうぞみたいな感じで、小規模のスマートフォン講座を、本当に便利なものですから、やっていただきたいのです。

支援員も増やしていくというような記事も、ちょっと今見つからないのだけれども、そういうことも書いてありましたから、そういう事業者のところに行って、昨日も私

もドコモショップにお昼休みにちょっと行ってメルカリを出してきたのですけれども、メルカリの講座というのも、メルカリの出し方、やっぱりお年を取ってくると、もう不用品がうちの中にあふれておりますから、ああいう自分の要らなくなった物を売ることができる時代に今なっておりますし、そういうものの教室があるそうなのです。とか、いろんなメニューが１か月間びっちり入っていました。しかしながら、さっきも冒頭に申し上げたとおり、やはりそういう専門のところに行ってお話を聞いても、ちょっと言葉がよく分からないとかということもありますので、もっとかみ砕いた形で、こういう自治体でそういう事業者の方をお呼びしてやるというのがいいと思うのです。そこなのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　お答えさせていただきます。

畠山議員おっしゃったとおり、いろんな細かい内容を、各お店で教室等も行っております。そういった事業所から講師の方をお呼びしても、結局は話す内容は同じような形になってしまうと思うのです。どうしても専門的な形になってしまうと思われます。それで、さらに先ほども申しましたけれども、何をしてもらう、何をしたいというのが非常に、スマホですから、ご存じのようにいろんな使い方がある。実際に、では町民の方々が何をしたいか、一人一人やりたいこと、覚えたいことが違うとなると、なかなか１つの教室で行うというのは、ちょっと困難かなというふうに考えております。

ですので、先ほども申しましたけれども、我々のほうでは今現在デジタル庁の講習会ですか、そういったものの情報のほう手持ちにございませんけれども、そちらのほうを通知等来たときに、そのような活用ができるような形での講習会というような内容であれば、その開催に対して少し検討はしてみたいというふうに考えております。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　来年の予算にこれがつけば、やる方向に何かなるようですので、そのときには、やっぱり嵐山町の高齢者の方を取り残さない、このデジタルの時代に取り残さない取組をぜひやっていただきたいと思うのです。ですので、来年そういう予算がついて、講習会、都内ではやっているというのですから、どういうやり方をしているか、またそれも勉強していただきたいと思いますけれども、都内のやり方

ちょっと聞いてみていただけないでしょうか。聞いていただけますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　そうすれば、また畠山議員のほうから、都内の例えば何区のどこでこんなことをやっているという情報を教えていただければ、教育委員会のほうで少し研究させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　ぜひよろしくお願いしたいと思います。今年度は無理としても、本当に高齢者の方に、ぜひこういう便利なツールを使っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に行きます。２番目、町民の移動手段について。もうこちらは、何度も町民の移動手段については質問をさせていただいておりますが、次の３項目についてお伺いします。

（１）、今年度、内容の見直しをした高齢者外出支援タクシー助成券の現在の利用者数は。

（２）、地域公共交通に関するプロジェクトチームの進捗は。

（３）、公共交通機関がないために、高齢者を中心とする買物難民、また嵐山町に転居を考えた場合も同様です。町として新たな移動手段、もしくは補完する仕組みのお考えがありますか。

以上です。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

７月末現在の高齢者外出支援タクシー助成券の交付者数は871人でございます。内訳は、66歳から69歳は27人、70から74歳は112人、75歳以上は732人となっております。

また、延べ利用件数は7,114件、利用金額は355万7,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（２）、（３）について、馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　それでは、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。

令和元年６月、地域公共交通を考えるプロジェクトチームを設置し、生活サポート事業所わかば事業廃止に伴う対応と、嵐山町の将来の交通体系を検討することとし、令和元年度末に中間報告を行いました。生活サポート事業所につきましては、県の要綱に基づき実施しているため、町単独での事業見直しを行うことは難しいことから、これまで利用していた方の現状分析を行った上、事業に精通している担当課において、他の福祉サービスを含め総合的に検討することが最善であるとの結論になっております。

嵐山町の将来の交通体系につきましては、新たな路線バスについては、これまで運行していた民間の路線バスや福祉循環バスが廃止になった経緯を踏まえ導入は難しい、また既存の私立学校のスクールバスについては、学校側の運用基準により導入は難しいとの結論になっております。それ以外の交通システムにつきましては、第６次嵐山町総合振興計画策定のため実施した住民意識調査の結果も考慮し、引き続き検討していくことになっております。

最終報告につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大や、県のデータ活用による交通ネットワーク再編事業の報告が遅れたこと等により、今年度中に行う予定となっております。

続きまして、質問項目２の（３）につきましてお答えいたします。現在のところ、全町民を対象とした具体的な案はお示しできませんが、プロジェクトチームの最終報告と県が策定したビッグデータを利用したデータ活用による交通ネットワーク再編事業の報告書等も参考にして、方向性を出していきたいと考えております。

また、高齢者につきましては、生活支援体制整備事業において地域が主体となる仕組みを検討しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大により事業化が進まない状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　それでは、（１）、ちょっとお伺いしたいと思います。

66から69歳までは27人ということで、これそれぞれのパーセンテージはお分かりでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

申し訳ございません。年代別のパーセンテージのほうは計算をしておりませんので、お答えできません。申し訳ございません。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　全体で871人ということですから、これは分かります、パーセンテージは。こちらも分からないでしょうか、大きな枠で。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

失礼いたしました。申請率という形でよろしいでしょうか。申請率は38.95％となっております。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　すみません、ありがとうございます。

では、（２）に移ります。プロジェクトチームの進捗で、いろいろとコロナ禍ということで、今年度中行う予定となって……新型コロナウイルスの感染拡大や県のデータ活用による交通ネットワーク再編事業の報告が遅れていることなどにより、今年度中に行う予定となっております。いろいろと当たってはみてくれたわけですね、路線バスを復活したほうがいいのかだとか、スクールバスの活用なども、私立学校のスクールバスの活用もできるのかなとかということもいろいろ調べた結果、それは無理。私も、路線バスはもう無理だと思っております。今そのために、タクシーを使ってのご利用になっているわけですけれども、前、企業にも当たってほしいというお話をしたことが、企業のバス。企業が、北部のほうは花見台工業団地がございますので、企業のバスが行ったり来たり駅のほうしているわけなのです。そういうところには、ここには答弁がないのですけれども、聞いたことはあるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

高齢者の移動手段という形での対応でお答えさせていただきたいとは思うのですけ

れども、高齢者の足の確保ということで、今生活支援体制整備事業で地域の方のご協力を得た交通移動手段を検討しているところでございます。平成29年度に、町内の企業であったりとか、様々なバスを持っている事業者等にアンケート調査を行っております。その当時、中には条件が合えばある程度協力ができるというようなお話を伺っているところもございますが、その後協議会の中で検討していく中で、一定のめどはついてはいますが、まだちょっと途中で、コロナ禍で会議が持てなかったりとかということで、話が止まっている状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　町内企業のバスでありましたら、それはちょっと高齢者には無理かなとは思います。県道とかそちらのほうを走っているわけだから、やはり高齢者の方はドア・ツー・ドアでないと利用度が減るのかなと思いますから、ちょっとそれは無理だろうなと思いますけれども、私もずっと町民の足という考え方で、以前この企業のバス利用も考えたらどうだということを質問させていただいたわけですけれども、でも29年度に町内企業にそうやってアンケート調査をしていただいて、ちょっと引っかかりそうなところがあったというお話だったから、本当に北部のほうは駅まで遠いですし、また花見台の工業団地のところからは、そちらのほうでしたら使いたいと思っている方もいる、高齢者ではなくて一般の方で。だから、それはちょっとコロナ禍ということで難しいことにはなっていると思いますけれども、引き続き調査はしていっていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　ただいま自分のほうで発言したプロジェクトチームの中間報告につきましては、民間の企業のバスについても検討した経緯は少しあるようですので、今後またこの話を詰めるときに話題に出したいと思います。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　ぜひお願いしたいと思います。プロジェクトチームは、だからまだ引き続きやっているということが分かりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

（３）に移ります。公共交通機関がないための高齢者のやつは、生活支援体制整備

事業において地域が主体となる仕組みを検討しておりますがという答弁がございましたが、どのようなことをお考えになったのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　生活支援体制整備事業というのは、町内の企業であったりとか介護の事業所等、様々な高齢者の支援に関連する方たちが集まって検討しているものなのですけれども、その中に移動支援部会というのがございまして、そこで検討をしております。

内容的には、まだちょっとはっきりはお答えすることはできないのですけれども、まずバス等を提供していただける民間の事業者等を募集しまして、そこでテスト的にではないのですけれども、買物ツアーとか、そういうものからちょっと始められるといいなという話まではいっております。ただ、まだ具体的にどこにどういう形でお願いするかということは決まっておりません。

以上です。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　いろいろそういう買物のことで、外出支援を考えていただいたということです。私もいろいろ紙面を見ておりましたら、千葉県の九十九里町で外出支援でお年寄り元気にということで、そこは社協がもともと何か10人乗りのワンボックスを持っていたらしいのです。社協がそれを活用して、お買物外出支援をしているということで、今も続けているそうです。

私、これ九十九里町の議員に電話しまして、どのようなことをやっているのですかと確認しましたら、社協で10人乗りの送迎用ワゴン車のスライドドアのものがあると、それでボランティアを募って、ワンボックスには必ず運転手は要るけれども、やっぱり乗っていただく方が高齢者ということもあるので、ボランティアを募集して添乗員的な方を募集するそうなのです。それで、Ａさんのうち行って、Ｂさんのうちに行ってと予約制で乗せていくわけですけれども、その際に、ワンボックスだからちょっと背が高いですので、ステップを置いてあげて、手を持ってあげて、今日も元気に行ってきましょうねといって乗せて、車の中で今日はＢさんも元気に乗ってきたわといって、では今日何買おうねという、そういう会話も弾むと。そういうことをして現地に着いて、１時間のお時間を差し上げて、九十九里町は２か所大きなスーパーがあるそ

うです。それを、今週はこっち、来週はこっちという形で地域を決めて、午前１便、２便という感じで地域を決めて、例えばうちだったら広野１区と２区は毎週水曜日にするのか、隔週の水曜日にするのか、午前の９時半から出発ですよといって乗せて、ここだとやっぱり大きなスーパーがあるところだったらあそこになってしまうと思うのですけれども、平澤のほうに連れて行って、ここで１時間好きにお買物していてねでバスを空にして、今度２便がまた違う人を乗せていくと。それで、１便に乗った方を乗せて帰ってきて、今日いっぱい買えてよかったねといって、物によっては荷物をそのボランティアの方がお家のドアまで、玄関まで持っていってあげるというような流れでやっているという話を聞いて、本当にみんなが喜んでくれるという話を伺いました。

私も文化村の方からも、買物ができなくて困ると、やはりそれをしっかり仕組みをつくってもらいたいということも、もう本当に高齢者の方からも言われていますし、前言ったときは自治区ごとにシェアカーをつくって、その自治区ごとにそういうのをやったらどうだという提案もしたこともございましたけれども、今回はこういう形もあるよということでご紹介しておこうかなと思いました。

地域が、平澤地域の方は歩いていける距離かもしれないけれども、やっぱり北部のほう、南部のほうとなったときに、そういう仕組をつくってやるのもいいのではないだろうかと思いますけれども、町長どう思いますか、今の仕組みについて。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

今、大変現実的なご提案をいただきました。ほかのところもちょっと触れさせていただきたいと思いますけれども、まずタクシー券、これは大野議員のほうからご提案をいただいて、それで今年度から新しい形に変えました。この利用勝手に関しては、大変喜ばれているというふうに認識をいたしております。ただ、使い勝手がよ過ぎて、使い過ぎてしまって１年間もたないのではないかというような声も聞いておりますけれども、そういうときには３回の買物を２回にして、少し取っておくことができるようなものは少し多めに買っておいて、そういうのでやる。あるいはまた1,720円というふうであったら、2,000円分払ってしまうのではなくて、1,500円払って、そして220円は現金で払うとかということになれば、頂いた券をフルに使うことができますので、

ぜひそういった工夫をしてやっていただきたいなというふうに思います。

それから、あとバスの話が出ました。このバスに関しては以前もあったのですが、佐久間さん、バス停まで歩いていけないのだよと、とてもではないけれども、あそこまで行けないのだということで、とても難しい。それから、あと企業のバスに関しては、やっぱり秘密保持、だから例えば花見台工業団地なんかもいろんな企業さんありますから、いろんなバスが出ているのです。一緒にやれば、経費だって共に出せばというので、そういう考えもあったのですが、やっぱり企業同士のいろんな秘密保持、それから他人が入るということに対しては、非常に警戒心が強いところがありますので、それも少し非現実的なところかなというふうに思っております。

先ほど近藤課長のほうからも話がありましたけれども、生活支援体制整備事業、これがまさに私の聞いているところでは、そういった福祉関係のところから車とドライバーさんを出して、そしてそういうことに使えないだろうかというような検討をしていただいたり、またある企業さんのほうから、そういった買物弱者に対して何か支援ができないか、そんな話も聞いております。また、先日、私のところにご挨拶に見えましたけれども、移動販売事業をやりたいのだと。それは、もうですから生鮮食品みたいなことが中心になるかなと思うのですけれども、そういった事業を計画されている方もいますので、そういったことに関しては積極的に町も情報提供をしたり、いろんな面で支援をしていきたいなというふうに思っております。

それで、最後に今九十九里の例をお話しいただきましたが、本当に嵐山町の今スタートするのであれば、そういうような形からスタートするというのは、非常に現実的かなというふうに思いますので、既に担当課のほうでも検討を進めておりますし、すぐにということではないでしょうから、当面は今のタクシー券というものをフル活用していただいて、そしてしのいでいただいて、またさらに安心感を持って自由に買物に行ったり病院に行ったりできるように心がけてまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　午後　零時０３分

再　　開　午後　１時３０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第７番、畠山美幸議員の再質問からです。どうぞ。

○７番（畠山美幸議員）　それでは、ご指名がございましたので、引き続きよろしくお願いします。

先ほど（３）につきまして、町長からも答弁いただきました。今回この質問をしたのは、サービス付き高齢者住宅といいますか、滑川の高層階の何だっけ、あそこにあるのです、高齢者が住むところが。そこに、ちょっと入所している方を訪問したときに、皆さんが集まるお部屋にカレンダーが貼ってあり、いろんな日程が、春頃でしたからお花見だとかという、そういうものが書いてあったりとか、何曜日はお買物ツアーとか、何かそのようなことが書いてありましたので、本当に高齢者の方は、１か月に２回だけでもお買物をするという日程が決まれば、やっぱり気持ちが、お買物に行けるという気分が上がると思うのです。ですので、やっぱり高齢者の方にお話聞きますと、通信販売みたいなものもあるけれども、自分で商品を見て選びたいというのが皆様の思いですので、似たようなことを町でも考えていたようでしたので、ぜひコロナももうちょっと落ち着いたときには、こういう方向で進んでいただきたいと思います。

先ほどの九十九里では、車が老朽化して新しいものを買うというときに、どうしようかといったときに、宝くじの補助金を使って新車を購入したともお話を伺っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。以上です。

次に、最後の３番目に移ります。

○森　一人議長　どうぞ。

○７番（畠山美幸議員）　広野２区に避難路開通についてでございます。こちらは今回で２回目でございます。

近年、自然災害が多発しています。そのような中、広野２区は関越道の下をくぐる入り口と、関越道の側道から進入する橋があります。万が一災害で両方が通行できない状況になると、孤立してしまいます。何らかの方策が必要と思います。町の考えをお伺いします。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、質問項目３につきましてお答えさせてい

ただきます。

現在、広野２区に車両が通行できる町道は、関越自動車道のボックスカルバートと橋りょうのみとなっております。現在の埼玉県地震被害想定調査における嵐山町の想定最大震度は６強となっております。なお、同程度の地震で高速道路のボックスカルバートが通行できなくなる状況になったことはないようでございます。

ボックスカルバート等が通行できなくなった場合の避難路とのことでありますが、現在の想定最大震度を大幅に超え、ボックスカルバートが通行できなくなるような地震があっても、通行を確保できる道路を当該地区に整備することは、大変難しいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　ボックスカルバートという名前だというのを今初めて知ったのですけれども、こちらは震度６強である場合でも崩れることはないですよという、今ご答弁でした。しかしながら、文化村も、町長もいろんなところを自分の足で見て歩いているからご存じかと思いますけれども、本当に広野２区はその入り口２か所だけで、あとは車は通れませんけれども、歩いて滑川の方面に抜ける道はございます。万が一あの２か所が通行止めになってしまったときには、本当に孤立してしまうわけです。

今何でしたっけ、あの空飛ぶやつ……

〔「ドローン」と言う人あり〕

○７番（畠山美幸議員）　ドローンで食料品を運ぶということもできるようになっておりますから、食べることには事欠かないかもしれませんけれども、けが人が出たとか、そういったときにやはり避難路というのが必要ではないのかなと思っているところでございます。

文化村の中を見ていただきますと、69号線から文化村のほうに向かっていきますと左側に山が、ちょっとそんなに高い山ではないですけれども、木が生い茂った山がございまして、ガード下をくぐりますと、左側のほうにはやはり木が生い茂っているところがございます。本当に今想定外の線状降水帯というのですか、ああいうものが本当にそこに集中的に降ってしまった場合に、土砂災害というか、なだれ込んで、木とかであそこを封鎖されてしまうこともあるかもしれないし、または、やはり今森林火

災も大変海外で大変なことになっております。雨だけではなく、そのようなあんまりにも温度が上がってしまったときの森林火災になったときには、やはり小千代山ではなくってあそこは何だっけ、金皿山が背中にありまして、文化村の。入り口にも、あれだけの緑があります。そういったときに、火災でも発生したときにはどうするのだろうというやっぱり心配があるのですけれども、何とか道ができないものかな。ただ、北側は滑川部になってしまいますので、嵐山町がそうしたいと思っても、滑川がそういう気持ちがなければできませんし、どうしたらよろしいのか、本当に心配をしているところなのですけれども、整備することは大変難しいと考えますということなのですけれども、何かお考えはないでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　現況では、自然災害については地震のことを主に想定して、ボックスカルバートがやられるという、仮に崩れたときは通行できなくなる状況となると、一番皆さんが心配されるのはボックスカルバートが何か壊れてしまって通行できなくなるという状況が一番心配なのかなと思います。ただ、先ほど言いましたとおり、最近の最大想定震度７、一番これが震度が高いのですけれども、そういう地震に遭っても、ほかの東日本大震災とか熊本地震であっても、ボックスカルバート自体は何の問題もなかったという調査結果も出ておりますので、その辺問題ないかなと考えているところでございます。

その他の災害におきましても、前後の道路が、そのボックスカルバートに行く道とか、その奥が崩れるということも想定されるというふうにありますけれども、それについてはいろいろほかの地域も同じような状況が多々あるかなと思います。今現在のそこの地域につきましては、それほど崖地あるとか、そういう感じではないかなと思いますので、もしそういう崩れがあったりした場合は、そういうときはすぐに緊急的に工事を行って、それほどの距離がある道路ではございませんので、それで復旧して対応できるかなというふうに考えているところでございますし、火災があって逃げる場合によっても、滑川からの道は山道でございますけれども、全く人が通れないという道でもないので、それについては、そういう避難をする場合はそちらのほうからという、臨機応変な対応をしながらやっていきたい。ただ、基本的には、そのためにも町としてはすぐに防災が対応できるような、そういう体制を取って、地元の建設業者

さんとタッグを組んで、何かあるときにはすぐに対応できるような、そういう体制を取りながら準備をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　今テレビでいろいろと、あちらこちらで土砂災害があって通行止めになって、奥が孤立しましたなんていうニュースを見ますと、本当に他人事ではないなという危機感を感じているところでございます。

人が通れるだけの道はありますよというお話ですけれども、やはりこの先、本当に災害がないのが一番いいのですけれども、どんなことが、想定外のことがあまりにも多く続いているものですから、文化村もどんどん、どんどん高齢化も進んでおりますので、やはり何らかの経路というものは考えておかなくてはいけないのではないのかなと思っているところなのです。

抜け道としましては、公園の脇、駐車場のある上の、さっき言った金皿山の横にある道が滑川のラーメン屋さんのところに抜ける道が１本あって、あとは古くから住んでいます髙井さんというお宅があるのですけれども、その奥をずっと真っすぐ行くと滑川のほうに抜ける道に抜ける。あともう一本は、広野、あれは光照寺の近くにある橋のところに抜ける「ウマイリ」だか「ウマイレ」だとかという道が、前１区の区長さんをされていた水戸さんと一緒に歩いたことございましたけれども、あとこの道があるねというのを確認しておりまして、あとグーグルマップで確認しますと、玉ノ岡中学校北入り口のところから工業団地のほうに向かっていったところに抜ける、この道がつながるのではないかなと思われるような道なども確認できるわけですけれども、ただ、グーグルマップ上ですと高低差というのがよく分かりませんので、何とも分からないのですけれども、この４か所が逃げ道としては想定できるのかなと思っているところですけれども、例えばけがした人がいたときに、リヤカーとかに乗せて通れるような道になっているのでしょうか。公園のところは分かるのです、通ったことがあるので。それ以外のところというのは、リヤカーでも逃げることができるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　広野２区の周りの町道につきましては、道路台帳が

整備してありますので、どこの道がどこを通っているかというのは、現実的には分かります。ただ、現状で通れるかというと、なかなか皆さんが通れない山道でございますので、今は草が生えたり、例えば木が生えたりということで、あまり町も管理については、山のほうは山林の中の赤道と言われる、そういう道につきましては、なかなか管理がし切れておりませんので、今現在はリヤカー等は通れないかなというふうに考えているところでございます。ただ、ほぼ２メーターの幅員がある町道でございますし、一度は皆さんが通った道でございますので、災害のときには、それについては復旧というか、対応できるような体制を取りながら、災害の当時の現場において、いろんな道の確保は道路台帳で分かりますので、その場合はこの道を使って救出しようとかというのを判断しながら、また地元の建設業者と協定を結んでおりますので、その方と話をしながら、応急的な道を造ったりしながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　なかなか道路を造れといったって、そんな簡単なことにはならないし、ましてや隣町の部分もありますから、難しいかなと思うのですけれども、例えば何というのですか、ふだんからある程度整備するという意味で、さっき何かあったときには協定を結んでいる人がというお話もございましたけれども、美化清掃のときに、そちらのほうも若干草を刈るといった場合には、結局他人様の、ほかの自治体の敷地内に入ってしまうことになるのですけれども、自分たちの命を守るために、区長とは相談していないのですけれども、やらなくてはならないなというときには、他自治体になってしまいますけれども、入っていくことは可能なのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　お答えさせていただきます。

町道でございますので、町道については誰が通ってもいいという道でございますので、それについては問題ないかなと考えています。また、滑川町と連携を取りながら、お隣の町でございますので、いざとなったときには何かできるような体制も取りながら、今後対応を、万全とはいかないかもしれないのですけれども、それに対応できるような、そういう連携を取りながら、こちらも体制を整えながらやっていきたいなと

考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　ぜひ隣町の、文化村にもし万が一のことがあったときには協力をということで、ぜひお願いしておいていただきたいと思います。

では、以上で私の質問は終わります。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◇　青　柳　賢　治　議　員

○森　一人議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号７番、議席番号９番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項１の新型コロナウイルス感染症の陽性者や家族、学校施設等への支援についてからです。どうぞ。

○９番（青柳賢治議員）　９番議員の青柳賢治でございます。議長の指名をいただきましたので、一般質問させていただきます。

１点目でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の陽性者や家族、学校施設等への支援についてお尋ねいたします。８月10日現在、嵐山町における新型コロナウイルス感染症陽性者の累計は124名と急増しています。第５波の傾向は今までと違い、ほとんどが感染力の強い変異株であるデルタ型に置き換わり、年代別では20代や30代の感染者が多くなっています。医療の体制は逼迫をし、自宅療養者は増加の一途をたどるという厳しい現実になっております。

このような事態を乗り越えていくために、嵐山町としてどのような支援ができるのだろうかということについて、お尋ねをさせていただきます。

（１）といたしまして、陽性者やその家族への支援。

（２）として、幼稚園、さらには小中学校への支援です。

３点目としては、保育園、学童保育室への支援ということでお尋ねをしておきたいと思います。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　質問項目１の（１）についてお答えします。

町といたしましては、陽性者の把握ができませんが、埼玉県の自宅療養されている方の配食サービスをホームページ等で周知しております。町の支援につきましては、家族等からの相談に応じ、検討、対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（２）について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

幼稚園及び小中学校においては、感染リスクの低減が図られるよう、引き続き感染防止対策を徹底しております。これまでと同様に、手洗いをはじめとする衛生対応、３密をつくらない衛生環境、児童生徒や教職員に発熱の風邪の症状がある場合等には、登校、出勤しないこと、屋外においても十分な感染症対策を講じての教育活動を図っております。今後も衛生環境を整えるとともに、児童生徒の理解を含め、一層の対策を講じてまいります。

また、児童生徒が感染者となり、学校を休むことになった場合も含め、日常生活においても不安を感じている子どももおりますので、各学校では学級担任、さわやか相談員、養護教諭等を中心に、気軽に何でも話し合える体制をつくり、相談に当たっております。今後も、きめ細やかな対応を心がけてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（３）について、前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長　それでは、私のほうから質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。

保育所及び学童保育室の新型コロナウイルス感染予防対策につきましては、国、県の補助金を活用し、備品及び消耗品の購入や、職員への手当として補助金を支出しております。また、学童保育室におきましては、８月16日より登室自粛をお願いしており、３密による感染リスクの減少及び支援員の負担軽減に努めております。町内の保育所につきましても、家族で体調不良の方やＰＣＲ検査を受けた方がいる場合は、児童の登園自粛にご協力をいただいております。

最近では、児童への感染が増えてきており、感染者には症状が出ていないケースも少なくありません。今後も、保育所や健康いきいき課との連携、各施設や保護者との情報を共有し、できる限り早い段階での感染予防に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　（１）なのですけれども、これについては８月31日に担当課のほうから、議会のほうからのお願いということで、発生状況等説明いただきました。８月の３日以降が、埼玉県の公表方法に変更があって、人数のみ公表に変更ということで、このときに課長のほうからの説明だと、感染が爆発したと。そして、細かい情報が分からないというような説明をいただきました、全員協議会で。

それで、それまでも我々議会もそうですけれども、何が起こっているのだろうと、なかなか情報がいただけない、分からないという中で、31日に全協で説明いただいたのですけれども、今この答弁ですと、全く町の陽性者の把握ができていないということは、町民の、いわゆるどこどこに住んでいる誰々さんが陽性になっているという情報が町には来ていないということでよろしいのでしょうか。そこを確認させてください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　青柳議員さんが今おっしゃったとおり、保健所のほうからどこどこの誰々さんが陽性になっているという報告は、一切来ておりません。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　そうしますと、これが今日で150万人ちょっと超えたそうです。朝のＮＨＫのラジオでした。まず、50万人になるのに１年３か月、さらにそこから100万人になるのに４か月、そしてこの150万人になるのに僅か26日だったという、ラジオのこれは放送です、言っていました。要するに、その新しい型、置き換わったデルタ型というのは非常に感染力が強くて、今いろんな説明ありましたけれども、子どもさんから、今度大人にうつってきているというようなことも、私は新聞ぐらいしか見ておりませんので、そのような情報ですけれども、言われております。

そういう中で、埼玉県が委託事業として置き配というのですか、私も実際に、お母さんと子どもさんがいて、それに罹患したときにどうなってしまうのだろうなということから、例えば武蔵野市では配食サービスをしているとか、テレビでいろいろやっていました。そして、嵐山町もコロナ対策本部をつくっているわけです。その対策本部というのは、今仕事的にはどんなことをやっているのですか、コロナ対策本部は。

管轄でしょう、課長のところの。どういう仕事をやっているのですか、今。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　直近の対策本部では、感染が一気に増えたことによっての今こういう状況ということと、あと先ほど申しましたように、県が配食サービスをしていると、そういうのの周知。あと、いち早くこの感染を抑えるために、ワクチン接種を進めるためにどうしたらいいかということで、緊急ですが、８月の13日に各区長さんに回覧をお願いしまして、感染予防対策をしっかり取ってくださいと。あと、ワクチン接種については、そのときにまだ余裕枠が400枠ありましたので、希望する方は早めに接種をお願いしますと。あともう一つ、県のほうで、かかった方につきましては配食サービスをしていますというお知らせを、回覧で回させていただきました。そのときには、消防署の署長さんも見えて、今の状況等もそのときに報告いただいています。

町としては、困った方がいたら、町のほうに連絡があった場合は、できるだけ対応するという形で対策本部では話がまとまっております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　31日のときにも課長のほうから、何か困った人がいたら担当課の健康いきいき課のほうに連絡をもらうようにしていますという説明いただきました。ですけれども、今いろいろな自治体も、埼玉県の状況が非常にもう、その置き配にしても、３日も４日もたたないと届かないという現実も新聞に書かれております。やはりそういう状況の中にあって、今実際に、先日頂いた資料では206人という感染者が出ているということです。これは、多く出ているから、少ないからということではないのですけれども、ここのところは重く受け止めて、今までの１年３か月の旧来の型とは違うということ、そこはやっぱり重く受け止めなくてはならぬと私は思うのです。

その中で、そういった中で感染症になってきている人たちが、実際に私が想定するケースの場合は、お母さんがいて、子どもさんがいるというケース、これは子どもさんがなったケースだとすれば、あくまでも想像です。まだ親の人が動けるからいいのです。ですけれども、これから子どもさんから親にうつるというケースが増えてきた

場合には、なかなか町にそういう情報が上がってこないと何もできないということになるわけです。そして、ちょっとこれは８月31日の新聞ですけれども、自宅療養者の支援強化という記事が出ておりました。その中で、ちょっとこれは埼玉県の県内自治体の、計器や食料無償配布というのが載っているのですけれども、その中で同じ町のレベルで、川島町では自宅療養者へのパルスオキシメーターというのの配付を始めたという記事が載っていました。川島町でどの程度感染者が出たか、私ちょっと調べていないのですけれども、これはっきり言って、もう災害とある程度一つ区切りがつかないぐらいなことが発生しているということなのです。ある人は、もう災害よりひどいと、一つのコロナとの戦争です。そういうような表現をする方もいらっしゃる。

そうなってくると、今の町の答弁だと、（１）については、ほとんど県の、いわゆる保健所管轄のことしか行われていなくて、ここには町の支援につきましては、家族からの相談には応じるということなのだけれども、実際にその辺のところを、こういうところが困っているよ、食べ物がなくて困っているよとか、いろんなことがあると思うのです、想像できることは。そういったようなことについてはある程度町に来て、それを受け止めて町が対応してあげているのでしょうか。お尋ねします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　お答えします。

保健所が逼迫しているということが、もちろん分かっておりますので、保健所のほうには町民の方で困り事があったら、保健所と相談することになっているのが原則です。ただし、保健所で対応できない町内の方の困り事があったときには、役場のほうに連絡を回してくれということを保健所のほうには、いきいき課のほうからお願いしております。ただし、今日現在困っている相談は、まだ一件も来ておりません。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　私その辺のところをやっぱり心配するのです。非常にこれだけの感染拡大が出てきている中では、そこにまでたどり着けないような人も中にはいらっしゃるのかなと心配はします。

それで、担当課がワクチンの接種のことも、いろいろと本当に細かく分けて進めていらっしゃることも重要なことで、大事だなと思って、私もそこについては本当にあ

りがたいことだなと思っております。

それで、ここの今の課長の答弁だと、取りあえずはそういった方が、連絡がそういったときには保健所から入るのだという説明いただきましたが、今の今日現在ぐらいでは、そういうことがないのだということで受け止めてよろしいのですか。もう一度確認します。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　感染者から町のほうにお願いというか、お願い事項来たのが、今現在ゼロ件でございます。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　では、そこのところはひとつお聞きできて安心できました。

それで、９月12日まで緊急事態が発生して、恐らく９月12日ではなかなか解消できないだろうというような今の見込みがあるわけでしょうけれども、どなたも不安になってしまっている部分が、この第５波にはあるのです。そうすると、これはまたちょっと２と３のところで触れますけれども、保育園の先生自体が、子どもがマスクしていない人と触れ合うだけでも大変だと、怖いというような記事も載っていました。だから、何かそんなところまでこの第５波は来てしまっているということは、それは新聞の記事ですけれども、私はそこまで思いを持たなくてはならないのだろうなというに思っているのですが、そこで、ここのいわゆる（１）については、陽性者、その家族への支援というようなことで、保健所の方から入らない限りは大丈夫だということで受け止めましたけれども、私は町民へのやっぱりメッセージ、それから支援というようなことを含めていく意味でも、今テレビ報道も、何人になった、何千人増えたとかというような報道だけで、もう少しもっと前向きな報道がないのだよね。私は、嵐山町の場合は75人ぐらいで止まっていたときには、何とか収束できるのかなと、コロナについては。そういうふうな楽観的なほうに思っていました。ですけれども、この７月下旬から８月に入っての感染力の強い新しい型というのは、油断ができないと、そしてまた若い方に行くということが、ちょっと心配なのです。

そこで、私が一つ町長にお願いしたいのは、今緊急事態というのが、これで埼玉県だと３度目ですよ、恐らく緊急事態が発令されるのは。それで、みんなもう慣れっこ

みたいになってしまっている。人流を下げなくてはならないと言いつつ、それは仕事だ、介護しなくてはならないとか、それはもちろん優先されることだと思います、生きていくためには。ですけれども、ある程度若い方なんかは、それを平気で来ていた部分があって感染してしまったり、お盆の帰省で会って感染したりとかあるのでしょうけれども、今こういう情報というのが、嵐山町の人ではホームページぐらいしか分からなくて、そしてどうなのでしょうか、コロナ対策本部ということで、感染があるから云々というような放送を流していると思うのです。その放送というのは、どんな放送を今流しているのでしたっけ。課長、防災無線で流している放送というのはどんな放送でしたか。課長でいいのです。

○森　一人議長　地域支援課、どっちですか。

○９番（青柳賢治議員）　地域支援課長。

〔「地域支援課」と言う人あり〕

○９番（青柳賢治議員）　地域支援課か、それは何か文句があるでしょう、こういうことでこうしてくださいというようなこと。防災無線で流してあるメッセージ。

○森　一人議長　放送の内容です。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　今分かる範囲で答えられますか。

○９番（青柳賢治議員）　簡単でいいですよ。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　防災無線の内容なのですけれども、すみません、細かいところまではお答えできないのですけれども、感染防止ということで、町民の方にお願いする内容を健康いきいき課のほうから依頼されまして、こちらで定期的に流しております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　そこを一つ、今陽性者になっているような人からも町に連絡入っていないということなので、８月29日時点の206人という状況、これをホームページでは人数出ています。私は、それをもう少し人数よりもプラスにした、今のいわゆる陽性者の方にメッセージが伝わるようなやり方、何かあったら町のほうにという

ようなことをアナウンスする必要があるのではないかなと。それは、すごく安心感を与えるのではないかなというふうに私は考えたところなのです。

そこで、この後どうなるか分かりません、まだちょっと状況が。これから学校も始まったりしているから、それがどういう状況になってくるかまだ分からない。そんな中で、私が町長にお願いしたいのは、やっぱりどうなのだろう、その防災無線の呼びかけ、それを今度、嵐山町では接種率がこのくらい進んでいますと、そして、ここは皆さん本当に今までの型と違うのだというような、やっぱりそこに変化がなくては駄目なのだと思うのだよ、それを町民の皆さんに訴えていく。それを私は、最初の簡単なことは、いつものアナウンスの人でいいと思うのだけれども、町長がその辺を町民の皆さんに勇気を与えたり、メッセージとして出していくという、そういったことが、防災無線でしょっちゅう流さなくてもいいと思う。そんなことも、これだけの人たちが感染して出てきているような状況の中で、考えられてもいいのかなというふうに今思うところなのです。そこの辺については、町長はどのように考えられます。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えをさせていただきます。

少し先ほどの議論にちょっと戻りますけれども、嵐山町のほうでも、担当課も含めて感染者の把握というのが我々自身もできていないのです。ですから、まずそれが大前提としてあると。先ほど課長からもお話があったように、でも当然中には必要としている方もいるだろうと。そういう方には、しっかりと受け入れて、そしてやりましょうと。担当課のほうに連絡がある、あるいはコールセンターに、例えばそういう方から問合せがあったら、すぐに担当課のほうに知らせる。そしてまた、課長からも説明あったように、保健所のほうにもお話をしているのです。もし保健所のほうで対応できなければ、町のほうでしっかりと受けますよということでやっている。ただ、結果として、今のところそういう方がおられないということでありますが、そういった方がいたときには、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

それから、あとは途中で回覧をお願いして、あと400名ぐらいのワクチンの枠がありますよということを緊急に流しました。私も、なかなか若い人たちに伝えるというのは難しいなというのをとても感じました。例えばそういった広報、あまり若い人は読まないだろうなと、それから回覧、回してもなかなか見てくれないだろうなという

のも感じましたし、それからホームページ、私は見ようと思えば見れますけれども、嵐山町のホームページを改めて見ようという気になる若い人も少ないだろうなと。だから、私のほうも個人的に知り合いの方に、400名ぐらい連絡をして、そしてこういう状況ですからと、今嵐山町においては19歳以上、既にワクチンを接種できますので、もし希望してされていない方がいたらぜひお願いします。あるいは、身近にそういった若い方がいたら一言声をかけてくださいと。そういう中には、40歳ぐらいの方々でも、ああ、順番が来たらやりますよと、もう順番来ているのですよ、19歳が。ああ、そうなのか、ではすぐにやりますとか、あるいは20代、30代は、まだ俺たちの順番には来ていないだろうということで、知らない方もかなりおりました。ですから、そういったことでこの400名の枠というのも、その回覧を配ってから１週間以内だったと思います。ほぼ全部埋まってしまいました。

この背景には、若い方たちの接種に対する考え方が、ここに来て急激に変わっています。テレビ報道なんかでもいろんな情報が流れてきて、今までは、去年のものであるならば、若い人たちは例えば仮にかかったにしても、重症化することはないというようなことだったのですが、この変異株、デルタ株ということになると、若者だって感染もするし、重篤化にもなるのだというようなことで、若者の中で意識が変わってきたということがあります。ですから、逆に言うと、今これはもう全て終わっていますので、今度の次のクールに入るときには、若い人たちでまだ打ちたいということで、ウエイティングリストのほうに載っている方も結構おられます。ですから、そういったことは随時、何というのでしょうか、解決をしていくかなというふうに思います。

それから、あと今青柳議員のほうから、陽性者向けに防災無線で投げかけるのはどうだろうかというようなご提案がありました。これは、ちょっと担当課と、それからあとは防災無線の使い方に関して特に問題がなければ、直接陽性者に聞こえる可能性はありますので、しっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　それも一つの、嵐山町が一人一人を大事にしているという、町民を大事にしているという危機管理にもつながるわけですし、その辺のところは十分に考えて、陽性者の人だけではなくて、その周りの家族だとか含めて、その人たちをやっぱり支援させていただくというような思いがあって私は当然だと思います。ぜ

ひ検討していただきたいと思います。

（１）のほうはこれで済まさせてもらって、（２）に移ります。

○森　一人議長　どうぞ。

○９番（青柳賢治議員）　学校のほうも今、教育長が初日のときにも、これからいろいろと、昨日から学校が始まったように思います。分散登校というのですか、給食を食べて帰っていって、そしてその後の時間は、いわゆるデジタル、タブレットの指導のような形に使っていきたいという、冒頭に挨拶いただきました、教育長から。

それで、私はこれ今度学校の関係になってくると、やっぱり今局長が答えてくださったように、まさにこのとおりだと思うのです。結局夏休みを延長してとかのところも、横浜だとかいろいろありました、２、３日なのか１週間なのかありますけれども。

私この型が変わっているということは、今までの学校の在り方も、やはり十分な注意をしていても感染が出てくると。そうなってくると、結局はクラスに１人、２人出てきたときの対応というのは、いろいろと文科省のほうからあると思うのですけれども、体調確認という体調の確認、今この答弁書の中を見ますと、風邪の症状がある場合には登校、出勤しないようなことが書いてあるのですけれども、私は本当にデルタ株に負けないと、一人一人が負けないと、うつらないと、ならないというようなやっぱり抵抗力、抵抗みたいなもの、それが求められると思っています。

その中で、先生方にも非常に負担がかかるわけなのですけれども、家族の、例えばお父さん、お母さんがいて、１年生の子どもさんがいらっしゃる３人家族だとする。そうすると、学校のほうには手間がかかるだろうけれども、家族の体調、いわゆるお父さん、お母さんの体調、そういったようなところまである程度、そんなことは保護者がやることだと言えばそれまでなのですけれども、子どもさんの体調を見るときに、家族のお父さん、お母さんの体調はどうなのだというぐらいのところまで目配りをしていただくというようなことも求められるのかなと思うのですけれども、これは局長でも教育長でも結構ですが、その辺については、こういう手があるのだよ、ああいう手があるのだよというようなこともおありだと思いますので、答弁お願いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおりで、これまでも学校は保護者の方々とまちｃｏｍｉメール等も含めて、いろんな意見統一といいますか、いう形をしてまいりました。ですので、これまでも体調不良で、今夏休みの前ですけれども、お休みになるお子さんもいたのですけれども、そうした中で家族の中で体調の悪いのがいるので、子どもは元気だけれども、念のため休ませますというふうにご連絡をいただいて、欠席をするようなお子さんもいらっしゃいました。ですので、やはり確かにこれまで以上に、変異株の中で児童生徒の発症、また家族内での、昨年などはご家庭の中でどなたかが陽性になって、児童生徒がＰＣＲやると陰性というのがほとんどだったのですけれども、この先はどういう状況になるか分かりませんので、その辺のことも含めて感染対策というのを子どもたちだけではなくて、当然保護者に対しても強く訴えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　ぜひそのところを、どなたがなっても、コロナの中にいる人とコロナの外にいる人では、本当に違うということをある学者の方が言っていましたので、これは身を換えてみれば同じことです。そういうことに子どもさんが一人でもならないように、また保護者の方もならないように、その点をさらに今まで以上に何というかな、ご両親もそうだし、子どもさんもそうだけれども、改めて学校が始まった１日、２日ですので、子どもさんを含めて徹底をお願いしたいと思います。

それと、今この間ＮＨＫの討論会見ていましたら、小学校、中学校、それから幼稚園に抗原キットを80万体ぐらいを配られるかもしれないというような話だったのですけれども、その件について、嵐山町にどのぐらい回ってくるのか分かりませんけれども、いわゆる早期に、それを早く派遣するというような形で国のほうは考えているようでございますが、それもある程度の使い方によれば、１回幾らぐらいなのでしょうか、市販されているものがありますけれども、そういったようなものをうまく使って、早めにいわゆる陽性者なのかどうかというような判断が抗原キットなんかでできるそうですけれども、その辺については何か学校では、まだちょっとこれから先のことなので、よく分からないというようなことになりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　簡易型抗原キットにつきましては、既に嵐山町は申込みをしております。恐らく今月の上旬には届くということなのですが、これにつきましては、実際には１個10回分１回のみです。しかも、これについては教職員の対象という形になっておりますので、これをどういう形で活用していくか、有効に使う形で学校内、子どもたちのほうに感染が広がらないような形で使えればということで、学校とも連携を取っていきたいというふうに考えております。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　できることは何でも使って、とにかく最善を尽くしてもらうということは、町の執行の皆さんもそうだし、教育委員会も一緒でございます。

それで、そういう中で子どもさんが、何というのだろう、今の形で守られればいいのかなと思いますけれども、そこなかなか分からないのですけれども、この後１週間ぐらいは今の状況で教育のほうは続けていくというような局長説明だったのですけれども、今日が１日、２日、２日目ですか、この後はどんなふうな、いわゆる学校の動きになるのですか。お尋ねしておきます。

○森　一人議長　答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長　お答えを申し上げます。

緊急事態宣言中は、先日ご説明申し上げましたように給食を食べて下校、そして午後はｅライブラリというコンピューターを使った学習を１時間程度、各学校でやる予定です。

９月の９日、10日、木曜、金曜日には、同じように午前中で下校しますが、午後は、今度は同時双方向といいまして、いわゆるオンラインで学校の授業をそのまま家庭で見られると、これの試行を行う予定です。今の進捗状況ですと、先生方も大分慣れてきまして、恐らく同時双方向の授業の配信ができるというふうに今は思っております。うまくいきましたらば、緊急事態宣言が延びましたら、取りあえず13日の月曜日に、９日、10日でやった配信の成果と課題を、午後にＩＣＴ担当の教員に集まってもらいまして、そこで何がうまくいかなかったかということを話し合って、火曜日にその課題を学校に持ち帰ってもらって、そして最善のケースでいきますと、水曜日午後からオンライン授業を始める予定です。したがいまして、13、14は午後は帰ってそのままｅライブラリ。ｅライブラリは子どもたちのドリル学習になりますので、先生の対応

は要りませんので、子どもたちが自宅でコンピューターを使って、今日は何と何をやっておきなさいという先生の課題を、自分で１時間、復習問題を中心にやっていくという形の学習を、月、火については、つまり今と同じ対応が続くということです。

水曜日以降、完全にオンラインの授業、要するに先生が黒板なりで授業をやっているそのものを子どもたちは家で見ながら、当然質問もできるし、先生から発問もできると、いわゆる学校で授業をやっているのと全く一緒の対応に今考えております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　なかなか、このコロナがそういった部分を加速させて、子どもたちも含めて、先生も含めて、勉強していかなくてはならないわけですけれども、１点ちょっと心配なのは、今12日が延びたときの話もありましたけれども、そうすると子どもさんたちは、今給食を食べて帰るというような状況のまま続いていくわけです。そうしたときに、前にも何かコロナのときだったと思いますけれども、分散登校というのですか、学年を分けて登校して、例えば変な話、午前中に来て給食食べて帰る子と、午後から来て給食を食べるというような学校もあったり、嵐山もそんなことやっていたような気もしたりするのです。

私は、それ密というようなことから、そこの部分も考えられるのかなと思ったりして、ちょっと聞きたいと思ったのですけれども、その辺については、ある程度感染予防ができているという捉え方の中で、今の授業を進めていかれるということでよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長　お答え申し上げます。

今回コロナ対策を考える場合に、分散登校も考えました。ただし、分散登校をするとやはり授業が相当遅れます。つまり、例えばいろんな分散登校のケースがありますけれども、クラスの半分が今日来たら、残りの半分が明日と、つまり１日は子どもは休みになってしまうわけで、そうするとかなりの授業ロスが出ます。なおかつ、七郷小学校は必要ありません、全て16人以内ですので。その必要があるのは、菅谷小学校、志賀小学校の特定の学年です。志賀小学校でも、必要のないクラスもあります。したがいまして、分散登校を一律に嵐山町内に適用するというのは非常にロスが多いなと

いうふうに判断したものです。給食も、そうすると来ない日も止めるわけにいかない、動いていますので、給食センター稼働しまして、当然それは全て廃棄になります。しかも、給食費も頂かなければいけないわけです。非常にそういう意味ではロスが大きいので、結果的に短縮授業の４時間と午後オンライン授業というふうに考えました。

今後どのように感染が拡大していくか分かりませんけれども、今の状況ですと、完全に学校が閉鎖しても、オンライン授業がうまくいけば、かなりの部分カバーできるものと思っております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　そのような判断をされて、嵐山町の子ども、それから給食含めて、うまく回っていっていただきたいなと思います。

それで、もう一点だけこのところは、ある程度、今度教職員の先生のワクチンなのですけれども、その辺のところは希望する先生方には大体、この間の説明でいくと19歳云々で10月ぐらいから入ってくるのだけれども、ほぼ終わっているというような捉え方でいいのですか、先生方、指導する先生のワクチンの接種は。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　お答えさせていただきます。

先生方、ほとんどの先生が町外にお住まいです。嵐山町は、非常に町民の方にも、エッセンシャルワーカーにも枠を持って、また事業所の接種でも、町民の方なり、先生方も中に入れていただいたりしているのですけれども、市町村によってはエッセンシャルワーカー枠を全く設けていない市町村も、埼玉県内ございます。そういった関係で、年齢もあってまだ受付が一切できない、申込みができないという先生方もいらっしゃいます。８月末までの段階で、２回接種を終わられた先生方が42.3％、１回はしている、つまり１回の接種と２回接種を合わせた先生方が64.9％、全くの予約もできていなくて未接種の先生方が13.5％という状況でございました。

そうした中で、希望されても予約ができないという先生方については、先ほども言いました町内の企業の事業所枠の中で、この日なら空いているよというような連絡をいただいたときには学校に連絡をして、そういった形でも接種をしていただくように今現在も進めているところでございます。

以上です。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時２５分

再　　開　午後　２時４０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

青柳賢治議員の再質問からになります。どうぞ。

○９番（青柳賢治議員）　議長、ちょっとワクチン接種の先生のことについてはお聞きさせてもらったのですけれども、いわゆる外国人労働者の接種というのはどうなっているかということについてお尋ねしておきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○森　一人議長　結構です。どうぞ。

○９番（青柳賢治議員）　それでは、担当課お願いいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　外国人の方の接種についてというお話ですが、嵐山町に住民票がある方については全て同じ扱いをしていますので、年齢に応じて受付が来ております。ただし、外国人、集団接種会場では何人かお見かけしていますけれども、最近ワクチンパスポート、自国に帰るときにそのワクチンパスポートを持っていると２週間の隔離措置が免除されるとか、そういうものの申請に来る外国人が多くいらっしゃいます。特に20代のベトナムの方が、もう何十人も受付をしているのですけれども、その人たちの接種済証を見ると、町で予約枠を取ったのではなくて、会社で職域でやっている形の方がほとんどということで、外国人についてはほとんど職域で接種が終わっているのかなというふうに感じております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　ありがとうございました。今、先生の接種もかなり遅れている、いわゆる嵐山の町民ではない先生たちもいらっしゃるということなので、その辺は子どもさんからということもあるし、先生からでもあるのですけれども、十分に注意をとにかくしていただくしかないわけで、なるべくさっき局長が答えてくれたよう

に、ある程度嵐山の枠でできるものがあれば、そういうような職域を含めて努力していただきたいなと思います。

それで、ここはもう一点、こういうお話ししては何なのですけれども、なるべく無事に進んでいってもらうということがお願いでございますけれども、一つこの間、８月の31日のニュースでしたけれども、学校が休校するというようになったとき、休校時、このような場合の保護者の保護者支援というのが、これは個人申請することが可能になったというような、厚労省の見直しがかかるというようなニュースも入っていました。この辺は、子どもさんを持っているご両親のことになるわけですので、その辺の情報も学校の担当だけではなく、いろいろと総務課だとか含めて情報として保護者の方に、確定したときには出していただきたいなと。個人申請ができるということなのです。要するに、学校が休校するではないですか、休校時に保護者が子どもさんを見なくてはならない、そういったときに会社を休んだりしなくてはならないと、そういうときに個人で申請をすることができるようになるという見直し、それは。これは、８月31日のニュースですので、そういったこともこれから見直しがかかっていくみたいなので、ある程度それがはっきりしたところでは、保護者の方にもしっかりと伝えていってもらいたいというふうに思います。これはこれで結構ですから。

次の３番目に移ります。これも、本当に今日の新聞なのですけれども、保育所の休園対策急務というふうに今日出ているのです。今日の新聞です、これ。それで、これも２か月で11倍になったと、デルタ型の猛威で。働く親への支援が必要だというような形になっているのですけれども、非常にこの記事だと10歳未満の感染が多いというのです。そうすると、本当に保育園だったり、学童だったりとかなってくるわけなのですけれども、これ課長のほうから答弁いただいたように、今休園がかなりもう増えてきているというような、この新聞の記事なのですけれども、嵐山町の状況というのはどんな状況になっているのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長　嵐山町の場合には、保育所については通常の保育をやっております。学童保育につきましては、答弁させていただきましたように、緊急事態宣言期間中は登室の自粛ということでお願いをさせてもらっています。保育園も、確かに議員さんおっしゃるように小さいお子さんの感染が非常に増えているので、休室とか自粛

とかも検討したのですけれども、自粛しても、今会社がリモートになっていない会社が多くて、やっぱり出勤しなくてはいけない。なので、子どもさんを休ませるのであれば、まず会社のほうの対策もしていただかないと、そこまでできないのではないかということで、嵐山町としては今回の場合には、そういった保護者の方には体調管理とか、そういった情報をなるべく早めに教えていただくことをしてもらうことで、通常の保育をしているということでございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　今課長が答弁いただいたように、なかなか保健所からの情報だとかが遅れ遅れになってしまうと、結局濃厚接触だった人が陽性者になったりというような展開になっていくわけですので、十分その辺を、忙しい中でしょうけれども、密に連絡取りながら、子どもさんの感染を防げるような形でやっていただきたいと思います。

学童については、今全学童が登室自粛ということでよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長　学童保育室につきましては、緊急事態宣言中につきましては、家庭で保育ができる家庭については、登室のほう自粛ということでお願いをさせていただいています。大体３分の１程度が、今登室のほうしているような状況でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　さっきに戻りますけれども、この大変な時期とか状況、町民の子どもさんや保護者も一生懸命頑張っているわけですので、町もできる限りの支援をお願いしたいというふうに思います。

それで、今日朝のラジオで、ちょっと余談ですけれども、実際にＮＨＫの職員の方が感染してしまって、そしてその体験談を話して、その体験談を聖路加の先生が聞いて、それの受け答えをやっているやつを15分ぐらいやったのです。その中で１つだけ、最初この方は、すごく喉に違和感があったと、そこからスタートしていって、土日が入ってしまったことによって病院に行けなくて、39.8度ぐらいの発熱が続いてしまったと。今は元気になられましたけれども、そこでやっぱり言われていたのは一つの、人間というのは、俺はならない、正常性バイアスというのがかかるということがありますので、その辺を含めて、役場の職員さんも含めて、我々議員もそうですけれども、

その辺を注意しながら、まさか自分がならないだろうというようなところがあるらしいですから、しっかりとその辺を、マスクを着用する、それから黙食をする、体調が悪かったら休むということをこの先生はおっしゃっていました。その辺も、デルタからまた新しい株のようなものも出てきているみたいですから、どういうふうになっていくか先は分かりませんけれども、とにかくそれを乗り越えていくのだということで町に進んでいただきたいと思いまして、この質問は終わります。

２点目ですけれども、嵐山町としてのテレビ、新聞報道への在り方についてでございます。このところ、杉山城、ラベンダー園、嵐山町全般についてのテレビや新聞報道がタイミングよく、また感じよく報道されているように思っております。

そこで、お聞きをいたします。町に関する報道について、広報の担当課において全般的に管理しているのでしょうか。あるいは、町の情報は情報源の担当課の自主的な判断で流されているのでしょうか、お尋ねいたします。

（２）としては、町としての要綱などはあるのでしょうか。この２点でございます。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

テレビ、新聞等へのプレスリリースにつきましては、担当課の判断により各報道機関へ周知し、その後、地域支援課へ報告することになっております。また、内容により地域支援課のほか、観光協会へ報告することもございます。杉山城、ラベンダー園等の報道につきましては、担当課の積極的なプレスリリースの成果が表れているものと考えられます。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。報道に関する要綱等はございませんが、例年行っている情報発信に関する庁内会議において、プレスリリースの手順等について各課局で共有しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　大体内容は分かりましたけれども、私もこの質問をさせていただいたとき、まずＮＨＫであった杉山城のこと、これなんかは本当に城造りの基本になっているというような説明いただいたときに、なんていう城があるのだろうなと

思ったりしながら、さらにはラベンダー園の映像、今年の６月の映像でしたけれども、１分40秒ぐらいでしたけれども、マイラベンダー園のある方が出られて、そして役場の担当課の女性と、それから観光協会の女性がインタビューに答えながら出ていました。ちょうど６月のあの時期ですので、コロナもまだここまで来る前でしたけれども、何か行ってみたいなと思うような映像づくりで、非常に私はいい映像だなと思って、ある友達や田舎の人にも送ったりしております。

それから、新聞報道ではつい最近、例のリノベーションのまちづくり整備課の情報が出ておりました。この（１）については、やっぱりこういった情報が担当課の積極的なプレスリリースということで、なるほどなと思ったところなのですけれども、この辺を非常にその映像を見ることによって、私は新聞だとかテレビのことしか今日は申し上げませんけれども、嵐山町に住んでいる人すらも、何ていい映像だろうなと思うことって、結構多々あるのです。ですから、一つお願いしたいのは、例えばこれある誰かから聞いたからそのテレビが見れたとか、１分40秒ぐらいですから、なかなか分からないのです。以前は、農政課からもある程度、ラベンダーの何かやるとかという情報もらったことあったのです。何かそういったようなものを一元管理して、町に関係ないと言ったらそれまでかもしれないけれども、例えばそれに関わっているようなものが放送されるというようなことがあるとすれば、何らかの形で町民の皆さんにお知らせをするとか、この日やるよとかというのを見てねというような感じのものがあってもいいかと思うのだけれども、そんなのはあるのか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　それでは、お答えいたします。

担当課にもよるのですけれども、地域支援課のほうには、必ずこういう形で番組が放送されますということで情報が来ますので、そちらにつきまして地域支援課であるとか担当課が直接町内の回覧には載せるのです。それから、あとメールでお知らせしたり、ツイッター等でお知らせは一応しております。ですので、町民の皆さんに全体にお知らせするというのは、なかなか方法が難しいかとは思うのですけれども、一応メディアを通してお知らせは試みているところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　やっぱり私は、ここが町民、今インターネットとかあるのだから、この日のこの時間、この日のこの時間と載せる程度は、そんなに苦にならないのではないかと思う。むしろそれを見て、あっ、そうだ、友達にもこんなところあるよと、町民がそう思えるような、やっぱりそれが郷土愛だと思うのだよ。そういうような努力というのは、担当課でも忙しいだろうけれども、やっぱりつくったニュースを町民が見ることによって、町のことをもっともっと深めていくというところにつながるような気がするのです。私が今日申し上げたいのはその１点なのですけれども、その辺はどうですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　先ほどもお答えしたところなのですけれども、各メディアを通じて、こちらでは情報発信はしているところなのですけれども、それを皆さんに実際に例えばツイッターを見ていただいたり、メールを見ていただいたり、ホームページですか、見ていただいて、のぞきに行った場合には、その情報が恐らく見れるかと思うのですけれども、全く知らない方に情報を届ける手段としては、なかなか難しいのかなというのは感じております。ただ、ホームページ等に常に載せていくということはできると思いますので、そういった形でなるべく皆さんに見ていただくように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　庁内、これ役場の中の職員の皆さんの中では、そういう情報共有ができているかもしれないけれども、その部分って町民が見ることによってかなりこれからの、いわゆる地域外からの活力を引き出すとか、それから移住につながるとか、定住につながるとかという、そういう戦略もやっぱりあるのだろうなと思うのです。そこのところをやっぱり重要に考えていく必要があると私は思うのです。その辺のところであれば、積極的にそれを使うことによって、ある意味では宣伝費が減るわけだし、町がやっぱりよく、私が感心したのは１分何十秒のラベンダーの映像です。あるつくっていた方が、ご夫婦が２人出て、それもその方から聞いたので私もテレビ見たのですけれども、非常に嵐山町の何というのかな、要するに本当に田舎の自然の感じ、そして行ってみたいなと思わせるような映像づくりだったのです。そういうこ

とから学ぶことって結構あるので、やはり今課長答えてくれたように、その辺はぜひとも何月何日に何がある、何があると、これがましてや来年は今度「鎌倉殿の13人」あるわけです。そういったことにも戦略づけながら、この町を活気づけていくというところにテレビの、新聞の報道をやっぱり共有しているのだとすれば、さらにそこの部分に磨きをかけていってほしいと、私はそう思いますが、課長どうですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　まさに議員さんのおっしゃるとおり、嵐山町の魅力を全国のほうに発信させる努力はしていきたいと思っております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　ぜひ担当課の積極的なそういった部分のみでなく、やはり町内でそういったメール等ができているのだとすれば、しっかりとその辺をみんなが、一人一人が広報マンだというぐらいの気持ちで、嵐山町がよく映っていくような映像をつくっていくと、意図的に。そのぐらいの努力はしてもらいたいと思います。

これで、何というのかな、要綱がないという中でありますから、私今申し上げたところを十分にもう少し研究していただいて、やっていただきたいなということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◇　渋　谷　登美子　議　員

○森　一人議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号８番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

質問事項１、気候変動抑止の政策策定についてです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　それでは、質問項目に従って質問していきます。

まず、１番ですけれども、気候変動の抑止の政策策定についてです。

（１）として、８月９日にＩＰＣＣが報告した気候変動予測に対しての町長の見解を伺います。

（２）として、長野県では2030年までにCO_2の排出量を60％削減し、再生可能エネルギーの生産量を実質２倍に増やして、2050年には実質３倍にする。最終エネルギ

一量を2030年までに４割減、2050年までに７割減という戦略を立て、2050年までにはＣＯ$_2$排出量をゼロにするために逆算で政策をつくっています。嵐山町を含め、小川地区衛生組合はごみ焼却処理をしないことになりました。長野県の対応は、嵐山町でも可能であると考えますが、方向を伺います。

（３）ストップ温暖化計画は、残念なことに具体的な数値を示しての行動計画ではない。７月６日付の環境省の再エネのさらなる導入に向けた環境省の取組方針では、公共部門の率先実行において、再エネルギーに関する地方公共団体の見える化と、それから各地方公共団体への情報提供を進めること、地方公共団体の取組を後押しする政策を実施すること、国の積極支援のメカニズムとして、このような地域脱炭素の取組に対して、①として人材派遣、研修、②として情報、ノウハウ、③として資金の観点から、国が積極的に継続的かつ包括的に支援するスキームを構築するとしており、今後具体化していく予定と記されています。環境省の方針を積極的に活用し、嵐山町のストップ温暖化計画を早急に再構築すべきであるが、考えを伺います。

（４）として、ゼロカーボン宣言をした市町村は７月30日時点で、全国40都道府県256市10特別区106町20村である。嵐山町でもゼロカーボン宣言をし、気候変動の対策を早急に確立すべきであるが、方向を伺うということです。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、佐久間町長。

○佐久間孝光町長　質問項目１の（１）についてお答えをいたします。

ＩＰＣＣ（インターガバメント・パネル・オン・クライメート・チェンジ）は、世界気象機関及び国連環境計画により、1988年に設立された気候変動に関する政府間パネルであり、2021年８月現在195か国と地域が参加しています。その目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることであります。

今回出された第６次評価報告書は、自然科学的根拠を評価する第１作業部会、影響・適応・脆弱性を評価する第２作業部会、気候変動の緩和を評価する第３作業部会、そして国別温室効果ガス排出目録作成手法の策定等を担うタスクフォースインベントリーのうち、第１作業部会から第６次評価報告書が出されました。

Ａの気候の現状では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには、疑う余地がないと言い切っています。人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしています。それらの変化が人

間の影響によるとする、原因特定に関する証拠が強化されています。

Ｂの将来あり得る気候では、向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球温暖化は1.5度及び２度を超えると言われています。気候システムの多くの変化は、極端な高温、海洋熱波、大雨、幾つかの地域における農業及び生態学的干ばつの頻度と強度、強い熱帯低気圧の割合並びに北極域の海氷、積雪及び永久凍土の縮小を含むとしています。

Ｃのリスク評価の地域適応のための気候情報では、気候的な影響駆動要因（ＣＩＤｓ）、クライミット・インパクト・ドライバーズの同時多発的な変化がますます経験されると予測され、1.5度の地球温暖化と比べて２度の場合は幾つかのＣＩＤｓの変化がさらに広範囲に及び、可能性の低い結果も排除することはできず、リスク評価の一部となるとしています。

Ｄの将来の気候変動の抑制では、人為的な地球温暖化を特定のレベルに制限するには、CO_2の累積排出量を制限し、少なくともCO_2正味ゼロ排出を達成し、他の温室効果ガスも大幅に削減する必要があります。メタン排出の大幅な迅速かつ持続的な削減は、エーロゾルによる汚染の減少に伴う温室効果を抑制し、大気質も改善すると考えられます。また、温室効果ガス排出量が少ない、または非常に少ないシナリオでは、数年以内に識別可能な効果をもたらすと結論づけられています。

今年もそうですが、昨今の日本における気象状況は、観測史上初となる記録的な高温や大雨、集中豪雨、またそういった気象に見舞われる地域にも変化が見られるなど、この第６次評価報告書の内容は納得せざるを得ない点も多く、真摯に傾聴に値するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（２）から（４）の答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

長野県が2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、将来の脱炭素社会の実現を目指し行動されていることは、大変すばらしいことと思います。ここで、長野県の取組は、温暖化対策推進法において都道府県としての役割を果たす目的で計画され、実行されているものと推察いたします。したがいまして、町は県内の各市町村の計画の内容や動向を勘案し、今後も町の現状に合わせて同法における地方公共団

体の市町村としての役割を果たすために計画を立て、実行に移していきたいと考えております。

続きまして、質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。環境省の取組方針は、2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、今後５年間かけて国が支援をするという将来の脱炭素社会の実現に積極的かつ強力な指針と認識します。その中で、公共部門の率先実行における地方公共団体実行計画（事務事業編）についての各施策については、今後具体化していく予定とされています。したがいまして、町は国の取組方針の具体化の動向や、埼玉県及び県内の各自治体の計画の内容や動向を見極め、適宜適切な時期に同計画を見直したいと考えています。

続きまして、質問項目１の（４）につきましてお答えいたします。全国でゼロカーボン宣言をした都道府県は40、市区町村は392とのことですが、地元の埼玉県では、環境課での調べにおいて市で16、町で３となっております。したがいまして、国の取組方針の具体化の動向や、埼玉県内の各自治体のゼロカーボン宣言の内容や動向を見極め、適宜適切な時期に町として宣言ができればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　まず最初に、１なのですが、この一般質問を書く段階で、しっかりした英訳文ができていなくて、とてもきっちりした概略の文章を読んでいただいてありがとうございました。

見解という形で、この第６次評価報告書の内容は納得せざるを得ない点も多く、真摯に傾聴するに値するものと考えますということで、全くそうなのだと思うのですが、私が一番この夏に考えていたのは、2100年になったら多分このままでいたら、夏の最高気温40度になるということもあり得るだろうなって考えたのです。それで、この一般質問は、ぜひどうしてもやっていかなくてはいけないなと思っていたので、ありがとうございます。

それで、この２や３のところは後になってからということで、適宜適切なところでというふうな形なのですが、それについて適宜適切なものはこの後やっていくのですけれども、どうでしょうか、適宜適切なものとして、政策としてこういったものができていくというふうに考えてよろしいでしょうか。町長にです。

では、駄目だったら次に行ってからのほうがいいですか。

○森　一人議長　最後まで適宜適切に対してのを聞いてから、最後町長にというのが。

○12番（渋谷登美子議員）　もう一回でいいですか。

○森　一人議長　そのほうが通りがいいと思います。

○12番（渋谷登美子議員）　（２）に関しては、私は嵐山町でも、長野県と同じような政策をつくることは可能だなというふうに思っています。それで、この長野県の政策というのは、2011年からずっと温暖化対策のことをやっていて、そして2020年に条例化しているのです。嵐山町は、残念なことに2011年に条例制定したのです、ストップ温暖化条例。だけれども、それが全然、そのときに3.11があって、2011年の東日本大震災があって、それでそのまま、気にはなっていたのですけれども、全然関わっていったら、何か質問しても職員の方に対しても非常に申し訳ないみたいな、原発のことと放射能のことだけでいっぱいだったろうなと思って考えていました。

それで、ですけれども実際にやろうと思ったらやるのです。町は、県内の各市町村の計画の内容や動向を勘案し、今後も町の現状に合わせてやっていくということなのですけれども、私は、今回の温対法の改正があったわけですけれども、それを見ていたら、本当に嵐山町の実行計画も言葉的にはいいのだけれども、全然できていないのだなというのがよく分かったのです。

それで、今後も町の現状に合わせてというのは、どういうふうなことを意味するのか。これ長野県の場合は、ここまでに、ゼロカーボンに2050にしようと思ったら、嵐山町では、ここまでこれだけのことをやっていかなくてはいけないというふうな形で、2030年にはこのくらい、2040年にはこのくらい、2050年までにはこの程度の仕事をしようというふうな形のものがあるのですが、町の現状に合わせていって、町の現状もよく分からないのですけれども、地方公共団体の市町村というのは、これ長野県の市町村のことではなくて埼玉県の市町村のことを言って、その動向に合わせてということなのでしょうか。そのことを伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、お答えいたします。

こちらの市町村というのは、埼玉県内の市町村を念頭にお答えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　埼玉県内の市町村というのは、やっているところ所沢とかあるのですけれども、結構あるのかな、小川町もゼロカーボン宣言していますから、それなりのことをやっていくと思うのですが、各市町村ではなくて、私は嵐山町は積極的な政策をつくっていくべきだなと思っています。

それについては、まだ何もないからできないよという感じでしょうか、どうでしょう。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、お答えいたします。

今現在こちらの温暖化対策推進計画及び（４）のゼロカーボン宣言なども、埼玉県内、特にゼロカーボン宣言につきましては、市町村の町レベルではお隣の小川町さん、あと北部の美里町さん、それと東南部の松伏町さん、松伏町さんも、これは東南部の５市１町の共同宣言という形でなされているわけなのですけれども、まだまだ埼玉県もゼロカーボン宣言を行っていないという現状も鑑みて、これから都道府県レベルでは温暖化対策実行計画はございますけれども、その辺のまだ出されていない部分もございまして、各市町村も、これから対策計画をつくっているところも、例えば近隣で申しますと、小川町さんなどは環境基本計画などを改訂する時期に合わせてそういったものも考えたと、そういったことも情報収集しておりますので、そういった動向も見極めながら、嵐山町として国の方針、県の動向などに、どのような形で役割を果たしていけるかということをよくよく調査研究した上で、その辺を構築していきたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　環境省の出した「再エネの更なる導入に向けた環境省の取組方針」、７月６日のものなのですけれども、これ見ていますと、私は嵐山町では再生可能エネルギーとしては、太陽光発電とバイオマス発電ができるなというふうに思っているのです。それで、太陽光発電でいきますと、公共部門の率先的実行というのがあるのですけれども、その率先的実行の中の１つに、公共施設の屋根に2030年度までに50％太陽光発電をつける、2040年には100％にするというのがあって、嵐山これ

はできるなと思ったのは、少なくとも役場庁舎の屋根、健康増進センター、図書館、駅の通路、給食センター、なごみ、やすらぎというのは、それぞれ20年ぐらいは建設してから、役場庁舎が建ってから20年ですけれども、それでまだ40年ぐらい、最低でも50年ぐらいは使うと思うのです。そうすると、太陽光発電の耐久年度が20年からそのくらいなので、これは耐震というか、全体的な改築を見ながらそこのところの屋根に太陽光発電をつくるということはできるかなと思って、どの程度の重さに耐えれるような形なのかちょっと分からないのですけれども、それはできるなというふうな感じがあって、これは私は結構嵐山町はいけるなというふうに思っているのです。

その次に、ごめんなさい、これは私が勝手に言っているだけで質問にはならないかもしれないのですけれども、民間企業による自家消費の推進というのがあるのです。それもこの中にあるのです、太陽光発電の国のやり方の中に。それでは、民間企業による自家消費の推進というのを考えますと、今太陽光発電、すごく自然破壊されるので困っていますけれども、工業団地の造成に係る拡張、それによる事業者の屋根に太陽光発電、これはできるなと思っているのです。そして、それに関して言えば、企業誘致条例を新たに改正していければ、それは完全にできるというふうに思っているのです。既存の事業者への太陽光発電の推進も、これもできるなと思っているのです。これを環境省の言う形で、そういったものを企業誘致条例の中に一部取り入れて改正していけば、それも可能になるなと思っているのです。そして、それは後の話になりますけれども、企業誘致条例の改正とか、そういう形でできるのです。

今簡単にできることというのは、これ一つ一つお話しして申し訳ないのですけれども、非常用電源としてＥＶ車の、電気自動車をリースしていく。これから替えていくものに関しては電気自動車にして、非常用電源にしていくということができるなと思うのです。あと、一番環境課で困っていることもできるのです。一番と言ったらいけないのですけれども、鶏ふんによるバイオガスプラントというのができるのです。それは、循環型社会形成プラント交付金というのがあります。これは、私はすごくもしかしたら使えるのではないかなというふうに思っていて、それに関して言うと、今枯れ草や何かも一緒に燃していますけれども、生ごみも一緒に燃していますけれども、鶏ふんによるバイオガスプラントでは、それも一緒に入れることができるのです。人ふんも入れることができるかもしれないけれども、あと下水道の残った何というのですか、そういったものも一緒に、だから嵐山だったら下水道ではなくて、し尿処理セ

ンターにあるそういったものも、合併浄化槽の残りのものを入れることもできる、そういうことがあるのです。

運輸部門というのは、長野県では一番大切だというふうに書いてあるのですけれども、そういった形でできるし、ストップ温暖化条例では、住宅の新築や改築に関しては断熱材を入れるというのがあったと思うのです。断熱材ではなくて効果的なものにするというものがあったのです。そういうふうなことを考えていくと、全体的にまちづくりの在り方として、この国の環境省の方針を使った、もう一回産業の在り方とか、そういったものを見直すべき時期に来ていると思うのですが、いかがでしょうか、伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、お答えいたします。

まず、公共施設の屋根に国の環境省の取組方針の中の2030年までに50％、2050年までには全てという目標、取組方針でございますけれども、今現在ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングという制度もございまして、そちらの中に、通称ＺＥＢと言っているのですけれども、こちらのほうは年間の一次エネルギーの消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物を指すということで、主に事業者向けのビル、建物を中心にした３省連携事業の一環の、主に交付金、補助金をする事業でございますけれども、こちらの中ででも、その補助をするに当たっては、やはり一般住宅と違って、なかなかＺＥＢの建築物は特に個々の仕様が異なっているということで、システム導入について建築物ごとに判断されるために、公募により申請することとなり、補助金の申請は建築主やエスコ、シェアード・セイビングハウス事業者、リース事業者などが行うことになっていると、そのような制度の趣旨になっておりまして、なかなか公共物で屋根があることは全てということではなくて、各建築物の、議員さんも先ほど少しおっしゃいましたけれども、その形状とか荷重に耐えられるとか、それぞれ個々に違った部分が出てきますので、そういったところもよく判定をしないと、なかなか屋根があるからといって導入するというのは、ちょっと難しいかなと考えております。ですが、こういった国の制度があって、しかも今度公共施設に関しては環境省が取組方針を打ち出しておりますので、その点については、また重々調査研究をさせていただいて、今後町にどう生かせるかというのは、そのような調査研究を図っていきたいと考えて

おります。

バイオマス施設に関しましては、私も悪臭対策のことでいろいろ思いを巡らせているところがございまして、今現在もそういった家畜のふん尿に関してのバイオマスというのは、確かにやられているところもございます。ただ、そちらのほうは現在でいいますと、縦割り行政で申し訳ございませんけれども、環境省ではなく農林水産省のほうが主にそういった事業の補助、交付金制度を展開しているということで、なかなか今ちょっと嵐山町では推進するのが難しいというふうに私自身考えておったところでございました。しかしながら、議員さんこういった、これから新しい再生可能エネルギーを推進するという国の施策のご教授いただきましたので、こちらのほうも環境課としては重々調査研究を重ねまして、今後のこういった事業に生かしてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　公共施設の屋根というのは、いろんな形があると思うのですけれども、私はやっぱり先ほど町長がおっしゃったように、2100年まで最低で1.5度に抑えなくてはいけないというふうな状況に日本がというか、世界中がなっているときに、それを、これは難しいとか、そういった形で、どうせ達成してもできないような課題を、目的を持っていたって意味がないとか、そういうふうな判断というのは非常にまずいなと思っていまして、2100年になって、子どもたちというか、私たちはもちろん生きていないわけなのですけれども、40度Ｃとか実際にそういうふうな形になってきたときに、どのような生活を人類はしていくのだろうかというふうに思うのです。そうしたら、それなりに今、何というか変えていかなくてはいけない、それが残念なところに、本当は嵐山町では2011年にそれをやっていかなくてはいけなかったのに、やらなかった。だけれども、長野県はやっていったからそれなりにやれている。それなりのものが達成できているということなので、ここのところは私はすごく、今嵐山町が周りの市町村の動向を見ながらではなくて、ここのところで、こうやってやっていこうというふうな決意というのは、やっぱり必要だと思うのです。それをほかの市町村も見ているし、私は嵐山町の議会が2011年にストップ温暖化条例をつくったというのは、議会がつくったというのは初めてだったので、それはとても大切だったのに、いろいろその後のフォローをしていかなかったなというのがとても残念なので

すけれども、私が悪かったなと自分でも反省しているのですけれども、これはもう今やっていかないと、国のほうは改正基本温対法をつくったのが５月ですよね、温暖化対策法。そして、それに向けては、私は本当にこんなに違ってきているのだというくらい状況が、政府のほうはしっかり捉えている。だけれども、経済界が捉えていない。地方議会も、そういったことを捉えることが少ない。なかなか捉えられない。本当にどんなふうになっていくか、もうモンブランの雪が解けてしまったとか、そういうふうな報道がこの前されました。ええっとか思って見ていたのですけれども、だんだん、だんだん少なくなってきたというのだけれども、完全に地面が出てきたというふうな感じの報道が出ている中で、やっぱり一番大切なことは、今環境課の課長さんにあれすることではないのだと思うのですけれども、こういった政策をつくっていくということが大切だと思うのです。

それで、４に行きます。４のほうの再質問になるのですけれども、やっぱり市町村レベルで状況を見て、ゼロカーボン宣言をしていくというふうな形でお答えがありましたけれども、私はゼロカーボン宣言をしていくということが、この決意になると思うのです。ゼロカーボン宣言をしたからこそ、所沢やいろんなところで、新たな取組をしているということがあると思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、お答えいたします。

まず、私ども町としての役割を果たすと私は申し上げましたけれども、決して2030年の国の方針、2050年の国の方針を諦めたわけではございません。常にその辺の温暖化対策というのは、議員さんもおっしゃいましたとおり、将来の子どもたち、孫たちに住みやすい環境を残さなくてはいけないというのは我々世代の責任でもあると、その辺は重々承知、痛感をして日々の環境課の業務も行っております。

そういったことを踏まえまして、今現在埼玉県内のほう少し調べさせていただきましたけれども、まだ嵐山町の近隣では小川町さんがやっているのみで、ほかはまだ出ていないというのが実情でございます。小川町さんにつきましては、今年度環境基本計画を改定するという、そういった節目を迎えているということで、その辺の宣言を出されたようでございます。したがいまして、嵐山町も今後、次期の環境基本計画及び嵐山町のストップ温暖化推進計画を改定するような、そういった節目に合わせて、

よりカーボンニュートラルの施策を吟味しながら、そちらのほうは宣言させていただくのが一番いいものができるのではないかなと、そういう気持ちで答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　それでは、戻りまして町長のほうに。環境省の基本方針、施策の中には、人材派遣とか、それから研究、情報ノウハウ、資金の観点から国が積極的、継続的、包括的に支援するスキームを構築するとして、そういうふうなことが出ています。

私は、今回６月議会ですか、再生可能エネルギーに対しての意見書が嵐山町議会から国に上げて出されたことは、とても大きかったなと思っているのです。こういった形の援助というか、申請をして何かを求めたときに、ゼロカーボン宣言をしているとか、そしてこれからやりますよということとか、国に対して意見書を上げているということは、それに対しての支援を求めやすい、国のほうから申請が出てきて、それを得やすいような状況をつくってきた、そういうふうに思っているのです。これは、本当によかったなと思っているのですが、ぜひ、何というのかな、今の段階というか、年度内ぐらいに出せれば、それなりの令和４年度の補助金とかいろんなものがありますよね、環境省のいろいろな施策。それに手を挙げても、それを受け入れてもらいやすいのではないかなというふうに思っているのです。そのことが、特に人材を派遣していただくということは、とても大切ことであると思うのです。例えば先ほどもお話ししましたように、企業誘致条例を変えていくとか、そういったこととか、鶏ふんバイオマスなんかをやっていくときに、どういうふうなものがあるかとかいうような指導を得るためにも、ゼロカーボン宣言というのはやっておいたほうが、この時期を見てではなくて、そして一緒にやりますから支援をしてくださいというか、国からのノウハウをいただけませんかという形に持っていけるほうがいいかなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間孝光町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

まず、こういったものの議論の背景になるもの、これは地球全体の気候変動、この

地球規模の気候変動が人間社会に大変大きな影響を及ぼしていると、そういうことが言われてきたと。それと同時に、いろいろ調べてみると人間社会の在り方が、この地球規模の変化をもたらす原因にもなっているということが、自然科学的にも証明されつつあって、また今回の報告書を見ると、さらにそれが補強されているということであります。だから、そういった状況をこのまま放置しておくのであるならば、これから自治体を担う人たちに、持続可能な社会をしっかりと継承できるかどうか大変疑わしいということが、その自然科学的なことももちろんそうですけれども、我々一人一人、人間も動物ですから、何となくやっぱり一人一人も感じ始めているのではないかなというふうに私は思っております。だから、そういう背景を受ける中で、今年の４月ですか、菅総理のほうが2030年までに温室効果ガス46％削減、そういったことを受けて、先ほど渋谷議員のほうからも少しお話がありましたけれども、環境省のほうで再生可能エネルギー導入の加速化をする自治体に対しては特別な交付金を新設して、そして支援をしていこうと。そういう中で、電力消費に係る温室効果ガスを実質ゼロを目指していくのだと。また、国交省においても、脱炭素社会に対して2,000億の予算要求をしていると。そして、国のほうはやっぱりこういう形で動いているわけです。

先ほど経済界のほうは、ちょっと足踏みしているようなという発言もありましたけれども、私はそうではなくて、例えば自動車産業にしても、日本においては2030年までに全車を電動化すると、それからあとはＥＵだとか中国、これも2035年までにガソリン車の新車販売禁止、そしてアメリカでさえ2030年までに新車の50％は電動化するという方針を打ち出している。それから、あとは電力会社、東電なんかも、今高速道路に急速充電器というのでしょうか、あれを400口ぐらい設置しているのですけれども、25年までにそれを2.5倍の1,000口にしようと。それから、あとは金融機関、これも環境関連の投資に関して、三菱ＵＦＪなんかは大体35兆円、それから三井住友は30兆円、住友は25兆円、もうそういう目標を掲げて動き出している。これは、もう日本全国というよりも、世界中の流れかなというふうに私は思っております。

先ほどゼロ宣言のこともありましたけれども、今回出されたのは第１作業部会の報告書でありまして、随時今後、第２作業部会、第３作業部会等の報告書も出てきます。先ほど担当課長のほうから、国の動向、県の動向も踏まえてと。国のほうも大きな方針は出ましたけれども、なかなか細部に関してはまだ中途半端なところがございますので、ただ、もうこの議会において渋谷議員のほうから、嵐山町としての取組の具体

的な、先ほど太陽光のこと、ＥＶのこと、それから鶏ふんの扱いのこと、それからあと誘致条例のことですか、そういった具体的なこともお示しをしていただいておりますので、そういったことを総合的に勘案して、一日も早く嵐山町らしい、嵐山町にもできるしっかりとしたゼロカーボン宣言を実現するように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。

再開時間を３時55分といたします。

休　　憩　午後　３時４０分

再　　開　午後　３時５５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の再質問からになります。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　これ再質問しなくてももうよかったのだけれども。

○森　一人議長　次に移っていただいても結構ですので、お願いします。

○12番（渋谷登美子議員）　ヤングケアラーへの対応についてです。

埼玉県のヤングケアラー支援条例によると、実態調査では高校生などの約４％に当たる人がヤングケアラーであります。嵐山町では、高校生世代は450人であるため、18人のヤングケアラーがいることになります。実態調査では、ケアを始めたのは中学生のときが最も多く34.9％、小学４年生から６年生の頃が21.1％、高校生になってからは19.5％と、小中学生から家族のケアをしていることが分かってきました。嵐山町での実態把握を伺います。

２として、ヤングケアラーに対しての見守りや困ったときの相談体制ができているか伺います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

令和２年度に厚生労働省が実施した調査につきましては、本町は対象外であったため実施しておりません。また、それに代わる調査も現段階では実施していないため、

実数としての把握はできていない状況です。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。子どもと接する時間が長く、日々の変化に気がつきやすい学校の教職員は、ヤングケアラーを早期に発見しやすい立場にあると言えます。しかし、ヤングケアラーについては支援が必要であっても表面化しにくいという特徴があり、子ども自身や周囲の大人が世話を当たり前のことであると認識し、過度な負担により子どもの日常生活や学業等に影響が出ていることに気づかず、必要な支援につながらない場合があることを踏まえて対応する必要があります。

そこで、学校においては担任や養護等の教員、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等に相談しやすい環境づくりに努めております。また、24時間子どもＳＯＳダイヤル、文部科学省や子どもの人権110番、法務省等の相談窓口の案内や、「みんないつかは年をとる９ヤングケアラー編～共に支え合うくらし～」、埼玉県福祉部地域包括ケア課の配布等の啓発活動を行っております。

今後も学校の教職員は、ヤングケアラーを早期に発見しやすい立場であることを自覚し、学校を休みがち、忘れ物が多い、宿題ができない等の子どもたちの状況の背景に、家族の世話や介護がある場合には、スクールソーシャルワーカー等を通じて自治体が提供する福祉のサービスにつなぐ等、適切な支援につないでいく役割を果たすよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　嵐山の場合、高校がないのですけれども、ヤングケアラーの問題でいうと、まずヤングケアラーという言葉自体が皆さんの中に周知されていない。自分の状態というのは、こういう状態なのかというのが、ご本人が分かることが必要なので、ぜひ何らかの形で実態調査みたいなのを２年に１回とか３年に１回ぐらいやっていくと、それが子どもたちに、ああ、自分はこういう状況なのだということが分かるのではないかと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　お答えさせていただきます。

渋谷議員のおっしゃるとおりで、その関係で文科のほうは県を通じて、市町村にも

ヤングケアラーの実態を公表するように、また学校の先生方にも、こういう実態があるのだということを、令和元年、令和２年、結構前からそういう通知は来ておりますので、学校のほうには回しております。ですので、小学校、中学校の先生方は、このヤングケアラーについては、ある程度情報といいますか、知識のほうもある中で、先ほど１のお答えの中で、実態は把握していないというお答えをさせていただきましたが、ケースとしては、実際このヤングケアラーに当たるお子さんも嵐山町内にいらっしゃいます。

その辺は、教育委員会だけでなく、当然福祉のほうとも連携を取りながら、子どもだけの問題でなく家庭の問題でもありますので、そういった対応等を取らせていただいておりますけれども、高校生世代になりますと、ちょっと教育委員会のほうでは、どういう形でという形にならないのですけれども、小中学校、幼稚園につきましては、適切な国や県の調査に準ずるようなものが来た場合には当然やっていきたいと思いますし、また日常的にもそういった環境にある子どもたちがいるかどうかというのは、絶えず注視していきたいというふうに考えております。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　ヤングケアラーで一番世話をする人というのは、お母さんみたいなのです。その次におばあちゃんという形があって、お母さんというのは、やっぱり子どもにとってはすごく大変なことなのだろうなと思うのですが、その場合、今ごめんなさい、福祉課が来ていないから分からないのですけれども、ヘルパーさんとか、そういった形のものを出すだけの、家庭の中にそういうふうな余裕がない場合が多いです。そういったことに対しての、スクールソーシャルワーカーが今嵐山町に入っているのだとしたら、そういうふうな形の連携が取れると思うのですが、その点はいかがなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　細かい福祉のことについては、ちょっと私も専門ではないのであれなのですが、先ほども答弁させていただいたようなケースの場合は、当然ケース会議という形で、病院も含めて子どもたちに関わるということで教育委員会、福祉分野のそれぞれの立場の方々が集まった中で、この家庭に対してはどういう支援が必要か必要でないかとか、実際に介護が必要になる方にはどういう形を取っていく

のか、また子どもに対しては、学校、教育委員会としてどういう支えをしていくのかということを、連携を取りながらケース会議等を行って、実際その家庭に対応しているというのが実情でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　多分それは、嵐山町、義務教育段階でもちろん教育委員会終わるので、その後の継続的なものというのはあるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長　お答え申し上げます。

今局長お答えしましたように、小学校、中学校については、ある程度教育委員会でも把握して、実際に福祉までつなげているケースもございます。ただ、高校生以上になりますと教育委員会の管轄エリアではなくなってくるので、その保護者が、小中学生がいるとかということであればつながっていく可能性もあるのですけれども、県のほうで今度、６月議会でヤングケアラーのハンドブックを作成するという教育長答弁ありましたので、そのハンドブックが下りてきましたら、その辺のところについては、高校生も含めてどんなふうに対応するのか、指導方法も含めて教員の対応について指示を、そういうハンドブックを作成していただけるということですので、またそれらを見ながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私、ヤングケアラーの問題を出そう、一般質問しようと思ったのは、大津市の17歳の男の子というか少年が、小学校１年生の妹を虐待死というの、虐殺、何というのですかね、傷害致死にしてしまったという問題がありました。それで、こんなことは実際にあってはならないだろうなと、ヤングケアラーだなと思って考えたのですけれども、こういうふうなこと、この加害者になるような男の子たち、少年みたいな子ども、嵐山町にはいないとも限らないという子たちで、逆に言えば、そういった子どもの居場所というのはある、居場所とか、それから実際にケース会議ではなくて、その人たち、その少年とか、そういうふうな立場の人が、自分のことを話せるような場というのが必要なのだと思うのですが、それもハンドブック待ちになりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長　お答え申し上げます。

その相談できる体制づくりということになりますと、学校では当然、先ほどから話が出ていましたさわやか相談員やスクールソーシャルワーカー、そういうところで情報を、子どもたちの気持ちを受け止める場所ということで考えておりますけれども、それより大きくなった年代、あるいはその兄弟云々ということにつきましても、学校以外でも、果たして社会教育の分野でそういう相談窓口ができるかどうか、その辺についても、確かに県のハンドブックの指導マニュアル等を参考にしながら、できるものは対応していきたいというふうに現時点では考えております。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　これ以上は無理かなと思うので、次に行きます。

３番目のコロナ感染症の福祉的対応について伺います。

（１）として、東松山保健所管内の自宅でコロナ感染症の療養をしている人の人数の把握は。

（２）として、自宅でコロナ感染症の療養をしている人への配食サービスは、どの程度利用があるか。

（３）として、コロナ感染症濃厚接触者は、保健所管内、町内でどの程度か。

（４）として、現在自宅療養者の場合は、限定的ではあるが、食品などの支援品が届くが、濃厚接触者は２週間外出ができない。買い置きも３日間ぐらいであり、生活に支障が出てきているが把握は。

（５）として、コロナ感染症及び濃厚接触者については、市町村に情報提供されないため、どのように支援するか市町村で難しい。保健所も感染症への対応で限界であり、特に濃厚接触者については、市町村と保健所の連携が必要なときに来ていると考える。また、現状では支援を求める人にだけでも支援窓口を設置し対応するのが、保健所の負担も少なくやりやすいと考える。どのように考えるかということです。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　質問項目３の（１）についてお答えします。

埼玉県の自宅療養者数につきましては、８月30日現在で１万104人となっております。東松山保健所管内の自宅療養者数につきましては、公表されておりません。

質問項目３の（２）についてお答えします。配食サービスの利用につきましては、埼玉県が実施しております制度を町も周知しているところでございます。利用状況については公表されておりません。

質問項目３の（３）についてお答えします。保健所管内と町内の濃厚接触者の人数につきまして保健所に確認したところ、不明との回答でした。

質問項目３の（４）についてお答えします。濃厚接触者の生活状況につきまして、濃厚接触者の把握が困難なことから、生活状況の把握はできないのが現状です。なお、濃厚接触者の外出につきまして保健所に確認したところ、生活に必要な買物等、やむを得ない外出はマスクを着用し、混雑している場所や時間を避けて行動していただいているとのことです。

質問項目３の（５）についてお答えします。濃厚接触者の支援につきまして、家族等から相談に応じて検討、対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　こういうお答えになるのは分かっているのですけれども、ちょっと状況が、これ全体的になっていくのですけれども、もう保健所が手いっぱいだから何にも出てこないという形になっているわけですけれども、私も青柳議員がおっしゃったように、私はこれは災害であるというふうに考えているのです。パンデミックの災害というふうに考えています。

そうすると、今県内で、県の東松山保健所でできないということは、災害に関しては災害協定を結んで、それで市町村から県に、東松山保健所に職員を１人派遣するということは可能ではないかなと思うのですけれども、そういった形の話合いをする場もないということ、時間もないということなのでしょうか。伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　保健所と町のほうは協定を結んでおりまして、必要があれば町の職員を派遣するというふうになっております。しかし、保健所のほうは感染者の状況を把握する機関として、保健所だけで確認しているのでなく、自宅療養者支

援センターという委託会社というか、委託をしまして、そちらのほうで健康観察のほうを行っているというふうに伺っております。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私が聞いたのは、パルスオキシメーター、これを濃厚接触者には３日後に送ってきていて、それから後何にもないという形で、それで食料も、食品も申し込んだら３日、４日ぐらいに１回ぽこんと来て、それから何にもない、そういうふうな状況なので、支援センターというのはどこに委託しているのか。そして、その支援センターがきっちり管理できているのかどうか伺いたいのですけれども、皆さんのところにそういった連絡をしてこないから、死者が出たりするわけです。そういったものを保健所自体が知らないということがあるのかなと思うのですけれども、どうなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　保健所の県の委託先については、市町村のほうでは把握しておりません。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　今現在嵐山町では、自宅で亡くなったとかいう方がいらっしゃらないから、大ごとになっていないと思うのです。東松山保健所内では大分前に１件あったと思うのですけれども、それは、だけれども支援センターが何をしているかというのが全然分からなくて、支援センターに東松山保健所が委託して、市町村がそれをどこに委託しているか分からないというのは、ちょっと問題かなと思うのですけれども、そういったことも保健所からは知らされてこないということなのですか、どこに委託しているか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　委託先については、どこどこにということは報告は受けておりません。

なお、そこの支援センターでの仕事ですが、自宅療養している感染者の健康観察を毎日行っているということは伺っております。自宅療養の中でも、その中で重度の方

については、保健所の職員のほうが電話等で確認しているということも伺っております。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　とすると、保健所の役割は重度の方を確認する。だけれども、支援センターのほうは中度の方のことを確認していくということだけで、あと様々なことというのですか、実際に食べるものに困っているのではないかとか、日用品に困っているのではないかということは、多分支援センターのほうがやっていくのだと思うのですけれども、その支援センターがどこにあって、どのような状況でということを市町村に知らせていないというのが、市町村が知ろうとしないから示されていないのか、これすごく情報公開の問題で問題があると思うのですが、知ろうとしたことがないか伺います。

支援センターが、どこの支援センターを委託しているのか、嵐山町はそれを教えてくださいというふうに言ったことがないのか。言ったことがないから教えてくれない、何にもしていないから知らされていないのか、伺うのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　健康いきいき課のほうからは、どこに委託してるかということは聞いておりません。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　今いろいろなところで問題になってますよね、非常に間に合わないと。保健所が手いっぱいだというふうに言われているけれども、そういったことがなぜ起きているかということが分析されていないし、ただ大変だ大変だ、コロナが大変だというふうな形でやっていくだけではなくって、どこに問題があって、人がどんなことを求めているのかということが、忙しいから、保健所が大変だからという形で、こんな質問にしてみたのですけれども、では何が問題で、どういうふうに対応していけばいいのかということが分からないという状況なのですか、伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　青柳議員さんのときの質問にもお答えしましたが、困っ

ている人がいたら、保健所のほうで対応できないときは、町のほうに相談するようにということを強く申し上げてあります。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　保健所のほうは、重度の方を見ているわけです。それで、重度の方に１日に３回ぐらいですか、新聞報道によると、そうして連絡をしてくると。連絡があって、それで非常に重症だというふうな形になったら、医療機関に入れるというふうな形に書いてあって、それでコロナ関係の重症のベッドというのが、もうほとんど80％以上満杯で、たらい回しにされて亡くなったという方もいらっしゃるということです。

市町村とその支援センター、支援センターは中度の方を見ているのに、中度の方のことの状況が分からなくって、町が分からなくって、そして重度の方だけを保健センターが見ていて、この中度の方が急激に悪くなったら、保健所の人が知る機会がなくって、病院に回っていくというのに随分時間がかかるのですけれども、そういった保健所と市町村との、支援センターと市町村との連絡関係というのが、特に嵐山町は町村だから小さいからなのかもしれないのですけれども、できていないからこういうふうな状況に陥ってるのかなと思うのですけれども、何かパンデミックは災害だなというふうに思っているのですけれども、それを考えないで、ただ単に感染症で重症の方はという形でやっているのだと、これもう一回保健所の在り方とか、そういったものを考え直してみる必要があると思うのですが、いかがでしょうか、町長。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

渋谷議員の歯がゆい気持ちというのは、大変私もよく分かります。ただ、それ以上に、担当課はもっと歯がゆい思いをしてるのではないかなというふうに私は思っております。今までワクチン接種も、国の方法が一転、二転、三転、四転、五転と、せっかく準備したら、また変更、また変更と、それで国のほうがある程度になると、今度は急にこれやれと、本当に二転三転、もう担当課はてんてこ舞いという言葉では表現できないぐらいに、いろんな形で今まで一生懸命やってきたのです。

そして、ワクチン接種に関しては、高齢者の方々、嵐山の方々は、本当に意識が高

くて、あっという間にそういったワクチン接種も進んでいくというような中、それでまた新たに今度は若い人たちに、感染が今進みつつあるということの中で、こういった問題が出てきている。そして、これも担当のほうから再三申し上げるとおり、我々が把握をしていて、そしてその人に対して何もしていないのであるならば、そのお怒りは甘んじてお受けしますけれども、我々も何の情報もないのです。そして、教えてくださいと例えば仮に聞いたとしても、はい、こうですよと、そんな単純な形で教えるというようなことにはならないのです、現実は。

ですから、やっぱりその辺のところも十分にご理解をいただいて、そしてやれることは一生懸命やっていくということで今担当課も挙げて取り組んでいますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　担当課がすごく苦心していらっしゃるということは分かるのです。でも、支援センターがどういうところに委託されているかとか、そういった基本的なことが市町村に分からなくって、それでもし手伝ってあげようと思って派遣して、こういった支援センターの人たちができないのならば、市町村の職員がそれを代わりに、具合はいかがですかという連絡をするということぐらいはできるはずなのだけれども、それができないということは、これは嵐山町の議会では、もう全然やってもしようがなくって、県議会とかそういうふうなところに、県の方にお願いしてやっていかざるを得ないというと、そうすると今９月議会が始まってるのですかね、10月議会。そういうふうな形になっていくというのは、ちょっと問題かなと思っていまして、私は、全然担当課の人はよくやってくださっていると思うのです。だけれども、そこのところの市町村のギャップと、感染した人、それから濃厚接触者の人の対応、それをもう少し丁寧にやっていくためには、どうしていかなくてはいけないかということで、これはちょっと考え方を改めなくてはいけないかなと思うのですけれども、ここのところで、どんどん、どんどんこれ収まればいいのですけれども、収まらないこともあるとなると、この次どうしていくかということを、改めて再度県と町とで構築していかなくてはいけないし、大体支援センターのところに、職員ってどんな人がいるのか分からないではないですか、これ聞いていて。えっとか思って聞いていて、看護師さんとか保健師さんみたいな人ではなくて、普通のパートの人か何かがいかが

ですかとか、そんな形で電話しているのかなって、話を聞いているとそう思いますし、そういうふうな状況だと、ちょっとまずいかなと思うのです。

各都道府県もそういうふうな状況に、これはなっているということなのかなと今考えたのですけれども、埼玉県と、特に東松山の保健所の所長さんがどんな方か分からないのですけれども、そういった連携を取って、市町村にできることはやっていきますよという形があっていいのかなと思うのです。それはいかがでしょうか。全然できない、どうなのだろう。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　保健所のほうから町のほうに情報がいただければ、町のほうでできる範囲では対応したいというふうに考えております。

もう一度戻りますが、自宅療養している方の健康観察ですが、基本的に自宅療養している方は軽症の方です。川口議員さんの質問のときに、中等症の１の方も自宅療養はしていますよというお話をしたかと思いますが、保健所で確認をしているのは、自宅療養の中でも中等症の方はちょっと重いということで、ここの部分の方を電話等で聞いているということで、重症の方はもう入院していますので、自宅療養している中でも重たい方についてということですので、ご理解いただきたいと思います。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私が気になっていますのは、新聞報道などによると、自宅療養している方が急に具合が悪くなって、たらい回しにされて亡くなってしまったということが報道されています。それは、やっぱり人災になってくるので、そこのところを防ぐためには、もう少し緊密な連絡があったほうがいいのかなと思うのですけれども、それについては、だから健康いきいき課の姿勢というのはすごくよく分かるのです。もうやれることは何でもやりますよということは分かるのだけれども、それに対して情報が来ていないので、やっぱり温度差があるというか、保健所とかそういった県のほうが忙しくって何にもできていないのか。今日の報道ですか、ヤフーニュースか何かで、新たに重症患者の場所をつくったとかいうふうな形は出ていました。だから、そっちのほうで手いっぱいで、こういった軽度の方とかのところまでいっていないのか、ここの連携をつくっていくのは、やっぱりこれ政治レベルの話だと思うのです。職員の方の行政レベルの話ではなくて、そこのところをどうしていくかという

ことを構築していかなくてはいけないと思うのですが、いかがですか、町長。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

ご指摘は、よく私も理解できると思います。しかし、今まで例えば昨年の10万円を給付いたしました。あのプロセスの中でも、一見何でこんなことがというようなことが幾つもあったと思うのです。だから、もしその点をしっかりと解明をする、ただしていくということになるならば、これ相当な労力とエネルギーと時間、これができる。また、一町としてできるかどうか、私はとっても疑わしいかなと思います。

先ほど支援センターのどういうところにというところで、まだ担当課も聞いていないということなので、それは確認はすることはできるかなと思います。ただ、教えてもらえない可能性もありますので、それ教えてもらえないからといって、では今度こうだああだというところに時間と労力を割くということは、今の判断としては適切ではないかなというふうに私は思います。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　狭山市が、ほかの近隣の市と併せて、市独自のお金を使って感染症に対しての必要なもの、日常品なんかを配るというふうな形の窓口をつくってやっていくということをしました。それが報道されています。東松山の保健所管内では、そういったことはできないのですか。私は、申し訳ないのだけれども、すごく一生懸命やっていただいているのだけれども、日常品をお配りしますよというの、やっぱり回覧板では無理だろうとか思って、実際におっしゃっていましたけれども、回覧板だったら、外に出れない人は見れないし、持っていけないよというふうに思ったのです。そうふうなこともあって、一度東松山保健所管内の、それも非常に忙しいかもしれないけれども、市町村レベルで話合いをしていくということは、こういうふうな問題についてどう対応していくか話し合って、市町村でできることはこういうことがあるから、これについては情報を下さいという形で、東松山保健所と話し合っていくということが必要なのではないかと思うのですが、いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　毎月１回、比企の医師会及び市町村と保健所が中心で、ワクチン接種の件等について打合せをしてます。そのところにおいて、次回が来週の多分金曜日になるかと思うのですけれども、保健所の状況を聞いて、市町村でできるものは市町村に落とすようにということで提言したいというふうに思っております。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　嵐山町で、今のところ困ったことに対しての応援のメッセージというのかな、ということはないというふうなお話でしたけれども、私はもっと嵐山町の、例えば町民体育祭でしたか、そういうふうな205万円なんか全然使っていないですよね、予算を。コロナでなくなった行事の予算があるわけだから、そういったものを使って、もう少し支援の体制というのかな、日常品なんかも、県のものではなくて嵐山町独自のものというのをつくっていくと、割と手を挙げやすいのかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　支援が必要な人から連絡があった場合は、検討してまいりたいというふうに考えております。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　支援の必要な人から連絡がというのは、県の保健所にしか行かないわけですよね、今のところ。それで、あった人にはというふうな形で言っていても、本当にそれが来るかどうかというのは難しいです。本当に必要としていないのかもしれない、こちらの危惧しているだけの問題なのかもしれないのですけれども、実際に濃厚接触者になった人は、何にもなかったよというふうな感じで言われているので、そこのところはもうちょっとやってもいいのかなと思うのですが、いかがでしょう。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　この後の質問にもありましたが、濃厚接触者については外出の自粛という形になっております。マスクをして、短時間で、お店がすいている時間に買物というのは、保健所のほうも認めておりますので、一番問題なのは全員が

かかってしまって、家で療養している方かと思います。誰かが濃厚接触者で、面倒が見れる方がいる場合は、そこのお宅は短時間で買物ができますので、問題ないかと思うのですけれども、全員が外出できない、陽性者になった場合ということが一番問題だと思いますので、そこに対しては何度も申していますけれども、保健所のほうにお話をしてあります。保健所のほうで対応できないときは、役場のほうに電話を回していただければ、できる限りの対応をしますということを言っていますので、あとはご本人さんが多分、例えば私が感染した場合どうするかなとまず考えると、家の家族全員が感染した場合、まず頼れるのが近くの親族、または友達かと思います。こういう方がいないときは、最後は役場に電話をしてくるかと思います。そのときは、その人たちの気持ちになって、できる限りのことは対応したいというふうに考えております。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私、今後のこともあると思うのです。これ１回で終わる、パンデミック、感染症、これもっと続くかもしれないし、そうすると災害としての対応を今は考えていないわけですけれども、感染症という形で。そこをもうちょっと体系的に考えるような、防災計画なんかでも、そういったものも入れてもいいのかなと思うのですけれども、その点はいかがなのでしょうか。それは、特に広域的な対応が必要な今の状況、埼玉県、それから医療機関との関係、そういったことも含めて、感染症も防災対策の中の一つとして入れてみてはいかがですか。誰が答えるか。

○森　一人議長　町長でよろしいでしょうか。

○12番（渋谷登美子議員）　答えられないものね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　今ご指摘いただいた点は、検討をしていきたいと思いますけれども、ただ、再三再四申し上げておりますけれども、我々もその対象者が分かっているのであれば、やりますよという気持ちは持っているのです。いろんなケースがあっていって、それで電話して、それで何が欲しいのですかと、それ言われたものを買っていこうかと。いや、でもこういうふうにパックしてやったほうがいいのではない、そんな議論もして、ではお金はどうするとか、こういうふうにこうしようと、そういうところまでやっているのですが、何といっても対象者が見えないのです。

そして、もっと複雑なのは、感染している人自身が、そういうことを望まないとい

うケースも。やっぱり知られたくないというのもあるし、あるいは役場なんかに別に電話しなくたって、今電話一本で飲みたいもの、食べたいもの、必要なものも全部宅配でできますからと、やっぱりそういう方も中にはおられるかなというふうに思いますので、本当に言われることはよく分かります。よく分かるのですが、我々も、やっぱりその対象となる人、その情報が全く開示されないものですから、それで先日の全協のときもお話をさせていただきました。７月ぐらいまでは、感染者は男性ですよ、女性ですよ、20代ですよ、50代ですよ、そして濃厚接触者が何人かいますよ、それは日本人ですよ、外国人ですよ、そういうような情報がいただけていたのです。でも、８月になってからはそれすらもない。はい、５人です。はい、１人です。これだけですから。これ全く我々も手の打ちようがないと。

それで、そういう中で青柳議員のほうから防災無線でと、本当に対象が分かりませんから、不特定多数の人にお願いをして、それでそこから気づいてもらってやると。だから、ホームページだとか、あるいは回覧を回したり、そういうことはもう既にやっているのです。それでも届かない場合があるかもしれない。だから、そこのところでどうしようかという中で、そういったことも検討させていただく。そういうような状況でありますので、ぜひそういったことも含めてご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　すみません、そういうことではなくて、災害としてこういうふうな感染症が起きたときに、どういうふうにつくっていくかというのを広域的に、対策としてある程度のマニュアルみたいなのを埼玉県とか、今回初めてなので、インフルエンザのほうはあったような気がするのですけれども、そういったマニュアル的なものがないと難しいので、防災計画とか、そういったものにある程度つくっていくというふうな、システム的に。今だったら県の保健所、それから医療機関、そういったものとつくっていくということを政策として考えていったらいかがですかということなのですけれども、それは難しいのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

それは、今の対策ということではなくて、中長期的なことを踏まえて、今後のこと

があるから、そういったことを広域で議論していくのはどうかということでありますよね。そういうことは、機会を見て提案するということは、可能かなというふうに思います。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時３６分）

令和３年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

９月３日（金）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第８番議員　　長　島　邦　夫　議員

第４番議員　　藤　野　和　美　議員

○出席議員（１２名）

１番　小　林　　智　議員	２番　山　田　良　秋　議員
３番　狄　守　勝　義　議員	４番　藤　野　和　美　議員
６番　大　野　敏　行　議員	７番　畠　山　美　幸　議員
８番　長　島　邦　夫　議員	９番　青　柳　賢　治　議員
１０番　川　口　浩　史　議員	１１番　松　本　美　子　議員
１２番　渋　谷　登美子　議員	１３番　森　　一　人　議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅　原　浩　行
書　　記	安　在　洋　子

○説明のための出席者

佐久間　孝　光	町　　長
髙　橋　兼　次	副　町　長
福　嶋　啓　太	技　　監
青　木　　務	参事兼総務課長
馬　橋　　透	地域支援課長
高　橋　喜代美	町民課長
前　田　宗　利	福祉課長
萩　原　政　則	健康いきいき課長
近　藤　久　代	長寿生きがい課長
杉　田　哲　男	農政課長
奥　田　定　男	教　育　長
村　上　伸　二	教育委員会事務局長
杉　田　哲　男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和３年第３回嵐山町議会定例会第８日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、９月14日に審議を予定しております認定第１号　令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第６号　令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件までの決算６議案につきまして、討論する議員は９月10日の午後５時までに私宛てに届け出てください。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

また、ここで、昨日渋谷議員の一般質問でもございました東松山保健所からの委託先につきまして、町のほうより報告を求められておりますので、この際、これを許可いたしたいと思います。

萩原健康いきいき課長、どうぞ。

○萩原政則健康いきいき課長　昨日の渋谷議員さんの一般質問中、自宅療養者支援センターの県の委託先についてですが、昨日保健所に確認したところ、公表していないとの回答でしたので、報告いたします。

◎一般質問

○森　一人議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　長　島　邦　夫　議　員

○森　一人議長　本日、最初の一般質問は、受付番号９番、議席番号８番、長島邦夫議員。

質問事項１の農地の活用についてです。どうぞ。

○８番（長島邦夫議員）　議長から指名をいただきました長島邦夫です。一般質問を行いたいと思います。

今回は、大項目で２問であります。よろしく答弁のほどお願いいたします。

最初に、農地の活用について質問いたします。農地の活用の現況は、担い手不足、収益面等と思われるが、未耕作地が点在しております。一部有機農業、土地改良事業等により有効活用はされておりますが、さらなる活用には国、県、町の支援が欠かせないと思っております。

（１）番としまして、千年の苑、ラベンダー園は、土地改良された優良農地であったが、農地バンク（農地中間管理機構）の協力により新たな姿に生まれ変わった。農地バンク活用の成果と思っています。ほか、町内の利用状況についてお伺いをいたします。

この農地バンク制度は、節目とされる契約期間がありまして、10年が終了する都度、返還か再度貸付けか決めることができると地権者は認識していますが、いまだ10年を迎えたところはないわけでありまして、見通しについてお伺いをいたします。

（２）番目としまして、優良農地とされる土地改良された農地であっても、未耕作地が見受けられます。地権者自身で耕作ができなければ、営農集団及び認定農業者等に耕作依頼を願うが、依頼先でも作業者の不足、担い手力から、増える耕作依頼に応じ切れない状況とも聞いています。営農集団の在り方、支援についてお伺いいたします。

（３）番目としまして、一度耕作放棄されると、再度農地として活用される展望は少なく、特に農用地区域外の農地は町全体に点在しており、重要な課題だというふうに思っております。既に農業委員会調査結果もあると思われ、町としては農用地前提で推進するのか、地権者と農用地以外の用途についても協議される場があるのか、されるのか、国土の有効利用として取り組むべきと考えるが、対応をお伺いいたします。

以上です。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）、（３）の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えさせていただきます。農地中間管理事業は、埼玉県農林公社が農地中間管理機構となり、市町村やＪＡと連携しながら事業の推進を行っております。当町におきましては、この事業を活用した農地の利用集積を平成27年度より実施し、27年度に志賀、広野、勝田、杉山地内において25.5ヘクタールのエリアの集積を図りました。また、平成28年度は鎌形地内の9.9ヘクタールのエリアを実施しております。この事業は、地域内に分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化することにより農業経営の効率化と規模の拡大が図られ、農業者の経営安定にもつながります。契約期間（10年）が終了前に、貸し手、受け手となる地域の担い手の状況、双方の意向を考慮しながら契約の更新がなされます。

続きまして、質問項目（２）につきましてお答えさせていただきます。集落営農は各種の集団や社会生活の基礎的な単位において形成され、農業生産過程において共同化、統一化がなされる営農組織として、その地域の農家が担い手となり、その地域の農地を耕作するための機械や作業の共同化を行い、作業の効率化と経費の削減を図るためには有効な組織だと思われます。営農組織を形成し、その組織を法人化した場合や、農作業の共同化や農地の利用集積等の促進により、生産性の向上、効率化を図るための共同利用機械等の導入をする場合には、国より事業費の一部の補助を受けることができます。

続きまして、質問項目（３）につきましてお答えさせていただきます。農業振興地域制度は、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、必要な施策を推進するために定めております。農用地区域は、町の農業振興地域整備計画において、長期にわたり総合的に農業振興を図るべき土地の区域として定めており、農用地区域として利用すべき土地は集団的農地約10ヘクタール以上、農業生産基盤整備事業区域、土地改良施設用地、農業施設用地等が挙げられ、国の農業施策の基盤として位置づけられております。農用地区域外の農地を所有者の意向により農地以外に利用することについては、農地法による転用手続が必要となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

今ご答弁をいただいて、中間管理機構、非常に重要な役目だなというふうに改めて

思っているところです。年々耕作放棄地が増えているような気がしてなりません。現状は今お聞きをしましたのですが、新たな要望の地域、区域があるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

農地中間管理事業を行って、土地の利用集積を図るというふうなご希望の箇所につきましては、今のところこちらとして把握している状況ではございません。やはり道路、水路等で一定の区画が対象区域となりますので、それらの担い手さん、土地の所有者さんが総合的にまとまって初めてその事業が取り入れられるというふうに認識してございます。

以上です。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　今のところはないと。今実施しているところ、農地バンク、そこの推移を見守っていくのだというふうなことでございます。中間管理機構を利用している人は、よく分かっているのです。ああ、10年来ると自分もそこのところで意思表示をしなくてはならないのだなと、貸し付けておけば気が楽だけれども、10年、10年で自分の所有から外れる場合、相続等によって変わっていくとどうなるのかなというふうに本当に心配している。貸していても、農地バンクに出していても、心配な人が多くいるような感じでございます。だから、町としては、ここに書かれているとおり、いろいろな考慮をしながら、双方の意向を考慮しながら、契約の更新をなされますということですけれども、なされますということはそのような方向で進んでいくということでよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えをさせていただきます。

農地中間管理機構、先ほど答弁の中でお答えさせていただきましたけれども、ある一定の区画のエリアを農地中間管理機構がお借りをして、その地域の担い手であったり、認定農業者であったり、そういった方々に利用集積をして、配分計画というのを町がつくりまして、希望するエリアの区画を貸し、また再度担い手さんのほうに貸し

出すというふうな制度になってございます。当然満了を迎える時期に当たりましては、所有者の意向、またその地域の座談会を行いまして、担い手さんのほうの意向を、規模拡大をしたいのか、縮小するのか、それによっての配分面積をどうしたいのか、そういったものを調整を図って、計画として町が定めまして、担い手さんのほうに貸出しを行うというふうなところでございますので、ある一定の時期になりましたらそういった座談会を設けさせていただいて、意向の収集を図るという形になると思います。

以上です。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　私が思っていたのは、いわゆる自分で一度は貸出ししました、依頼をしました、ですから10年後にそのところの考えによってお願いをしますと言えば、無条件で受け付けてくれると、そのように思っているというふうに思います。細かいことは別として。基本的にはそういうことだというふうに思っていたのですが、そうではない場合もあり得るわけだ。相手方があるわけですから、相手方のほうでそこの規模の縮小だとか何かを考える、そういう要素というのもあるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

当然今度借り手と受け手の状況もございます。そういった中で、全てがそのエリアの中で貸出しができるかどうかという問題につきましては、これはニーズの問題がございますので、その筆とその土地の状況によりまして、当然借り手のほうの意向も反映をさせていただきますので、全てにおいて借受けができるかというところにつきましては、その状況下によるかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　貸している方に、いわゆる中間管理にお願いしている方、受け手の方は別として、受け手の方は自分でやっているわけですから状況も分かっているわけですけれども、そこに依頼している方は、現在の状況というのは、それはいつも見ていれば、どんなふうな作付をして、何をやっているなというのは分かるかなと思うのですが、その中間的な報告だとかそういうこともなさっているのですか。それは、町のほうからということではなくて、受けたほうの方がこういう状況ですよとい

うのを、その報告はなさっているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

貸し手につきましては、小作料を農地中間管理機構から一括してお支払いをするというふうな状況になりますので、利用状況につきましては自己地でございますので、散歩であったり、そういった通った状況の中で、ああ、こういうふうな作付をしているのだということで見ていただけるかなというふうに考えてございます。

町といたしましては、担い手さんのほうに貸している状況につきまして、担い手のほうから利用状況調査というのを１年に１回まとめさせていただきますので、その利用状況のほうを農地中間管理機構のほうに報告をさせていただいているというふうな状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　安心しました。そういう状況で報告というか、報告ですよね、利用状況は報告していますよということであるのであれば、次に何か貸出ししたいというふうなときには、その10年後になったときには、自分の意思もはっきりしてくるのではないかなというふうに思いますので、いいことだなというか、よかったなというふうに思っています。こういうあれがないと、その後のスムーズな更新にもつながらないし、10年というのは短いですよ、耕作している間で。自分で、生涯でそこのところに携わる時間というのは、30年か40年ぐらいは農業をやる場合があるわけですから、その中のたったの10年のことなので、その方の考えも変わってくるかなというふうに思うので、やっぱりスムーズな更新をしていただかないとうまくないかなというふうに思いますので、ぜひ今後ともその整備を図っていただければというふうに思います。

それでは、次の（２）番に移りたいと思います。

○森　一人議長　どうぞ。

○８番（長島邦夫議員）　今説明をいただきました。営農集団の在り方をお尋ねしたわけなのですけれども、営農集団、いわゆる今地域にとっては、認定農業者もそうですけれども、大変ありがたいというか、期間を区切って貸している人もいるでしょうけ

れども、非常に助かっているのではないかなというふうに思います。よく作付の時期、次の年度の田んぼ等であれば、田植えが始まる頃、その前になると、うちもどうしても作れなくなってしまって、誰々さんに頼みたいのだけれどもというふうに言っても、もううちも手いっぱいで、とてもではないけれども、新たには受けられないのだと。その方は必死になっていろんな方を探すのですけれども、自分でここまではやるから、ぜひ耕作、作付して、刈り取りぐらいまではやってくれよと、大分妥協しながら、何とかその農地を維持しなくてはならないというのが現状だというふうに思います。その関係からこの質問をしているわけなのですけれども、話に聞きますと、南部のほうの営農集団においてもそういう状況であるし、北部のほうの営農集団においてもなかなか厳しいと。返したいと言われている、返された人もいると、そういうふうな話も、この議会の中でも話が聞こえてきます。

やはりこれから農地を守っていくには、なんでかんでこの組織を立派なものにしていかないといけないのではないかなというふうに思います。少し外れますと、鳩山のほうなんか行くと、新しい農機具の倉庫ができて、何々センターだとか書かれていまして、ああ、これは新たな営農集団がここにできたのだな、それとも新しく建て替えたのかななんて思いながら通ることがございます。嵐山町においても、営農集団においても、認定農業者についても、受けられないということは新たな労働力の確保ができない。収益面はまあまあなのでしょうけれども、担ってくれる人がいなければどうにもならない。それで初期投資も要る。その担ってくれる方がいないというのは、やっぱり労働面だとか、保険の関係だとか、安定収入がそこに得られるかどうか心配だとか、個々で町のほうから農業補助をいただいて新たに始める人もいるわけです。ですから、ちょっとそこのところのあれが違うのだなというふうに最近感じてなりません。

ですから、町の営農集団にかける力というのが不足しているのでないかなというふうに思うのです。ですから、どうしても支援がなければできないのだよというふうなことになるのだと思うのです。それは、支援は人的なものもあるだろうし、金銭的なものも当然あるかなというふうに思います。ですから、そこのバランスをその営農集団、今実際あるわけですから、その方または認定農業者の方によくお聞きをして、さらなる町の荒廃した土地を少なくするための相談というか、話合いだとか、どうしたらこれが解決していけるのか、相談を持つようなことというのはあるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

今長島議員のほうのお話の中で、本当に担い手さんの集団、そういう法人、そういったところに、作業受託であったり、農地の依頼というのが非常に多い状況でございます。利用権設定の状況で見させていただきますと、2020年の農業センサス、そういった部分の中で嵐山町の田んぼが約290ヘクタールほどございますけれども、担い手さん等に農地を利用集積している面積というのが177.8ヘクタール、約６割の部分が担い手さん、そういった方々に集積をされているという状況でございます。

そういった中で、認定農業者につきましては、今現在嵐山町で、主穀だけではございませんけれども、32名の方ということでございますので、非常に広大な面積のほうを耕作していただいているのかなというふうに考えてございます。

水田の再生協議会というものが、農協が中心となりまして組織をされてございます。そういった中で、水田の利活用であったり、ブロックローテーション等も含めての作付の調整という会議というのを年に１度させていただいてございます。これにつきましては、休耕、ブロックローテーションでございますので、休んでいる農地についてどうするのか、自分で自作で何かを作るのか、担い手さんにお願いをしたいのか、もうこういった方に私はお願いをしているよということでの意向調査を含めて、11月ぐらいに一堂に担い手さん集まっていただきまして、ではここは俺が作るよと、ではここはあなたに貸しますということで、集団的な耕作ができるように調整会議を図ってございますので、そういった場においても、またご意見を頂戴する機会がございますので、機会をつくりながら、どういった支援が必要なのか。当然今現在担い手さんのほうからお聞きしているのは、一人だけでは作業の効率が悪いので、やはり補助的な役割をする方が欲しい。当然町内の大きい法人につきましても、オペレーター不足で農地を返さなければならないような状況にもあるということをお聞きしてございます。農協等と協力をしながら、どういった人材バンクがあるのか、外国人労働者等も含めてそういう研修制度で導入ができないのか、あらゆる方面で情報収集しながら情報提供をしてございますけれども、実際にその方を見つけるということが非常に難しいというのが大きな課題というふうに担当としては考えてございます。

以上です。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　そうですよね、農業の法人としてやっていくのであれば、当然目的があって、規模の拡大ですとか、収益面の向上だとか、法人ですからやっていくのが当然かなというふうに思います。

そういう中において、法人となれば当然個人でやっている場合と違います。いわゆる信用も大きいですし、または優秀な人材を、人材というか、担い手を募集して、その方に対するフォローというのも全然違うかなというふうに思います。いわゆる保険であるだとか、福利厚生の面だとか、やっぱり将来自分がそこに勤めて、若い方が入っていって、人生設計ができるようなことでないと、それはもう担い手なんて集まらないです。そこのフォローをどういうふうにするかというのは、その法人だけに任せておいて、それは解決するものではないというふうに思います。

そういうところから抜本的に考えるのに、認定農業者の方は、それは法人にするであっても、これから自分の一代で終わるのであっても、それは仕方ないかなというふうに思うのですけれども、法人として構えている以上は、そういうふうなものもこちらから提供する。向こうからしていただいて、どうしても上に伸びなければ、嵐山の耕地なんていうのは今言ったように６割、７割の方が担ってくれているわけですから、もう崩壊してしまいます。もうそういう危機のところに来ているのだというのをよく認識していただかないと、どうにもならないかなと思うのです。

嵐山町の場合、話はちょっとずれますが、観光面についてはＤＭＯというすばらしい組織を今構築して、国の支援等もいただいて、嵐山町の中の一部農業に係る部分もあるかと思いますけれども、そういう画期的なものを、ＤＭＯなんて全然我々なんか考えていませんでした。これは町のほうでそういうシステムがあるということで取り入れて、嵐山町の観光、そういう面に生かしていこうと、少しでもいいような住民の起業家ができるようにやっていこうということだというふうに私は思っています。

ですから、農業の部分においても、やはり抜本的に何か考えていかないと、ここで終わりになってしまうような気がするのですけれども、農政課長、答弁いただくか、ほかの方に、町長にもちょっとその後答弁をいただきたいと思いますが、まずお考えをお願いできますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

町の新規就農であったり、担い手の確保は、非常に大きな課題だというふうに担当としても認識してございます。町といたしましては、一つの手法として、主穀ではございませんけれども、ホウレンソウに特化した新規担い手塾というのを開設させていただいてございます。そういった中でも、有楽町等々に、東京都内に出向きまして、農業フェアであったり、いろいろなそういう対外的に人が集まるところで嵐山町の農業をＰＲして、新規就農してみませんかということでのお声がけをさせていただいている状況でございます。

また、埼玉県の農業大学校、こういったところにも出向きまして、今コロナでございますのでリモートにはなってございますけれども、そういった中で卒業生であったり、そういう方にお声がけをさせていただきながら、一人でも多くのということでは、機会を見ながらＰＲをしている状況でございます。

国の補助制度の中でも、例えば法人が研修生を受け入れて、地域の担い手として育成をするということにつきましては、国の補助事業の中での農の雇用事業というものがございまして、研修期間２年間の人件費等を見ていただけるという補助制度もございますけれども、なかなか人が見つからないと。この法人につきましても過去に、ちょっともう５、６年前になりますけれども、１人受入れをしただけの状況ということがございますので、やはり人を探すことが非常に困難な状況でございます。

この間も、国のほうの機関が当町のほうに出向きまして、来年度の予算要望のお話であったり、町の実情的な農業の課題、そういったものを申し上げる機会もございましたので、先ほども言わせていただきましたけれども、国の中でそういう人材バンク的なものを立ち上げていただいて、必要な農業法人だったり、担い手さんに直接派遣といいますか、ご紹介ができるような制度、そういったものもの嵐山町としては望んでいるのだというふうなお話を述べさせていただける機会もございましたので、国、県も通しまして、嵐山町も当然ＰＲを行っていきますけれども、極力そういった制度の確立というのをお願いをしているというふうな状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　細かい部分では、農業の先行きが心配されるところから、いろいろな活動をなさっていただいているということで、敬意を表したいなというふう

に思います。

私の知り合いで、米農家を大きくやっている人間がいるのですけれども、家族４人でやっています。ですけれども、30町歩、40町歩の規模であります。何でそんなことができるの、そんな人数でと。やはり無人化の域なのです。いわゆるコンピューターのトラクターを導入して、無線で飛ばして、エリアの中を耕作すると。この間テレビドラマでもちょっとやっていましたが、もうそれを取り入れているのです。行田ですから、この間たまたま寄ったら、25キロ範囲だったら、この無線機で飛ばして、そういうことができるのだよと。嵐山は25キロ圏内に入っているのです。ですから、やはり今は収益を上げることも必要、それと人手を省くということのあれが大きな、重要な部分なのです。

零細企業であっても、昔は一人で機械の作業に当たっていましたけれども、それを今10台だとか20台だとか平気で見て、できる時代なのです。ですから、効率も上がるし、生産性も上がるし、それなりの設備もできるのです。生産性が上がらなければ設備もできませんし、そういう時代を今迎えているので、営農集団にもそういう画期的なことを指導していかないと、本当、人手がいなければ始まらないのですから、だからそういう人、大切な人を一人でも多く集めて、そしてその方に大きく担っていただいて、お給料もそれ相当に払えるような集団、法人、それをつくっていく。今ある方についても、そういうふうに持っていかないと、やはり先はないかなというふうに思います。

そんなに簡単なことでないかなというふうに思いますけれども、やはり町長、嵐山町の農業の先を見ていると非常に心配するところがあるのですけれども、何かご答弁がありましたらお願いしたいなと思いますが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

今、今後の嵐山町の農業、これ嵐山町だけではないかもしれませんけれども、全国的に農業の先行きというのが不透明、また不安が大きいということは事実かなというふうに思います。法人化ということで、今法人のほうの関係が出ましたので、それに関して言えば、法人というのは一つの人格を持っていますから、ですから法人という人格を持っている以上、そこがまず第一義的にしっかりと経営なり運営なりを考えて

いく。これがだから第一義です。しかし、いろいろな状況の中で、その法人だけでは難しい部分もあります。また、行政として得意な分野もある。そういうところで協力をしていくというのは当然のことかなというふうに思います。

今最後のほうで長島議員のほうから、無人化の話、機械化の話、私は、これは絶対に今後の農業を守っていく、そういう意味、あるいはもっと進展をさせていく意味においては、大変重要な視点かなというふうに思います。もう既に最初の杉田農政課長のほうからの答弁の中でも、やっぱり共同利用ができるような機械、そういったものに関しては国のほうの補助もありますしというようなお話もしていただきましたけれども、まさにそういうことをフル活用して、そして中には農業で週に２日お休みをしていると、そういうような形でやっているところもあります。ですから、そういったところのやり方なんかも参考にしていく。

ただ、こういったことを一つ一つよく見ていくと、昨日でしたか、葉っぱビジネスのこともありましたけれども、中心となる人物が必ずいるのです。私が代表者ですと、私がしっかりと責任を持ってやっていきますからというような決意を持った方がおられて、そしてそういうところに周りの支援をしていくという形にならないと、これはもう俺たちでどうしようもないから、どうにかしてくださいと、これでは幾らつぎ込んでも結果という果実を身につけることは多分できないと思います。やはりそういった面においては、これに関しては私が責任を持ってやりますよという覚悟を決めた方がしっかりして、そしてそういう中でやっていくということであると思いますので、その人材の育成というか、この一人の育成をするだけでも、これ大変な時間と労力がかかると思うのです。

ただ、今お話の中で感じたのは、機械化、これは絶対に私も必要かなというふうに思いますので、そういった面においては担当課としっかりと情報共有しながら、町としてもできる支援はしっかりとやっていきたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　町長もポイントを押さえていて、私も納得するところもございます。

これは、普通の法人、農業法人というのは、やはり基にあるのは土地というか、そこの耕すところがなければ始まらないわけです。普通の企業さんと違って、やっても

やらなくてもその人の、法人の考え次第でいいわけですけれども、やっぱり自分が集積をして、そしてお借りをして、嵐山町のこの耕地の中をやってくれているわけですから、やっぱりそれなりの責任はあるというふうに思うのです。ですから、そこのところの捉え方、やはり国、町でもいろんな支援をして、農業に対しては支援が非常に大きいです。ほかのところ、通常のところの何々の会社さんなんていうのは、そんなにどこかの補助もあるわけではないですけれども、やっぱり農業については衰退されると困ると、もう国益なのです、これも。ですから、いろんな補助があるので、それを少しでも、国の意向、県の意向、町の意向を酌んでくれた法人、そしてそれを育てていくということがやはり重要かなというふうに思います。

ですから、トップに立つ人も、当然そこにやってくれるという人がいなければ、何の事業においてもそうです。もう犠牲になってやって、そこまでやるのかと言われるような事業も農業の部分ではいっぱいあります。何のメリットもあるわけではないけれども、やっぱりこの地域のためにということで、ほとんど農業の方はやってくれているのではないかなというふうに思います。少しでも先を見て、法人の支援をお願いしたいなというふうに思います。

次に行かせていただきます。

○森　一人議長　どうぞ。

○８番（長島邦夫議員）　（３）番として、これも農業に関係したことなのですけれども、農用地と農用地外の基準というのがあまり、どこでどういうふうな認定の下にこういうふうにされているのか、ちょっとよく分からないのです。以前に比べて農振地域がべたべたというか、そう言っては言い方が失礼ですけれども、こんなところまで農業の農振地域にするのかと、そういうふうな実情が今までありました。それが法の改正があってから随分緩和されたというか、逆に農用地のところが随分少なくなって、農用地外、利用がある程度制限されなくなったところが増えています。だから、この基準は何でこういうふうに、国の基準の中で嵐山町と相談をしながらやったのではないかというふうに思うのですが、そこのところをちょっと説明していただけないでしょうか。どういう基準でこういうふうになっているのか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

国の農業振興地域の整備に関する法律、これにつきましては法の中で定められているものでございます。この農業振興地域そのものにつきましては、埼玉県が各市町村のエリアを指定するということでございますので、嵐山町におきましては、この農業振興地域に関しては市街化区域、ゴルフ場を除く全てのところがこの区域の中に入ってございます。その中で、優良農地として確保すべき農地、それが農用地と、通常青地というふうに言われていますけれども、農用地区域ということで町のほうで指定をさせていただいている状況でございます。

一般的にこの農用地区域に定める要件といたしまして、集団的農用地、農地ですね、10ヘクタール、続かっての農地の、農地が連担している区域、そういったものであったり、また農業生産基盤整備事業、土地改良事業であったり、そういった公的な公共事業を取り入れた対象の農地、対象の用地、また土地改良施設用地、これはポンプ場であったりですとか、そういった揚水機場、ため池等になってございます。

また、農用地の施設用地ということで、これにつきましては農業用の倉庫であったり、ライスセンターであったり、そういったものは農用地区域の中に定めなさいということで、これは法律で決まってございますので、そういったエリアを指定させていただいているものでございます。

長島議員のお話の中で、やはり県道、また民家の前畑といいますか、隣接しているような農地で、点在している農地、こういったものにつきましては農用地から外されているというふうな状況でございます。一概に、今おおむねのお話をさせていただきましたので、個々によってちょっとケースが変わってくるかなと思いますけれども、基本的なラインといたしましてはそのような状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　町と国がその基準に合わせて指定をしたというふうなことであるかなというふうに思います。国が勝手にやったのではないよというふうなことだというふうに思うのですが、農用地区域外というのは、ではもう農地でなくても半分いいのかなと、そのような判断をされる方が多いのではないかなというふうに思うのですけれども、そういうご心配はないですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

基本的に農用地区域外の農地につきましても、農地法の適用を受けますので、農地から農地以外の用途にすることにつきましては、当然転用の手続が参ります。転用できる要件といたしまして、そういった農地につきましては農地区分というものを農業委員会の中で定めてございますので、２種農地以下、２種か３種かというふうな農地区分で判断されるものにつきましては、転用の可能性が出てくるというふうな状況となってございます。

例えば集団的な集落の中に点在する農地につきましては、今都市計画マスタープラン等で土地の利用エリアということで定めさせていただいているかなと思います。都市計画法上の中でやはり指定がございますので、例えば分家でなくても、ある方がそこに住宅を建てたいというものにつきましては、都市計画法34条11号指定の地域というものがございますので、そういうものにつきましては住宅が建てられたりとかされますけれども、それ以外の土地につきましては、その方が何かに使う、また第三者がお店をつくりたいとか、そういったものの中で２種農地等で該当するものであれば転用ができるというふうなものでございますので、農用地区域以外であっても農地法の除外の手続の必要が出てくるというところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　その農用地の、農業委員会で、その判定から外してほしいと、そういうふうなことはできると。ですけれども、それにはある程度網がかかっていますよというふうなことだというふうに思います。ですけれども、外れて、耕作者が農地としてこれから活用できないなと思っているところも随分あるわけです。それは当然誰かのプッシュがあると、それはいろんな開発業者が来ますから、どうですか、譲ってくれませんか、貸してくれませんかというのは、こんなところまで来るのかよというふうに、農地を持っている人はいろんな方からプッシュがあります。あんまりそういうことはお話ししませんけれども、自分のところにもそういうことが来ますから、とてもではないけれども、そんなことはできないよというふうに思って、何の返答もしませんけれども、待ってましたという人も当然いるかなと思うのです。だから、そのときには農転の手続をこちらに申請するのかもしれません。

ですけれども、そういう家の周りだとかなんとかというのだったら話はある程度分

かりますけれども、これが外れているところ、人家がほとんどなく、山の裾に近いところで、今まで農地として一生懸命頑張ってきたのだけれども、もうどうしてもそちらのほうに手が向かないというのは、やっぱり町のほうでもそういう相談に乗ったら、ここの、そのエリアだけではなくて、そういうエリア、いわゆる見れば分かるでしょうから、そういうところのあれには、申請が出てきたら相談をしていただいて、違う国土の利用、嵐山町の中のエリアの開発というか、有効利用ということで、やっぱり相談に乗っていただかないと、それこそ山と同じになってしまう。やっぱり大変なことだというふうに思いますけれども、少しでもそういうふうなところに耳を傾けてやっていただきたいなというふうに思うのです。

今言ったように、電力が非常にこれから不足してくる時期です。非常に安全な電力を目指して国のほうも進んでいるわけですけれども、そういうふうな使い方の一部だとか、または農地をお借りして第三セクターなどに、今言った活用の方法を何か考えていかないと、もう農地としては利用できないというふうな状況に町のほうでも判断をしたら、そのまま耕作しなくてはいけませんよというふうなあれはないわけですから、どんどん、どんどん農地が減っていく。３年も作らなければ農地として復活するには無理ですから、そういうところのあれを、町のほうの指導も必要なのかなと。ただ見ているだけではなくて、相手の意向だけではなくて、そういうふうな考え方も必要かなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。もう一度お聞きしますが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

農地開放以来、食料難の時代に、開墾ということで山あいの山林を農地化した、そういったエリアも嵐山町につきましては多く見られる状況でございます。そういったところにつきましては、今現在公共投資も行っていない地域は特に、もう畑、農地が山林化している状況というのも見受けられます。そういったところで、もう農地が山林化をしてしまっているような状況で、他の農地に影響がないと見られる耕作放棄地につきましては、国のほうでも非農地判定ということで、これは農業委員会、また地主等と地域の方々の意向も調査をしながら、農地から山林等に転用手続ができると、非農地判定ができるというふうな国からの通達も来てございますので、これにつきま

しては毎年農業委員会のほうで耕作放棄地等々、農地の利用状況調査を行ってございますので、そういったデータも含めながら、必要な箇所につきましては、近隣の農業に支障のない筆等については、そういった判断も必要になってくるのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　そうですね、当然そういうふうになっていますよね。今言ったように、私は農地だけではなくて、この嵐山町の有効利用、国土の有効利用と言ったら大きな話になりますけれども、少ない限られた面積なのですから、それをまた開墾して何かするなんていうことは当然できないですから、もうなってしまったら、そのなった状態のものに町の中で有効利用できる方法、また地権者にも相談をしてみる方法、やっぱり地権者だけのものではないですから、ですからそういう相談というのもやっぱり当然なさっていく必要があるだろうし、進んでいっていただかないと、さっきの話ではないですけれども、農業、もう完全に駄目なところについては違う方法も考えていかないと駄目でしょうというふうなことで、幾らかご賛同もいただけたようですから、ぜひそういうところも、これからも私はまだこの農用地については質問していくでしょうから、ぜひ心がけてお願いをしたいなというふうに思います。

この関係については、大項目の１番については終わりにします。

２番に移らせていただきます。

○森　一人議長　どうぞ。

○８番（長島邦夫議員）　大項目の２番です。デジタル庁創設からの対応についてということで質問しました。

住民生活の中において、デジタル化の技術が進化、浸透し、好む好まないにかかわらず広がりつつあります。国では、９月よりデジタル庁を創設させ、目指すところは、これはネットの中に載っていた言葉ですが、「組織の縦割りを排し、強力な権能と初年度は3,000億円の予算を持つ組織として、国全体のデジタル化を主導します。また、政府情報システムを統括するほか、自治体のシステムの統一、標準化、マイナンバーカードの普及などを担うこととなります」というふうに書かれておりました。町においても、誰一人取り残さないというこのデジタル庁の方針がある中で、対応が迫られ、住民生活においても対応しなくてはならない部分も出てくるというふうに思われま

す。下記について伺います。

（１）番としまして、目指す中に自治体のシステムの統一化、標準化があります。多額の予算づけも予想され、期待もするが、状況をお伺いいたします。

（２）番目としまして、町においてはマイナンバーカードの取得者が拡大をし、住民の方に理解されているというふうにも考えます。今後の使用の変化についてお伺いをいたします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。国では、自治体の情報システムの標準化、共通化について、目標時期を2025年度とし、住民基本台帳、税関係、社会保障関係等の基幹系17業務システムについて、国が策定する標準仕様に準拠したシステム移行を目指しております。現在嵐山町の基幹系業務システムについては、埼玉県町村情報システム共同化事業により、県内21町村により共同利用しております。基幹系17業務システム標準化対応につきましては、共同利用団体により構成されている協議会において、導入に向けた検討を行っているところです。議員ご指摘のとおり、多額の費用が想定されますが、共同利用による費用削減の効果は期待できると考えております。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。マイナンバーカードにつきましては、健康保険証利用が始まり、また運転免許証情報の登録一体化が予定されております。さらに、マイナンバーカードのスマートフォンへの搭載についても検討されております。今後これらの機能追加が実施された場合には、さらにカード普及率が向上し、マイナポータルを利用したオンライン申請など、官民問わず様々な場面での利用が図られるものと想定されます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　関連性がありますので、（１）番、（２）番を行ったり来たりするのもなんですから、まとめて再質問したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森　一人議長　どうぞ。

○８番（長島邦夫議員）　なるべくこの順番に沿ってやらせていただきますので。

マイナンバーカードが普及し始めて間もないところに、デジタル庁というものを創

設するのだということで、９月１日、おとといですか、発足して、テレビ等でセレモニー等をやっておりましたが、これは、簡単に国は言いますけれども、実際は対応が大変なのだろうなというふうに思います。ですけれども、それなりのお金はつけますよということですから、やっぱりこの機会にもしつけられたら本当に、後ではできませんから、しっかりやっていかないとというふうなところがあると思います。それに沿ってやっていきますということでございますから、適宜いろんなものが入ってくるのではないかなというふうに思いますが、この見通しとして、国がそういうふうに言っておりますけれども、その希望どおりお金がついたりすることに……されるというふうに思うのですが、町のごく通常的なことは今答弁いただきましたけれども、こういうことはネックに思っていますというふうなところがございますか。

○森　一人議長　ネックというか、ちょっと危機をと。

○８番（長島邦夫議員）　そんなに簡単に言われても、即なかなか対応は難しいよなと、お金だけの問題ではないよなというふうに思うところもございますかどうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　議員さんおっしゃるとおり、国のＤＸの推進計画というのがございまして、そちらのほうのスケジュールが、最初の答弁でも言いましたけれども、令和７年度、2025年をめどに全国の町村に向けて推進していくという計画になっております。そちらのスケジュールにつきまして、町のほうでも取り残されることのないように対応していきたいと考えておりますけれども、実際予算のほうは大部分国のほうの予算でつくとは思うのですけれども、とはいいましても総額が大きいものですから、やはり町で単独で負担する部分等もございます。現在町で使っているシステム、そことの連携、そういったところにつきましては、町の単独の費用となる可能性も高い部分がございますので、そういったところの連携を詰めていくというところも課題かと思っております。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　非常にそういう危惧するところはございますよね。一挙に3,000億円つけて、自治体に何億円つけるというふうに言われても、非常に困惑するところもあるのではないかなというふうに思います。ですけれども、それに沿っていって、つけられたら、要りませんということはできないでしょうから、やっぱり進ん

でいっていただかなくてはならないかなというふうに思います。

今言った言葉にＤＸの関係、オンライン化のことも含めてこれからちょっと質問していきますが、まず（２）番の部分に多く関連してきますが、マイナンバーカードが交付されるようになって、総務省によると、８月31日現在のマイナンバーカードの発行率は4,756万枚、37.6％だそうです。嵐山町の状況はもっといっているのではないかなというふうに思うのですが、嵐山町の状況をまずお聞きしたいなと思いますが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長　お答えいたします。

嵐山町のマイナンバーカード交付数は、８月31日に総数で7,454枚、交付率につきましては42％になります。

以上です。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。

再開時間を11時15分といたします。

休　　憩　午前１１時００分

再　　開　午前１１時１５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員の再質問からです。どうぞ。

○８番（長島邦夫議員）　それでは、再質問をさせていただきます。

今町の状況はお聞きをしました。努力なさっているなというふうに思います。さらに、答弁書にも書かれておりますが、健康保険証の利用が10月からだというふうに思いますが、始まるというふうなことで、私もこの間登録させていただきましたけれども、病院とか医院だとか、やっぱりその辺で対応されていないと今までの紙ベースで進んでいくのだというふうに思いますが、その利用状況というのは、活用とか設備状況は把握しておるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長　お答えいたします。

全国においては、現在約57％の医療機関でカードリーダー等の申込み設置が進んで

おると情報が入ってきております。町内の医療機関におきましては、順次入れる手続をしていただいているようなのですけれども、具体的に全ての医療機関が10月から実施できるかどうかについては、申し訳ありませんが、現在では確認できておりません。

以上でございます。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　そうしますと、行ったときに両方用意をしていくか、想定しながらお医者さんにかかるか、どちらかだというふうに思うのですけれども、紙ベースは従前たる、今までもこれからも継続して使われていくというようなことですね。そういう状況になるかなというふうに思うのですが、やっぱりあそこの病院では使えるようになった、こちらの病院では使えるようになるという、そういう広報がかかりつけ医なんかでは当然表示がされるかなというふうに思いますが、そこら辺の病院だとか医院のそれに対する姿勢たるものというのは、ある程度把握はしておりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長　お答えいたします。

町内の医療機関さん、先ほどお伝えしたように全ては確認しておらないのですけれども、各医療機関でも国から補助金をいただいて整備をしておりますので、一定の期間内に申請をしなければ補助金が出ないそうなのです。ですので、どこの医療機関さんも、その補助金を利用して、このカードリーダーの設置の準備を進めていると思いますので、またこのオンライン資格確認というのも国の施策でございますので、10月からということでございますので、その時期に恐らく大体の医療機関で始められるのではないかと思います。

また、町民課におきましても、どの医療機関が開始できるのかにつきましては、今後調べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　よろしくお願いします。

それで、保険証の利用申請については、この間私も役場でやらせていただきましたので分かるのですが、スマホ等でも当然できるのかなというふうに思います。そうなりますと、町で健康保険証としてマイナンバーカードを利用する、申請した方だとか、

その数というか、申請者数というのはある程度把握はできるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長　お答えいたします。

最近になりまして、国民健康保険と後期高齢者の保険証の初回登録をした方の人数が、７月中旬ぐらいのデータなのですけれども、結果が参りまして、国民健康保険の方の初回登録人数が497人、被保険者数4,149人の割合でいきますと11.9％の方の初回登録が終わっております。また、後期高齢者におきましては242人、被保険者数2,832人に対しまして8.5％の登録が済んでおります。これは、ほかの市町村に比べると大変高い率になっております。

以上でございます。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　そうですね、７月中旬の話で、もうこれだけの方が申込みをしているということは、やはりそれを利用していこうというふうな意向かなというふうな感じに思えます。

このほかにも利用の方向は、運転免許証、ちょっと先になるのでしょう。そのようなものについても、身分証明書として使われるというふうなことかなというふうに思います。

そして、肝腎なのは、この後マイナポイントについては、今持っている方は今年度中でしたら使えますよというふうな広報をされて、急がずに今年度中にもらえばいいのだと、そういうふうな方がいるのではないかなというふうに思いますが、マイナポータルの関係はこれからの問題ではないかなというふうに思います。いわゆる行政手続のオンライン化、自治体のぴったりサービスを利用したい、役場に行かなくても自分の機器から電子申請ができる部分が多く発生をしてきます。

今後、国の主導によりさら進化していくというふうに思われますが、それ以前に、近隣の町村では既に、細かいところは私把握しておりませんが、一覧によりますと、零細というか、小さい規模の自治体についてはほとんど無に近いような感じなのですが、町村においても始めているところがあります。このぴったりサービスというのは、先ほどＤＸといいますか、行政手続のオンライン化のことについてでございますけれども、残念ながら嵐山町については、そういう欄はあるのですけれども、対応はして

いないと。県のほうの一覧、国の一覧においても、全然それの中に入っていない。滑川町さんなんかだと、少しずつ運用が始まっていると。あとこの近隣ではほとんどないですけれども、市のレベルにおいてはかなり進んでいるような感じが見られます。

やっぱりこうなりますと、やっているところとやっていないところ、マイナポータルを取って、では今日は行けそうもないから、ちょっと試しにやってみようかというふうになったときに、やっていないというと、やっぱり役場に行かなくては駄目なのだと。住民負担が少なくなる方法というのは、やっぱり国のほうでこれからどんどん、それにさっき言ったこういう部分の補助についても当然つけるというふうなことでございますから、一刻も早く取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

ちなみに申し上げますと、子育ての関係の手続がついているのが非常に多いです。児童手当の関係が多いのですが、あと保育施設等の申込みだとか、妊娠の届出だとか、また介護の関係については要介護の認定の申請だとか、様々なものがございます。子育て15手続、介護11手続、被災者支援については、これはちょっと嵐山は関係ないかと、あと自動車の保有の手続だとか、いろいろなものがこれからＤＸの中でオンライン申請で始まってくるわけですけれども、町においては、マイナポータルを取っても全然これから先に行かないとなると、このマイナンバーカードの取得率にも大きく影響してくるかなと思うのです。そういうものについては、健康保険証の中で運転免許証、運転免許証なんかはあまり関係ないかなと思うのですが、ただ身分証明ですから、運転する方は運転免許証を持たなければ運転できないわけですから、そういうふうなところ、そんなにメリットはないかなと思うのですけれども、こういうふうな国のほうでこれからやっていきますよというふうなものについては積極的に取り組んでいかないと、よそとの差というのを私一番心配しますので、ぜひ取り組んでいく方向でやっていっていただきたいというふうに思いますが、何かこの関係で目鼻とか方針だとか、何か決まっているようであればお聞きをしたいというふうに思いますが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　それでは、お答えいたします。

先ほど申しましたＤＸ推進計画の中の一つとして、電子申請の関係があるのですけれども、そちらにつきましては、国の予定では来年度中に全部の市町村についてシステムを構築していくという形になっておりますので、嵐山町につきましても、国の計

画に基づいて、遅れることがないように、今検討しているところでございます。来年度、当初の予算に上げられるかどうかというところはちょっと今お答えできないのですけれども、来年度中に何らかの形で始めていくというところで今検討を進めているところです。

以上です。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　私も今勝手に言ってしまいましたけれども、大きな予算化しなくてはならないかなと思うのですが、それはほとんど国のほうの支援で賄えるというふうに考えてよろしいのですか。ほとんどですよ。さっき自己負担もあるかもしれないとおっしゃっていたから。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　そちらにつきましては、ほとんどというところがどの程度というところもあるのですけれども、総額が大きいものですから、そういった意味では大部分が国のほうから送られてくるとは思うのですけれども、交付率につきましても10分の10のところですとか、２分の１のところですとか、様々ございます。ですので、そのシステム構築につきましては、部分的に当然町で負担するところがかなり多くなってくるものだと思いますので、予算化につきましては慎重にしていきたいと思います。

そちらにつきましても、先ほど答弁で言いましたけれども、嵐山町の場合は町村の共同化で事業を進めているところがありますので、そちらの協議会の中で、どういった形がいいかというところも検討しておりますので、そちらのほうも関連してやっていかないと、このぴったりサービスだけをやっていくということではございませんので、そういった全体のところをかみ合わせてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　これ、お金だけではなくて、町村のほうとすると人の配置等もあるでしょうから大変ではないかなというふうに思います。ですけれども、これは縦割りの中から国のほうでこういうシステムでやりなさいと。それは、全て関連づけ

て、他の町村でも同じようなものができているから入れるのでしょうから、いわゆる住民の方としても比べやすいし、使いやすいし、非常にいいかなというふうに思いますので、乗り遅れないようにぜひやっていただきたいなと。住民の目というのは、本当そういう面においては、そんなに簡単に比べないでくれよというふうに思われますけれども、やはり自分のところの生活がまず第一で、そこから比べていきますから、それに怠りがないように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

私のこれに関しての質問はこれにて終わりにしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◇　藤　野　和　美　議　員

○森　一人議長　続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号10番、議席番号４番、藤野和美議員。

初めに、質問事項１の新型コロナの感染対策についてからです。どうぞ。

○４番（藤野和美議員）　それでは、４番、藤野和美でございます。議長より指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

最初ですけれども、新型コロナの感染対策について。新型コロナの感染が第５波となり、町内でも感染者が増え続けている。そこで、以下の点について質問します。

（１）、ワクチン接種の現状と今後の見通しは。

（２）、小中学校や幼稚園、保育園、学童保育所、介護施設などの教職員にＰＣＲ検査をする考えは。

以上です。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　質問項目１の（１）についてお答えします。国のワクチン接種記録システム（ＶＲＳ）による８月11日時点の嵐山町の接種状況でございますが、65歳以上の方が対象者6,208人で、１回目85.6％、5,317人、２回目83.9％、5,207人、また町全体では対象者１万6,563人で、１回目55.8％、9,248人、２回目42.3％、6,998人となっております。

今後の接種予定につきましては、19歳以上の方が第３クールとして10月４日まで、

18歳以下及び19歳以上で未接種の方は第４クールとして10月５日から11月15日に接種スケジュールを調整し、この第４クールで嵐山町の対象者の方が全て終了する予定でございます。また、何らかの理由で接種できなかった方の接種機会の確保について検討しているところでございます。

続きまして、質問項目１の（２）についてお答えします。ＰＣＲ検査を感染拡大防止に役立てるためには、全町民を対象に大規模かつ定期的に検査を行う必要があると考えます。町としましては、感染拡大防止及び重症化防止に効果のある新型コロナウイルスワクチン接種事業に全力を注いでいきたいと考えておりますので、ＰＣＲ検査を実施する予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　ワクチンの接種につきましては順調に進んでいるというふうに私も認識しております。

その中で、ちょっと再質問いたしますのは、ある町民から相談をいただきまして、課長もこれは承知だと思うのですけれども、第１回目、これは北部交流センターで接種された方が、その後副反応が出まして、30分か40分、副反応があったということで、第２回目はその場でキャンセルを行ったと。そのときに、担当のお医者さんから、かかりつけ医で相談の上やってくださいということでお帰りになったと思うのです。ただ、その方が、具体的には２回目の接種がなかなか、どのくらい認識があったかどうかというのはいろいろありますけれども、その場でそういうことも言われたままで帰ってしまったものですから、その後どうしたらいいか、ちょっと分からないという状態で相談があったわけなのです。ですから、そのケースの場合、やはりその後のしっかりフォローがないと、なかなかその辺の、かかりつけ医といっても月に１回しか行っていないということでしたから、その方はですね。ですから、わざわざそのために出向くということがなかなかできないまま時間が経過してしまったという状態だったのです。そういう形のフォローをどういう形で、そういうケースの場合は。今後も当然出ると思うのです。その辺をどういうふうに考えているかお聞きいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　議員質問の方につきましては、北部交流センターで、私

が担当しているときに、接種の後、手のしびれを訴えまして、その日の問診をしている先生に診てもらった事例でございます。30分程度でしびれもなくなったということで、自分で帰っていただいた形なのですけれども、そのとき問診した先生から、２回目の接種につきましては、北部交流センターにはしっかりした医療器具等ありませんので、もし何らかのことが起きたときには対応が難しいので、かかりつけ医、その人のかかりつけ医さんが成恵会病院と聞いていましたので、毎月行っているということも聞いていましたので、成恵会病院に今日のお話をして、２回目接種が可能かを聞いてもらって、成恵会病院さんで２回目の接種を受けていただきたいというお話を先生のほうからされました。その後、その方は役場のほうに、藤野議員さんに多分お話しした後かと思うのですけれども、見えましてお話をしまして、細かく説明を私のほうからさせていただきました。成恵会さんでキャンセルが出たときにキャンセル対応で打ってもらうか、２回目の接種ですので、成恵会さんの場合も町と同じように１回目と２回目がセットの予約となっております。２回目だけ取るというわけにはいきませんので、２回目、自分が接種予定日以降のものでキャンセルが出たときに成恵会さんのほうで対応してもらうようにお願いしてくださいというようなお話をさせていただきました。

以上でございます。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　これは、具体的なケースでそういうことがあったわけなのですけれども、できればお願いしたいのは、その方のご連絡先とか町としても控えておいて、電話フォローでも結構ですので、その後どうだったのかというフォローは、そういう形はお願いできればなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。要するに今後ですね、今後そういうことがあった場合。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　その人の情報は、町のほうでも集団接種会場でそういうふうな反応が出た人の情報は全て残してあります。もちろん問診表もコピーを取ってありますので、連絡先等も分かっております。今後も同じような状況が出たときには、同じような対応をしていきたいというふうに考えております。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　それでは、（２）のほうなのですが、このＰＣＲ検査を学校等の職員の方、教員の方、する考えはどうかということでお聞きしたのですけれども、予定がないということで。ただ、その中で、お答えの中で、感染防止及び重症化防止に効果のあるということで、ワクチン接種でやっていくということでお答えあったのですが、あそこのちょうど15分待機するところで、ビデオで流されていましたけれども、その中ではたしか、感染防止ではないですと、これは重症化防止ですから、ワクチンを打ってもマスクとか手洗いとかはちゃんとやってくださいというビデオが繰り返しあそこで放映されていました。私もそれをずっと見ておりましたけれども。そういう意味では、今回のワクチン接種というのが、これは世界でもそうなのですが、感染防止イコールではないということは言われてきているわけです。それの認識はどうなのでしょうか。お聞きいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

　萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　藤野議員さん申していただいたように、経過観察の中で埼玉県が作成した15分間のビデオ、ちょうど待機の方も15分間がほとんどなので、そのＤＶＤを流させていただいています。その中でも、このワクチンは感染防止、発症化予防には効果がありますということが流れていたと思います。しかし、今までのいろんなところのデータから見ると、感染もしづらい、しないとは言いませんけれども、しづらいことは分かっておりますので、有効だというふうには考えています。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　これは、今後のあれの中でちょっとまたいろいろお聞きをしますけれども、今回の新型コロナの一番の特徴というのは、要するに無症状者がいらっしゃると、症状の出ない方がいらっしゃると、これが当初から指摘をされてきたわけです。この無症状者の方を発見する、症状が出ればあれですけれども、無症状者の方がほかの方に感染する、これが一番問題だと。ですから、そのためにどういう策を立てていくのかということが、これは言われ続けてきたと思うのです。ただ、現実には、現在第５波等々で爆発的なということで、そのぐらいの言葉が出る状態まで全国的にも広がってきていると。

　ですから、一番の問題であるこの問題、私はこのＰＣＲ検査ということをお聞きしましたけれども、確かにこれ理論的には当然全員しなくてはいけないと、それは全国

民、当然しなくてはいけない。それは極端な論理です。私が申し上げているのは、これはクラスター発生、その他、要するにどこで出ているのかと。今企業でも企業内で検査をやっていくということが出てきました。政府でも社会的検査をやっていくということ、県でも介護施設等の職員に対してはＰＣＲ検査をしてやっていくという重点的な政策、要するに一定程度ターゲットを絞ってやっていくという政策そのものは持っているのです。ですから、国でも抗原キット80万回分、学校に配るということ、こういうこともある意味では大きな意味では一環なのです。ですから、そういう意味で私が絞って提案したというのは、今後学校が始まる、当然クラスター発生云々かんぬんが、そういう形でリスクが高まってくると。高まっているときにまず何をしなければならないかということになると、やっぱり職員の方をしっかりと検査をしてということが第一番。これは全部ではないですよ、全てのということではないのですけれども、やっぱり町として手をつけられるのは、そこは手をつけられるのではないだろうかということで一応お聞きしたのですけれども、それについては。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　昨日教育委員会のほうから、各学校に10、抗原検査のキットが届くというお話を伺いました。先生が調子が悪くなったときにはそれを使ってもらって、早めに確認をするというので、すごく有効的かと思います。学校につきましては、子どももいます。子どもは、感染してもそれほど分からない、無症状の方が多いと思いますので。また、高齢者施設につきましては、県のほうで定期的にＰＣＲ検査を行っていると。高齢者施設につきましては、施設にいる方が自分からうつることはまずないと、職員が持ってきて、そこに一緒に住んでいる高齢者がうつるというケースがあるので、職員に対してＰＣＲ検査をするのは有効的というふうに思いますが、小学校等ほかのところについては、子どもたちも一緒に動いていますので、先生だけ検査というのは、症状が出た人に国から渡されたもので先に見るというのはすごく有効的ですが、全員にというのは、やらないよりやったほうがいいですけれども、それほど有効ではないのかなというふうに考えられます。

以上です。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　この間の各議員さんの質疑の中で、１つ明らかになっている

というのは、この嵐山町に感染状況の情報が来ていないと、これが一番やっぱり大きな問題。ですから、どこで何が起こっているかが町として把握できていないということが、これは決定的な問題だと私は思っているのです。よく災害だとか、災害的な規模に何とかという言葉、このコロナに関しても言われますけれども、災害ということであれば、まず第１波、状況が把握できなければ、これが大前提です。状況が把握できて、そこに対して具体的な手を打っていくということで進めて、いろんなことが対処されていくわけですけれども、この町自体に情報が入ってきていないということをどうするかというのが大きな問題だと思うのです。

これは、担当課としては大変じくじたる思いだとは思うのですけれども、本来であれば、保健所と、それから医療関係者、医師会とか、それと行政が三位一体となって取り組んでいかなければならない課題ですよね、本来は。それがやられている自治体もあります。ちょっと状況は違いますけれども、目黒区の例がこの前報道されましたけれども、ここは医療関係者と保健所と区です。自治体が最初、初期の段階からしっかり検査をして、無症状者の方を発見して等々いろんな取組をして、現在では重症者がいないと、そういう形で取り上げていました。基本的には、これは大前提のことなのですけれども、それが実際には嵐山町で情報さえも来ていないと。

これを考えますと、本来自治体というのは県の下請ではないのです。町民の命と暮らしを守る最前線、セーフティーネットというか、最前線の一番大事なところだと思うのです。やはりその問題がさっき申し上げたとおり、町民も分からない、町民どころか町自体も分からない状況だと。これをどうしていくのだと。これはやはり、これは町長にお願いをしなければならないわけなのですけれども、やっぱり保健所、基本的にはここは東松山保健所ですから、関係自治体の長の方と相談等して、県に申入れをするとか、保健所に申し入れるだけでは県の意向云々かんぬんが出るかもしれません。やっぱり保健所なり県に申入れをしていただきたいと。これは単純に情報をくれというだけではなくて、本来あるべき、三位一体でやるべき体制を早急に構築しなくてはならないと。そのため、今のような町が置いてけぼり、ホームページを見て判断するようでは行政の仕事はできないです。そこはやっぱり基本的なことなので、これはぜひそういう形の判断というか、行動をお願いしたいなと思うのですけれども、その辺町長、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

何点か事実的なことも含めて確認をしたいと思うのですけれども、嵐山町においては19歳以上のワクチン接種、予約を含めると77％、かなり高い率の接種者がいると。そしてまた、昨日でしたか、お話を少しさせていただきましたけれども、ここに来て若い方たちの感染が非常に増えてきた。これは、嵐山町だけではなくて、全国的にそういったことが報道をされ始めてきて、それで嵐山町の中の若い方たち、若い人たちはもう77％、19歳以上はそういう認識でいますから、ワクチン接種をやっている。でも、それ以外の方たちがやっぱり何百人か多分おられると思いますので、その方たちもここに来て、やっぱりワクチン接種が必要だなというような形の認識に変わってきて、それで昨日も話ししたように、最初は400人の枠があったのに、１週間以内でぱぱぱっと埋まってしまった。そういうような状況。またそれから、400だけで十分ではなくて、既にもうキャンセルが出たらそういうときにはぜひ打たせていただきたいという若い方たちも出てきていることも事実ですので、まずそういった状況があるということ。

それからあとは、ＰＣＲ検査、このＰＣＲ検査は拡大防止につながるということは全くないわけです。これは、ＰＣＲ検査をやることによって感染しているかしていないかと、していることが分かったから確認しましょうということであって、去年の段階であるならば、このＰＣＲ検査は大変有効かなというふうに思います。ただ、今はワクチンというものができておりますので、ワクチンというのは先ほどご指摘があったように、２回打ったから100％安心ですよということではありませんが、確実にその効果も出てきている。そしてまた、若い方たちがそういう心理的な変化が出たというのは、やはり今までは効果があるのだろうか、そしてそういった訳の分からないものを体内に入れて平気なのだろうか、そういうような漠然とした不安感というのがあった。しかし、全体的な報道を見ると、ワクチンの効果が確実に出ているということはもうほとんどの方が認識をし始めている。ただ、将来的な不安というのは、もちろん100％解明されているわけではありませんので、不安な部分は残りますけれども、それでもやっぱりそちらのほうのリスクと、それから打たないということのリスク、それをてんびんにかけたときには、やはり今の選択としてはワクチン接種が一番いいだろうという選択肢の中で、若い人たちにも行動変化が起こってきているというふう

に思います。

それからあとは、昨日も渋谷議員のほうから言われて、本当によくその状況は分かります。それを感じているのは担当課が一番、情報が来ないということですね。来ていただければ、こういうこともできる、その方が何を求めているのか、体調変化なのか、あるいは食事のことなのか、いろんな面で対応しようとしているような形で準備していても、そういうところが一件も相談が来ていないということ。そういう中で、今日も報告させていただきましたけれども、やっぱり保健所のほうから来ないだけではなくて、保健所から今度はそういう支援体制を行っている業者はどこなのですかと、それも非公開ですと。全くそういう情報が来ていないというのが現状。

そして、そういう中において、今日の読売新聞でしたでしょうか、１面からかなり大きな形で、これは嵐山町だけでなくて、全国でやっぱりそういう状況が起こっている。町や村や市としても、助けたいのだけれども、誰がその対象者なのか全然分からないから支援しようがないのだと、ぜひそういった情報は開示してほしいと。

埼玉県においても、そういった情報は開示いたしません。個人情報保護法の下に、やはりそういった個人情報を提供することはできませんということで今まで来ているわけです。ですから、その個人情報保護法の中でも、生命が本当に緊急に危ない状態、そういうようなことが明白であるならば開示をしても例外的に結構ですよというようなことがありますけれども、自宅で療養している方は基本的には軽症者、そして中等者の中でも比較的軽症の方が基本的には自宅待機ということでなっている。だから、そういうことを捉えて、県のほうの判断もこの例外の事項には当たらないだろうということで、県のほうの姿勢はそういう情報開示に対しては非常に慎重な姿勢を今でも取っていると。ただ、これはそのままというわけにいきませんので、早速私のほうも昨日、いろんな形の中でお願いをして、少しそういう方向性ができないだろうかということで、今少しずつ進めている段階でもあります。

以上です。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５５分

再　　開　午後　１時２８分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野和美議員の再質問からになります。どうぞ。

○４番（藤野和美議員）　１つは、町の状況把握については、町長のほうからも知事等を含めていろんな形で働きかけていただくということが出ましたので、ぜひお願いをしたいと思います。

今の状況は、はっきりしない段階でありますと、町民の方自身が横の連絡でいろんな情報を探しているという状況があります。公式な見解がないのにもかかわらず、町民の間でいろんな情報が錯綜していくという、非常に状況としてはまずいというふうに思っております。

ただ、目黒区の例をしますと、これは９月２日のあれですけれども、区内の私立認可ＷＨ保育園における新型コロナウイルス感染症の発生という形でホームページに掲載されています。これは目黒区のホームページです。その中で、経過が、職員８月28日云々かんぬん、以降は勤務していない。職員で出たと。園児で８月31日に出ている。保育園の対応として、在園児の保護者への連絡を行いましたと、８月31日に施設の消毒を行いました等々。それから、保育園の対応で、在園児の保護者への連絡を行いました。８月28日、施設の消毒を行いました。職員の勤務状況から、他の職員及び園児に濃厚接触者はありませんという情報を出しています。

どこの保育園でも個別には出ています。当然ありませんけれども、こういう状況があれば、その当該園は対処しているというのが区民から見ますとはっきりしますので、やっぱりそういう状況をはっきりさせることによって、恐れが恐れをまた生んで、また恐れを生むというのが一番情報としてはまずいと思いますので、やっぱり出せる情報、個人情報ではなくて、こういう情報はしっかり出して、逆に行動の抑制も含めてはっきりさせていくと効果にもなりますので、ぜひ県なり、それから来週会議があるということですので、その辺の中でも提起をお願いしたいと思います。

それから、検査の問題なのですけれども、ご承知のとおり、保健所が、当然業務が逼迫しておりまして、積極的疫学調査を縮小しています。埼玉県でも調査対象を同居する人に絞り込んだと。それから、２週間前に遡って調べていた行動も、２日前までに変更したという形で、感染者に対する追跡がかなりもう、業務逼迫のことによって、こういうことにも影響が出ています。情報提供もそうなのですが、こういう行動にも出ている。

これは、東京新聞の中で書かれていることですけれども、このことによって、要するに陽性者、クラスターを見逃しするおそれが出てくる。要するに追跡ができなくなる。東京都なんかでは、本来厚労省の手引によりますと、大体陽性者のうちの症状が出ていない。要するに陽性者の中の無症状者は30％だと、大体推計されているのです。ところが、東京都ですと、調査を縮小していることによって、無症状者が10％台にとどまっているという結果が出ています。ということは、無症状者を把握し切れていないということが状況としては出てきていると。再三申し上げるとおり、無症状者を、言葉はちょっと悪いのですけれども、野放しにしている。このことが感染拡大に。まして、デルタ株の場合は非常に感染力が速いものですから、やはりこの無症状者をとにかくキャッチするというのですか、このことを愚直なまでにやっていかないとということが、コロナ禍でも、埼玉県の担当者の方は、職場での接触まで調査が及んでいないので、企業の側で企業単位で検査強化をお願いしているという記事が出ています。検査をこの段階でもしていくということが必要なのだということがいろんなところで強調されているわけです。

今回私が申し上げた学校等の検査なのですけれども、これは当然保健所を通して云々かんぬんではなくて、町でできないかということで提案したのです。私も実はこれ、ＰＣＲ検査を東京で、ある民間業者のをやりました。これは、唾液でやる検査なのです。確かに翌日にメールが来まして判明しますけれども、そのタイムラグが当然ありますけれども、コスト的には二千数百円です、１回。この民間業者、郵送する検査キットも販売しています。こういうものをうまく利用して、保健所のＰＣＲ検査、これ保健所のＰＣＲ検査ですと当然保健所自身がかなり準備をして等々、業務に関してもかなり圧迫するという、そういう記事も実は今報道されていますけれども、そういうものを利用して、当然全町民やれれば理想ですけれども、当面そういう教職員とか、ちょっとリスクのある、例えばグループだったりとか、クラスだったり、それを積極的に町ができないだろうかというふうに思っているわけです。これは、そのために実は国からも含めて、感染予防の予算として補正等がこの間ずっと出てきておりますので、そういうものを使ってやれば十分に可能ではないかということでちょっとお聞きしたのです。

もう一つ、12歳までのワクチンが、かかるのが11月までです。当然それまでのタイムラグがあります。12歳以上のワクチン等々、これが相当の比率で上がれば、かなり

一定程度安心状態が起こるかもしれませんけれども、ただ今のデルタ株は、以前の12歳以上とかという範疇を超えてきてしまっているわけです、感染が。もっと広い範囲で感染が拡大している。そうしますと、町として感染対策をしていくというのは、当然今注意喚起をしていただいていますけれども、やはり一歩踏み込んだこのようなことが一つ必要ではないだろうかということでお聞きしているわけですけれども、もう一度それについて、再度お聞きしますけれども、判断はいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　藤野議員おっしゃるとおり、県は積極的疫学調査につきましては、８月11日以降、大分変わってきております。県で実施している積極的疫学調査につきましては、陽性者、陽性患者本人の調査、また同居の家族、同居人の調査、医療機関、高齢者施設及び障害施設で発生したときの調査ということで、先ほど議員さん言うように、熱とかせきとか出た２日前からの調査というふうになっています。

町としては、この中には例えば学校だとか学童とか入っていませんので、そういうところで感染者が出た場合は、町のほうで調査をして、クラス全員等を濃厚接触者と認定して、保健所と協力しながら全員にＰＣＲ検査を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　この問題は、いずれにしても、再三申し上げているとおり、三位一体で全力を挙げて、我々も含めて克服するため、いろんな形で対策を練っていくという課題でありますので、そういう意味では、やる上で障害のあること、要するに平常時ではなくて今非常時だということを踏まえて、その検査も含めて戦略的にぜひお願いしたいというふうに思います。再度町長、それについてはいかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

12歳以上の接種、11月という話が出ましたけれども、12歳以上の方に関しては10月５日から接種が始まりますので、11月15日にはもう全員打ち終わるという計画でありますので、そこのところはちょっとご理解をいただきたいと思います。非常に早いペ

ースで嵐山町のほうは進んでいるということであります。

それからあと、ＰＣＲ検査のことが何度も、本当にご指摘をいただいて、かかっているか、かかっていないかを調べる上においては大変有効な検査かなと思いますけれども、先ほど言ったように、去年はワクチンがなかったので、ですからあれですけれども、今使われているというのは、例えば何か大きなイベントをやる、あるいはこういった集まりがある、それに合わせてＰＣＲ検査をするということは大変有効だと思います。しかし、学校生活だとかなんとかというのは、１日、２日で終わるわけではありませんので、毎日毎日行くわけですから。そうすると、３日前にＰＣＲ検査を受けて、それで今回は陰性でしたと、では来週も平気かというと、そういうことではないのです。また受けなくてはいけないという、そうではないと意味がなくなってきますので。ですから、そういった意味から言うと、ワクチン接種を実際にやっていくということが非常に大切かなと。

これは、大阪のほうの例でありますけれども、３月から８月ぐらいまででしょうか、その中で感染者が８万5,000人を超えております、大阪は。そのうち、８万5,000人以上の感染者のうち、２回ワクチン接種を終えた方の感染した方、要するに先ほど100％ではありませんよという、２回打っても感染する人がいるのです。その数が317人。317人ということは0.3％から0.4％ということです。また、この感染した方の中の半分以上が高齢者だそうです。

今まで高齢者がかかった場合には、今までの株もそうですけれども、デルタ株にかかってはもっと強いですから、重篤化率は非常に高いわけです。しかし、２回打って２週間以上たっている人に関しては、重症者は一人もいない、それから死亡者も一人もいない、そういうような形ですので、ワクチンがやはりそれだけ効果をもたらす。そしてまた、ほかの人にうつすという、あるいはうつされるという、そういう感染防止に対しても、今はベストな方法であるというふうに私は考えますので、不幸にもクラスで誰か発生をしてしまったというようなときには、当然その濃厚接触者であろうと思われるようなときには、そのクラス全員に対してＰＣＲ検査をばっと実施してやる。今までもそういったケースがありましたので、そのときには対象となる人は全員すぐにＰＣＲ検査を行っております。

ただ、平時のときにそれをやるということはいかがなものかなということになりますので、それよりもワクチン接種というのが自分を防ぎ、そして感染防止になり、そ

して他人に対して迷惑をかけないということにもつながりますので、今は分散するよりもワクチン接種に全神経をとがらせて、それを粛々と進めていくということが第一義。もちろん突発的にそういうのが起こったときには、ＰＣＲ検査というのは大変有効ですから、すぐに実施したいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　そのＰＣＲ検査の問題をもう一回ちょっと、もう一言言った上であれしますけれども、現在の日本で行われているＰＣＲ検査というのは面的なＰＣＲ検査ではなくて、何かが起こって不安な人を中心にやっているのです。ですから、ワクチンを打った方、当然重症化するリスクが減っているというか、なりますので、当然その効果はあります。そうすると、その方は当然検査には来ませんよね、自分で自覚もありませんし。今の問題というのは、私がＰＣＲ検査と言っているのは、無症状者の方を発見するための検査ということで言っているわけです。ですから、ワクチン、これはもう世界的に今ワクチンを打ったからといってという、そういう感染しませんということではないということは、その流れにもなってきていますから、ですから私が再三申し上げるのは、要するに面的な検査、要するに無症状者を発見していくと。この嵐山町の規模はそんな大きな規模ではないので、やはりそれを丹念にやっていけば、かなりの効果があるだろうと私は思っているのです。再三申し上げるけれども、無症状者を発見するための、これはワクチンとどっちかではなくて、そこの問題はやっぱりしっかりと認識をしていただければなと思っております。この問題は議論している時間ありませんので、そういうことでお願いをして、次の質問に入ります。

○森　一人議長　どうぞ。

○４番（藤野和美議員）　２番です。種苗法改正による町内農業者への影響について。種苗法が改正されたが、町内農業者への影響が懸念される。そこで、以下の点について質問します。

（１）、具体的な影響が出ているか。

（２）、農業者への説明は。

（３）、農研機構など公的機関が登録している品種の扱いは。

以上です。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）、（３）の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　それでは、質問項目２の（１）、（２）、（３）につきまして、関連がございますので、併せて答弁させていただければと存じます。

具体的な影響につきましては、嵐山農産物直売所の苗生産者は30名程度ございます。そのうち登録品種の種苗の生産者が４人程度というふうにお聞きしてございます。種苗法改正に当たり、今のところ大きく影響はないということで把握をさせていただいてございます。

農業者への説明でございますけれども、令和３年３月に直売所の運営母体でございますＪＡ埼玉中央農協より生産者に対しまして、種苗の販売に係る注意事項についての文書とパンフレットのほうを配付させていただいてございます。さらに、同年４月に町より、同法改正に伴う登録品種種苗の適正利用についての国からのパンフレットを併せて生産者のほうに配付をさせていただいてございます。

登録品種の取扱いにつきましては、比企管内を地域的に見た代表的な品種として、カンショの紅はるか、シルクスイート、梨のあきづきなどが挙げられます。ほかにもおよそ１万品種程度、登録品種等があるわけでございますけれども、これらにつきましては、販売目的であれば種苗法に基づき育成権を持つ開発元へ許諾のほうを受けるという形で販売をするという形になると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　今現実に直売所に出している方の中で４人、大きな影響はないというご説明でした。

実は、私、その生産者の方から相談がありまして、これは課長にも問合せ等したわけなのですが、ここに農水省が作った、ちょっとあれですけれども、ここに「ちょっと待って！！種・苗・剪定枝の譲渡・外国への持ち出しバツ」ということで、でかいバツが書いてあって、ここから始まっているかなと思うのです。登録品種について次のような行為は種苗法違反になります等々。「登録品種」「海外持出禁止」などの表示のある種苗を外国に持ち出そうとした。それから、育成者権者の許諾なしに登録品種の種苗を増やして人に譲ったと。その後に、故意に種苗法に違反した場合の罰則、罰金、最高1,000万円以下、懲役、最高10年以下という、これを見てびっくりして相談がありました。

それから、これですね、家庭菜園をやっている方ということで、ご自身でお楽しみくださいと。登録品種は、ご自身で消費する菜園、花壇などでは自由に使えます。増やした種苗やそこからの生産物を他人にあげることはできませんという形になっています。

課長の説明したとおり、国のほうも生産者に対して大きな影響はないという、あくまでも海外への持ち出しを禁止するための法律だという説明を再三しているわけなのですけれども、ただ実際に、例えば直売所にこういうものがいきなり貼り出されたとすれば、恐らくしたと思うのですけれども、これはやっぱり生産者はびっくりします。ですから、その辺の経緯というか、もう少し詳しく説明していただければと思うのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

先ほど答弁の中でもちょっと触れさせていただきましたけれども、埼玉中央農協のほうから、比企管内の直売所に、この種苗法が改正をされ、４月から新たな部分での制約が始まるということをもって、３月の時点でそういった形で生産組合のほうに配付のほうがございました。

町といたしましても、３月議会の中でちょっとご質問等もあった経緯の中で、やはり生産者が不安になるという部分がございますので、町も直売所のほうの引上げ日がございますので、その中につきましては生産者が全て一堂に会して、月に１回の報告等も行います。そういった中でお配りをさせていただいて、具体的な例も挙げさせていただきながらご説明をさせていただきました。おのおの取り扱っている品種、苗であったり、種からキュウリやナスの苗を作るもの、そういった方々もいらっしゃいますので、具体的な例につきましては幾つかサンプルを挙げさせていただいてご説明をして、その後は個別に生産者の方から具体的な例をもってお話をお伺いしながら、ご説明をさせていただいているというふうな経緯で今進んでございます。

以上です。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　そうしますと、サツマイモの紅はるかについてはどのような説明をされたのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

今お話をさせていただきました具体的な例の一つとして、こちらのほうを取り上げさせていただきました。国のほうから、具体的な例といたしましての表示がございましたので、この図式も併せてご説明をさせていただきました。ちょっとご説明させていただきますと、種芋を買って、その種芋を定植してつるを作ります。そのつるを苗として販売、またはその苗を定植してサツマイモのほうを出荷するというものにつきましては、種芋を買ってございますので、許諾のほうが増殖を認められてございますので、可能であると。その種芋のつるとして、つる苗を生産して、そのつる苗からまた種芋を取って販売をするとか、その種芋ではなくて、それをサツマイモとして販売する、こういうケースになると自家増殖になりますので、これについては、登録品種の許諾を求めているものにつきましては許諾が必要になるということでご説明をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　そうしますと、紅はるかはかなり人気が今高くて、これをやっている方は随分いらしていると思うのです。ただ、その表示を見てやめた人がいました、紅はるかを。そういう意味では、紅はるかについては従前どおりで問題ないという説明をしたのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

この紅はるかにつきましては、今回の令和３年４月から施行された、改正以前からこういった取扱いについては許諾が必要となってございますので、今回の４月の改正について変更点があったものではないということではお話をさせていただいてございます。

以上です。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　そうしますと、今回の改正に該当する話ではないということ

で、これまでどおり扱いは問題ないというふうに、これまでのやり方で問題ないというふうに理解しておいてよろしいですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

先ほどご説明をさせていただきました自家増殖のケースで販売をしているのであれば、許諾は必要であると。ただ、その許諾については、今回から取るということではなくて、従前から必要であったということで解釈していただきたいと思います。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　紅はるかは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構というところが生産というか、この品種を作っているわけですけれども、もともとこれは国内の農業者育成のためにできた国の機構です。ですから、当然紅はるかもそこで作って、当然紅はるかだけではありませんけれども、ですからこういう公的な機関が作っているものの扱いというのは、これはどういうふうにお考えでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

先ほどの農総研等が許諾を取っております品種について、登録品種につきましては、ここからある一定の種苗会社であったりですとか、そういったところに譲渡をされておりまして、要は許諾をそこから取っていただくというふうなケースになってございますので、例えば農産物生産組合員の方々で、こういう品種を作りたいのだと、売りたいのだということであれば、そういった方々の分という形で直売所ないし農協のほうがそういうところに許諾のほうの申入れをして、許諾を取って販売をすると、増やしていくということは可能かというふうに考えてございます。

以上です。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　国のほうの説明の中でも、団体として許諾を取るという等々、Ｑ＆Ａの中でありました。これはそういう形でこれからも、例えばそういう人気品種については、そういうことをやっていくというふうにして理解していいですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　こちらにつきましては、農産物生産組合の事務局が農協でございますので、おのおの農家の方々がそういった事務をやるということにつきましては非常に手間になってまいりますので、町としてもそういう事務局のところに申入れをさせていただきまして、農家がより使いやすいような方向で、安心して農産物が販売できるような体制を取っていただきたいということで申入れをしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　この種苗については、嵐山の農業についても非常に重要なところですので、今課長が答弁されたとおり、農協とか町が農業者を管理するのではなくて、農業者を応援していくのだという立場で、ぜひそういうことで、その支援をしっかりとやっていただきたいと思います。

以上で、次の質問に移ります。

○森　一人議長　どうぞ。

○４番（藤野和美議員）　３番、小麦農林61号について。町では、小麦農林61号の普及に取り組んできており、町内の経済活性化への寄与が期待されている。そこで、以下の点について質問します。

（１）、らんざん農林61マップ・スタンプラリーの成果は。

（２）、現在の作付面積は。

（３）、今後、谷津田などを含めて作付を増やしていく考えは。

（４）、今後、６次産業化の取組は。

以上です。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　質問項目３の（１）につきましてお答えさせていただきます。スタンプラリーの目的といたしましては、コロナ禍において営業努力を続ける農林61号協賛店の応援、町内産農林61号小麦を使用した加工品の消費促進、併せて協賛店を広く知っていただくきっかけづくりとして企画をさせていただきました。実施内容といたしましては、令和２年11月１日から令和３年３月12日の間に、協賛店である15店舗

のうち11店舗以上で買物や食事をしていただき、スタンプを集めた方に農林61号等を景品として差し上げるものでございました。

残念ながら、11店舗以上の達成者につきましては19人にとどまりましたが、原因といたしましては、コロナ禍において得点クリアの店舗数が多かったものと考えられます。しかしながら、達成者の数と相まって得点クリアの店舗数を増やすことにより、ふだん気づかない多くの店舗を知っていただくことができ、足を向けていただくきっかけを提供できたと感じております。

また、その他の成果といたしまして、スタンプラリーに合わせて実施したプレスリリースにより、新聞、ラジオ等多くのメディアで取り上げられ、小麦を使用したい等の問合せが20件以上ございました。協賛店についても、当初の13店舗から２店舗増加にもつながっております。

続きまして、質問項目（２）、（３）につきましては関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。令和３年産農林61号小麦の作付につきましては13.5ヘクタールでございます。前年の7.3ヘクタールから大きく増やすことができました。現在小麦の乾燥調製につきましては、ＪＡ埼玉中央に委託をしており、その中での取決めとして、他の品種との混入を防ぐため乾燥調製の窯を分ける必要があり、そのため最大量が決められております。当面の作付面積につきましては、現状維持となりますので、これ以上の拡大は考えてございません。

続きまして、質問項目（４）につきましてお答えさせていただきます。質問項目（１）でお答えさせていただきましたスタンプラリー協賛店、この15店舗を中心に、新たな商品開発をサポートしていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　このスタンプラリーは非常にいい企画だったと思います。こういう企画は、なかなか１回でやるとか、短期というよりも、粘り強く長期にわたって展開していくと、これが非常に大事なことだと思うのです。ですから、ぜひこれは、期間が、マップそのものが11月１日から３月12日ということで、この期間でしたけれども、これを毎年継続していくという考えはありますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきたいと思います。

機会を見て、また趣向的なものを変えまして、この農林61号の商品開発につきましては、まだ引き続き協賛店が新しいものをということであれば、当然応援をさせていただきたいというふうには考えてございます。なかなか店舗数をまた増やすということにつきましては、小麦の供給量のこともございますので、制約が出てくるのかなと思いますけれども、ＰＲをするという観点からは、機会を見て、また企画できればというふうに考えてございます。

以上です。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　その作付面積等が現在で満杯だということです。今の量で需要と供給のバランスとしてはどうなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えをさせていただきます。

今現在、この面積の収量の中で、小麦のほうの作付に合わせまして使用者のほうから申込みをいただきまして、その中で配分をさせていただいてございますので、町内の店舗の枠を優先に考えてございます。今年度、テスト的に観光協会さんのほうで乾麺のお土産品の商品化を行いましたけれども、こちらのほうが非常にニーズがございますので、今年度収量といいますか、令和３年産の面積が増えたというのは、その結果がございましたので、13.5というふうなことになってございます。そちらのほうの乾麺の数量も合わせてということでございますので、おおむねの町内の希望者の数量についてはクリアができているのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　そうしますと、現在のバランス的には合っているということだと思うのです。ただ、今後幅広く観光の面でも大きくこれを売り出していこうとなってくると、当然この作付面積を増やしていかないと、そういうことにもなりますよね。谷津田の問題もそうなのですけれども、これが今後観光の中で食のウエートが非常に高いと。その中で小麦、この61号というのは、パンの分野を含めて非常に人気がある、非常に注目がされていると、ある意味非常にチャンスにもなっていると思うの

です。そうすると、では増やしていくことは可能だけれども、乾燥機のところという問題をクリアする上で、費用面とかあると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

まず、小麦の乾燥調製につきましては、今嵐山町は全て埼玉中央のライスセンターを利用させていただいてございます。今国または県のほうが奨励品種として、小麦さとのそら、こちらのほうを栽培させていただいてございます。収穫の時期につきましては、さとのそらから１週間程度遅れると、農林61号のほうがおくになりますので、刈取り時期は多少ずれるわけでございますけれども、やはりさとのそらの生産者においても、ちょっと収量が手間がいかないということでずれ込む方がいらっしゃいますので、今乾燥調製機が、先ほどお話をさせていただきましたけれども、ビンが２本ございます。ある一定の時期に１本のビンを上げさせていただきまして、そのマックスが13.5ヘクタールの容量ということになってございます。

また、今後なかなか、小麦の乾燥調製につきましては農業者が自らやるということは非常に嫌う状況でございますので、ライスセンターを使わざるを得ないのかなというふうには考えてございますので、これはまた農協のほうにお願いをさせていただきまして、状況を見ながら、藤野議員ご指摘のとおり、今食のほうにつきましては非常に関心度が高い、また埼玉県もうどん県２位ということで、この小麦に力を入れてございますので、差別化をする意味でもこの61号をぜひとも根づかせたいというふうに考えてございますので、農協のほうと調整を取らせていただきながら、できる限りの協力をお願いしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　そうしますと、今の耕作者というのは、らんざん営農さんとかいろいろいらっしゃると思うのですけれども、その辺の比率はどうなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

今らんざん営農を中心に、小麦農林61号の作付をさせていただいている農家さんが３件ございます。これにつきましても、やはり担い手さんの中で、さとのそらと61号が混在するということについて、非常に嫌がる農家さんもいらっしゃいますので、一方づいてやるのであれば協力できるよという農家さんのお声はいただいてございますので、それらも含めて、拡大と併せて調整は取らさせていただきたいというふうに考えてございます。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　そうしますと、前回も質問して、この町内の大きな問題になっている谷津田の問題です。谷津田を何とか放棄地にしないで、活用していく。その中で、この小麦が何とか使えないだろうかなということもあったのです。ですから、担い手さん、らんざん営農、いろいろあるにしても、何とかそこの、谷津田の要するに耕作放棄地を小麦で、小麦を作ることによって、その土地を活用していくということがちょっと考えられないかなということは思っているのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

小麦のほうの谷津田の作付ということでございます。嵐山町につきましては、先ほど他の議員の中でもちょっと答弁させていただきましたけれども、ブロックローテーション方式で作付を行ってございますので、休耕するときにこの小麦を作付するというふうなルールになってございますので、ではそこのところはもう揚水として使わない、水が上がらないのだというところについては、恒久的な意味での小麦61号を作付するということは可能かなというふうには考えてございます。

ただ、やはり農業者の方につきましても、どうしても谷津田となってきますと、こさ、日陰地が出てきますので、そうすると使える面積がある意味半分であったり、収量が半分になってしまうというところのリスクもございますので、そこにつきましては担い手さん、農家さんのほうと調整を取らさせていただきながら、希望のあるところはそういう形も取れるのかなというふうには考えてございます。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　農業をやっている方にお聞きしますと、ちょっと転作障害と

いうことも、小麦をそこの場所に作りっ放しにしてずっとやっていくと、その問題があるのだという指摘もいただきました。

昔は、要するに二毛作で、稲があって、次は麦ということで、そこのことによって転作障害からは逃れられていたのだということもありました。今は、現実にはそういうことはほとんどやっていない。ブロックローテーションの中で小麦を作っているということで状況が変わってきたと。ただ、谷津田になりますと、米はできない、代わりにでは麦をと、この辺の研究をしなくてはならない、考えなくてはならないことは多いと思うのですけれども、谷津田の問題は小麦だけで全部カバーすることができるかと、これはまたちょっと考えなくてはならないことがありますのであれですけれども、ただぜひ谷津田の対策の中で小麦をしっかりと位置づけて、担い手さん、法人もそうですけれども、町としてぜひ進めていっていただきたいと思うのです。それについてはどうでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきます。

やはり谷津田が非常に耕作放棄地になるリスクが高い地形でございますので、それらをいかに有効に耕作放棄地としない対策かというところは、また先進的な事例も含めて調査をさせていただきながら、解決に向けた対策が取れればなというふうに考えてございます。

以上です。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　そういう意味では、ぜひともチャンスというのですか、時代の流れも含めて、特に嵐山の小麦61号は、ある方から聞きますと、やっぱりほかの町と味が違うというご指摘もいただきました。あるパンを作っているお宅では、嵐山の小麦61号でないと、味、香りは自分たちの思っているような香りが出ないのだという話もありました。それだけやっぱり積極的にやっていくということがどうしても必要だと。絶好のチャンスだなということで思っています。

６次産業化の中で、これまでもやってきているのでしょうけれども、今後さらなる数量を増やしていくとなってきますと、これまでの取組だけではなくて、もう一回り、二回り、やっぱり大きくしないと、なかなか数量を増やしただけでは６次産業化には

なりませんので、その何か戦略等はありますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　お答えさせていただきたいと思います。

まず１点、この61号の小麦につきましては、まず種を買うという部分から、今農家さんのほうに、この61号につきましては一般品種になってございますので、採種圃ということで、種を取る圃場を作りながら、これをずっと続けていけるような対策ということで、昨年度から採種圃を作らさせていただいてございます。これは、専門家のやり方を、ご指導を受けながらというところでございますけれども。

それから、先ほどの一つの課題として上げさせていただきました乾燥調製、こちらにつきましては、極力農協のほうとご相談をさせていただきながら増やせる方向を、ここがクリアできないとなかなか厳しい部分がございますので、何としてもここは調整を取らせていただきたいなというふうに考えてございます。

また、農家さんのほうにつきましては、非常に担い手さんも前向きなお話もいただいてございます。先ほどもお話しさせていただきましたけれども、さとのそらと１週間程度違いますので、作業の分散ができるということもございますので、そういった観点からもお話をさせていただきながら、増やせる体制づくりというのはこれから協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、協賛店舗のほうがぜひともというふうなところであれば、また新たなものが、これは担当課といたしましては、町外は広げるところについてはもういいのかなと。ある意味アンテナショップとして、県下に知っていただきたいということで広げさせていただきましたので、嵐山町に新たな店舗を出したいとか、起業したいとか、そういったところの声があれば、ぜひとも協力はさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○４番（藤野和美議員）　では、質問はこれで終了いたします。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◎休会の議決

○森　一人議長　お諮りいたします。

議事の都合により、９月６日、７日、８日、９日、10日を休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、９月６日、７日、８日、９日、10日を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　２時１９分）

令和３年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第５号）

９月１４日（火）午前１０時開議

日程第　１	認定第　１号	令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　２	認定第　２号	令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　３	認定第　３号	令和２年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　４	認定第　４号	令和２年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５	認定第　５号	令和２年度嵐山町水道事業会計決算認定について
日程第　６	認定第　６号	令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定について
日程第　７	議案第４６号	令和２年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第　８	議案第４７号	令和２年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第　９	諮問第　２号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第１０	同意第　３号	嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１１	同意第　４号	嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第１２	議案第３９号	令和３年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）議定について
日程第１３	議案第４０号	令和３年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第１４	議案第４１号	令和３年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第１５	議案第４２号	令和３年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定について

日程第１６	議案第４３号	令和３年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定について
日程第１７	議案第４４号	令和３年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第１号）議定について
日程第１８	議案第４５号	滑川町の公の施設の区域外設置に関する協議について
日程第１９	議案第４８号	令和３年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定について
日程第２０	発委第　３号	嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の制定について

○出席議員（１２名）

１番　小　林　　智　議員	２番　山　田　良　秋　議員
３番　狄　守　勝　義　議員	４番　藤　野　和　美　議員
６番　大　野　敏　行　議員	７番　畠　山　美　幸　議員
８番　長　島　邦　夫　議員	９番　青　柳　賢　治　議員
１０番　川　口　浩　史　議員	１１番　松　本　美　子　議員
１２番　渋　谷　登美子　議員	１３番　森　　一　人　議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅　原　浩　行
書　　記	安　在　洋　子

○説明のための出席者

佐久間　孝　光	町　　長
髙　橋　兼　次	副　町　長
福　嶋　啓　太	技　　監
青　木　　務	参事兼総務課長
馬　橋　　透	地域支援課長
村　田　　朗	税務課長
高　橋　喜代美	町民課長
前　田　宗　利	福祉課長
萩　原　政　則	健康いきいき課長
近　藤　久　代	長寿生きがい課長
藤　原　　実	環境課長
杉　田　哲　男	農政課長
藤　永　政　昭	企業支援課長
伊　藤　恵一郎	まちづくり整備課長
清　水　延　昭	上下水道課長

田　畑　　修	会計管理者兼会計課長
奥　田　定　男	教　育　長
村　上　伸　二	教育委員会事務局長
杉　田　哲　男	農業委員会事務局長 農政課長兼務
堀　江　國　明	代表監査委員
大　野　敏　行	監　査　委　員

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和３年第３回嵐山町議会定例会第19日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に決算審査特別委員会に付託し、審査願っておりました日程第１、認定第１号　令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第２、認定第２号　令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第３、認定第３号　令和２年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第４、認定第４号　令和２年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第５、認定第５号　令和２年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件、日程第６、認定第６号　令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件、日程第７、議案第46号　令和２年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第８、議案第47号　令和２年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定６件並びに議案第46号及び議案第47号の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第１日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第45号　滑川町の公の施設の区域外設置に関する協議についての件について、審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第８号　「デジタル改革関連法」成立に反対する意見書の提出について、発議第９号　土地利用規制

法の廃止を求める意見書の提出について、発議第10号　沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書の提出について、発議第11号　国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法改正を求める意見書の提出について及び発議第12号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、以上の５件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

議員提出議案５件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎認定第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第１、認定第１号　令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松本決算審査特別委員長。

○松本美子決算審査特別委員長　皆様、おはようございます。議長の指名がございましたので、決算審査特別委員会の報告を朗読をもちまして報告に代えさせていただきます。

令和３年９月14日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

決算審査特別委員長　松　本　美　子

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記

事件名、件名、審査結果という形で報告します。

認定第１号　令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

決算審査特別委員会報告書

令和３年９月14日

決算審査特別委員長　松　本　美　子

１、付託議案名

認定第１号　令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

２、審査経過及び結果について

８月27日開会の本町議会第３回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました認定第１号　令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を、９月６日、７日、８日及び９日の４日間にわたり審査をいたしました。

（１）、９月６日の委員会について

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下、「令和２年度決算事業現地調査」を行いました。

初めに、企業支援課長の説明により杉山城跡案内標識設置工事、上下水道課長の説明により武蔵嵐山駅付近線路敷横断排水路修繕工事、まちづくり整備課長の説明によりＲ２道路改築工事（町道菅谷31号線）、最後に嵐なびの視察を行い、全ての現地調査が終わりました。

（２）、９月７日の委員会について

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席の下、課局ごとに審査することとし、議会事務局、税務課、総務課・会計課、地域支援課、町民課、福祉課、健康いきいき課の順で質疑を行いました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりであります。

議会事務局については、質疑はありませんでした。

税務課では、コロナ禍の税収への影響はとの質疑に対しまして、全体への影響としては捉えられないが、固定資産税軽減申請が56件、2,596万3,000円であったとの答弁でありました。

総務課・会計課では、地方消費税交付金が前年に比べて増加しているが、原因はとの質疑に対して、社会保障財源分として交付される幼保無償化に関する交付金が増額となったことが主なる要因であったとの答弁でした。

続きまして地域支援課では、特別定額給付金の対象者数と給付実績はとの質疑に対して、対象者は１万7,895人に対して１万7,877人に給付、給付率99.8％で、転出者を除くとほぼ全員に給付できたとの答弁でした。

町民課では、集団がん検診を行わなかった理由はとの質疑に対して、コロナ禍で町民の安全を第一に考えて、やむなく集団検診を中止したが、個別がん検診は実施したとの答弁でした。

福祉課では、篤志家の寄附によるひとり親家庭臨時特別給付金事業ができたことについて町の考えはとの質疑に対して、２回にわたって延べ246家庭に対して給付が行われたことについて大変ありがたく感謝しており、給付を受けた方からも大変助かったと伺っているとの答弁でした。

健康いきいき課では、やすらぎトレーニングルームの運営状況はとの質疑に対して、開館できたのは年間164日で、約５か月半の休館となり、感染症予防のため予約制を取り、人数と時間の制限を行うなど厳しい運営となったため、年間延べ4,420人の利用であったとの答弁でした。

（３）、９月８日の委員会について

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席の下に、課局ごとに審査することとし、長寿生きがい課、環境課・上下水道課、農政課、企業支援課、まちづくり整備課、教育委員会事務局の順で質疑を行い、主な質疑とその答弁は次のとおりでありました。

長寿生きがい課では、高齢者外出支援事業の予算に対して利用が低迷しているがとの質疑に対し、利用者は561人で、利用額も前年実績に対しても90万円程度少ないが、コロナ禍で外出を控えた影響があると考えられるという答弁でした。

環境課・上下水道課では、ごみ減量化が進んでいないが課題はとの質疑に対して、特に資源ごみが増えた理由として、資源ごみの海外輸出がストップし、収集後の処理が進まず、買取り単価がゼロ円となるほか、コロナ禍で家庭の断捨離が進んで可燃ごみも含め増加しているなどの課題があり、広報等でごみ減量化をお願いするなどしているとの答弁であります。

農政課では、農業者フォローアップ事業の内容はとの質疑に対して、新型コロナウイルス感染症対策として臨時交付金を利用し、事業に影響のあった酪農家やイチゴ農家などの支援に充てたほか、地域経済活性化分としてコロナ禍収束後の顧客の増加と売上げアップを応援するため、直売所生産組合の平型冷蔵施設の購入補助、購買者へのサービス品費用の補助等の支援を行ったとの答弁でありました。

企業支援課では、元気回復会議の成果についての質疑に対して、主に嵐なびの人件

費を補助しているが、販売スペースの模様替えや商品の拡充など工夫がされており、コロナ禍もあり、直接売上げ増にはなっていないが、終息後は増加が期待されるとの答弁があった。また、販売促進給付金の内容はとの質疑に対し、経営革新計画を立てて販売促進を図っている町内の事業者に対して、10万円を上限に22件の支援を行ったとの答弁であります。

まちづくり整備課では、武蔵嵐山駅西口地区整備事業は次年度への繰越しや事故繰越が多いとの質疑に対して、地権者等との交渉が長引いた経緯があり、進捗が遅れていたが、町道36号の測量も完了のめどが立ち、移転先造成工事もほぼ工事が終わる見込みで、事故繰越した案件も既に契約が終わり、３月までには移転の予定で令和３年度内の完了が見込まれているとの答弁でありました。

教育委員会事務局では、ＧＩＧＡスクール構想事業のタブレット配付ができたが、活用はとの質疑に対して、令和２年度内では納品まで準備作業は進めており、活用は令和３年度からとなっているとの答弁であります。

学校給食は、休校があったにもかかわらず減額となっていないがとの質疑に対して、４月、５月は休校、６月は簡易給食、７月、８月の一部は追加で臨時給食を提供していたが、調理業務や運搬業務の委託業者に対しては頻繁な契約の変更を行うなど、費用の減額要因だけでなく増額要因もあり、大きな減額とはなっていないとの答弁でした。

英会話事業は従前から力を入れているが、小学校３、４年、５、６年生ではどのような状況かとの質疑に対して、町では英会話授業に対して手厚い支援を行っており、中学２年、３年生では埼玉県の学力・学習状況調査で県平均値に達する学力を示していることから、成果は出ているものと評価している。小学３、４年、５、６年生の学習状況は、町の支援によりＡＬＴのほか、担任及び小中一貫の英語担当の３人体制で学習しており、コミュニケーション重視の指導が行われているとの答弁であります。

また、コロナ禍で図書館も閉鎖されたが、判断はどこで行ったのかという質疑に対して、図書館に限らず町の施設の閉鎖の判断は、個々の部署で決めているのではなく、緊急事態宣言が出された中で立ち上がった町の新型コロナ対策本部で統一した判断を行ったとの答弁でありました。

（４）、９月９日の委員会について

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席の下、川口

浩史委員、渋谷登美子委員、青柳賢治委員、藤野和美委員からの総括質疑を行い、主な質疑とその答弁は次のとおりであります。

①、環境を守る事業として水質検査について伺ったところ、基準値を超過しているものについてとの質疑に対しては、水質汚濁に関する環境基準には人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準があるが、令和２年度の調査では、人の健康の保護に関する環境基準は全ての地点で環境基準に適合している。また、生活環境の保全に関する基準の適合状況は、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、大腸菌群数で未達成である以外は全て基準に適合している。町は県と連携して河川のしゅんせつや改修により水の深さや流速を確保し、町民、事業者などが基準に適合した排水に心がけるための施策や広報活動による周知をしていくとの答弁でありました。

②、ふれあい交流センター窓口業務の廃止の経緯についてとの質疑に対して、令和２年の議会定例会において代表監査委員から町の財政についての大変厳しい指摘があったことがあり、昨年12月には「広報らんざん」において財政調整基金の状況をお知らせするなど、町では財政の大変な状況について危機感を持っている。このため職員体制を含め、より効率的な運営を行っていく必要があること、また町税等のコンビニ納付の普及、令和３年３月からの各種証明書等のコンビニ交付を開始したことなどを踏まえて窓口業務を廃止したとの答弁でございました。

③、これまで経験したことのないコロナ禍にあって、地方創生臨時交付金が交付され各種事業が実施されたが、その効果と評価はとの質疑に対しまして、地方創生臨時交付金を活用した事業は、その趣旨である感染の拡大防止、影響を受けている地域経済や住民生活を支援することを念頭に置いて39の事業を実施した。その効果並びに評価は、町が管理する施設の感染拡大の防止が図られ一定の効果があったと評価でき、また地域経済や住民生活の支援にあっては、誰一人取り残さないことを念頭に、事業者から子育て世代まで幅広い支援を行えた。町としては、感染拡大がいつまで続くか分からない状況の中、時々に応じて何が必要なのか常に考え、事業を選択し実施してきた。コロナ対策にあっては今も進行中であり、引き続き住民目線に立って対策等を実施していくとの答弁でした。

④、千年の苑事業における植栽の見直し等についての質疑に対して、ラベンダー園は当初10.5ヘクタールを目標として、令和元年度開催のラベンダーまつりは８ヘクタールのラベンダー園で町内外から来訪があったが、度重なる天候不良や台風により育

成状況が悪化し、大半が枯れるという深刻な事態となった。こうしたことから、原因と考えられる圃場の水はけの改善策を検討し、令和２年度には４ヘクタールの圃場の水路しゅんせつ、排水対策を実施し、安定した株の育成を図っている。また、年間を通して観光客の誘致を行うことが課題であり、令和２年度には２ヘクタールの圃場にポピーの種をまき、また約３ヘクタールに特産品の原料である小麦農林61号を作付したとの答弁でありました。

（５）、審査結果について

総括質疑終了後、討論はなく、本案を採決し、「賛成多数」により「認定すべきもの」と決しました。

以上、認定第１号　令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果についての報告を終わらせていただきます。

○森　一人議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。松本決算特別委員長、ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論につきましては、４名の議員から届出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。2020年度一般会計決算に反対の討論を行います。

2020年度は、９月、岩澤勝町長から佐久間孝光町長に替わりました。町長の交代は大きく、難病患者見舞金を復活させ、小中学校の給食費を第２子以降半額にし、2021年度はそれを制度化しました。評価するものであります。中でも難病患者見舞金を復活させた意義は大きいと考えております。難病になった方の一生涯治らないことを知ったときの喪失感は、察するに余りあります。生きる気力を失っても不思議ではない方々に見舞金を届けることは、あなたを忘れていないことを伝えるメッセージになっていると思うからです。福祉は、黙っていればどんどん廃止されます。この見舞金も岩澤前町長は無慈悲にも廃止しました。それを何の運動もなく復活させたことに感嘆するものです。難病患者の喜びの声が聞こえてくるようです。このように評価できるものがある一方、改善が求められるものがあります。

まず初めに、新校開校準備委員会の進め方に強い批判がありました。昨年12月12日に開いた議会報告会において、意見交換会は「コロナ禍にて町に望むもの」というテーマにもかかわらず、学校統合について何の説明もなく進められていることへの不満が、多数の参加者から発言があったわけであります。教育委員会は、コロナ禍で説明することが困難ということですが、説明会ができないのであれば委員会を中止し、説明会が開かれるまで待つべきであったわけであります。それを保護者をよそに進めたことに不満が噴出したと考えます。

こうした批判の上に、嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会と新校開校準備委員会が地方自治法第138条の４第３項違反に当たってもいました。嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会は、当時の永島宣幸教育長が諮問したものです。ですから、諮問機関であることは明確です。その諮問機関を要綱で設置していました。では、諮問機関はどう設置されるべきかでありますが、地方自治法第138条の４第３項は条例による設置でなければならないと解説書には明記されています。条例による設置でなければならないものが要綱での設置であったわけです。法律違反の委員会が協議し、答申を出し、教育委員会はこの答申を受け、嵐山町立学校適正規模等基本計画を策定しています。この基本計画に基づき、新校の在り方を検討する新校開校準備委員会が設置されたわけです。このような経緯で設置された新校開校準備委員会、町民の批判と法律違反とが相まって、佐久間町長がストップさせたことは英断であったと考えていましたが、しかし法律違反とは認めませんでした。私が本年３月議会においてこの問題を一般質問したとき、自治法違反をかたくなに認めなかったわけです。恐らく委員への報償費を支払うためと考えています。地方自治体が法律に基づいた処理をしないなど不遜の極みです。安倍政権が「モリ・カケ・桜」で問題になったとき、文書不存在で言い逃れ、何の責任も取らないのと同じものを感じました。コンプライアンスが大事だと言ってはいるが、いざとなったら恣意的運用をする、そんな自治体を誰が信頼するでしょうか。信頼がなければ協力もありません。こんなやり方は改め、法にのっとり処理する、そういう嵐山町行政にすることを強く求めます。

また、嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会と新校開校準備委員会では、永島教育長が度々発言し、意見も述べていました。諮問機関に諮問した者が意見を述べることは、会議の方向性の誘導以外の何物でもありません。これも３月議会で質問しました。佐久間町長は改めることを答弁しておりますので、そのとおりに運営できている

かどうか、今後見ていきたいと思います。

次に、駅西口の開発についてです。ロータリーがかなりの部分整備されました。その費用に１億6,266万317円かかっています。必要性も要望もない事業にです。完成した暁には、負の遺産として後世に残ることを申し上げておきます。

次に、千年の苑についてです。ラベンダーが大規模に枯れました。高温多湿を嫌うラベンダーを大規模に植栽すること自体が間違っていたわけです。狭い範囲で植えていき、根づくことを確認してから範囲を広げていくべきでした。それを枯れるとは考えずに実施したことが大きな間違いだったわけであります。また、観光地域づくり法人推進事業に2,326万4,589円の費用を使用しています。こんなにお金をかけて行う観光地域づくり法人事業にも注視しなければならないと考えています。

次に、パワハラをしたという職員の処遇についてです。既に何度も申し上げておりますように、病気になるほどのパワハラがあったとは考えていませんが、この件は公平委員会が審理しているということですから、その結果を待ちたいと思います。問題は、隔離状態に置いていたということです。人権を最も重く見るべき行政組織が人権侵害していることは許されないことです。こうした行為を絶対にやめることを求めます。

最後に、同和問題です。嵐山支部への補助金が40万円に対し、27万1,300円を残し、残りの12万8,700円が返還されました。補助金の一部が返還されたことは初めてのことではないかと思います。返還されたことはよかったわけでありますが、しかしそもそも同和による差別の事象は皆無です。補助金の支給自体、必要のないものです。今後は、全ての同和事業の廃止を求めるものです。

以上、指摘した点が改善されますことを願って反対討論を終わります。

○森　一人議長　次に、賛成討論を行います。

第２番、山田良秋議員。

○２番（山田良秋議員）　２番議員、山田良秋、令和２年度一般会計決算について賛成の討論を行います。

現在、我が国は新型コロナ感染拡大という厳しい状況に置かれています。経済活動も鈍化し、人々は感染の恐怖にさらされ、緊急事態宣言の中、イベント開催や旅行、飲食も制限を受け、ストレスを感じつつ、コロナ前の日常の大切さを痛感しています。

そのような中、政府は埼玉県の緊急事態宣言措置を９月30日まで延長すると決定し

ました。

一方、埼玉県はワクチン供給の見通しが立ったとして、県内全市町村に対して12歳以上の全ての年代に接種の受付をするよう通知すると報じました。嵐山町の決算認定は、直近の状況変化の兆しはあるものの、コロナ対策を避けて通ることはできないと考えます。

さて、町では従前から町長を中心に、各課横断的にコロナ感染対策を精力的に遺漏なく対応してきました。まず、このことを大きく評価したいと思います。

次に、子育て世代に対して理解ある各支援事業の実施並びに幼児、児童、生徒、学生及び障害のある方への対応や高齢者の方への様々な支援事業の実施を評価します。

さらに、稼ぐ力では町民等を巻き込んだ千年の苑があります。そして、町の玄関口である武蔵嵐山駅西口が空間的にも広々と生まれ変わろうとしています。町の交通網の整備、計画も充実、進行しつつあります。

このように町は国や県の動向を踏まえ、町民のため、様々な対応を講じています。今後も町民の貴重な税金を一円でも無駄に使わないためにも、既存の施策に対して勇気を持ってスクラップ・アンド・ビルドの精神で当たってほしいと強く訴えます。例えば関係市町村との連携です。各団体及び各町村に対しての従前から続く負担金の精査や河川の水質改善等については、関係市町村との連携なくしては実行できません。ぜひともお願いします。このことを付け加え、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○森　一人議長　次に、反対討論を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　では、反対討論を行います。

令和２年度は、コロナ禍による４月７日から５月13日までの第１回緊急事態宣言、２月８日から３月７日までの第２回緊急事態宣言と、世界的パンデミックによる異常事態の１年でした。コロナ禍で、いや応なく変わらざるを得なかった１年です。学校休校、飲食店等の休業、テレワーク、密を避けるための職員の勤務体制の変更など苦心の尽きない行政であったことは分かります。しかし、非常勤職員が会計年度任用職員として位置づけられ、一定の給与保障ができ、同一賃金に一歩近づいたことは、働く環境としての嵐山町にとっては前進です。

令和元年度の監査委員の指摘は、嵐山町の財政状況の悪さがありました。私は、嵐

山町財政は野心が大きく、金を稼ぐということに予算と人材を使い過ぎていること、そのことが財政悪化の原因で、そのことのために、そして財政を維持するために必要な政策を切っていくということは好ましくないと考えています。

一方、コロナ禍での町民の政治参加は難しいものでしたが、一方で町民の一人の方の希望によってオンライン会議の手法のズームが取り入れられたことは、時代の必要性を柔軟に受けて、よい方向だと考えます。

令和２年度決算は、以下３点を指摘し、不承認とします。

１、消費税８％から10％の値上げは、３歳から５歳までの幼保無償化を実現するために前倒しで行われました。そのため特別地方消費税交付金は、一義的に３歳から５歳の子どもの幼児教育の無償化を進めることに活用することになっていますが、町立幼稚園では３年保育を進める政策ではなかったため、令和２年度はその準備さえもしようとせず、残念です。一人の人の３歳の１年間は、人生で一度だけ、貴重なものです。

次、２つ目、地方自治法第138条の４第３項違反の支出です。令和２年度は、違法支出と考える報償費の支出は３件ありました。そのうちの１件は、新校開校準備委員会です。７万2,000円の支出ですが、議会ではなく別のところで違法性は指摘されています。様々な事情はあったと推測しますが、支出する前に違法であると指摘しているにもかかわらず、適法として報償費と支出してしまったことは残念です。

幾つかの裁判例を調べてみましたが、審議会の名称や準備会、懇話会、協議会の名称にかかわらず町職員以外の外部の人を委員として、町民の権利に関わることを調査、協議する場合、条例設置の議会議決が必要であることが分かりました。新校開校準備委員会を設置するに当たっても、条例制定からでした。議会としても気づかず、町民に対して申し訳ないことをしました。学校給食運営委員会は規則設置ですが、給食費について決定していくため、町民の権利に関わる委員会であり、条例設置が従来から必要でありました。気がついていなく、申し訳なかったです。

就学指導委員会についても、子どもが就学する学校についての委員会です。子どもの学ぶ権利に関する委員会で外部の人が入っていますから、やはり議会議決が必要です。見直しされることを期待します。

３つ目です。令和２年度中にふれあい交流センターに嵐山町正規職員を配置しないことが協議され、令和３年度実施されました。財政的に厳しいからという理由で、ふ

れあい交流センターを貸館として町民に提供するのは早計であると考えます。ふれあい交流センター設置及び管理条例施行規則には、嵐山町交流センターの分掌事務は、１、地域活動の推進に関すること、２、ボランティア活動の支援及びボランティア推進体制の整備に関すること、３、各種団体の交流及び連絡調整に関すること、４、講演会、講習会、その他教養講座の開催に関すること、５、センターの使用及び維持管理に関することとなっています。

コロナ禍で、ふれあい交流センターは５か月半開館されませんでした。だからといって町民の人から意見を聞くこともなく、町長と職員でふれあい交流センターに一切職員を配置しないと決めるのは、今必要とされている生涯学習や公民権学習を否定する結果になります。また、高齢者の多い菅谷地区にはコンビニはありません。ふれあい交流センターの位置づけについては、もう一度見直す必要があります。

以上３点を述べ、令和２年度の決算認定に反対します。

○森　一人議長　次に、賛成討論を行います。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　政友会の青柳賢治です。令和２年度一般会計決算に対しまして賛成討論を行います。

令和２年度のスタートと同時に、日本においては初となる緊急事態宣言が４月７日に６都府県に、その後北海道を含む13都道府県に、さらに全国に発令されました。５月６日までに収束できず、５月31日まで延長されました。その間、全国の小、中、高校の臨時休校、新しい生活様式への徹底を求められる日々が続きました。

嵐山町におきましては、令和２年度までは多少の感染者の発生にとどまり、全国平均を下回るような状況でございました。一旦落ち着いた感もありました。新型コロナウイルス対策の本部の努力に感謝いたします。

さて、そのようなコロナ感染症の影響を受けた令和２年度の歳入額は、国が国民全員に給付するという初めての特別定額給付金事業補助金17億9,846万、さらに新型コロナ感染症対策に地方創生臨時交付金２億1,636万、子育て世帯への臨時特別給付金6,014万円、さらには児童福祉寄附金として2,000万円など、歳入額は今までにない86億9,599万円の規模まで膨らみ、大幅な増額になりました。町税の減額が幸いに微減で済んだこともあり、確実な収入を確保できました。歳出合計も17億9,800万円の特別定額給付金事業や、その他コロナ感染症予防などに執行の予定された歳出ができたの

ではないでしょうか。

私が令和２年度の決算を認定すべき第１の理由といたしまして、新型コロナ感染症と正面から向き合い、町民のための各種事業が執行されたことであります。国の令和２年度補正予算に伴う特別定額給付金事業を４月30日に専決処分、５月８日にオンライン、14日に発送と各課の協力も得てスピーディーに進み、一日も早く町民の皆様にお届けするという町の強い思いは、他の町村をしのぐ早さで、満足する声となりました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強靭な経済構造の構築にと39の事業に及び、感染症対策物品の備蓄もできました。小規模事業者応援給付金等は、今まで以上の商工会との緊密な連携を図り、１事業者も漏らさないという事業者に寄り添った支援となり、町内事業者の経営の継続につなげ、183件の実績を上げました。同じく農業者フォローアップ事業は、直売所の販売促進や各農家の事業の継続に効果を発揮しました。子育て世帯には一律定額の給付でありましたが、再度の支援が行われました。さらに、篤志家の寄附金が一番コロナの影響を受けていると思われる独り親家庭に特別給付金として届けられました。歳入の目的に沿った効果的な歳出となったことを評価いたします。いつも必要とする町民に届いているかという観点を持って職務に当たってください。

２点目は、コロナの感染防止を最優先する執行計画の中で、相当な各種事業が縮小されました。各種団体の多くは、練習する場所などに苦労したとも耳にいたしました。やすらぎなどの利用法についても、徹底した感染症対策、らんらんポイントの見直しなど、できる限りの創意工夫に対しまして担当課の努力を評価いたします。

ただ、今生きている人たちが経験したことのないコロナ禍にあって、町民の精神面、健康面へのフォローはどうだったのでしょう。今までは、親戚、友人、サークル活動など、密に寄り添い、関係を深める行動こそが生きていく上での安心感であったり、健康な生活をしていく基本でありました。それが突如、新しい生活様式となったわけです。町民の健康をつかさどる担当の職員は、職務上、町民以上に知識もあり、健康面での行動において自制も利くことでしょう。全ての町民がそうだとは限りません。どうぞ、そのようなときも町民一人一人に優しく寄り添い、丁寧な説明と理解を得る努力の継続をお願いいたします。保育園児や幼稚園児と、お年寄りによって出来上が

った嵐丸体操をぜひともコロナに負けない町民体操へ広め、高めてください。

３点目は、嵐山町の長年の懸案でありました駅前西口の整備です。嵐丸ひろば、嵐山町ステーションプラザと、駅が変わっていると町民のどなたも感じていたと思います。あと一息のところまで令和２年度において工事が進展いたしました。去年の今頃を思い出してください。髙橋副町長は、駅前に立って何が違うかといえば、空が見えるようになったと表現されました。それは、地権者の理解と協力が得られたということでもあると述べられました。歴代の課長が地権者に寄り添い、粘り強い丁寧な交渉の結果、得られた今日であります。苦労を重ねたこの成果を高く評価いたします。交渉によって得られましたあらゆる知見、ノウハウは、今後の嵐山町の貴重な財産になることでしょう。町民の駅となり、嵐山町の元気へとつながる活用に結びつけなくてはいけません。

コロナ禍決算と言っても過言ではない令和２年度決算でありました。考えに考え抜いての執行計画だったことと思います。国からの補助金もありまして、必要とする人への配慮、コロナ禍においての配分のバランス、いずれも適正であったと判断いたします。

なお、今も第５波が拡大中であり、長い対応になるかもしれません。引き続き感染症対策に注意を払いながら、職員一人一人がコロナ対応力を強めていただき、今まで以上に嵐山町への深い愛情を持って職務に精励していただきますようお願いいたします。一致団結して町民の福利向上に日々奮闘する執行と職員に敬意を表しまして、私の賛成討論といたします。

○森　一人議長　以上で討論を終結いたします。

これより認定第１号　令和２年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○森　一人議長　起立多数。

よって、本案は認定されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時５分といたします。

休　　憩　午前１０時５０分

再　　開　午前１１時０４分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第２号～認定第６号、議案第４６号、議案第４７号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第２、認定第２号　令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第３、認定第３号　令和２年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第４、認定第４号　令和２年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第５、認定第５号　令和２年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件、日程第６、認定第６号　令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件、日程第７、議案第46号　令和２年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第８、議案第47号　令和２年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定５件並びに議案第46号及び議案第47号を一括議題といたします。

決算認定５件並びに議案第46号及び議案第47号につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松本決算審査特別委員長。

○松本美子決算審査特別委員長　それでは、特別会計につきまして報告をさせていただきます。朗読をもちまして報告に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

令和３年９月14日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

決算審査特別委員長　松　本　美　子

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告をいたします。

事件の番号、件名、審査の結果という形で報告をさせていただきます。

認定第２号　令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきもの。

認定第３号　令和２年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第４号　令和２年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第５号　令和２年度嵐山町水道事業会計決算認定について。認定すべきもの。

認定第６号　令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定について。認定すべきもの。

議案第46号　令和２年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。可決すべきもの。

議案第47号　令和２年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。可決すべきもの。

それでは、特別委員会の特別会計につきまして報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会報告書

令和３年９月14日

決算審査特別委員長　松　本　美　子

１、付託議案名

認定第２号　令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第３号　令和２年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第４号　令和２年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第５号　令和２年度嵐山町水道事業会計決算認定について

認定第６号　令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定について

議案第46号　令和２年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第47号　令和２年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

２、審査経過及び結果について

８月27日開会の本町議会第３回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました上記決算認定５件、議案第46号及び議案第47号について、全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席の下、９月10日に審査を行いました。

最初に、認定第２号　令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から審査し、主な質疑とその答弁は、次のとおりであります。

一般会計からの法定内繰入れと法定外繰入れについて、法定外繰入れは国、県からの方針により解消を図っていく方針であるが、令和２年度は保健事業による法定外繰入金があったが、令和３年度以降は財政主体が県に変わったことから、解消していく方針であるとの答弁がありました。

また、財政調整基金積立金残高についての質疑に対し、令和２年度末での１億6,665万9,272円となったとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第３号でありますが、令和２年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりでありました。

医療費総額と１割負担者、３割負担者の人数、１人当たりの医療費についての質疑に対し、令和２年度の医療費の総額は20億7,574万7,305円、１割負担者は2,684人、３割負担者は148人、１人当たり医療費は73万8,437円、前年度比較約８％の減少、県内平均は81万1,648円との答弁でありました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第４号　令和２年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりでありました。

介護保険の認定者数についての質疑に対し、令和２年度末の第１号被保険者の認定者は884人で、前年度より増加しており、今後も増加していくと認識している。認定率は、令和３年３月で全国18.7％、県15.8％、嵐山町15.1％との答弁でした。

また、介護保険災害臨時特例補助金については、コロナ禍の影響により収入減となった場合の保険料減免措置であるが、令和２年度の該当者は６名との答弁でありました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第５号　令和２年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりであります。

コロナ禍の町民支援として基本料金の減免を行ったが、町民の捉え方はとの質疑に対し、基本料金の減免は給水収益の減少となったが、一般会計補助金として営業外収

益に受け入れている。町民の捉え方は、直接には伺っていないが、一般家庭、事業者と区別がなく実施しており、町内の水道利用者全てに減免を行ったとの答弁でございます。

質疑終了後、討論なく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第６号　令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

公共下水道工事の記載がないとの質疑に対し、令和２年度の実績はなく、今後も川島地区の工事が始まるまでは予定していないとの答弁でした。また、寄附を受けた町管理型の寄附浄化槽数は総数で288基、うち寄附後入れ替えたものが10基、更地になっているものが１基、建て替えによる取下げが１基で、現在の寄附浄化槽管理基数は276基との答弁でした。

質疑終了後、討論なく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

続いて、議案第46号　令和２年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査しました。

質疑、討論はなく、賛成全員により可決をいたしました。

最後に、議案第47号　令和２年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査し、質疑、討論なく、賛成全員により可決をいたしました。

以上、認定第２号　令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件外認定４件、議案第46号、議案第47号について、全ての審査を終了いたしました。

以上で本委員会の審査経過及び結果についての報告を終わらせていただきます。

○森　一人議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、認定第２号から認定第６号並びに議案第46号及び議案第47号までを一括して行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。松本決算審査特別委員長、ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論、採決につきましては、決算認定及び議案ごとに認定第２号から順次行います。

まず、認定第２号　令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第２号　令和２年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第３号　令和２年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第３号　令和２年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第４号　令和２年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第４号　令和２年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第５号　令和２年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第５号　令和２年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第６号　令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第６号　令和２年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第46号　令和２年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第46号　令和２年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ

いての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第47号　令和２年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第47号　令和２年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で令和２年度決算認定並びに議案第46号及び議案第47号の審議は全て終了いたしました。

堀江代表監査委員、大野監査委員、ご両名におかれましては各会計の決算監査をいただき、また本定例会並びに決算審査特別委員会にご出席をいただきました。そのご労苦に対し、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１１時２５分

再　　開　午前１１時２７分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第２号の上程、説明、質疑、採決

○森　一人議長　日程第９、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　諮問第２号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第２号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。人権擁護委員青木裕子氏の任期が令和３年12月31日に満了することにつき、新たに大澤智恵子氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

大澤智恵子氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎同意第３号の上程、説明、質疑、採決

○森　一人議長　日程第10、同意第３号　嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　同意第３号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第３号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町教育委員会委員舩戸美津子氏の任期が令和３年９月30日に満了することにつき、引き続き同氏を嵐山町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項に規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

舩戸美津子氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論は省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第３号　嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、同意第３号　嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第４号の上程、説明、質疑、採決

○森　一人議長　日程第11、同意第４号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　同意第４号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第４号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町固定資産評価審査委員会委員関根盛敏氏の任期が令和３年９月30日に満了することにつき、引き続き同氏を嵐山町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方自治法第423条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

関根盛敏氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第４号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、同意第４号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第12、議案第39号　令和３年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第39号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第39号は、令和３年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億8,284万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億7,396万1,000円とするものであります。

このほか、債務負担行為の追加が１件、地方債の追加が１件、変更が１件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　それでは、議案第39号の細部につきまして説明をさせていただきます。

補正予算（第２号）のまず６ページ、７ページをお開きいただきたいと存じます。６ページでございますが、第２表、債務負担行為補正でございまして、今年度新たに設定する債務負担行為１件を追加させていただくというものでございます。内容でございますが、英会話講師派遣業務委託料でございまして、期間は令和４年度から令和６年度まで、３か年という形でございます。限度額につきましては、3,920万7,000円を限度とするという内容で設定させていただくものでございます。早期に契約を締結し、英会話講師をしっかり確保していくと、こうした目的のために債務負担行為を設定させていただくというものでございます。

次に、７ページでございます。第３表、地方債補正でございまして、まず追加でございますが、小学校施設改修事業、内容でございますが、菅谷小学校の屋上防水改修工事につきまして新たに地方債を設定させていただくというものでございます。限度額につきましては660万円でございます。変更につきましては、臨時財政対策債につきまして、発行可能額の決定に伴いまして950万3,000円を限度額、増額をさせていただくという内容でございます。

それでは、12ページ、13ページをお願いいたします。今回の補正額４億8,284万5,000円でございますが、13ページにその補正額の財源内訳を、国県支出金、地方債、その他財源、一般財源という形で表記をさせていただいております。それぞれの金額

につきましては、一番下段のところに表記をさせていただいてございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。２の歳入でございます。主なものにつきましてご説明を申し上げます。まず、10款１項１目地方特例交付金でございます。住宅借入金等特別減税額減収補てん特例交付金につきましては、116万円を増額させていただくというものでございます。こちらは、交付額の決定に伴い増額というものでございます。

また、その下の自動車税減収補てん特例交付金及び軽自動車税減収補てん特例交付金それぞれにつきましては、環境性能割の臨時的軽減につきまして９か月間延長がなされたことに伴いまして、新たに計上させていただくというものでございます。

続きまして、10款２項１目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございまして、新たに設定をさせていただくというものでございます。こちらにつきましては、厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対しまして固定資産税の負担を軽減すると、こうした施策が行われるわけでございますが、こちらに関して、その補てん分について交付がなされるというものでございます。2,596万3,000円を計上させていただいたものでございます。

また、その次の11款１項１目地方交付税でございますが、普通交付税の決定に伴いまして２億4,520万5,000円を増額させていただくというものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。中ほどでございます19款１項特別会計繰入金でございますが、３特別会計につきまして、それぞれ前年度実績に伴いまして精算をさせていただくというものでございます。

その下段でございます20款１項１目繰越金でございますが、前年度繰越金の確定に伴いまして１億6,143万円を増額させていただいてございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。３の歳出になります。歳出につきましても主なものにつきましてご説明を申し上げます。まず、このページの下段のほうになります２款１項５目財政調整基金費の１、財政調整基金等管理事業でございます。今回財政調整基金への積立金といたしまして、３億7,000万円を計上させていただいてございます。この積立てによりまして、令和３年度末の見込みでございますが、６億3,000万円ほどの残高となる見込みでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。中ほどでございます２款３項１目戸籍住民基本台帳費中、４、住基ネットワーク事業及び次の５、戸籍事務事業でございます。

それぞれ電算委託料を増額させていただいてございます。双方とも平沢土地区画整理事業の換地処分に伴う必要な経費ということで計上させていただいてございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。上段でございます３款１項１目社会福祉総務費の10、補装具給付事業及び11、介護給付・訓練等給付事業、補装具給付負担金及び介護給付・訓練等給付事業、それぞれ増額をさせていただいてございます。利用者の増加等に伴いまして増額をさせていただいているというものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお願いいたします。上段でございます６款１項３目農業振興費の２、農業者支援事業でございますが、公有財産購入費及び補償、補てん及び賠償金、それぞれ計上させていただいております。こちらにつきましては、補正理由のところにも記載させていただいてございますが、千年の苑事業の駐車場及び観光手芸施設、こちらの土地購入費等を計上させていただいておるものでございます。

下段でございます７款１項２目商工振興費中、２、嵐山まつり運営事業でございまして、18節の負担金補助及び交付金215万円を減額させていただいておりますが、今年度につきましても嵐山まつり中止ということでございまして、補助金を全額減額させていただいてございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。上段でございます８款１項２目道路維持費、２、道路修繕事業でございますが、590万円を増額させていただいております。こちらにつきましては、各行政区からの要望に対応するための経費ということで増額をさせていただいてございます。

下段でございます３項１目都市計画総務費、７、武蔵嵐山駅西口地区整備事業でございますが、公有財産購入費1,894万1,000円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては駅西口地区事業に関して、先行取得用地の買戻しに要する経費ということで計上させていただきました。

また、一番下でございます２目土地区画整理費、２、平沢土地区画整理事業でございまして、平沢土地区画整理事業補助金といたしまして2,420万円を増額させていただいてございます。こちらにつきましては、換地処分に伴う必要な事務手続をするための経費ということで計上させていただいてございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。中ほどでございます10款２項１目学校管理費、５、小学校施設改修事業でございまして、工事請負費881万1,000円を計上させ

ていただいてございます。施工箇所といたしまして２点ございまして、志賀小学校の体育館のトイレの改修及び菅谷小学校屋上防水改修ということで、実施をさせていただきたいという内容でございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。上段でございます10款５項３目文化財保護費の２、指定文化財保存管理事業でございまして、16節公有財産購入費及び21節補償、補てん及び賠償金それぞれ計上させていただいておりますが、杉山城跡の駐車場として土地開発基金で取得したものの買戻しということで計上させていただいてございます。

一番下段でございます13款１項１目予備費でございますが、財源調整のために28万4,000円を減額させていただいておるというものでございます。

36ページの給与費明細書以降につきましては、ご高覧いただきたいというふうに存じます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　１点伺います。

15ページの地方交付税の２億4,520万5,000円です。この増額なのですが、これは基準財政収入額を減額されるというふうに見込んだのか、見込まれたのか、ほかの市町村も全てこんな形になっているのかどうか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　お答えをさせていただきます。

今年の普通交付税の決定額につきましては、いずれの自治体においても増額をされているような傾向が見られるのかなというふうに思います。これにつきましては、国におけるその総額自体が大きくなっているということもあろうかというふうに思います。今年度の算定については、まず基準財政需要額としては新たな費目も創設をされたという内容、また現下の少子高齢社会、こういったものの進展に伴いまして社会保障費、こうしたものも伸びていると。その一方、市町村民税、特に所得割、法人税割、こうしたものについては減収の傾向もあると。こうしたことから、本町においても増

額、予算を大きく上回るような増額になったと、このような内容でございます。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　２点ですけれども、29ページですか、農業者支援事業の公有財産の土地購入費ですけれども、当初の予算でも68万7,000円ほどが計上されておりましたけれども、さらにそこの部分に追加をして、補正理由に書いてあります千年の苑事業の駐車場、それから観光手芸施設とありますが、観光手芸施設は今建物が建ててある、その部分の底地というか、土地になってくるのか伺っておきます。

それと、次の31ページなのですけれども、幹線道路整備事業の公有財産なのですけれども、土地購入費が町道１―12号線ということで336万9,000円ほど計上されました。どのような面積で内容になるのかということをお尋ねしておきます。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　私のほうから土地購入費のほうの関係につきましてお答えさせていただきたいと思います。

千年の苑ラベンダーの駐車場用地、また手芸施設の底地の部分につきまして、１名の方、ちょっと相続等の関係がございまして、それらを設置するときには、購入につきましてはまだできていないという状況でございました。所有者のほうの意向で、相続が完了するまでは無償でお貸ししますと、相続完了後に売買契約をというふうな意向があったものですから、それまでは無償の使用貸借を結ばせていただきまして、今回相続が完了いたすということでございますので、土地購入費ということで買収をさせていただいたということでございます。場所につきましては、手芸施設の底地と駐車場用地のところということで、所有者は１名でございます。

以上です。

○森　一人議長　次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、幹線道路整備事業の土地購入費につきましてお答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、農協のある信号のところの場所の交差点付近、現在歩道と町道があるところにつきましては、まだ町の名義になっておらないところが一部ござ

いまして、その方と交渉をさせていただいて、この土地について以前から町で買うという約束になっておりましたけれども、これが整いましたので、こちらについて購入費を計上させていただいたものでございます。面積につきましては、128.2平米でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　私は、１点だけでございます。29ページの、ちょっと町の姿勢をお聞きしたいのですが、嵐山まつりの中止に伴って補助金を、出しているものを削減しますということで、215万削減されています。この嵐山まつりの実行母体は、町が直接やるのではなくて実行委員会形式で、そこで各種団体の方が実行しているのが今まででございます。その実行委員会において、コロナの状況で実行しないほうがいいだろうということで決定したということには思っておりますが、それはそれで納得しているのですが、東松山のスリーデーマーチ、そちらも当然そういうことを見て決定しているのだというふうに思いますが、今年は実行するのだと、そのような話も聞いています。なくすことは簡単なのですけれども、これを１年かけて実施に持っていくわけですから、そう簡単に実行できるわけではないですが、町とすると実行委員会で決定したことなのだから、それでよしというふうな部分もあるかなというふうに思いますが、こういうふうに町を盛り上げて、町がやっているのと同じような状況のイベントに対して、これで実行委員会のほうがよしとすれば、やらないということは、それで即従ってやめてしまうのか、ちょっとそこのところを、コロナの状況というのはいつまで続くか分からないことでございますので、そこのところの見解をちょっとお聞きしておきたいなというふうに思うのですが、よろしいでしょうか。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　お答えさせていただきます。

嵐山まつりの中止の決定の経過につきましては、議員さんがおっしゃったとおりの経過でございまして、実行委員会をもって皆さんの意見を聞いて、中止したほうがいいだろうということになりまして、実行委員会のほうからは中止としたいという報告がございました。準備等も含めて６月、７月ぐらいにそれで意見を伺いながら決定を

したというふうに記憶しておりますけれども、状況的にはコロナの状況がすごく悪く、またすぐすぐ11月の時期に収まるような状況もちょっと厳しいのではないかというところも含めての中止にしたほうがいいだろうという判断をさせていただいたということで聞いておりますので、これにつきましては、町としましてもコロナの状況を見るとなかなかちょっと今年度実施のほうは厳しいのかなというところがございましたので、そのまま中止ということで町のほうが決定したというような状況でございます。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　その申出に対して、町はその協議会、委員会に対して何か注文をつけるだとか、今後の意向を聞くだとか、そのようなことは、この先のことについても多少なりご意見を申し上げていることはあるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　実行委員会のほうにまずご意見を伺って、中止の決定をさせていただいたというふうになっております。

今後の状況につきましては、今年度はもう、ちょっと11月は無理だろうと。ただ、２年間連続でやはり中止になるのは本当に忍びない、そういう気持ちの中での決定でございます。何とか来年度はできる方向にしたいよねということで、またコロナの状況によってはちょっと工夫をしながら、中身というのでしょうか、そういうのも考えながら実行できるようにしたいかなというようなお話のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　この嵐山まつりというのは、嵐山町の秋のイベントというか、町全体を通しても大変重い事業だというふうに思っています。文化を創造する大切な事業でありまして、多くの方が携わって、１年間、嵐山町のイベントとして楽しみにしているところでございます。ですから、非常に影響が大きいのです。嵐山町がやらないのに、うちのこの部分はできるかだとか、第一にそういうふうな考え方も出てきてしまいます。ですから、やめるのだったらやめるなりに、それだけの影響があるのだということも考えていただかないと、何のイベントをするにも事業をするにも非常にやりづらくなるかなというふうに考えるのです。やらないほうが本来は問題ないの

です。ですけれども、影響というのは大きいということを、町長に答弁いただきたいのですけれども、どのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えをさせていただきます。

今、長島議員さんが力説をされた感情は、大変よく理解ができるかなと思います。ただ、この嵐山まつりというのは、１か月、２か月の準備でできるものではないのです。これを審議したのは、多分数か月前、もう半年ぐらい前には決定をしなくてはいけない。その時点の嵐山町を含めた日本全国の状況というものは今とは全く違いますので、あの時点ではもう今年も中止することはやむを得ないだろうという決定を実行委員会のほうでしていただきまして、町のほうもそれがいいだろうなという中で判断をさせていただいたということであります。ですから、その影響ですとか、いろいろなものを全く考慮しないで、そして単純に実行委員会が中止するから、町のほうもそうだねというようなことではなくて、どれぐらいの期間が祭りをやるにはかかるのか、どれだけの人が関わっていくのか、やっぱりそういうことを総合的に考えていかなくてはいけない。ですから、例えばこれがそんなに大きな準備がなくて、２週間、３週間でできるよというようなことであるならば、これは今の判断になりますから、また違ってくるかなと思うのです。嵐山町の中での諸事業の中でも、普通は10月にやっていたのだけれども、ちょっとこれは１か月ずらして実施しようということで実施するような事業もありますので、ですからそれは特別何か月も準備を重ねないといけないというようなことではありませんので、ですからその時点、あるいはその事業によって判断の時期も、それから判断も分かれてくるということの中で、最終的にこういう判断をさせていただいたということです。

以上です。

○森　一人議長　ほかに質疑を予定されている方はいらっしゃいますか。挙手を願います。

〔挙手あり〕

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５９分

再　　開　午後　１時２５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計補正予算（第２号）につきまして、ほかに質疑のある方、どうぞ。

第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　私のほうから２点お伺いさせていただきます。

１点目は、21ページ、財政調整基金に３億7,000万ということでなっておりますけれども、これは基本的なことの確認なのですけれども、前年度繰越金が１億6,143万、それから普通交付税が２億4,520万という形で歳入のほうがありました。この辺のところを充当しながら、この３億、財政調整基金にこういう形で積み立てることができたというふうに考えていいのかどうか、それの確認です。

もう一つは、31ページ、下段のほうですけれども、武蔵嵐山駅の西口、土地購入費が1,894万1,000円と、これは先行取得用地買戻しということでありますけれども、これをもう少し詳しく説明をしていただければと。

この２点です。お願いいたします。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　それでは、お答えをさせていただきます。

今回の補正の中で、財政調整基金に３億7,000万円積み立てる予算を定めさせていただいておりますが、今議員さんのほうでおっしゃるように、今回の財源といたしましては繰越金、また普通交付税、こうしたものが当初予算を大幅に上回ったと、こうした財源を基に今回積立ての予算をさせていただいたと。また、これ以外にも今回土地開発基金を使って先行取得したものを買い戻す、こうした財源にも充てさせていただいておると、このようなところでございます。

以上です。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、武蔵嵐山駅西口地区整備事業の先行取得分の買戻しでございます。こちらにつきましては、既に先行取得で購入させていただいております、１つは県道用地の種地というか、劣化のために購入しました旧小松屋

さんの土地があります。それは、埼玉県の土地開発公社、これは債務負担行為でもって購入させていただきましたけれども、その分の買戻しを行いたいというふうに考えたところでございます。

また、こちら土地開発基金で購入させていただきました元の観光タクシーさんの土地がございます。それについてももう既に、これから、今後工事が始まりますので、こちらについては土地開発基金で購入しましたけれども、それについて買戻しを行うというものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第３番、狄守勝義議員。

○３番（狄守勝義議員）　私は、予算書の18ページ、19ページの臨時財政対策債についてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、これは当然赤字公債ということで、標準的な行政サービスを行うために必要な金額が不足していると、そういうことでこれを要するに発行するというのですか、という形だろうとは思うのですけれども、これは総務省のほうでは、この臨時財政対策費の元利償還金相当額については、要するに地方交付税の基準財政需要額に算入して、後で交付税で措置するというようなことをちょっと調べたら書いてあったのですけれども、これは後でこの全額を、要するにそういう形の措置をするものなのかどうか。場合によっては、どういうからくりになって、そういうふうな形になっているのか、その辺をちょっとご説明お願いできればと思うのですが。

○森　一人議長　１点でよろしいですか。

○３番（狄守勝義議員）　はい。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　お答えをさせていただきます。

臨時財政対策債につきましては、今議員さんお話しのとおり、地方財源の不足、こうしたものに対処するために国のほうで定めた制度ということでございます。現行の制度でございますと、令和２年から令和４年の間、この間地方財政法の第５条の特例として発行が許可されるというものでございます。

この元利償還金につきましては、翌年度以降の普通交付税算定上の基金財政需要額

に全額算入されるということでございます。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、３点になるかも分かりませんけれども、お願いします。

まず、31ページなのですけれども、上段のほうになりますが、これは青柳さんのほうで聞いたかも分かりませんけれども、道路の修繕費の関係ですが、工事請負費590万円ほどですが、これは区からのほうの要望でというような、備考欄には書いてあります。全体で幾つぐらい区から要望があって、幾つを実施するお金が590万円ということになるのでしょうか、それが１点です。

それから、33ページの中段になりますけれども、新規ですけれども、説明のところでもお聞きしましたが、やはり工事請負費なのですけれども、小学校の施設改修ということでありますが、志賀小の体育館のトイレ、あるいは菅谷小学校の屋根の防水の改修だということですけれども、こちらにつきましては、もちろん今ですからウオシュレットつきの洋式の工事になるのでしょうか。

それともう一点は、屋根のほうですけれども、どのくらいの平米数をやって、一屋根全部でしょうか、どんなふうな、屋上の防水というのは。どのぐらいの平米数ですか。

それから、35ページになりますけれども、土地の購入費の関係ですが、備考欄には杉山城の駐車場だというふうに書いてございますし、この間もちょっと行って見てきましたけれども、また補正を組んで278万3,000円を購入するということになりますけれども、どのぐらいの平米数を購入して、何台ぐらいの車が置けるようになるのでしょうか。

以上です。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、31ページの道路修繕費の工事請負費につきましてお答えさせていただきます。

これにつきましては、町の単独で区長要望等に修繕を行う費用でございまして、当

初は300万の予算をいただいておりました。今現在いろいろ様々な工事も行っておりまして、区長要望等で６件ほど要望をもらっていますけれども、まだ手がつけられていないところもございます。また、今後引き続き区長さん等から要望が出てきて修繕しなくてはいけないところも含めて22か所分として590万、ちょっと金額は様々でございますけれども、その程度対応できるように予算をいただきたいということでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　次に、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　それではまず、小学校施設改修事業の内容についてご説明申し上げます。

まず、１点目の志賀小学校の体育館のトイレでございますけれども、小学校のトイレの洋式化、以前から一般質問等でも各議員の皆さんからもご質問いただいておりました。一般財源ではございますけれども、順次対応していくという形でございまして、志賀小学校の体育館は避難所になっておりますので、こちらをまず第１番の優先ということで、男女各１つずつ洋式化に取り替える工事でございます。

続きまして、菅谷小学校の屋上の改修でございますけれども、こちらにつきましては雨漏りが激しいということがございました。実際業者にも見ていただきまして、菅谷小学校の屋上のうち、一番劣化の激しかったフェンスの外側、一番端っこ側でございますけれども、フェンスの外側部、こちらは全面補修で220平米、それと教室棟と管理棟を結びます渡り廊下、こちらも全面補修という形で90平米、それと教室棟と管理棟、こちらにつきましては、特に幕が破れたりしている部分がありますので、そういった部分を重点的に補修して、こちらが178平米という形になっております。

続きまして、35ページの土地購入費でございますが、こちらにつきましては杉山城の駐車場の用地でございます。既に28年度にこの杉山城駐車場の整備事業として、嵐山町土地開発基金のほうで買上げのほうをさせていただいております。面積につきましては1,546平米、一応台数といたしましては……購入した面積は1,546平米でございますけれども、現在駐車できる面積は1,337平方メートル、大型バス２台、中型バス２台、普通車19台、障害者用３台分のスペースを確保してございます。こちら28年度の事業として、まず土地を購入したのですが、その後土を入れたりですとか転圧をしたりして、最終的にロープを張ったり、柵を設けたりして現在の形になっております。

全ての事業が終了した時点で開発基金のほうに買戻しといいますか、お返し、返済する手はずになっておったのですけれども、当初予算のほうに計上し忘れておりました。大変申し訳ございません。という形で、補正予算という形で今回上げさせていただいているものでございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、区のほうから道路の関係の修繕ということですけれども、かなり今回は22か所を対応するというのですか、それで６か所は……６か所でしたか、ちょっと聞き取りが私悪かったか分からないのですけれども、残ってしまうようだなというような答弁だったかなと思ったのですけれども、この辺もう一度、すみません。そうすると、どうしても必要なところから手をつけていくということなのですけれども、22か所のうちには、もうちょっと内容的にどのようなところの修繕等をなさるのか。それから、まだまだこれでも置けるだろうからというようなことで６か所は残したのかとか、そこのところのすみ分けを、すみませんが、お尋ねさせていただきます。

あとは分かりましたから、結構です。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、大変失礼いたしました、答弁させていただきます。

６か所につきましては、当初300万をいただきましたけれども、それでも実行できていない箇所がまだ６か所あるということでございまして、今後補正をいただいてから発注に向けてやっていきたいと思います。

その６か所を含めて22か所の今回補正をお願いさせていただきました。いろいろ砂利敷きとか、砂利を敷いたり、側溝の整備をしたり、場所、場所によって区長の要望に対して予算の範囲内でできることをやらせていただきたいというものでございまして、値段は想定でございますので、１か所30万程度とか20万程度とか、そういうの合わせて22か所のものを準備して、今後出てくる区長要望について対応させていただきたい。ただ、もちろん大幅な工事についてはこの予算ではできませんので、できる範囲の中でこの中でやっていきたいということでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　ちなみに、そうしますと年々区の要望というものも出てくるわけだと思いますけれども、３年度ももう既に幾つも出ているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　道路修繕の単独の工事につきましては、多い年で1,000万だったり、少ない年で500万とか、年、年によって増減がございます。内容によっては少ないときもありますし、防じん舗装とか、ある程度の期間で対応できるような工事もしますので、土地によって違ってきます。現在につきましては、当初言いましたとおり300万いただいたものにつきましては、全てもう使い切っておりまして、ちょっと件数については手元にないのですけれども、それはもう全て使い切って、まだそれでも６件残っているという状態でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　２点お伺いします。

金額は小さいのですけれども、21ページ真ん中のちょっと下、仮想ＳＶ用ストレージバッテリー交換に要する経費を補正するものの内容をお伺いします。

35ページ、杉山城跡のトイレ清掃業務委託料、このトイレは多分体育館のところにあるトイレなのではないのかなと思うのですけれども、別のところにあるのかお伺いするのと、もし体育館のところがそうであるのなら中学生が掃除しているのではないだろうかと思ったので、これを確認したいと思います。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　それでは、私のほうから仮想用ストレージバッテリー交換に要する経費を説明いたします。

こちらにつきましては、職員が使っています仮想環境用のサーバーがあるのですけれども、そちらのほうに搭載されているバッテリーが２個ありまして、そちらのほうの寿命が来るということで、メーカー推奨といたしましては、期限が来年の２月まで

ということになっているのですけれども、こちらのほうが突然切れてしまいますと作業効率がかなり悪くなるということで、補正予算を上げさせていただきました。

以上です。

○森　一人議長　続いて、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　それでは、35ページ、杉山城跡トイレ清掃業務委託料について説明申し上げます。

こちらにつきまして、畠山議員がおっしゃるとおり体育館前のトイレ、それとお城に上がったところにある仮設のトイレ、この２つなのですけれども、特に体育館のところのトイレ、中学校の施設ですので、これまで普通に中学生のほうでお掃除等をしていただいていました。

ところが、今年度になりまして杉山城がテレビ等で取り上げられて、非常にたくさんの来訪者がお見えになって、月曜日とかになると、もうトイレットペーパーがなくて、さらには物すごく汚れたりしていて、そして月曜の朝、教頭先生とかがいつもそういうのをやっていただいていたのです。天気がよければ平日でも非常に多くの方が杉山城、お見えになります。ということで、学校のほうに全てしていただくのは負担が大きいということで、観光といいますか、文化財の活用という意味で、気持ちよく来ていただいた方にもトイレを使っていただきたいということで、この補正予算以降、週に２日ぐらい、１回１時間ぐらい、シルバーのほうに清掃していただければという形で上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　21ページの仮想、エスブイと読むのだか、何と読むのだか分からないのですけれども、用ストレージというものがどういうものなのかお伺いします。

○森　一人議長　馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　まず、仮想ということなのですけれども、仮想環境といいまして、インターネットとかメールとかを使うときに、皆さんが使っているインターネットというところに直接つなぐということはしていないのです、職員の場合は。セキュリティーの問題がありますので、個人情報とか流出とかいろいろあるので、職員が使うインターネットというのは仮想環境といって、簡単に言うと偽物のインターネッ

トに一回つなぐのです。そこから本当のインターネットのところに行く、要するに段階を踏んでいて、職員は直接インターネットのほうにつなげないので、とても正直不便なのです。ただ、不便なのですけれども、そういった不便な上にセキュリティーがしっかりしているというふうに解釈していただくとありがたいのですけれども、その仮想環境のそのサーバーです、要するに。仮想環境があるサーバーに一回皆さんがつなぐ、そこから本当のインターネットのところに自動でつながる、読み込みに行くわけなのですけれども、その中にサーバーが２個ありまして、そこに職員の人たちが作業をするときに一回つなぐのです。そのサーバーがダウンしてしまうと、つながることはつながるのです、インターネットのほうに。ただ、そこで何をしているかというと、今まで一回つないだこととか、作業したことをそこで覚えているのです、サーバーの中で。それをすることによって、全部のデータを吸い上げる前に本当のインターネットのほうにつながるのです。だから、それがないと皆、例えば自分がインターネットを使っていると、ほかの人が使うとつながりが悪かったりとか、そういったことができてしまうのですけれども、仮想環境のところで一回皆さんがつなぐのを全部集約して、そこで考えてインターネットのほうにつなぐという作業をしているので、このサーバーがダウンすると職員の作業効率がすごく悪くなって、仕事ができなくはないのですけれども、今の何倍も時間がかかってしまうということが起こりますので、それをダウンする前に交換したいということで今回上げさせていただきました。すみません。

○森　一人議長　いいですか。ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　21ページのこのふるさと納税に対する返礼なのですが、ふるさと納税がうんと増えてきたので補正をするということなのでしょうか。もし増えてきたのであれば、なぜ増えてきたのか、要因があれば伺いたいと思います。

29ページの一番下の河川占用許可標識設置工事、これは看板ですよね、恐らく。どのぐらいの大きさで、どこに設置するのか、数は幾つか伺いたいと思います。

31ページの一番下の平沢土地区画整理の関係なのですが、2,400万絡み、金額大きいなと思ったのですが、もう終了するわけですよね。これは、このお金で何をするのか伺いたいと思います。

33ページの幼稚園の関係は、どういう消耗品なのかを伺いたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　それでは、私からは21ページのふるさと納税の返礼品の関係でお答えをさせていただきたいというように思います。

ふるさと納税につきましては、今年度当初予算では一般寄附として500万円計上しておるところなのですが、昨日現在440万円ほどということでございまして、前年に比べたら、前年決算比、倍近く増えてきたという、このような状況があります。

この増えた要因でございますが、ここのところ返礼品の多様化、そういったことも図っております。また、ふるさと納税をする方がしやすいようなサイトを多数設けていると、そういったことによりまして、かなり多くの方に納税をいただいていると、このような現状でございます。

以上です。

○森　一人議長　次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　私のほうからは、標識の設置工事につきましてお答えさせていただきます。

まず、看板の大きさでございます。これは、縦横80センチ程度の看板を予定しております。この看板につきましては、県のほうで実施しております水辺空間とことん活用プロジェクトというもので、いわゆる商業活用というものをやっていこうということで、鎌形のバーベキュー場につきましては、その許可のほうをいただきました。この許可を取りますと、その標識を、許可をしたという内容の看板を設置しなければいけないというふうになっておりますので、今回この看板のほうを設置させていただくということで、バーベキュー場の利用者が分かりやすい場所、トイレと管理棟の間から河川のほうに下りる通路みたいなのがあるのですけれども、その辺で利用者が分かりやすいところに設置しようかなというふうに今考えているところでございます。

○森　一人議長　次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、平沢の補助金につきましてお答えさせていただきたいと思います。

平沢につきましては、決算特別委員会でもお話しさせていただいたとおり、今年度の換地処分に向けて鋭意進ませていただいて、基本的にこちらのほうは来年度かなと

思ったのですけれども、それではなくて、今年度に終わらせるように鋭意努力しているところでございます。

内容につきましては、建物登記、平沢の換地処分が終わりますと、今後土地と建物の登記をしなくてはいけません。今は従前の土地でございますので、換地後のものに基づく土地と建物の登記を平沢土地区画整理組合が行うものでございまして、こちらの分につきましては建物登記の嘱託委託料、ちょっと金額大きいのですけれども、面積が大きいものですから、こちらを補助いただいて登記をし、終了に向けて進んでいきたいと、そういうものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　次に、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長　それでは、私のほうから幼稚園管理事業のほうの消耗品についてお答えさせていただきます。

こちらの消耗品費、特定財源で国庫支出金が19万1,000円となっております。こちらが15ページ、15款第２項の教育費国庫補助金、教育支援体制整備事業費交付金19万1,000円、こちらが新規に幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策経費に対して交付されるものという形で、これを充てたものでございます。特例のものではなく日常的に消毒等を行っている、そういった感染症対策の消耗品、あとアルコールの除菌タオルですとか、ゴム手袋ですとか、そういった消耗品のほうをこちらの補助金、交付金のほうに充てて支出するというものでございます。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第39号　令和３年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第13、議案第40号　令和３年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第40号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第40号は、令和３年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,826万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億716万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長　議案第40号　令和３年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の54、55ページを御覧ください。２、歳入ですが、７款繰越金、１項１目療養給付費交付金繰越金は、令和２年度保険給付費等交付金の精算による返還額の確定により913万6,000円増額し、補正後の額を913万7,000円とし、２目その他繰越金の前年度繰越金を令和２年度決算の確定により5,960万円増額し、補正後の額を5,960万1,000円とするものであります。

８款諸収入、３項５目雑入は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため集団がん検診を取りやめたことにより、受検者の自己負担金を46万8,000円減額し、補正後の額を８万1,000円とするものであります。

次に、56、57ページを御覧ください。３、歳出ですが、６款保健事業費、１項１目疾病予防費は財源内訳の更正です。

次に、７款基金積立金、１項１目国民健康保険財政調整基金積立金は5,555万1,000円

を新たに基金へ積み立てるものとし、基金の総額を２億2,221万1,162円とするものであります。

次に、９款諸支出金、１項６目保険給付費等交付金償還金は、令和２年度の保険給付費等交付金、普通交付金について、支払実績により額が確定したこと等により、国保財政主体である埼玉県に返還するため913万7,000円増額し、補正後の額を913万8,000円とするものであります。

２項１目一般会計繰出金は、前年度一般会計事務費繰入金等について精算するため404万9,000円増額し、補正後の額を405万円とするものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第40号　令和３年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第14、議案第41号　令和３年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第41号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第41号は、令和３年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定

についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ341万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億4,581万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長　議案第41号　令和３年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の68、69ページを御覧ください。２、歳入でございますが、５款繰越金は令和２年度決算により前年度の繰越額が確定したことに伴いまして341万4,000円増額し、補正後の額を391万4,000円とさせていただくものであります。

次に、70、71ページを御覧ください。３、歳出でございますが、３款諸支出金、２項１目一般会計繰出金は、前年度の一般会計事務費繰入金の精算のため27万9,000円増額し、補正後の額を28万円とさせていただくものであります。

４款予備費は313万5,000円増額し、補正後の額を371万円とさせていただくものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第41号　令和３年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第15、議案第42号　令和３年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第42号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第42号は、令和３年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億6,293万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億7,993万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　それでは、議案第42号の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の82、83ページをお願いいたします。歳入でございますが、３款１項１目介護給付費交付金につきましては、令和２年度の介護給付費交付金の確定に伴う支払基金からの追加交付金509万5,000円を増額するものでございます。

６款１項５目低所得者介護保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減に係る国、県、町の負担金を一般会計から介護保険特別会計に繰り入れるもので、令和２年度の低所得者介護保険料軽減費の確定に伴い、追加負担分47万9,000円を増額するものでございます。

７款繰越金につきましては、令和２年度決算における剰余金が確定したため１億5,736万3,000円を増額し、補正後の額を１億5,736万4,000円とするものでございます。この中には、超過交付となっております国、県及び支払基金への返還金並びに一般会計への返還金、合わせて9,624万2,942円も含まれております。

84、85ページをお願いいたします。歳出の４款基金積立金でございますが、令和２

年度決算による歳計剰余金の一部を介護保険介護給付費支払準備基金へ積み立てるため5,400万円を増額し、補正後の額を6,104万9,000円とするものでございます。これにより令和３年度末の基金残高は、２億1,994万1,259円となる見込みでございます。

次に、５款諸支出金、１項２目償還金9,661万7,000円につきましては、令和２年度の介護給付費負担金並びに地域支援事業交付金の確定に伴いまして、超過交付分を国、県及び支払基金へ返還するための増額でございます。

２項１目一般会計繰出金519万9,000円につきましては、令和２年度の決算に伴い、介護給付費等の町負担分として一般会計から繰り入れたものを後年度精算といたしまして繰り出すため、増額するものでございます。

６款予備費でございますが、712万1,000円を増額し、補正後の予算額を957万1,000円とするものです。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　83ページの今というか、先ほど課長がご説明した内容でいいのかなと思うのですけれども、いいのかなというか、ちょっと理解できなかったので、もう一度それを伺いたいのですけれども、１億5,700万円、昨年が8,225万9,127円なのです。ですので、約倍近いのです。何でこんなに高くなったのだろうなというのを聞こうと思っていたのですけれども、先ほど返還金が云々とおっしゃっていたので、そのために金額が膨れたというふうに見てよろしいのでしょうか。決算で聞けばよかったのですけれども、決算のときはちょっと気がつかなかったので。それ、ちょっともう一度金額と、返還金だったのかどうかを確認したいと思うのですけれども。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

前年度の繰越金１億5,736万3,000円につきましては、その中に返還金、国、県等への返還金の9,624万2,942円が含まれているものでございます。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第42号　令和３年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第16、議案第43号　令和３年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第43号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第43号は、令和３年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については、事業収益に377万5,000円を追加し、総額を５億1,294万3,000円とし、事業費用から368万7,000円を減額し、総額を４億8,392万9,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的支出に20万4,000円を追加し、総額を２億8,012万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第43号　令和３年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）の細部をご説明申し上げます。

補正予算書の99ページをお願いいたします。令和３年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第１号）によりご説明させていただきます。収益的収入及び支出の収入につきまして、１款２項４目消費税還付金は、当初見込みの借受消費税に変更はございませんが、委託料等支出の増に伴い、仮払消費税が増額となる見込みでございますので、その差額の還付金を増額補正するものでございます。

１款３項１目その他特別利益、１節退職給付費引当金戻入、２節貸倒引当金戻入及び第３節賞与引当金戻入は、決算後の再計算により引当残高が当初見込みを上回ったため、特別利益として戻入するものでございます。

次に、支出でございますが、１款１項１目原水及び浄水費から100ページの３目総係費の５節法定福利費までにつきましては、職員人事異動に伴う給料、手当等、人件費に係る補正を行うものでございます。

11節通信運搬費につきましては緊急漏水対応等水道担当職員の現場用携帯電話機及び施設運転確認用タブレットの機種入替えに伴います補正を、12節委託料につきましては土日、祝日における緊急修繕対応と平沢土地区画整理事業の換地処分に伴う住居表示を変更するためのシステム改修費を補正するものでございます。

また、18節の貸倒引当金繰入額ですが、未収金の収納状況から決算後の再計算により当初予算計上額を全額補正減するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出でございますが、１款１項１目事務費におきまして建設改良費該当職員の給料、手当等、人件費に係る補正を行うものでございます。

なお、93ページの予定キャッシュ・フロー計算書及び94、95ページの給与費明細書、96、97ページの予定貸借対照表につきましては、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　100ページの水道事業緊急対応委託なのですけれども、これはかなり土日、祝日の対応をしてもらって、お金が足りなくなってしまったので補正をしたいという、そういうことでよろしいのでしょうか。ちょっと内容も、どういう対応をこれはするのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　１点でよろしいですか。

○10番（川口浩史議員）　はい。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

清水延昭上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

こちらの漏水修繕等の緊急対応につきましては、例年年末年始の緊急対応を町内の水道業者のほうで対応していただいております。それとは別に、新規に土日、祝日の緊急対応につきましても、新たに６月に設立いたしました嵐山町建設水道事業協同組合様のほうと事業提携をいたしまして、そちらの組合様のほうの水道担当事業者の方と土日、祝日の10月からの56日間ございますけれども、そこで土日、１事業者ずつ待機をしていただくというものでございます。時間にしましたら、８時半から５時までで、完全にじっと待っていてくださいというものではございませんので、その事業者様の仕事の中で、万が一水道の漏水修繕等の連絡が入った場合には、その日担当の事業者様が優先して漏水の対応に当たっていただけるというものでございます。

待機料としましては、１日１万2,000円でございます。事業者分が１万円、それと事務局、組合の事務局分が2,000円でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

議案第43号　令和３年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第17、議案第44号　令和３年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第44号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第44号は、令和３年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については、事業費用に205万5,000円を追加し、総額を５億7,530万4,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入に221万3,000円を追加し、総額を２億3,481万3,000円とし、資本的支出に200万円を追加し、総額を２億9,617万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第44号　令和３年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第１号）の細部をご説明申し上げます。

補正予算書の114ページをお願いいたします。令和３年度嵐山町下水道事業会計予算執行計画（補正第１号）によりご説明させていただきます。初めに、収益的収入及び支出でございますが、収入についての補正はございません。

支出でございますが、１款１項１目管渠費の２節委託料は、花見台下水道管きょのテレビカメラ調査における手法の検討業務を追加したことによる補正でございます。

同じく３目浄化槽費の２節修繕費につきましては、町管理型浄化槽の修繕基数の増加を見込んだ補正でございます。

４目の総係費、２節の給料から６節の法定福利費引当金繰入額までは、職員の人事異動に伴う人件費に係る補正を行うものでございます。

次に、115ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございますが、１款１項１目下水道受益者負担金で、住宅の開発等により負担金納付猶予を解除した３件につきまして増額補正をするものでございます。

支出でございますが、１款１項１目管渠建設改良費の１節工事請負費、こちらは花見台幹線のナンバー３、マンホールポンプ場の制御盤入替え工事を増額補正するものでございます。

なお、107ページの予定キャッシュ・フロー計算書及び108、109ページの給与費明細書、110、111ページの予定貸借対照表につきましては、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　114ページの下水道管きょテレビカメラの関係なのですけれども、下水管が壊れてはいないのかな、でも壊れそうだということで、このテレビカメラを入れてやるということなのですか。手法の検討ということなので、壊れたものをどう直していくか、線路の下のああいう直し方も含めてやっていこうかということなのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、浄化槽なのですけれども、増加を見込んで。そんなに増加する傾向にはないのですけれども、これでどのくらいの基数を見て、直す、修繕を見ているのでしょうか。私は、寄附されたものが壊れることが多いかなと思いまして、それをちょっと聞こうと思っていたのですけれども、そうではないということなのでしょうか。

それから、115ページの制御盤工事ですけれども、これはもう制御盤が完全に悪いというのは、はっきりしているのでしょうか。もう使えないとかになっているということなのでしょうか、ちょっと確認です。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

まず初めのテレビカメラの関係でございますけれども、こちらは昨年度策定いたしました下水道ストックマネジメントにおいて、全ての下水道管きょ、嵐山町の全ての公共下水道管きょを調べた結果、その危険度を優先順位として捉えまして、その調査結果に基づきまして、本年度より国庫補助金を活用して、順次調査、点検を行っていくものでございます。したがいまして、カメラを入れてみないと、その中の様子が分かりませんので、一番最初の点検、調査業務になっております。場所としましては、

花見台工業団地の嵐山花見台第５幹線というところでございますけれども、そちらのほうが老朽化の優先順位が１番でございましたので、そちらのほうから始めていくという計画になっております。

場所としましては、花見台工業団地の拡張部分のところから下ってきて、関越のボックスをくぐって深谷嵐山線の手前までの約400～500メートルほどでございますけれども、そこにカメラを入れて調査を行うというものでございます。

この手法に関しましては、あの花見台工業団地の幹線につきましては、365日、下水の水量がかなり多うございまして、通常ですとその水量が少なければ、そのままカメラを入れて調査はできるのですけれども、その水量が多いものですから、スパン、スパンで水を止めて行わなければいけないということになっておりまして、そのポンプの容量とか、あるいはポンプ車、それとその止め方など、あと仮設排水の方法を検討しなければならないということで、今回補正増をさせていただいたものでございます。

２点目の浄化槽の修繕でございますけれども、こちらも本年度は全て寄附浄化槽の修繕が今現在７基、修繕が終了しているところでございます。今後またこの寄附浄化槽の修繕が発生する可能性が高いために、今回４基分の浄化槽の修繕費を増額補正させていただいたものでございます。

次に、花見台のナンバー３、マンホールポンプ場の制御盤の交換工事でございますけれども、こちらにつきましてもストックマネジメントで計画を立てまして、まず初めにこの制御盤、こちらは平成６年、開設当初から変更してございません。今現在老朽化が進んでおりまして、運転自体は正常に行っておりますけれども、27年たっておりますので、この制御盤を交換する工事を当初予算で計上させていただいておりますけれども、今回につきましてはその制御盤を一回取り外して、新しい機種を入れる間にも制御盤は稼働していないとポンプが作動しませんので、新しい制御盤が製作されるまでの間、仮設の制御盤を入れるということで増額補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

〔「あれだよ、１問だけだよ」と言う人あり〕

○森　一人議長　あと１問。

〔「いや、すぐ終わりますよと言ったの」と言う人あり〕

○森　一人議長　では、休みましょう。

再開時間を２時45分といたします。

休　　憩　午後　２時２９分

再　　開　午後　２時４３分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の再質疑からです。どうぞ。

○10番（川口浩史議員）　下水管につきましては、なるほど、前にあそこはポンプが壊れて、この下と同じような故障したのかな、同じような時期にやりましたよね。あそこの延長の部分という理解でよろしいのですか。では、そこはいいです。

浄化槽なのですけれども、やっぱりというか、寄附分が壊れていると、壊れたと、新たな４基分を見込むのだということで、この寄附の７基の分はどのぐらい使って、結果、壊れたのですか。１、２年、町のものにしたら、寄附したら壊れましたというのでは、やっぱりちょっと見方が弱いのではないかなと、町の。町というか、これは業者のほうか、ではないかなと、こう思わざるを得ないのですけれども、７基に対してはどのぐらいの年数を経て壊れたのか、伺いたいと思うのです。

制御盤なのですが、もう同じような制御盤ができていて、ただそれを取り替えるだけかなと思ったら、そうではないみたいですね、今の説明ですと。一旦取り外して、それと同じようなものを作って、作るまでの時間がかかって、それでそれをつけるというような説明だったのですが、それでよろしいわけなのですか。大体どのぐらいの日にち見るのか、どうして事前に作れないのか。さっと外して、さっとつけるということができないのか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

まず最初に、浄化槽の部分でございますけれども、今回修理をいたしました７基につきましては、平成３年から平成20年に設置された浄化槽でございまして、平成３年ですと、ちょうど30年経過した浄化槽でございます。平成20年に設置した浄化槽につ

きましては、まだ13年程度でございますので、そちらはちょっと早いかなという感じはいたします。

大体の浄化槽の修理の内容でございますけれども、ほとんどが浄化槽を３層に仕切っております仕切り板のところが破損するというものが多い状況でございます。まれに本体自身に亀裂が入ってしまう等もございますけれども、ほとんどが仕切り板の破損によるものでございます。

また、寄附を受ける際に、その浄化槽の点検、機能検査をきちんとしております。それは、項目ごとにチェックをしていただいて、正常に機能しているということを浄化槽の点検の免許を持った資格者による検査でございますので、その寄附を受ける際にはきちんとした状態で寄附を受けているということは間違いのないことでございます。

続きまして、制御盤の関係でございますけれども、こちらは制御盤と申しましても様々な器具が入っておりまして、そのポンプ、使用しているポンプに応じた容量の制御盤を受注生産で製作いたします。およそ３か月から半年、その製作日数がかかりますので、その間の仮の制御盤、これは簡易なものでございまして、ポンプを動かしたり止めたりするだけの制御盤でございますので、仮設の制御盤を設置して対応しているというものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　制御盤なのですけれども、事前に作っておくということは、これはできないわけなのですか。事前に受注というか、出せばいいわけですよね。いかがなのでしょうか。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　やはり契約行為が済んだ後でないと発注はできないというものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

議案第44号　令和３年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４５号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第18、議案第45号　滑川町の公の施設の区域外設置に関する協議についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長　それでは、議案第45号　滑川町の公の施設の区域外設置に関する協議につきまして、審査結果を説明させていただきます。

８月31日に審査を実施いたしました。当日は、伊藤まちづくり整備課長に出席を求めて、説明、質疑、現地調査、帰庁後に質疑、意見交換、採決という順序で行いました。採決の結果は、全員賛成により可決すべきものと決定しております。

その主な質疑として報告させていただきますけれども、なぜ協定書となったのかということに対しましては、行政実例の実務要諦に沿って処理をされていると。

維持管理などについてはどうなのかと、これは道路法によって全て滑川町で管理をすると。

あと、これ以外の方法はなかったのかということに対しましては、構造物などがありまして、これを買収して、壊して、補償してとなると費用もかかるとなるので、それよりは嵐山町さんのほうにお願いして、させていただいたということだと。

あと、このような幅員の事例というのは、嵐山町にもあるのでしょうかということですけれども、建築基準法の４メートル、１項道路というのは通り抜けできなければ

ならないとなっているのですけれども、幅員のない事例なども間々あると。道路改良したり、別の基準で建築していただいておりますということでございました。

協議において、意見の相違はどうだったかというようなことですけれども、両方の長への合意は取っているというような課長から説明いただきました。

それで、委員会としては、基本的には滑川町のほうで区画整理の段階で処理していくべきことだっただろうねというような意見が多数でございました。

そのような審査の後、ここで作成されております委員会審査報告書を読み上げさせていただきます。

本委員会は、令和３年８月27日に付託された下記の議案を審査した結果、原案を「可決すべきもの」と決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

議案第45号　滑川町の公の施設の区域外設置に関する協議について

以上、報告を終わります。

○森　一人議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

青柳総務経済常任委員長、大変ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第45号　滑川町の公の施設の区域外設置に関する協議についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第19、議案第48号　令和３年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）

議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第48号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第48号は、令和３年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,430万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億8,826万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木　務参事兼総務課長　それでは、議案第48号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。２の歳入でございます。15款２項１目総務費国庫補助金に地方創生臨時交付金1,295万8,000円を増額という内容でございます。こちらにつきましては、国におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを急遽追加交付するという運びになりまして、歳入をさせていただくというものでございます。

19款２項３目ふるさとづくり基金繰入金でございますが、135万円を増額させていただくというものでございます。こちらの原資につきましては、令和２年度にコロナ感染症対策に使ってくださいと、そういった趣旨の寄附をふるさとづくり基金に積み立てておりまして、今回の事業に充てるために基金を取り崩すと、繰入れをするという内容でございます。

では、12ページ、13ページをお願いいたします。３の歳出でございます。２款１項６目企画費、12、子育て世帯に対する感染対策等支援事業でございまして、11節役務費と18節負担金補助及び交付金を計上させていただいてございます。内容でございますが、感染拡大が懸念される中学校修了までの子どもを対象とした感染対策等に必要な経済的支援を行うというものでございます。お一人当たり１万円を支給させていただくというものでございます。

13款１項１目予備費につきましては、財源調整のために352万1,000円、予備費を減額させていただくと。

以上の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　中学校修了前の子どもに１人１万円という、そういう理解でよろしいですか。そうしますと、全員がこれもらえるということ、全員に渡すということなのですか。経済的支援ということですから、何か条件があるのでしょうか。ちょっとそこ伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　お答え申し上げます。

こちらにつきましては、まず対象的には、基本的には全員です。まず、児童手当給付対象児童、こちらの人数に公務員、保護者が公務員の方につきましては申請という形になりますけれども、その方を合計した人数、こちらが８月30日現在で想定した人数が1,768人おりますので、そちらの方に各１万円を配付するという予定になっております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そうすると、所得が高い人にもこれは渡すというものだということなのですね。ちょっと確認です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋　透地域支援課長　今回の給付事業につきましては、所得要件はございません。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第48号　令和３年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発委第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第20、発委第３号　嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　それでは、議長のご指名ございましたので、朗読をもって説明したいと思います。

発委第３号

令和３年８月27日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

提出者　嵐山町議会文教厚生常任委員会

委員長　　畠山　美幸

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第３項の規定により提出いたします。

提案理由

太陽光発電設備が、生活環境や自然環境に及ぼす影響に鑑み、適正な設置、維持管理及び撤去に関して必要な事項を定め、町民の生命及び財産の保護、良好な景観の形成、豊かな自然環境、生物多様性及び生活環境の保全並びに地域との共生を図るため、本条例を提案いたします。

条例を全部読むとちょっと時間がかかってしまいますので、概要をつくってまいりましたので、概要を読ませていただきます。

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の概要。

１、目的、条例第１条。太陽光発電の設置に関し必要な事項を定めることにより、町民の生命及び財産の保護、良好な景観の形成、豊かな自然環境、生物多様性及び生活環境の保全並びに地域との共生を図ることを目的とします。

２番目、基本理念、定義、条例２条から３条。条例２条は基本理念、第３条は用語の意義を規定しております。

３、町、土地所有者等、事業者、地域住民等の責務、条例第４条から７条。条例第４条から第７条は、関係者の責務を規定しております。

４、抑制区域、条例第８条。町長は、太陽光発電設備設置事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定する。施行規則では、抑制区域の対象となる地域は嵐山町全域とされます。

５、適用範囲、条例第９条。抑制区域内で実施しようとする太陽光発電設備の発電電力が10キロワット以上の太陽光発電設備設置事業に適用されます。

６、標識の設置、条例第10条。地域住民等に事業の計画を公開し、周知するため、事前協議を行う30日以上前から完了届出の内容を確認した日まで、規則で定めるところにより、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に標識を設置しなければなりません。

７、事前協議、条例第11条。実施の届出を行おうとするときは、当該届出を行う60日前までに事業に関する計画について町長と協議しなければなりません。協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知します。

８、説明会の開催、条例第12条。標識の設置後、速やかに地域住民等に対して規則で定める事項に関する説明会の開催を原則とし、必要な措置を講じなければなりません。説明会についての開催日時及び場所を町民に公表するものとし、必要があると認めるときは職員を出席させることができます。説明会を開催し、または必要な措置を講じたときは、その旨を速やかに町長に報告しなければなりません。地域住民等の理解が得られるよう説明に努め、事業を変更しようとする場合について準用します。

９、意見の申出、条例第13条。事業者が説明会を開催し、または必要な措置を講じたことに対し、地域住民等は計画について意見を申し出ることができます。地域住民等から意見の申出があったときは、事業者はその内容を速やかに町長に報告しなければなりません。

10、地域住民等との協議、条例第14条。事業者は、意見の申出があったときは、規

則で定めるところにより協議しなければなりません。協議を行ったときは、その結果を速やかに町長に報告しなければなりません。町長が必要あると認めるときは、協議に職員を出席させることができます。

11、協定の締結等、条例第16条。事業者は、事業の実施に必要な手続を終了したときは、事業に関する協定を町長と締結しなければなりません。締結した協定を忠実に履行しなければなりません。事業区域内の土地または太陽光発電設備を第三者に譲渡しようとするときは、譲受人に対して締結した協定内容並びに町長及び地域住民等との協議内容及び指示事項を遵守しなければなりません。

12、事業の変更等、条例第19条。事業を変更しようとするときは、その旨を町長に速やかに届けなければなりません。当該事業を取り下げるときも同様とします。

13、適正な設置及び維持管理、条例第20条。設置及び設置後の継続管理等についての必要な措置を規則で定めることとしています。

14、完了の確認等、条例第21条。事業の造成工事、太陽光発電設備設置工事もしくは附帯工事を中止または完了したときは、速やかに町長に届け出て確認を受けなければなりません。町長は、届出の内容を確認したときは、その旨を事業者に通知するものとします。

15、廃止の届出及び設備の撤去等、条例第22条。事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までにその旨を町長に届け出なければなりません。当該事業の廃止後は、太陽光発電設備を撤去し、適正に処分し、その他必要な措置をしなければなりません。太陽光発電設備の廃止が完了して30日以内に町長に届け出なければなりません。

16、地位の承継、条例第23条。事業譲渡または相続、合併もしくは分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に町長に届け出なければなりません。

17、事業者が所在不明になった場合等、条例第24条。土地所有者等は、事業者が所在不明となった場合、またその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わり必要な措置を講じなければなりません。

18、報告等の提出請求及び立入調査、条例第25条。町長は、この条例の施行に関し、必要な限度において、事業者に対し、報告もしくは資料の提出を求め、または職員を

事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、もしくは関係者に質問させることができます。

19、指導、助言等、条例第26条。町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導または助言することができます。また、条例の規定に違反する場合等は勧告することができます。事業者は、指導、助言、または勧告を受けた場合は、当該指導、助言または勧告により講じた措置の内容について、速やかに町長に報告しなければなりません。

20、公表、条例第27条。町長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができます。町長は、公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければなりません。

21、国又は県への通知、条例第28条。町長は、指導、助言及び勧告を行った場合は、関係資料を添えて、その内容及び事実を国または県へ通知することができます。

22、附則。この条例の施行日の令和４年４月１日より前に設置した事業者についても、維持管理、廃止、推進等の規定は適用することといたします。

以上が条例の内容となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この２ページの第８条の抑制区域なのですけれども、これは「町長は、第１条に規定する目的を達成するため、太陽光発電設備設置事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定する」というものになっています。この抑制区域というのは、条例をこのままつくられてこられた委員会として、どのようなところを抑制区域とするのかというようなことも検討されたりしたのか、それとも町全体とか。その辺の抑制区域のことについては、どのような委員会の審議があったかということ。

それと、この附則に、最後の６ページで施行期日までここにうたってありますよね、令和４年の４月１日と。これが、４月１日から条例が施行された場合に、嵐山町自体の受ける影響、要するに今現在取りかかっている事業もあると思うのです。そういったものには、これは、この条例は及ばないのだというようなこともうたってあるみたいですけれども、その辺において現状、条例を今ここで発議されたわけですので、そ

の辺について不安というか、心配というか、ものはないのかどうかということの２点についてお尋ねしておきます。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　まず、１題目の抑制区域でございますが、委員会としましては、やはり自然環境を破壊してもらいたくないということを含めて、そういうところをと思っていたのですが、全域ということで、嵐山町全域ということで、規則のほうに書いていただくことになっております。といいますのは、条例にそれをうたってしまうと、途中で全域ではなくなるときが来たときには条例を改正しなくてはいけないという、またそれも大変なことなので、条例にはこういう書き方をしておきながら、規則のほうにしっかりと全域ということで。でも、もしかしたら全域から今度は、では例えば何か希少な動植物がいるところをというときには、また規則のほうだと直しやすいといいますか、そういう内容で、今は委員会としては全域ということで規則のほうを定めていただくようにしております。

２番目の４月１日からのところで影響のあるところはということですけれども、72ぐらいが今申請している状況ですけれども、10キロワットというところはほとんどないに等しいのですけれども、20キロ以上が割とあるのですけれども、50キロワット未満のところが割と集中していて、そこをちょっと乖離して、上のメガまではいきませんけれども、大きいキロワット数のところがちょっとまたあるというような形になっています。というのは、ＦＩＴ法の関係で、50キロワット以上になってしまうといろいろと規制があるものだから、49.5というところが嵐山町においては多いのかなというふうに数字を見ますと分かるわけですけれども。

先ほど廃止の手続なども条例で申し上げましたけれども、やはり負の遺産を残してはいけないというところで、しっかりそこの部分は、今申請を出しているところの方々には、こういう条例ができますよということで、環境課のほうで企業や地域の方々に説明するのは、やはり半年は欲しいということも伺っておりますので、しっかりとこの条例ができたことを周知していただき、また今申請なさっている方々にも、先ほど附則のところで申し上げたとおり、維持管理とか廃止のところはしっかりと守っていただきたいということをこの条例ではうたわせていただいております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　そうすると、この抑制区域のいわゆる規則というようなものもこの間全協か何かで示されたと思いました。

それで、この規則は町のほうでつくるわけなのだけれども、それはちょっと今度執行側のほうに質疑しますからいいのですけれども、今委員長の説明だと結構20キロとか50キロとかいかないけれども、そのぐらいの申請の数が相当出てきていると今おっしゃっていましたよね。その辺のところは、実際にどのくらい、現在審議してくる中で出てきているのだというようなことで資料を押さえていらっしゃったのかな。要するに10キロワット以上がこれは対象になるわけでしょう、この条例だと。そうすると、20キロとか50キロ未満だって全部対象になるわけではないですか。それは、おおよそどのくらいあるかというようなことは、この条例をつくるために押さえたのでしょう。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　まず、10キロの部分については、ないに等しかったです。１件あったかな。ちょっと資料を持ってきていないので分からないのですけれども、とにかく49.5というところが本当に隣り合わせであるのです。というのは、大きくなるとやっぱりいろんな規定が出てくるからということで、業者も考えていらっしゃって、分割して造るような49.5というのが80％ぐらいあったような気がいたします。大きいキロワット数が３、４件ぐらいあったかな。ちょっとうろ覚えで申し訳ないのですけれども、そんな形でありました。

近隣の滑川町、吉見町のほうで、もう条例が、執行側でつくった条例がございまして、そちらのほうも10キロというところからの条例になっておりましたので、それにやはり嵐山町も合わせましょうということで、10キロワット以上にさせていただきました。

○森　一人議長　先ほど滑川と申したのは、川島の間違い。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　修正いたします。

川島町と吉見町です。

○森　一人議長　それでは、第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　それで、私はこの８条の抑制区域、ここがちょっと不安なのです。現在地域が選定されたり、災害の可能性などということで、そういった踏まえ

た安全性を確認しなくてはならないというようなことが、いわゆるこれを執行する立場のほうにある程度責任として、近隣の住民の事前了解を得るというようなことも最近出てきているみたいなのです。そういったところに、私がちょっと心配しているのは、そうするとこの８条が規則として抑制区域ができている、それを嵐山町の規則としては嵐山町全域にしていこうというような規則になっているようでございます。

そうしたときに、そういった今言ったある程度嵐山町全体を、地域を選定しているわけですから、その災害の可能性だとか、さらにはそれを踏まえて安全性の確認だとか、あとはそれを近隣の住民に事前了解を得るというようなことが執行のほうに求められてくると、この条例ができたことによって。そういうことへの対応のようなものというのは、担当課としてはどのように捉えているのですか。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、お答えいたします。

まず、この抑制地域と申しますのは、事業区域に含まないように求める区域ということでございまして、こちらのほうは、事業者のほうが従う義務はないというものではございますけれども、条例に基づく設定であるため、事業者において一定の配慮がなされる効果が期待できると、そういう性質のものでございます。したがいまして、全部その事業者を排除するというものではございませんので、この条例、規則に基づいて一定水準の土地の造成とか設備の設置の品質を保ったものに限って設置してもらうと、そういうものでございまして、今までのガイドラインの運用上は、かなりそういった基準とか、技術基準とかがちょっと曖昧な部分がございまして、その点を今回の条例と規則、特に規則のほうで、当町のまちづくり整備課が使っております開発に関する審査基準とか、埼玉県の農林部が運用しています林地開発の取扱い要綱とか、その辺の技術基準を盛り込みまして、そういった住民に災害や水害が起こらないように、一定の水準を保つように整えていると、そういったことでございます。

今回この条例の中では協定の締結ということで、それぞれその協定のほうは町と事業者になるわけですけれども、その前に住民の皆さんからの意見書とかも出てきまして、その辺はよく事業者で話し合っていただいて、住民のほうが十分理解した上で、その協定の締結ということになります。その協定書の中には確約書というものを事業者に入れていただいて、その辺の約束事はきちっと守っていただくと、そのような形

で住民の不安はなるべく起きないような体制を取らせていただいております。

一方、我々執行部側の体制でございますけれども、その辺の技術基準が今度入りますので、やはり技術的な知見を持った職員がどうしても必要になります。９月から前上下水道課長さんが技師でいらっしゃるのですけれども、この方に今度来ていただくことになりまして、その辺の技術的な面をカバーしていただくと、そういったことをちょっと考えております。それと同時に、副町長、技監を中心として、関係各課の課長で組織した協議会も設置する予定でございます。そのように総合的に技術のほうもカバーしつつ、今後とも、先ほど畠山議員さんがおっしゃいましたけれども、住民の皆様、事業者の皆様それぞれの、今度新しく太陽光設備を設置するにはこういうことが必要ですよと、そういう周知もしっかりとやらせていただいて、なおかつ町の執行の体制も４月１日の施行に間に合うように、取扱マニュアル等、しっかりとお時間をいただいておりますので、整備をして遺漏のないようにやっていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第１番、小林智議員。

○１番（小林　智議員）　３点ほどお伺いしたいと思います。

まず、事業区域なのですが、こちらは、要は土地の上に建つものが対象だと、ここは分かりました。そうすると、嵐山町全域も想定されているということも分かりました。その建てる土地の地目であるとか用途であるとかは一切制限はなく、全部網をかけるという考え方でよろしいでしょうか。全部まとめて言ったほうがいいですか。

○森　一人議長　はい。

○１番（小林　智議員）　２つ目としまして、地域住民等の考え方です。この「等」があるということで、大体どの範囲を想定されているのか。区長が、名前が上がっていますので、区長をはじめとしたその地域の住民を集めた団体と。団体といいますか、その方たちに説明会をするという意図なのかなといいますか、その守備範囲。例えば吉田地区、吉田のどこかに建つとしたら、吉田全域を地域住民と言うのかとか、そういうある程度の規則の中で縛られる予定があるのかと。「等」とあるからには、恐らく地域住民でなくても影響を受ける者というのは入るのかなというふうにも理解できるのですけれども、その辺の考え方が規則の中でどうされるのかということです。

それから、その中で地域住民等なのですけれども、地域住民等に対して説明会をされるわけですから、説明会する側からすると、一度に集団を集めて説明しようとするかもしれませんけれども、これは複数の例えば仮の団体があっても、例えば地域住民という利害が一致している人たちの説明会のほかに、水利権を持った人たちのための説明会を別に企画するとか、そういった複数のものを想定されているのか。一遍にやってくれとか、そういうことまでは考えていなくて、柔軟に対応していくとか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。これが２点目。

○森　一人議長　小林議員、先に確認させていただくのですけれども、条例、この今発委に対しての条例なのですけれども、規則の中の質疑をやってしまっていて……

○１番（小林　智議員）　分かりました。規則の中のことを聞いているのはなぜかというと、実は60日の……規則の中で定めることにしていますというのが嵐山町全域の話ですよね。ということは、規則、ここまで今の段階で想定された起案なのかなということがあったものですから、あえてお伺いしました。駄目であれば、そこのところはお答えできる範囲で結構でございます。

〔「どっちに質疑しているのか」と言う人あり〕

○１番（小林　智議員）　これは起案側ですよ、当然。ですから、起案側の方が、これ嵐山町全域と予定していますと規則の中で言っているのですから。施行規則自体は、行政側でつくる、執行側でつくるのでしょうけれども、そういう話合いを既にされているから、こういうことを書いているのではないかと私は思ったのです。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　皆さん、ちょっと静粛にお願いいたします。これにつきましては、まず発委ということでございますので、答弁者はなるべくといいますか、全体的に文教厚生常任委員長に答えていただきたいというところでございます。それに伴って、先ほど規則にどこまで触れるのかという話もございましたが、もし確認程度に触れられるところがあれば、執行部のほうから、環境課長のほうから答えていただくという形を取らせていただきたいと思います。

では、続けて。

○１番（小林　智議員）　では、３点目いいですか。

○森　一人議長　どうぞ。

○１番（小林　智議員）　では、３点目なのですけれども、４月１日施行で準備されて

いるということはよろしいですね。だとすると、どの段階の人たちがこれに該当していくのか。さっき70数か所もあるという話は、恐らく経産省に届け出たＦＩＴ法の届出だと思うのです。これは、もう４年も５年も前からずっとやっていらっしゃる方もいるのでしょうけれども、それが事業として起きていないものもあるし、計画されている方もあるかもしれない。では、どの時点の人たちが今度の新しい条例に入ってくるのか。４月１日から施行になると、60日前に届出ではなくて、説明会ではなくて、これは何でしたっけ、事前協議しないといけないのだから、ということは届出が来年の６月１日、そうですよね、６月１日以前の届出というのは該当するのかしないのかとか、６月１日から届出したい人が４月１日までに事前協議をしなければいけないとか、そういう考え方の、その辺のスタート時点のところをどう考えていらっしゃるか、それが３点目。

以上です。

○森　一人議長　それではまず、畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　用地のことにつきましては、農地もあれば林地もあったり、様々あると思いますけれども、それは要件に合えば抑制区域という形でいろいろと規則にも書かれておりますけれども、合えば設置ができるのかなと思います、全域が抑制区域ですから。それに抑制区域なのだけれども、ここならそんなに土を盛ったりとかしないでつけられると言えば、別にそれは設置できる場合もあると思います。

それと、地域住民等ですけれども、例えば今回あそこの角栄ではなくて、そこの小川の近隣のところに、今ベイシアのところの山のところに太陽光ができましたよね。そうすると、あそこの部分は嵐山町民だけではなくて、小川町様にもご迷惑をおかけしているというか、心配をなさっている方もいらっしゃるということで、「等」というのは嵐山町から外れた部分のその設置に関わる皆様に対しても説明をしてもいいことになっております。ですので、先ほど吉田地域も１区、２区があるのかな、そうしましたら自分がやっぱり心配だなと思えば、別に来てはいけませんということはなくて、別に説明会とかは行ってくださっても大丈夫だと思います。

○森　一人議長　では、ここで一旦暫時休憩を取らせていただきたいと思います。

再開時間を３時45分といたします。

休　　憩　午後　３時３１分

再　　開　午後　３時４４分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山文教厚生常任委員長の答弁でございますが、訂正も含めて、いま一度答弁をお願いします。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　すみませんでした。

まず、用地についてでございますけれども、先ほどは農地でも林地でも許可が取れればいいですよと言いましたけれども、農地法、林地法などありますよね、それを通れば設置はできるということです。

地域住民等ですけれども、規則、皆さんに全協でお配りしたか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、こちらには太陽光発電事業に係る事業区域に隣接する土地並びにその土地に存する建築物の所有者、管理者及び占有者という方と、２番目が太陽光発電設備から生じる太陽光の反射光または当該反射光から生じる熱により、生活環境に影響を受ける範囲の土地並びに建築物の所有者、管理者及び占有者。４つあるのですけれども、３点目が農林水産業を営む者で組織する団体、４番目に前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者ということで、先ほど私、小川町の方もと言ってしまいましたけれども、今読み上げた４つの項目に該当する方が地域住民ということになります。

それで、条例の15条の２項を見ていただきたいのですけれども、これは事業の届出のところなのですが、「町長は、前項の届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知するとともに意見を求めるものとする」というものが条例の中にうたってあります。

あと、説明会は、事業者のほうで何月何日の何時に開催しますよということに関しまして、関係者の方は、その地域の方は行って構いませんけれども、一々どこの団体、どこの団体ということで開催するということはないです。だから、一回事業者のほうから指定されたところに参加していただくという形になると思います。

以上です。

○森　一人議長　施行期日に係るところの点は、藤原環境課長に答弁を求めます。

○藤原　実環境課長　それでは、お答えいたします。

初めに、この条例案の６ページの附則のところをちょっと御覧いただきたいと思い

ます。よろしいでしょうか。まず１項、「この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、この条例の施行の日前に太陽光発電設備を設置した事業者」、いわゆる申請をして、届出を出して、もう設置済みという事業者の方でございます、「(以下「既設等事業者」という。）については、第20条中維持管理に関する部分、第22条」、こちらのほうは廃止の届出と施設の撤去の関係でございます。それと、「25条から28条まで」、25条は報告の提出請求及び立入検査、26条は指導及び助言、27条はそういった違反者に対する公表、28条は国または県への通知、勧告にも従わない者に対しては、もう国や県に通知するよと、そういった条項でございます。それらまでの「規定並びにこの附則に別段の定めがあるものを除き、適用しない」ということでございまして、こちらのもう既に設置済みの事業者に対しては、今私が申し上げた以外はもう適用しないという、そういった条項になっております。

続きまして、経過措置、第２項でございますけれども、「施行日前に嵐山町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの規定に基づき行われた届出その他の手続でこの条例に相当する規定があるものは、それぞれこの条例により行ったものとみなす」ということでございまして、こちらのほうは施行期日、令和４年４月１日前に事前協議とかそういう、もう着手している場合に関しましては、そのガイドラインに沿ってやったものに対しては条例で行ったものとみなすということでございます。

以下、３項も19条に規定する変更を行うときは届け出なければならない、施行日以後、その地位の承継、これは23条でございますけれども、この規定をした者はこの規定を適用すると、そのような形でそれぞれ経過措置があります。ですので、今までの施行期日を中心に、前にもう設置が済んでしまったものは、全部で６つの内容以外は適用しないと。４月１日以降、標識の設置とかそういうふうに新しく事業に着手したものが今度この条例に適用になると、そういった形を取ってございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第１番、小林智議員。

○１番（小林　智議員）　３点のうち、今１点と２点、ご回答いただきましたので、まず１番の事業区域、おおむね了解いたしました。確かに農地法の関係であるとか、林地開発の関係であるとかというのは、当然それは今でも動いていますから、それで進んでいるものは当然該当は、区域的にはこれで言っているのは関係ないのかなと思うのですけれども、ただ事業区域、それ以外にはこれは網を、全体に網をかけるという

考え方ですから、大体私たちが想定してしまうと、山に造るとか、畑に造ると、こういうのを想定しているのですが、全般に係る、そうすると今その空き地等、宅地なんかで空いている土地、特に例えばですよ、駅周辺であっても町が所有するもの以外でも多分空き地みたいなものはあるかと思うのです。それで、10キロワット以上のものになると、そこもこの規定に該当して、きちんとしたルールで動いていくということになるということでよろしいでしょうか。

それから、２つ目につきましては分かりました。大体どういう団体というか、地域住民等で話合いをしていくということなのですけれども、この中で、恐らく説明会の中でいろんな意見があったり、申出があったりするのは想定されているのだと思うのです。申出についてはできると、たしか書いてあるのですけれども、これは別に集まった説明会としての申出というよりも、その中で発言した個人の申出がそのまますくい上げられるということになるのでしょうか。その辺についてどういうふうな整理されるのかなと思いまして、実務上かなり難しいかなと思いましたものですから、ちょっとその辺の運用上の具体的な考え方がありましたら、教えていただきたいと思います。

以上、２点。

○森　一人議長　まず、１点目については畠山文教厚生常任委員長に、先ほど説明した以外で、今さっき宅地ということが出ましたけれども、そういったところもどうなのかというところを答弁お願いしたいと思います。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　この条例に基づいて１個１個潰していって、規則にもちゃんと提出書類があるわけなのです。そういうものを通れば抑制、造らせないという条例ではないので、できる可能性もあります。造れますよね、造れます。だから規則に、したがってチェックが入っていたときに、１個でもチェックが入らなければ造れないかもしれないし。でも、どうなのだろう、造れるのかな。ちょっと私も分からない。

〔「小林さんの質問は、駅周辺でも10キロ以上
だったら条例に……」と言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長　だから、引っかかる。

〔「建物の屋根は該当しないと」と言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長　そういう答弁で。

〔「全部該当します」と言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長　全部該当。

〔「10キロ以上であれば」と言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長　10キロ以上であれば設置できます。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長　できない。

〔「できないというか、この条例に引っかかる
と……」と言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長　引っかかれば、だからできないし……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長　そうです。だから……

○森　一人議長　２点目については、藤原環境課長に答弁を求めます。

○藤原　実環境課長　それでは、お答えいたします。

住民の方、説明会のときに、それぞれ事業者と住民の方でそれぞれ質疑応答があると思います。その中で、やはり住民の方が要望を申し上げることもあるかと思います。それに関しましては、この説明会の報告書の中にどんな質問や要望があって、どのように答えたかという内容も提出させるようになっております。その辺の意見も、当然住民の方の意見ですので、意見、要望ですので、その辺もそれぞれ住民の方が納得したかどうかと、十分理解したかどうかと、その範疇に入るべきものと考えております。

そのほかに、小林議員さんおっしゃったように意見書というものを出して、説明会があったときから30日以内にそれぞれ意見があれば、それも当然住民の方、関係者の方の意見ということで、それぞれ事業者と十分話し合っていただいて、その話し合った中で十分理解を得た後、その辺の内容も全て確約書とか、そういった形で協定の中に組み込まれると、そのようなことを想定しております。

以上でございます。

○森　一人議長　第１番、小林智議員。

○１番（小林　智議員）　ありがとうございました。最初のほうの事業区域につきましては、私は当然に入るものだなと思っていたものですから、そもそもこれの目的が景観であったり、周辺住民の意向であったりするわけだから、それはどこに住んでいよ

うと、どういう地域であろうと、一旦は引っかかるのだろうなという想定ですから、これは当然そこで影響があるので説明会を開いていただいて、地域住民の要望を入れていただくというのは、どこの地区であれ、あり得る話だし、それが例えば町の駅前であろうというものがあったとしたら、それは町としての考え方だってあるし、地域住民の焦点だけではなくて、大きな考え方が反映されるべきだと思いますので、私はそれはこの中に入ってくるというのは妥当なことだなと意見を伺って思いました。①については、それで結構でございます。

②につきましては、説明会ですから、いろんな多様な意見が出るということが想定されますので、それをどう整理されるのだろうというのはちょっと考えたものですから、それは、これによると業者が一旦説明会の内容をまとめて、それを町長に報告するという仕組みですよね。ですから、一旦業者がそれを受けて、ボールを受けて、いろんな多様な意見を受けて、こんな意見が出されていました、場合によってはこの意見についてはこういう対処をしたいですとか、きっとそういうことが業者側から町に報告されるのだと思うのです。そういった形で、全ては一旦そこですくい上げられるということです。

それとあと意見書なんかも、意見書は、そうすると一旦業者に出して、業者が取りまとめをして、こういう意見書も申出も受けましたと、ついてはこれは例えば申出どおりできませんだとか、できますとか、あるいはこういうことをしたいとかというのを町との協議の中で進めていくと、大体そんなストーリーというか、その流れでやっていくということになるわけですね。この２点については分かりました。

続いて、では３点目なのですけれども、先ほど……よろしいですか、３点目。

○森　一人議長　どうぞ。

○１番（小林　智議員）　３点目については、先ほど課長のほうからも附則のところで、経過措置についてちゃんとうたってありますということで、もちろんそれは大事だと思うのですけれども、今だってガイドラインとかにそういうことで、行政側もきちんとやっていただいています。農政課が動いたり、環境課が動いたりしたことで、今も動いて、いろんなことで動いていただいていますので、そんなにこれは早く施行しろとか、そういう心配をしているわけではなくて、具体的に動いているのだけれども、業者側の立場に立ったときに、いつから出せばいいのだなというのがちょっと。今まで検討してきたけれども、ではこれ４月１日から出さなければいけないのかと、それ

と４月１日になってしまうと２か月待たなければいけないのかとか、そこから町の裁定が下るのにまたかかるねとかで、そういう具体的な話もあるでしょうから、どうするのかなということで、それを聞いたわけなのです。

先ほどの説明でほぼ分かりましたけれども、あまり細かいこと、３月31日に申出をしたのと、４月１日に申出したのとどういう違いがあるか。そこの実例さえ分かれば大体分かると思いますので、お答えいただけるとありがたいのですけれども。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、お答えいたします。

まず、令和４年３月31日ですとガイドライン適用になりますので、条例に定められているものに関しましては、先ほどの附則で該当になるといったもの以外は、全てガイドラインに基づいたこちらの指導ということになります。

今度新しい条例になりますのは、４月１日からの申請、標識の設置とか、そういったものから始まるわけなのですけれども、今までガイドラインでも標識の設置から始まるとか、そういう手続はございませんでしたので、新しく条例適用になると、まずそこからスタートしなければいけないと。しかも、今まで協定の締結とか、そういうのもガイドラインには一切ございませんでしたので、そういった手続が必要になると。

それと、今まで確かに技術基準等も一応参照するようにということはガイドラインにもありましたけれども、今度はもう規則のほうで、こういう基準ということで明確にお示しするような形を取らせていただきますので、その辺も４月１日になると、３月31日以前よりはそういった手続が少し増えると、そんなような形になっております。

ここで、私がざっくりということを申し上げていいのかどうか分かりませんけれども、もし４月１日に標識の設置を始めてやった場合は、私が想定する限り、事業の届出まではおよそ３か月半ぐらいかかることになると思います、この条例どおりにやれば。ですので、そういった時系列的には、それぞれ標識の設置は事前協議の30日前とか、事前協議は事業の届出の60日前だとか、そういったタイムスケジュールを鑑みますと、もうおおよそそのようなタイムスケジュールになっていくかなと、そのように想定しております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　何点かあるのですけれども、先ほど小林議員も指摘されていたことでもあるのですけれども、この抑制地域という言葉が入っているわけです、抑制という言葉が入っている。先ほどちょっと基本理念、目的と基本理念ということは触れられましたけれども、この理念が事業者に対して、町がこの理念に基づいて、ある意味抑制してくださいということがどこで言われるのかということなのです。実際にこの条例を見ますと、１条、２条、目的と基本理念、自然環境云々かんぬんと当然思いはここに入っているわけなのですが、その事業者が届出をすると、あとは事業者との関係では手続条例としては、これはなっているわけです。そうすると、事業者の責務云々かんぬん、項目ありますけれども、ある意味事業者から見ますと、これに基づいて届出をすれば、いわゆる時間はかかるにしても、そんなに大きな負荷はかからないという判断も当然でき得ると思うのです。だから、町としては自然環境を保全したいということで当然あると思うのです、今回の条例の背景としては。ただ、それがどのタイミングで、どのタイミングというか、これが事業者に対して伝達できるのかどうかというのは、ちょっとこれ流れははっきりしないというのがあります。それがどういうふうに考えておられるのかなと。要するに抑制ということの、この条例が担保できるのかということなのですけれども。

もう一つ、これも小林議員が触れられたことでもあるのですが、町と住民との関係です。これまでは、住民と業者が協議をして、協議しながら協定を結んで業務執行するという例がありました。ところが、全部ではないので、なしでやられてしまったというのは当然多数あるわけですけれども、現実に交渉しながらやっているところというのは、やりながら具体的な成果も上げて、いろんな変更もしながら協定まで結びつけている。私が実際に携わった例では１年かかって、業者と何度も何度も折衝しながら、区長さんとか地元の関係者を入れてやりました。

ただ、今回の条例ですと、町と事業者さんと。事業者さんと住民との関係というのは、事業者から見ると説明をきっちりするということが主なのです。ちゃんとした説明をすると。住民から意見があった場合には、事業者さんに対して言うと。それを事業者さんが総括して町に報告するということになりますと、これまでは住民と事業者が対で交渉しながら、そういういろんな改善も含めてやってきたわけなのですが、そのことの担保が、この住民と事業者との関係が、あくまで事業者が住民に説明をする

ことによって、この条例が課されているものに関しては執行できると、要するに実現できるというふうな関係にもちょっとなるかなと思うのですけれども、それのところはどういうふうにお考えに、議論等もあったかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森　一人議長　２点でよろしいですね。

○４番（藤野和美議員）　はい、２点です。

○森　一人議長　それでは、畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　抑制区域につきましてですけれども、先ほどの２条に書いてある理念の部分はどこで担保できるのだということなのですが、規則の様式３号に、こちらに環境影響評価法だとか、次のページのところに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律だとか、何かいろいろとここの、あと絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律ですとか、チェックを入れなくてはいけない部分が規則にうたってありますので、そこは担保できるのでは。すごく、何個まであるかな、全部で35項目にわたって、いろんな自然環境のことから、文化財のことから、急斜面のことですとか、崩壊のことですとか、いろんなものがここの規則の中にうたってありますので、これが担保できるのではないのかなと思います。

それと、２番目が何だっけ。

○４番（藤野和美議員）　地域住民とその業者との。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　先ほども申し上げましたとおり、条例の15条の２項のところには……これは違うか。これは違ったか……これはほかの市町村の話だ。どこだっけな。住民説明会の開催の後に意見の申出というところが13条のところにありますけれども、これが「事業者は、地域住民等から意見の申出があったときは、その内容を速やかに町長に報告しなければならない」だとか、あとは……ちょっと待って。

○森　一人議長　だから、委員長、地域住民と業者間のやり取り、事業者のやり取りというところが、今までいろんなところで協定書をつくったりとか、いろいろやっていたとは思うのですが、そこで町が入るというところの関係性、それがだから一つの今後のこの条例に対してしていくことが、今までは事業者と地域住民でしたけれども、そこに町が入るということのその関係性というものをすれば、それが担保になるということを説明していただければ。今自分が、私が答弁してしまったのですけれども、その関係性。今度町が入っていけるというところ。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　今までは、事業者と住民との関係性だったけれども、今度は町も入っていただくわけですから、余計よろしいのではないかなと思いますけれども。よろしいと思います。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　私がちょっと感じているのは、町と住民との関係があまりここには書いていないのです。要するに住民が出てくるのは、町、事業者、住民なのです。これまでは、町と住民が、要するにいろんな協議している、ある意味三者協議みたいな感じの。実際には我々も、三者が入ってするので。主に住民と業者が交渉する、その場に町が入ってという感じでやっていたという、それで協定をつくってきたというのがあるわけですけれども、今回はそれが要するに住民、事業者、町という格好になります。これを、条例を読んだ限りでは。ですから、住民と町との関係づけがちょっと弱いかなというのは、そこはちょっと心配はしているのです。

今回町が入ることの有利な点は、知らないうちにつくられたということがないので、そういう意味ではいいことだと思っているのです、全部町と協定を結ぶので。そういう意味では、協定が結べなくて強引につくられて、結果としてつくられてしまったというケースが、そっちのほうが多数ですけれども、多いと思うのですけれども、これまでは。ですから、ただ懸念は、ちょっとその辺は懸念しているというところです。そこですね。

〔「質問、何」と言う人あり〕

○４番（藤野和美議員）　質問になっていないか。

〔何事か言う人あり〕

○４番（藤野和美議員）　いやいや、だからその辺が条例でちょっと担保、この条例だとその辺の地域住民の位置づけが、町との関係が関係づけられていないので、何らかの形で補強が必要なのではないかなという質問です。

〔何事か言う人あり〕

○４番（藤野和美議員）　いや、規則を我々は見ていない。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　そうですね。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　そうです。あくまでも条例ですから、規則のあれではないので。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　条例のところには甘いということですね。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　少し町と地域住民との関係づけが弱いよという懸念があるのですけれども、そういう点ではいかがですかということを。それに対して答弁をいただければ。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　町から、これはまだ今後もいろいろ手直しがあるかもしれませんけれども、私たちに提示されている規則の中には説明会等結果報告書だとか、あとこれは事前協議済み通知書だとか、あと意見書提出報告書、あと協議結果報告書などなど、いろいろ報告、内容について申出があるよとか、そういうものとかが全部ここに添付してありますので、担保できるのではないでしょうか。

○森　一人議長　第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員）　事業者的な立場から見ますと、どのような意見があった云々かんぬんというのは、やっぱりそれはもうそれなりの形で、どうしてもやっぱり報告書としてはつくられる可能性があるのです。住民の方が言った一字一句全部書いて、はっきり言って出せるかどうか。これは、やっぱりそこに町の職員が参加していれば、そこで現認はできますけれども、もし参加していない場合というのは、その内容は当然事業者が報告書を出したものは、住民は見ることはできないのです、参加住民は。結局事業者がつくりますから。それが町に上がってきますから。ですから、そういうものも考えられるということなのです。ですから、町の職員がそこにいれば、当然どういう話があったというのは分かりますので、ですから結局そういうことなのです。もしいない場合は、住民の意見が事業者を通して町に伝わってくるということになりますので、それがどうなのかということを申し上げているのですけれども。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　説明会の開催、先ほど条例第12条にございまして、ここには職員を出席させることができますということで書いてありますので、そういうご心配がある場合には必ず職員の出席を求めてやっていかれるのがよろしいのかなと思います。そういうことです。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

畠山文教厚生常任委員長、大変ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発委第３号　嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎延会の宣告

○森　一人議長　お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時１６分）

令和３年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第６号）

９月１５日（水）午前１０時開議

日程第　１　発議第　８号　「デジタル改革関連法」成立に反対する意見書の提出について

日程第　２　発議第　９号　土地利用規制法の廃止を求める意見書の提出について

日程第　３　発議第１０号　沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書の提出について

日程第　４　発議第１１号　国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法改正を求める意見書の提出について

日程第　５　発議第１２号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

日程第　６　常任委員会委員の改選について

日程第　７　議会運営委員会委員の改選について

日程第　８　議員派遣について

追加日程

追加日程第　１　議長の辞職願について

追加日程第　２　辞職した議長の立候補について

追加日程第　３　議長の選挙について

追加日程第　４　副議長の辞職願について

追加日程第　５　副議長の選挙について

追加日程第　６　閉会中の継続調査の申出について

追加日程第　７　小川地区衛生組合の議会議員の選挙について

追加日程第　８　比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙について

追加日程第　９　同意第５号　嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第１０　会期中の閉会について

○出席議員（１２名）

１番　小　林　　智　議員	２番　山　田　良　秋　議員
３番　狄　守　勝　義　議員	４番　藤　野　和　美　議員
６番　大　野　敏　行　議員	７番　畠　山　美　幸　議員
８番　長　島　邦　夫　議員	９番　青　柳　賢　治　議員
１０番　川　口　浩　史　議員	１１番　松　本　美　子　議員
１２番　渋　谷　登美子　議員	１３番　森　　一　人　議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅　原　浩　行
書　　記	安　在　洋　子

○説明のための出席者

佐久間　孝　光	町　　長
髙　橋　兼　次	副　町　長
福　嶋　啓　太	技　　監
青　木　　務	参事兼総務課長
馬　橋　　透	地域支援課長
村　田　　朗	税務課長
高　橋　喜代美	町民課長
前　田　宗　利	福祉課長
萩　原　政　則	健康いきいき課長
近　藤　久　代	長寿生きがい課長
藤　原　　実	環境課長
杉　田　哲　男	農政課長
藤　永　政　昭	企業支援課長
伊　藤　恵一郎	まちづくり整備課長
清　水　延　昭	上下水道課長

田	畑		修	会計管理者兼会計課長
奥	田	定	男	教　育　長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和３年第３回嵐山町議会定例会第20日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎発議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第１、発議第８号　「デジタル改革関連法」成立に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　「デジタル改革関連法」成立に反対する意見書の提出についてです。

提案理由ですが、デジタル技術の発展と普及によって、行政等の業務や手続を効率化すること、国民生活の利便性を向上させることは大切だという視点であります。しかし、本法は、個人情報のビッグデータ化、顔認証などＡＩの普及の下での個人情報保護、基本的人権尊重のための考え方が欠落しているわけです。こうした下で、個人情報を営利企業に開放しようとするものであり、個人情報をないがしろにし、プライバシーを侵害するデジタル改革関連法に反対するために、本意見書を提出するものであります。

それでは、裏面を朗読いたします。

「デジタル改革関連法」成立に反対する意見書

デジタル技術の発展と普及によって、行政等の業務や手続を効率化すること、国民生活の利便性を向上させることは大切である。それは、行政機関が保有する膨大な個人情報の利活用を国民自らが監視、監督できる法整備、体制整備と一体に行わなければならない。

しかし、本法には、個人情報のビッグデータ化、顔認証などＡＩの普及の下での個人情報保護、個人の基本的人権尊重のための新たな規定も、その考え方も欠落している。行政機関が特定の目的のために集めた個人情報を儲けの種として、本人の同意のないままに目的外利用、外部提供し、成長戦略や企業の利益につなげようとするものである。

この間、官業の開放といって、行政サービスの切り売り、民営化が推進されてきた。今度は行政が保有する個人情報まで、営利企業へ開放しようというものである。公的部門の個人情報は、公権力を行使して取得されたり、申請、届出に伴い義務として提出されたりするものがほとんどである。だから公的部門はより厳格な個人情報保護が必要とされてきたのだ。守るべき個人情報を儲けの種とすることが、行政の仕事とは言えないのである。そして監視社会につながる懸念が多数の知識人から示された。ＥＵでは、自分のデータを自分で管理するデジタル民主主義の取組、個人起点のデータ流通システムが始まっている。こういう方向にこそ、向かうべきである。

よって嵐山町議会は、個人情報保護をないがしろにし、プライバシーを侵害し、また地方自治体は、国がつくる鋳型に収まる範囲の施策しか行えないことになり、さらにはマイナンバー制度の押し付けにつながる「デジタル改革関連法」が成立したことに強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月14日

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣はじめ、関係各大臣であります。

以上です。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　成長戦略の企業の利益につなげるというような、この文言が入っていますけれども、ちょっと私も調べてみたところ、いろいろな要件の認定というものを厳格化するというようなことも修正が施されているというふうに、このデジ

タル関連法には書いてありましたけれども、それとさらにはオープンデータを利活用するということには大きく限定しているというようなことも報告がありましたけれども、その点についてはいかがなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　言葉の上ではそういうのが使われているというのは、私も読んで分かりました。ただ、ではそれはどういう規制がされているのかということでは、されていないわけなのです。むしろ地方自治体が、今どこの市町村でも個人情報保護条例というのをつくっていますけれども、国より厳しいのです、自治体のほうが。ところが、これがなぜか許されているのですから、普通上位法に合わせるというのか、合わせるというか、上位法の範囲内でしかつくれないのですけれども、理念が許されているのでしょうね、ですので地方自治体のほうが厳しいのです。ところが、国に合わせてしまうわけなのです、今度は。国に合わせないとできないシステムになってしまうのです。ですので、厳格化というのは、これはできない。言葉上の問題だけで、できないということなのです。

限定というのは、これはちょっと何を言っているのか、よく分からないですけれども、限定されているということは、私はないというふうに思っております。ちょっと何を言っているのかがよく分からないので、ちょっとこの程度の答弁しかできないのですけれども。

○森　一人議長　ほかに。

第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　そもそもがマイナンバーにも反対されているので、難しいのかなとは思いますけれども、マイナンバーと預金口座がひもづけになっているということで、今後いろいろな災害があった場合、また今回いろいろな給付がございましたけれども、そういうものがスムーズになるということに関してはいかがお考えなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　災害時の利活用というか、それがスムーズに進むというのは、これは大事なことです。ただ、問題は、個人情報が今後は営利企業に売られてしまう

ということなのです。本人の了解なしに売られてしまうという。そこからどういう情報が漏れていくのか。多分この中でも、自分の財産を勝手に出されていいなんていう人は誰もいないのではないですか。町民の中でもいないのではないですか。自分の財産というものは大事にする。あるいは私なんか病歴をまず出してしまっていますけれども、病歴に対しても非常に厳しい人もいる。それが出されてしまうこともあるというか、これを出されることになってしまうのです。企業には守秘義務はありませんから、どういう情報を活用していくのか、どういう形で出されるのか、これは分かりませんので、災害時での問題とこれとはちょっと内容が違うということになるということであります。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　個人情報が営利企業に売られてしまうというところが私はよく分からないのですけれども。

○森　一人議長　その点について、答弁できますか。

答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　個人情報が売られてしまうというのは、これは政府のあれにも、売られるというか、成長戦略の利益につなげるということはしっかり書いてありますから、これが売られるということになるわけです。そういうことです。

○森　一人議長　第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　デジタル化が進むことによって個人情報の保護は進むと私は聞いておりますので、その売られるというのがよく分かりませんけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　嵐山町を含めて、先ほども申しましたように、今市町村の個人情報保護は厳しいのです。ところが、国は緩いのです。国はある程度出すような方向でできてしまっています、今個人情報保護法は。そこに合わせられるのです。ですから、出せるのです、企業に。そうでなかったら出せないのです、国民の個人情報というのは。そういう仕組みになっているのです。それが今度は営利企業に利用されるということに、この改革法はなっているわけなのです。残念ながら、ＥＵのような状

態にはなっていないというので、これはまずいではないかということなのです。そう考えませんか。自分の情報、国民の情報、町民の情報を出されたら、どういう不利益を被るか、やっぱりそこを想像しないといけないと思いますけれども。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　私も少しお聞きしたいと思うのですけれども、デジタル改革の関連法案、それに関連してマイナンバー制度があるわけですよね。マイナンバー制度、全国に比べて30何％ぐらいでしたか、嵐山町は40何％、正確な数字、今ここに持っていないですが、進んでいるわけです。これは、住民がより利便性を感じて、そこのところに、さほどのメリットが今あるわけではないです。ですけれども、将来的にそこのところのメリットを感じて、進んでいるということに対して、その住民の意識に対して川口さんはどのようにお考えですか。意向に対して。

○森　一人議長　答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　個人的には、私はマイナンバーは危険だというふうに思っています。それは、前も申しましたように、漏えいするという危険性があるからということで、自分の情報が勝手に漏えいするということがありますので。国会で、これ質問ありましたけれども、500万件かな、実際に中国に出ていると。中国の向こうのネットにもう出ているということがありまして、それを質問したわけなのです。年金のデータですけれども、各個人の。それ自体は年金機構も認めています。ただ、漏えいはなかったと、ちょっと意味の分からないことを言っていたのですけれども。実際そういうことが起きているわけですから、どういう問題が出てくるのか、これは私も分かりませんけれども、マイナンバーはそういう面では危険だという面が、私は個人的には思っています。

ただ、利便性が今後拡充はするのだろうなと、図書館でも使えるとかなんとかというのは当初もありましたけれども、そういうメリットを生かして、町民が使いたいということなのですけれども、危険性を知らないで、そこのメリットだけを求めているのかなと思っているのですけれども。残念ですが、メリットはあると思います。取りあえずそういうことで。

○森　一人議長　第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　デジタル庁が９月１日から設置されて、これから予想されているものについては、徐々に進んでいくのだというふうに思います。そういう中において、やはりいろいろなものが、今言ったように、川口さんの情報みたいなもの、違う、またネット上でもいろいろな情報が流れます。そういうものを加味しても、やはり自分はこれを申請したほうがいいだろうということでしているので、何も知らないで申請しているのではないというふうに思います。だから、そこのところの危険性というのは、多少なりとも、それはもしかしたらあるかもしれませんけれども、それを乗り越えていって、このマイナンバーの普及がなされることが私はいいというふうに思うのですけれども、普及そのものについても川口さんは駄目だということでよろしいのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　ですから、ここでも言っているように、ＥＵのような規制がされていないのです。しようとしないのです。これは分かっていて国がやっているのです。こういう質問を国会でしているのですけれども、大丈夫だ、大丈夫だと言うだけで。それはやっぱりまずいでしょうと。マイナンバーが進むのは、今後も進むと思いますよ、それは。でも、個人情報が流れてはまずいでしょうということなのです。それをこの意見書は言っているわけなのです。それで私は出したいということなのです。個人情報が漏えいするのは別に構いませんということで長島議員がおっしゃるのだったら、私はその考えには立ちません。個人情報は守っていかなければならないと、私はそう思って、この意見書を出しているわけなのです。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第８号　「デジタル改革関連法」成立に反対する意見書の提出につい

ての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森　一人議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第２、発議第９号　土地利用規制法の廃止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　提案理由ですけれども、自衛隊の基地など、日本の安全保障上、重要な地域での土地利用を規制するものであるという視点で説明しております。しかし、基地があるがゆえの被害に日常的に苦しめられている住民にとって、さらに土地利用規制法によって苦しめられることになります。機能阻害行為は機能を阻害する行為の場合に生命、身体、財産に重大な被害が生ずるおそれがあると規定されているだけで、何が機能を阻害するかは政府の判断次第であります。また、立法事実自体が存在しません。政府の恣意的運用を可能にし、立法事実のない土地利用規制法に反対するため、本意見書を提出するものであります。

それでは、裏面を朗読いたします。

土地利用規制法の廃止を求める意見書

全国の米軍・自衛隊基地周辺や国境離島で暮らす住民を監視の対象にし、土地・建物の利用を規制し、応じなければ処罰するというものである。

基地あるが故の被害に日常的に苦しめられている住民、とりわけ米軍占領下の土地強奪で基地周辺での生活を余儀なくされた沖縄県民を、政府による監視と処罰の対象にするなど断じて容認できない。政府は基地被害の根絶にこそ取り組むべきであり、住民を監視の対象にする法案を押し通すなどもってのほかと言わなければならない。重大なことは、法案の核心部分をすべて政府に白紙委任していることである。どこでどのような調査をするのか、いかなる行為を「機能阻害行為」とするかは政府の判断次第であり、憲法が保障する思想・信条の自由を侵害するものとなっている。

第二に、法案の必要性、すなわち立法事実自体が存在しないことである。政府は、法整備の根拠として北海道千歳市や長崎県対馬市の自衛隊基地周辺の土地を外国資本が購入し、全国の自治体から意見書が上がっていることを挙げてきた。しかし、意見書は全国で16件にとどまり、そこに両市は含まれていない。2013年度以降、二度にわたり全国約650の米軍・自衛隊基地の隣接地を調査しても、運用に支障が生じる事態は確認されていない。立法事実はないのである。

第三は、民間の経済活動に与える影響である。政府は、区域内の土地・建物が敬遠され、土地取引価格の下落を招く可能性があることを認めた。ところが、その一方で、「政府として補償は予定していない」としている。「機能阻害行為」とは全く無縁の国民が経済的不利益を被ることなど到底認めることはできない。戦前、要塞地帯法や治安維持法、軍機保護法など一連の治安立法を制定し、国民の自由を奪い戦争へと駆り立てていった歴史の教訓を思い起こすものである。

よって嵐山町議会は、政府の恣意的運用を可能にし、立法事実がなく、個人の財産を低める恐れがある土地利用規制法に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣はじめ、関係各大臣です。

以上です。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この第２の、この意見書の中には、立法事実はないというふうに意見書はおっしゃっているのですが、私が調べたところ、過去には幾つか事例があるらしいと、そしてそれはどうも政府の職員は見せられないというような内容が載っているものがありました。その辺について１回確認しておきたいのと、それとこれの土地利用規制法の一番の背景には、やっぱり抑止力を上げるということが重要になってくるわけなのです。そういう抑止力というような観点については、川口さんはどのように、この意見書を上げていく中で考えられるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　事実があったということでお話になったのですけれども、私が見ている限りでは、ちょっとそれは分からないのです。どういう事実があったのか、

ちょっと具体的に教えてもらえればありがたいなと思います。ちょっと私は分かっていません。

それから、抑止力の関係なのですけれども、武力をもって、こういう抑止力を上げるというのは、一時的にはこれはうまくいくでしょう、それは。しかし、お互いがそんなことで競争し合っていたら、これはいつか臨界点を超えたときのことを考えると、抑止力が武器になってしまうわけですから、みんな。相手とやり合うことになってしまう。これは、人間の知恵としては一番低い考え方だというふうに私は思っております。ですので、日本国憲法は武力の行使をしないということをしっかり明記されているわけですけれども、その視点に立って、それでも安全なのだと、国際関係を重視していく、国際関係うまくやっていく、この外交努力、ここによってうまくやっていけるという、抑止力を持たなくても大丈夫だということを、やっていけるということができるわけなのです。

有名なのはコスタリカです。あそこの国は武力を持っていないのですから。その分のお金を教育につなげている。ですから、あそこは今後伸びるでしょうね、そういう教育にうんとお金をかけているわけですから。そういう国がある。コスタリカなんていう小さい国で、あそこはアメリカにも近いし、南米のいろんな不穏な中であるわけですよ、あそこの国は。それでも武力を持たないでやっていけるというのは、日本でも学ばなければいけない。我々も学んでいかなければいけないというふうに思います。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　過去に幾つか例があるというのは、これこれ、これこれという形でうたってあったわけではないのですけれども、なかなかこれはある程度、表現できないというか、表に出せないというような形で捉えて私もいました。

それで、今の川口さんの説明だと、その抑止力というのも、それは外交努力はもちろんでしょうけれども、今のアフガニスタンが、中村さんがあんなに努力してもあんなことになってしまった。アメリカの９.11から20年たって、またあんなことになってしまった。それから、ずっと今アフガニスタンで、その政府を応援してきた人たちがまだあんなに取り残されているような状況です。そういったことも含めた抑止力というのは、これから求められると私は思うのですが、そういったことすらも要らないということですか、抑止力。外交努力だけだということですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　事例は、ちょっと具体的なことが分からないということですので、本当にあるのかなというふうに思います。

抑止力なのですけれども、アメリカがテロを受けて、その後アフガンでテロの仕返しをするということでやったわけですよね。では、そのアフガンが今どうなっているか、タリバンがもう政権を握っているわけです。どうして、タリバンなんていう人たちが握っていいわけなのですか。これは、やっぱり戦争では平和は勝ち得ないということの表れだと思いますよ、あれは。ですから、抑止力の次は戦争なのですから、それでは何も解決しないということが、今のアフガンの実情だと思います。

私は、抑止力で何か物を解決するなんていう考えは、これは取るべきではないと。いろいろ問題が確かにあります。簡単ではないです、外交という問題は。でも、こちらが何もしないということであれば、向こうは安心しているのが普通だと思います。周りに暴力団がいるから、こっちもそれに備えてしまうというのは、これは普通の考え方なのですから。だけれども、暴力団がいなければ、我々普通に暮らせるわけなのです。その暴力団をどう生きられないようにするかというのが、私は外交だと思いますよ。ちょっと説明がうまくいっていないですけれども。そういうことです。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　やっぱりその抑止力というのは、今の国際情勢を見てください。タリバンがああいう形でアフガニスタンを占領した、戻ってきたような感じになりますけれども、あそこに近寄っているのは中国とロシアです。そういったことの背景というのは何があるかといったら、テロなのです、テロ。テロというものは何で起きるかということ、これは本当に今までもその団体、国に対していろんな支援をしてきました、いろんな国が。テロの人たちというのは、自分しかいないわけです。国もない、何もない、そういう人たちが本当に守られるように、守ってあげられるような形にしなくてはいけないわけなのだけれども、その人たちというのは、この間テレビでやっていたでしょう、９.11だって、あんな形で、ミサイルではないけれども、飛行機が飛んでくる。そんな事態を20年前に見せられて、非常に今はもう骨がないという形の人たちがいっぱいいるわけ。それがテロの温床なわけですよ。テロですよ。だから、それを防ぐためにも、ここは抑止力というのがないと防げないということを私

は申し上げている。どうですか、それについては。

○森　一人議長　答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　そのテロを受けて、アフガンに戦争を仕掛けたのがアメリカです。アメリカは結局守り切れなかったわけで、だからタリバンが今アフガンの政権を握ってしまっているわけですよね。そこを考えてもらいたいと思うのです。一朝一夕にうまくなんていきませんよ、それは。いろいろごたごたもあるでしょう。しかし、抑止力の考え方を持っていたら、これは相手とどこかでやり合うなんていうのを相手も警戒しながらやるのですから、これはまずいですよ。どこかで臨界点、私は超えることがあるというふうに思います。だから、やめなさいということを私は言っているのですけれども、そういうやり方は。平和につながらないのです。

それで、その分のお金も、日本ではもう５兆円超えていますけれども、その分を教育や生活に回せばどれだけ豊かになるか。日本がなぜ驚異的な発展をしたのか。これは憲法９条があって、あまり軍事にお金をかけない、かけてこなかった、それがあったからなのです。しかし、ここ20数年は１％を超えてやっているわけで。もう難しいでしょうね、今の政権の中ではこれをやっていくのでしょうから。

これは、中国やロシアがそこを支持している、それは実情として確かにあります。そこをどう引き裂くかというか、今の国際情勢の中でどういうふうに見ていくかというのは、どのようにして解決していくかというのは、かなり難しい面があります。両国とも大国ですから、簡単に経済封鎖で物事が解決するというような状況ではないですから。だけれども、抑止力をもってやってうまくいくかということ、そんな簡単ではない。その先というのをやっぱり考えなければいけない、私はそう思います。そう思って、私は抑止力というのは反対であります。考え方としては反対であるということであります。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第９号　土地利用規制法の廃止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森　一人議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第３、発議第10号　沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書の提出についてですけれども、提案理由です。1945年４月の沖縄戦では、沖縄県民のほか、日本兵、アメリカ兵、朝鮮半島の人など多くの方が亡くなり、現在でも遺骨収集が行われ、申し入れがある遺族にはＤＮＡ鑑定をして遺骨をお返ししています。遺骨の入った土砂を埋め立てに使うことは、人道上許されないことであり、本意見書案提出を議案提出します。

裏面を読みます。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書

1945年沖縄戦で一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、沖縄県民約15万人、日本本土兵士約７万７千人、米兵約１万四千人、朝鮮半島出身者等合わせて24万人余りの生命が失われた。糸満市摩文仁の平和記念公園にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるために戦跡として我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた沖縄県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

2016年３月超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定し

た。ＤＮＡ鑑定によって、申し出があった遺族には、遺骨を返している。

2019年２月沖縄県では「辺野古米軍基地建設の埋め立ての賛否を問う県民投票」では辺野古基地反対が72％となった。しかし、日本政府は沖縄戦跡国定公園を含む南部地区の土砂を採掘して埋め立てに使用する計画を発表した。先の大戦で犠牲になった戦没者の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは、人道上許されない。よって、嵐山町議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

１　悲惨な沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立て等に使用しないこと。

２　日本で唯一住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月14日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　森一人

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣です。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この意見書、2019年２月の沖縄県では、辺野古米軍基地建設の埋立ての賛否を問う県民投票が行われたと。辺野古基地、これ反対というのは埋立て反対なのか、ちょっとよく分からないのですけれども、このところが。要するに、この埋立てに使用しないということの人道上の意味はよく分かります。ですけれども、もしこれを、埋立てをしないということではなくて、埋立てをする計画で国は進んでいるわけです。そうすると、ここの土を使わないのだということになったときに、沖縄県のどこの土を使ったら、これはできるものなのですか。それが１点。

それから、今ここで、６月ぐらいの厚生労働省からの発表だったのですけれども、まだこれは最終的な決定ではないのだということも説明があったような気がするのですけれども、その辺も踏まえて、この意見書を国に上げていこうというお考えなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　沖縄県の県民投票は、辺野古米軍基地建設の埋立ての賛否を問う県民投票です。ですから、そのことについて、その内容についてどうのこうのということは言えません。それに関して、辺野古基地反対が72％となったという事実です。

それと、６月の国会でということですが、既にこの意見書に関しては３月の各地方議会でも出されておりますし、札幌なんかも出ていると。ごめんなさい、ちょっと今それを持ってきていないのですけれども、多くとは言いませんが、まだ３月、６月でかなりの意見書が出されておりまして、これは沖縄県のほうから、この遺骨収集のグループの方から、全ての全国の自治体にこの意見書を出してくださいという陳情が出されておりまして、その陳情に基づいて私は意見書を書いたものです。

そして、これに関して言えば、沖縄のことに関しては何度でもこの意見書の陳情を出していく、これはずっと続けていくということですから、これは沖縄県民の一つの思いであり、それを今意見書として出すのはいかがかということではなくて、こういうふうな状態が続いている、そして沖縄県民の人たちはこのような思いであるということの、それを受けての意見書の提出です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　そうすると、この賛否を問う県民投票の基地反対が72％だということは、その事実のとおりということにしても、この埋立てに使用しないのだから、埋立てに使用しないということになると、どこからの土を持ってくるのだということになるのではないですか。その辺は何も、代替するものもなく、この意見書を上げていこうというところがあるのかどうかということです。

それと、やっぱり国も、あの沖縄戦というのは私も知っている人がいます、沖縄戦の生き残りの方を。非常に大変だったと。そして、最後は自分が軍で受けたものをある程度燃やして出ていったときには、やっぱりいろいろな事実があったというようなことも聞いています。人道上、そういうことも分かります。ですけれども、なぜ国がここの土を埋立てに使わなくてはならないかということです。その人道上のことは分かるのです。そこが私には腑に落ちないものだから、議会として意見書を上げるのだとすれば、そこまでやっぱり腑に落として上げていきたいと思うので、聞いているのです。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　この土砂に関しましては、埋立ての土砂に関しては、沖縄県の土砂を使わなくてはいけないということではなく、日本全国どこの土砂でもよくて、そしてほかの海外から持ってきても構わないというふうになっていますので、別に沖縄県のここの遺骨の入った土砂を持ってこなくてもよいというふうになっております。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　今最後に渋谷議員が答えられたように、そうすると埋立てに使う土については、限定されていないというふうに日本の政府が発表しているのですね。そこだけ確認させてください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　限定されておりません。沖縄県の土砂条例では、野生生物というのですか、蚊とかそういうふうな野生生物で熱帯系の菌の入っているものがないものであるというふうに限っています。それは沖縄県の土砂条例です。ちょっとすみません、今日その参考書を持ってきていないので、何という生物というのですか、菌とかそういうふうなものであるかは覚えていないのですけれども、それは土砂条例であります。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第10号　沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

ちょっとそのまま待っていてください。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎発議第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第４、発議第11号　国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法改正を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法改正を求める意見書です。

提案理由です。日本の入管収容及び難民認定制度は難民申請者に対して差別的な対応をすることが常態化していること、入管収容は恣意的な拘禁であり、国際法違反であると国連人権理事会からの指摘があります。

国籍や在留資格にかかわりなく、難民として日本での生活を申請する人たちの基本的人権を尊重し、安心な生活ができるように本意見書案提出を議案提出します。

裏面に行きます。

国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法改正を求める意見書

出入国管理及び難民認定法（以下、入管法とする）改正案は、今国会において成立は見送られた。入管法改正案はわが国の生産年齢人口の減少による人材不足、地方の高齢化により介護分野、第１次産業分野での人材不足など日本国内の人材不足を解決するために、海外の人材を活用するための改正案であった。が、人権侵害の指摘などの反対があり、今国会において成立が見送られた。本年３月６日の30代のスリランカ女性の名古屋出入国在留管理局収容センターでの死亡が示すように、わが国の入管法は、国連人権条約機関により人権侵害について勧告を受けている。日本においては難民認定申請者に対して差別的な対応をとることが常態化していること、入管収容は恣意的拘禁にあたり国際法違反であると指摘されている。収容は、人身の自由を奪う行為であるが、そのための手続きが法的に確立されておらず、入管職員に裁量が与えられている。

名古屋出入国収容施設でのスリランカ女性の死亡について真相究明し、以下のとおり、国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法の改正を求める。

記

1　名古屋出入国管理収容センターの死亡について、遺族にすべての録画映像の全面開示及び調査報告書を公開し、第３者委員会を設置し、原因究明をおこなうこと。

2　退去強制手続きの対象者はすべて収容することになっているが、収容する場合は、収容の目的を限定し法律に明記すること。

3　収容期間に上限を設け、その上限を出入国管理及び難民認定法に明記すること、収容期間の上限に達した場合は、すぐに釈放することを入管法に明記すること。

4　収容の開始・継続について司法審査を導入すること。

5　被収容者の基本的人権を尊重すること。

6　難民申請及び認定に至るまで、難民として保護し、最低限の生活保障、一定期間経過後の就労の許可などの生活支援及びノン・ルフールマン原則を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣、出入国在留管理庁長官です。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　私不勉強で、６番のノン・ルフールマンという原則がよく理解できないのですけれども、どのくらいの国でこれを、いわゆる採用し、そしてその遵守するというようなことの、先進国、後進国といいますか、含めておありになるのか、ご存じですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　ノン・ルフールマンというのは、難民で、その国に帰ってしまったら、そこで虐殺されたり、死刑というのかな、拘束されたり、そういうことが分かっているので、そして絶対にその国には帰さないという原則です。これに関しては、帰していくと、そこのところでも、アフガンでもそうですけれども、先ほどおっしゃったアフガンのことでもそうですけれども、そこに帰してしまったらタリバンがいて、それでそこで必ず刑罰というか、死刑とか収容されたり、すごい虐待を受けたりすることが当然考えられてきますよね。そういったことは一切しないということです。

それが普通の難民条約に批准しているところはそうなっていると思いますので、日本でもそのルールは遵守するということになっていて、逆にそれが帰さないために、収容法の入管施設に５年とか６年とか長い期間、そこに日本人ではない方をずっと収容されているということです。

○森　一人議長　ほかに。

第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員）　１番に書いてあります、遺族に全ての録画映像の全面開示とあるのですけれども、話によると遺族には２時間程度のビデオは見せていらっしゃるということで、これ全ての録画映像というと、いろんな警備の状況だとか、守秘義務のある部分まで全部、全てを見せてしまうということになるということを聞いているのですけれども、それを求めるわけでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　入管管理ですから、基本的に普通の人の生活をしているということです。それについての、それを拷問したり、それからそういうことがあったというふうに思われていますし、医療を求めていたとしても、医療を断っているということも言われていますし、そういったこと全てを出すということです。それについて問題があるので、今の状況の、名古屋の出入国管理センターの状況が、その人を中心に行われているわけですよね。だから、その人の生活の範囲の録画ですよね。それ以上のことはないと思いますけれども。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第11号　国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法改正を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森　一人議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第５、発議第12号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　では、提案理由を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠です。そのため、本意見書を提出するものであります。

では、裏面を朗読いたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和４年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

１　令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的

に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

２　固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

３　令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。

４　令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

５　炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣はじめ、関係各大臣であります。

以上です。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第12号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

この定例会につきましては、全員協議会終了後ということになります。これより先は、人事に関わることで、全員協議会を開催させていただきたいと思っております。

休憩を挟んで、11時10分からここで全員協議会を開会いたします。

休　　憩　午前１０時５６分

再　　開　午後　１時４２分

〔議長、副議長と交代〕

○松本美子副議長　ただいまより始めさせていただきます。

◎日程の追加

○松本美子副議長　ただいま森一人議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子副議長　異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに決しました。

◎議長の辞職願について

○松本美子副議長　追加日程第１、議長の辞職願についての件を議題といたします。なお、地方自治法第117条の規定により、森一人議長の退場を求めます。

〔森　一人議長退席〕

○松本美子副議長　まず、辞職願を朗読させます。

菅原議会事務局長、お願いいたします。

○菅原浩行事務局長　それでは、朗読をさせていただきます。

令和３年９月15日、嵐山町議会副議長、松本美子様、嵐山町議会議長、森一人。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、ご許可されるようお願いします。

以上です。

○松本美子副議長　お諮りいたします。

森一人議長の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○松本美子副議長　異議がありますので、起立により採決をさせていただきます。

森一人議長の議長の辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松本美子副議長　起立多数。

よって、森一人議長の議長の辞職を許可することは可決されました。ご着席願います。

森一人議員の入場を求めます。

〔森　一人議員復席〕

◎日程の追加

○松本美子副議長　ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第２として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「立候補にしてください」と言う人あり〕

○松本美子副議長　異議がございますか。異議なしですか。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子副議長　もう一度お諮りをさせていただきますけれども、追加日程第２として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子副議長　異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第２として直ちに選挙を行うことに決しました。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子副議長　それでは、議長の選挙についての件を日程に追加をいたします。

選挙の方法につきましては、どのような方法によったらよろしいでしょうか。

〔「立候補します」と言う人あり〕

○松本美子副議長　渋谷議員、立候補ですか。

○12番（渋谷登美子議員）　立候補します。

○松本美子副議長　長島議員さん。どうぞ。

○８番（長島邦夫議員）　立候補制というのが前回の選挙から多くの部分で取り入れられてきていますので、立候補していただくのが一番だというふうに思います。

○松本美子副議長　そのほかにございますか。

○８番（長島邦夫議員）　いや、それで渋谷さんを……

○12番（渋谷登美子議員）　ごめんなさい。一身上の都合で辞職した人がなぜ立候補できるのか伺いたいのです。まずいです。

○松本美子副議長　それでは、立候補をする方がいらっしゃいますので、立候補制を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子副議長　それでは、立候補はどなたがなさいますか。

〔渋谷登美子議員、森　一人議員の２名が挙手〕

○12番（渋谷登美子議員）　すみません。一身上の都合で辞退した方が立候補することはできないと思います。

○松本美子副議長　渋谷議員さんに申し上げます。私から指名がございましたら、お言葉を発していただきたいと思います。

どうぞ立候補する方の挙手を願います。

渋谷議員、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　立候補しますけれども……

〔「ちょっと待ってください」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員）　どうしたらいいの、これ。おかしいよね。異議がある。ちょっと今のは異議がある。

〔「ちょっと待ってください」と言う人あり〕

○松本美子副議長　大変失礼いたしました。議長選挙につきましては、立候補というような言葉が出ました。立候補を既になさる渋谷議員、森議員が立候補の手を挙げていただきましたので、立候補制と決しました。

〔何事か言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員）　だから、おかしいよ。一身上の都合で辞任した人が何で立候補できるのかと。

○松本美子副議長　それでは、それぞれの考え方があるかもしれませんけれども、議長

選につきましては、立候補というふうに決定をいたしましたので。

それから、手を挙げていただきましたのが渋谷議員、森議員、お二人でございます。ですから、所信表明をここで渋谷議員からしていただきまして、その次に森議員というふうな形になると思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、渋谷議員、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　すみません。今の立候補なのですけれども、所信表明をする前に異議があります。なぜ一身上の都合で辞職した人が立候補できるのかということに関して異議があります。

○松本美子副議長　ちょっと渋谷議員に申し上げますけれども、ただいまの発言につきましては、動議という形で発言をなさっておりますか。

○12番（渋谷登美子議員）　動議です。

○松本美子副議長　動議ですか。賛成の方は。

〔「賛成」と言う人あり〕

○松本美子副議長　ただいま議長選につきまして動議という形で渋谷議員のほうから出ましたので、ただいまの動議につきましてですけれども、議案として取り上げ、審議したほうがよろしいでしょうか。

〔「審議をしてください」と言う人あり〕

○松本美子副議長　それでは、渋谷議員、どうですか、一度説明をしていただいて、動議のほうに移らせていただきたいと思いますけれども。どうぞ。

渋谷議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私は、体の具合が悪いとか、それから絶対に皆さんに辞めなくてはいけないと、そういうふうに言われて、決議ではないけれども、不信任の決議を出されて、それで一身上の都合というふうな形で辞任をなさるのならともかくも、何もなくて一身上の都合で辞任なさって、そして立候補するということは筋が通らない。議会の筋が通らないので、それはおかしいのでやめてほしいと思います。立候補を辞退してください。

〔「嵐山町議会の冒涜になります」と言う人あり〕

○松本美子副議長　渋谷議員のご意見はよく分かりました。

ここで暫時休憩させていただき、議会運営委員会をお開きになりまして、結論をつ

けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

休　　憩　午後　１時５３分

再　　開　午後　２時３２分

○松本美子副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎辞職した議長の立候補について

○松本美子副議長　貴重な時間を申し訳ございませんでした。ただいま議長の候補の関係につきまして、動議というようなものが出ましたので、議会運営委員会を開かせていただきました。

委員長、川口さんより皆様方にご説明を願いたいと思います。

川口委員長、どうぞ。

○川口浩史議会運営委員長　一身上の都合で辞めた人が再びその職に立候補できるのかという動議が上がって、これが賛成者が出て、議会運営委員会を開いたわけであります。

そこで出てきた意見は、１人はもう一身上で辞めた人がという意見を述べた人でありますので、そのことを主張されておりました。それから、議長を辞めた以上、もう普通の一議員になっているのだから立候補は全く問題ないという意見がありました。また、一身上は慣例で出すので、それが次の立候補に響くといいますか、問題になるということはないと、そのようなことをおっしゃっていた委員もおります。それから、議会の流れ、全体の流れを見て、多数でこういう方向になったのだから、別に問題はないというようなことをおっしゃっていた委員もおります。それから、法に触れないのであれば問題ないのではないですかというようなことをおっしゃっていた委員もおります。

そういう結果、多数の者が立候補は問題ないというようなことでおっしゃっていたということでありました。決は採っておりません。

以上です。

○松本美子副議長　ただいま議会運営委員会を開きまして、それぞれの委員さんのご意見等が出たわけですけれども、川口委員長が申し上げたのが、各自の、それぞれの意見の見解というか、そういうものだったのです。それで、どちらにというような方法

というか、ちょこっと出たような出ないような議運からの話だったので、皆さんにも少し分かりが悪いのかなというふうに思っておりますが、何か今の議運の委員長の言葉についてありましたらどうぞ。

長島議員。

○８番（長島邦夫議員）　よく説明していただいたというふうに思います。ですから、異議があるというふうに動議を出された方以外の方は正常のことであり、問題がないというふうなことなので、それをおっしゃっていただいたわけですから。ただ、そのときに決を採りませんでしたとか、そういうことを言っているだけで、全体的には決の勝負は、議運の中の判断については出されたというふうに私なんかは思います。

○松本美子副議長　渋谷議員、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　初めから政友会の皆さんで決めていたことをそこで実施しているわけだから、ご本人が辞任するというふうに実際には強制的に言わせているという感じはするのです。それをそのまま慣例として持ってくるというのは、私はいかがなものかなと思って、ここのところで動議しているのですけれども、こういう形でしたら、今でも議会改革を進めているのに、なかなか議会改革が進まない一歩だと思うのです。それで、ここでしっかり、もし多数決ではなくて皆さんが議場の中で議論をしていくということは必要かと思うので、それは提案していきたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子副議長　それでは、先ほどの動議という形が渋谷議員さんのほうから出て、川口議員さんが賛成ということになりました。それで、動議の件について、どうしたら、それを取り上げて議題としていきましょうかとか、どうしましょうかというようなことが出なかったのです。それなので、今渋谷議員さんのほうは、ここの事情でというようなお話になるのかなというふうに理解したわけなのですけれども、動議につきまして議題として上げて議論をしっかりとしていきましょうか、それともどうしましょうか。それと、付け加えさせて……

〔何事か言う人あり〕

○松本美子副議長　長島議員。

○８番（長島邦夫議員）　議会運営委員会が開かれて、委員の意思が表明されて、その結果について持っていかなければ、議会運営委員会を開いたあれがないではないですか。何でこういうふうになるのですか。

○松本美子副議長　長島議員さんがおっしゃることもよく分かっておりますし、そのほかの方たちのご意見等も私も出席させていただいておりますから分かっています。ですけれども、最終的に川口委員長のほうから、いろんな意見を聞いていただきましたけれども、結果的には賛否を採らなかったと、結論を出さなかったと、出せなかったという、ちょっと言葉が分かりませんけれども、そういうことなので、こちらの先ほどの動議の関係についてどうしたらいいのかなと、取扱いをと。ここでの審議を皆さんの前で、動議を出された渋谷さんですか、したほうがいいというようなご意見等も出ていましたと思います。ですから、ここでそのような方法を取りますか、それとも先ほど議会運営委員会の中で結論をきちんと採っていただければ、そのとおりの……

〔何事か言う人あり〕

○松本美子副議長　議運の中では結論等は採れませんでしたけれども、ここの場で採りますけれども、それでいかがでしょうか、よろしいですか。

〔「それでいいんじゃないですか」「ほかに議運に出た方がいらっしゃるけど、意見聞いたほういいんじゃない。私だけじゃないんだから」と言う人あり〕

○松本美子副議長　ちょっとお待ちください。お二人さんの意見ばかりというような意見も出ていますから、そのほかの方で……。ただいままでの私の言葉、それから議運の関係の話、いろいろとありましたけれども、ここで決を採らせて……審議か。ちょっと局長言ってください。

○菅原浩行事務局長　そうしたら、申し訳ないのですけれども、議運のほうでも結論が出なかったので、渋谷議員の動議に対して、ここで審議をするか否かの採決を、異議があるかないかの簡易採決を採りたいと思いますので、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菅原浩行事務局長　では、そういうふうにお願いします。

○松本美子副議長　分かりました。ということだそうでございますので、異議があるかないかを採らせていただきます。

〔何事か言う人あり〕

○菅原浩行事務局長　まずここで審議をするか否かの異議があるかないかを聞いているのですよ、副議長は。

○松本美子副議長　異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子副議長　異議なしと認めさせていただきます。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子副議長　それでは、ちょっと聞いていただきたいと思いますけれども、これから一身上の都合でということで、森議長が議長職をお辞めになりました。そのことにつきまして、これからご審議させていただきますので、申し訳ございませんが、前議長、退室をよろしくお願いいたします。

〔森　一人議員退席〕

○松本美子副議長　そうしますと、所信表明の関係でいいのですかね。議長選に手を挙げていただきました渋谷議員さんから、まず立候補の表明、あるいは所信表明でしょうか、それをしていただければと……

〔何事か言う人あり〕

○松本美子副議長　それでは、渋谷議員さん、申し訳ないのですけれども、立候補についてできる、できないというようなご意見等がありました。その中でご説明をいただければありがたいのですけれども。

〔「マイクボリュームを上げてください。聞こえないと思いますよ」と言う人あり〕

○松本美子副議長　これなら聞こえますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○松本美子副議長　渋谷議員さん、お願いできますか。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子副議長　はい、お願いします。

渋谷議員。

○12番（渋谷登美子議員）　議長の期間というのは自治法では４年間と決まっています。その４年間で決まっている途中に、２年間で一身上の都合で辞任しますという人が次の２年間に立候補していくというのは、どのような事情があったとしても、それは道理が通らないというか、筋が通らないことなので、これは立候補できないのではないですかというふうに言っているわけです。それについて、皆さんがそれがいいかどうかというふうな議決を採ればいいのだと思うのです。だから、動議を出しているから、

その動議について結論が出なかったということなので、それの議決を採っていただければいいのかなと思うのですけれども。

○松本美子副議長　渋谷議員さんはその１点でよろしいでしょうか。

○12番（渋谷登美子議員）　私はそういうふうな形で動議を出しているので、それを議会運営委員会に持っていったのだけれども、皆さんのご意見があったけれども、それについて議会運営委員会でやるかどうかという話をしていないので。

○松本美子副議長　それでは、渋谷議員さんの提案説明が終わりましたので、質疑をどうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子副議長　質疑がないようでございますから討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子副議長　討論がないようでございますので、採決に移らせていただきます。

渋谷議員さんの提案につきまして……

〔「追加日程になったの」と言う人あり〕

○菅原浩行事務局長　そういうふうにしたではないですか、今。議案に……

〔「配らないの」と言う人あり〕

○菅原浩行事務局長　緊急の場合には配らなくてもいいのではないですか、そのまんまで。緊急ですよね、追加議案ですよね。追加動議で、どういう動議だと提案説明をしたのだからいいのではないですか。駄目ですか。

〔何事か言う人あり〕

○菅原浩行事務局長　では、そういうことですと説明をしてください。

○松本美子副議長　緊急の場合でございますので、資料等の配付等はいたしませんけれども、ご了承願いたいと思います。

それでは、渋谷議員さんの提案につきましての賛否を採らせていただきます。

賛成の議員の挙手を願います。

〔挙手少数〕

○松本美子副議長　挙手少数でございます。否決をされました。

議長にお入り願いたいと思います。

〔「議長じゃないよ」と言う人あり〕

○松本美子副議長　森議員さんです。すみません。

〔森　一人議員復席〕

○松本美子副議長　それでは、先ほど立候補につきまして手を挙げていただきました渋谷議員さん、あるいは森議員さんに所信表明をしていただきたいと思いますので、お願いします。

渋谷議員さんからお願いします。

○12番（渋谷登美子議員）　では、立候補の所信表明といいますか、やります。

私、ずっと議会改革を皆さんと一緒に、もしかしたらすごく率先してやってきたと思います。そして、議会でこれはおかしいよというので、多数派の方たちがそれに賛同されない場合は、仕方がない、司法を利用させていただきました。ですけれども、これ以上そういうふうな形をやらない。やらざるを得ないときもあるかもしれないけれども、もう少し町民の方が入っていく、そのためには議員が自由討議ができる、そういうふうな議会にしていきたいと思います。

特に今の議会だと古いシステムにしがみつき過ぎる。そこのところでうまくやってきたかもしれないけれども、今の時代、私たちの平均年齢というのは60代になっているのですかね、平均的には。そうではない若い人たちがこの形でやっていくと、議会には入ってこられないので、若い人たちも入ってこられる、町民の方も参加できる、そういうふうな議会を率先してやっていきますから、まず町民の方が議場に入ってこられる、そういうふうな仕組みもつくっていきたいと思います。

以上です。

○松本美子副議長　それでは続きまして、森議員のほうから所信表明をお願いいたします。

○13番（森　一人議員）　所信表明をさせていただきます。

２年間、議長職を務めさせていただき、約半年ですね、半年後にコロナが大変蔓延をしてきて、なかなか人との交流というものができづらくなった世の中になり、そのときに比企の議長会の会長もしておりましたが、なかなか交流というものもできずに、いろんな意見も聴取できずに、その職を辞することになったわけでございますが、皮肉なことに、コロナが蔓延したところでデジタル化というのが飛躍的に伸びました。やはりデジタル化というものは、この議会においても大変重要なことになってくるかと思います。先ほど渋谷議員からもございましたが、ぜひ町民の方と、コロナだからこうだよ、今こうだよというところは規制がかかると思いますが、そのデジタル化と

いうところを何とか議会としても世の中に追いつくような形で持っていって、いろんな意味で町民、議会、そして町、そのトライアングルをしっかりと形成させていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長の選挙について

○松本美子副議長　それでは、これより議長の選挙を行わせていただきます。

選挙の方法は投票により行いたいと思います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○松本美子副議長　ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第２項の規定により、立会人に青柳賢治議員、川口浩史議員及び渋谷登美子議員でございます。指名をいたします。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子副議長　大変に失礼をいたしました。小林智議員でございます。すみません。指名させていただきます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

〔「自席で書くの」と言う人あり〕

○松本美子副議長　自席で書いていただければと思います。

それでは、投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子副議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせていただきます。

〔投票箱点検〕

○松本美子副議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。自席で投票用紙に選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼を命じます。事務局長、お願いします。

〔投　　票〕

○松本美子副議長　投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子副議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。青柳賢治議員、川口浩史議員、小林智議員に立会人をお願いいたします。

〔開　　票〕

○松本美子副議長　それでは、投票結果を報告いたします。

投票総数12票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票　　12票

無効投票　　０票

有効投票中　　森　　一　人　議　員　　９票

渋　谷　登美子　議　員　　３票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は３票であります。

よって、森一人議員が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解かせていただきます。

〔議場開鎖〕

○松本美子副議長　ただいま議長に当選されました森一人議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議長就任の挨拶

○松本美子副議長　この際、議長に当選されました森一人議員からご挨拶をいただきたいと思います。

では、森一人議員、お願いいたします。

○森　一人議長　このたび議長に再任させていただきました森でございます。議長として中立をもって、しっかりとその職責を果たしてまいりたいと思っております。ぜひとも今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻、よろしくお願いいたします。

○松本美子副議長　ありがとうございました。

以上をもちまして、議長の選挙についての件を終わらせていただきます。

議長席を新議長と交代をいたします。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子副議長　それでは、時間も過ぎましたけれども、３時15分まで、10分間ということでお願いします。

休　　憩　午後　３時０５分

再　　開　午後　３時１５分

〔副議長、議長と交代〕

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○森　一人議長　ただいま松本美子副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第４として、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第４として、直ちに議題とすることに決しました。

◎副議長の辞職願について

○森　一人議長　追加日程第４、副議長の辞職願についての件を議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、松本美子副議長の退場を求めます。

〔松本美子副議長退席〕

○森　一人議長　まず、辞職願を朗読させます。

菅原議会事務局長。

○菅原浩行事務局長　それでは、朗読させていただきます。

令和３年９月15日、嵐山町議会議長、森一人様、嵐山町議会副議長、松本美子。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、ご許可されるよう

お願いします。

以上です。

○森　一人議長　お諮りいたします。

松本美子副議長の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議がありますので、起立により採決いたします。

松本美子副議長の副議長の辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○森　一人議長　起立多数。

よって、松本美子副議長の副議長の辞職を許可することは可決されました。

松本美子議員の入場を求めます。

〔松本美子議員復席〕

◎日程の追加

○森　一人議長　ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第５として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第５として直ちに選挙を行うことに決しました。

◎副議長の選挙について

○森　一人議長　先ほどの議長選挙と同じく立候補制ということを取ることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　それでは、立候補なさる方は挙手にてお願いいたします。

〔渋谷登美子議員、畠山美幸議員の２名が挙手〕

○森　一人議長　それでは、渋谷登美子議員から所信表明をお願いしたいと思います。

○12番（渋谷登美子議員）　私は、議会に関しては非常に長い時間をかけて議会改革を

しています。それで、今回は予算特別委員会、決算特別委員会、それについては副議長が委員長をするというふうな形で申し上げて、それが取り入れられてきたのですけれども、それはやめたいと考えていますし、今の議長の、ちょうど私の息子のような年齢の議長を補佐して、副議長をして、議会改革を一層進めていって、町民参加というのを進めていきたいと思います。

今までやってきた議会改革の中で一番よかったなと思っているのは、議会で条例制定していく、それをずっとやってきました。ですけれども、その最初の条例制定のときには非常に消極的で反対だった人も、今回委員長として太陽光発電に関わる条例を発議しました。そのくらい議会改革、変わってきています。ですから、今息子の年代の森議長と一緒に議会改革を進めていくのは、私は副議長としてふさわしいと思いますので、立候補いたします。

○森　一人議長　続いて、畠山美幸議員、所信表明をどうぞ。

○７番（畠山美幸議員）　私は息子ではなくて、弟のような森さんですけれども。１回副議長を経験させていただきましたが、先ほど議長がお話ししたとおり、今コロナ禍にあり、デジタル化がどんどん進んでいかなくてはなりません。そういう中で補佐できるのは私かなと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○森　一人議長　これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○森　一人議長　選挙の方法は投票により行わせていただきます。

ただいま出席議員は12人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第２項の規定により、立会人に藤野和美議員、山田良秋議員及び狄守勝義議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○森　一人議長　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○森　一人議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。自席で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼を命じます。局長、よろしくお願いします。

〔投　　票〕

○森　一人議長　投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。藤野和美議員、山田良秋議員及び狄守勝義議員、立会いを願います。

〔開　　票〕

○森　一人議長　投票結果を報告いたします。

投票総数12票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票　　12票

　　無効投票　　０票

有効投票中　　畠　山　美　幸　議　員　　９票

　　渋　谷　登美子　議　員　　３票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は３票であります。

よって、畠山美幸議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○森　一人議長　ただいま副議長に当選されました畠山美幸議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

◎副議長就任の挨拶

○森　一人議長　この際、副議長に当選されました畠山美幸議員から、ご挨拶をいただきたいと思います。

○畠山美幸副議長　森議長の補佐をしっかりし、また女性議員は３名しかおりませんので、３名でやはり力を合わせていかなくてはいけないところがあると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。ご指導よろしくお願いします。

○森　一人議長　ありがとうございました。

◎前副議長退任の挨拶

○森　一人議長　続いて、前副議長の松本美子議員から、ぜひ挨拶をお願いしたいと思います。

松本美子前副議長。

○11番（松本美子議員）　挨拶と、何も心には浮かんでこなくて、そういうのがあるのかなというふうに思っていましたので、申し訳ございません。ちょっと遅れました。

嵐山町議会の皆様方には、前議長が町長さんに、佐久間町長ですが、なるということで、議運の委員長をさせていただいておりましたけれども、皆様方のお話合いの結果、常任委員会の委員長さんが辞めて、副議長というわけにはいかないので、経験も私も二度、三度とありましたから、副議長をやったのは、そういった点もあったのだと思いますけれども、１年の残りを残任期間ということで、副議長にというようなお話をいただき、皆さんにご推挙していただきながら、皆さんの足を引っ張らないように、自分なりには精いっぱい、１年間ですけれども、10月からこの10月まで頑張らせていただけたかなと思います。

それと同時に、至らなかったところにつきましては反省をいたしておりますし、またこれからも新しい体制という形になると思いますが、皆さんとともに歩んでいけたら議会生活が楽しいものになるのではないかと、そんなふうに思っておりますので、大変お世話になりまして、ありがとうございました。

○森　一人議長　ありがとうございました。

以上をもちまして、副議長の選挙についての件を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休　　憩　午後　３時３５分

再　　開　午後　３時４８分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会委員の改選について

○森　一人議長　日程第６、常任委員会委員の改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の任期満了に伴う選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定により、

総務経済常任委員会委員に

山　田　良　秋　議員　　狄　守　勝　義　議員

大　野　敏　行　議員　　川　口　浩　史　議員

松　本　美　子　議員　　渋　谷　登美子　議員

の以上６人

文教厚生常任委員会委員に

小　林　　智　議員　　藤　野　和　美　議員

畠　山　美　幸　議員　　長　島　邦　夫　議員

青　柳　賢　治　議員　　森　　一　人　議員

の以上６人

広報広聴常任委員会委員に私を除く全員を指名させていただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　３時５０分

再　　開　午後　４時２６分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。これは本会議になります。

◎各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○森　一人議長　各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

総務経済常任委員会の委員長に　　狄　守　勝　義　議員
同副委員長に　　大　野　敏　行　議員
文教厚生常任委員会の委員長に　　青　柳　賢　治　議員
同副委員長に　　小　林　　智　議員
広報広聴常任委員会の委員長に　　藤　野　和　美　議員
同副委員長に　　山　田　良　秋　議員

以上で常任委員会委員の任期前改選についての件を終わります。

暫時休憩といたします。

休　　憩　午後　４時２７分

再　　開　午後　５時００分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○森　一人議長　延長をいたします。ご協力をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

〔「どれくらい」と言う人あり〕

○森　一人議長　５時10分まで。

休　　憩　午後　５時００分

再　　開　午後　５時１８分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会委員の改選について

○森　一人議長　日程第７、議会運営委員会委員の改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の任期満了に伴う選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定により、

狄　守　勝　義　議員　　藤　野　和　美　議員
大　野　敏　行　議員　　青　柳　賢　治　議員

松　本　美　子　議員　　渋　谷　登美子　議員

の以上６名を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　５時２０分

再　　開　午後　５時２８分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果報告

○森　一人議長　議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委　員　長に　　松　本　美　子　議員

同副委員長に　　渋　谷　登美子　議員

以上であります。

◎議会運営委員会委員長就任の挨拶

○森　一人議長　この際、議会運営委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

それでは、松本美子議会運営委員会委員長、お願いいたします。

○松本美子議会運営委員長　ただいまは、議会運営委員会を開きました結果、大役ではございますけれども、私が委員長ということの運びになりました。皆様方のお力添えをいただきながら、嵐山町の議会がスムーズに、公平に行くように、しっかりと頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○森　一人議長　ありがとうございました。

以上で議会運営委員会委員の任期満了についての件を終わります。

◎議員派遣について

○森　一人議長　日程第８、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎日程の追加

○森　一人議長　お諮りいたします。

所管委員会より閉会中の所管事務の継続調査の申出がございました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○森　一人議長　追加日程第６、閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○森　一人議長　お諮りいたします。

本日、小川地区衛生組合議会の嵐山町選出の議員が欠員となりました。補欠議員を選出するために選挙を日程に追加し、追加日程第７として議題といたしたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、小川地区衛生組合の議会議員の補欠選挙を日程に追加することに決しました。

◎小川地区衛生組合の議会議員の選挙について

○森　一人議長　追加日程第７、小川地区衛生組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙を行います。

今まで立候補という形を取ってまいりましたので、所信表明をなさいますか。

〔「行ってください」と言う人あり〕

○森　一人議長　それでは、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　渋谷登美子です。私は、小川地区衛生組合の問題点、非常に大きな問題があると思っていまして、それで提案していくこと、バイオマス、10年後には寄居町のオリックスからまた別のところに行きますので、それまでの準備をしていく第１段階として、いろんなことを提案していきたいと思いますので、ぜひ私を小川地区衛生組合の議員とさせていただきたいと思います。

○森　一人議長　では、小林智議員。

○１番（小林　智議員）　小川地区衛生組合の議員として、今回手を挙げさせていただきました。同じく手を挙げていただきました渋谷議員は、大変豊富な知識もございますし、そういうことは私もお認めしますし、大変尊敬申し上げております。ただ、この先、私も議員を２年経験させていただいて、新しい人にこういう経験をさせていただきたいと、そういう強い思いもありまして、小川地区衛生組合、特に今渋谷議員もお話ありましたけれども、いろんな課題があるかと思います。特に外部委託が始まっておりますから、その辺のことも含めて、議員として意見を申し上げていけるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　この小川地区衛生組合議会議員につきましては、議会議長の私と、あと１人というところで、これから選挙を行わせていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森　一人議長　選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔何事か言う人あり〕

〔議場閉鎖〕

○森　一人議長　ただいま出席議員は12人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第２項の規定により、立会人に山田良秋議員、狄守勝義議員、藤野和美議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○森　一人議長　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○森　一人議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投　　票〕

○森　一人議長　投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。山田良秋議員、狄守勝義議員、藤野和美議員、立会いを願います。

〔開　　票〕

○森　一人議長　投票結果を報告いたします。

投票総数12票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票　　12票

無効投票　　０票

有効投票中　　小　林　　智　議　員　　９票
　　渋　谷　登美子　議　員　　３票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は３票であります。

よって、小川地区衛生組合の議会議員に小林智議員、そして私の２議員が当選となります。

この際、会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○森　一人議長　以上をもちまして、小川地区衛生組合の議会議員の選挙についての件を終わります。

◎日程の追加

○森　一人議長　お諮りいたします。

本日、比企広域市町村圏組合議会の嵐山町選出の議員が欠員となりました。補欠議員を選出するための選挙を日程に追加し、追加日程第８として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、比企広域市町村圏組合の議会議員の補欠選挙を日程に追加することに決しました。

◎比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙について

○森　一人議長　追加日程第８、比企広域市町村圏組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙を行います。

選挙で当選する人数は１人ということになります。

所信表明をなさいますか。先ほど立候補で山田議員、川口議員からありましたので。

それでは、山田議員から所信表明をどうぞ。

〔何事か言う人あり〕

○２番（山田良秋議員）　よろしいですか。

○森　一人議長　どうぞ。

○２番（山田良秋議員）　比企広域組合、この委員になることで、会議等じかに出席します。比企全体の情報をじかに、また生に把握することができます。町議としても、一回り、二回り、三回りぐらい視野も広がると思っています。結果、町にも還元できると思っております。このような理由から立候補しました。

従前、川口議員がやっております。川口議員さん、経験も豊かですけれども、私が選ばれましたら、川口議員さんに負けないように努力する所存でございます。

以上です。

○森　一人議長　それでは、川口浩史議員、お願いいたします。

○10番（川口浩史議員）　ちょっと今言われて、道理が通らないと。辞職してまた出るのかと、私に降りかかってしまって。ちょっとそういう問題あるのですけれども、一旦忘れてもらって、やっぱり私がふさわしいなと思い直しました。したがって、立候補した次第です。

119番の共同受付というのが今比企広域を含め４消防本部で進められております。これが、これ幾つか課題があるのですけれども、比企広域の消防本部が不利にならないようにしていくには経験が必要だと。新人の山田議員では無理だということで、１点目、お話ししたいと思います。

２つ目に、談合の問題で裁判が今行われているのですけれども、組合側はこれ公表しようとしないのです、中身を。これちょっと何かあるなと思うのです。これも、こういう疑問に気づくには、やっぱり経験が必要でありますので、やっぱり私がふさわしいなということで、ぜひ皆さんのご同意をお願いしたいと思います。

○森　一人議長　選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔何事か言う人あり〕

〔議場閉鎖〕

○森　一人議長　ただいま出席議員は12人であります。

立会人を指名いたします。会議規則第32条第２項の規定により、立会人に大野敏行議員、畠山美幸議員、長島邦夫議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○森　一人議長　投票用紙の配付漏れはございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○森　一人議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投　　票〕

○森　一人議長　投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。大野敏行議員、畠山美幸議員、長島邦夫議員、立会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○森　一人議長　投票結果を報告いたします。

投票総数12票

先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票　　12票

　　無効投票　　０票

有効投票中　　山　田　良　秋　議　員　　９票

　　川　口　浩　史　議　員　　３票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は３票であります。

よって、比企広域市町村圏組合の議会議員に山田良秋議員、議長の私の２議員が当選となります。

この際、会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○森　一人議長　以上をもちまして、比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙についての件を終わります。

ここで暫時休憩といたします。今執行が議場内に入られますので、お待ちください。

休　　憩　午後　５時５７分

再　　開　午後　５時５９分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○森　一人議長　ただいま同意第５号　嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての議案が町長から提出されました。

お諮りいたします。この際、同意第５号　嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を日程に追加し、追加日程第９として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、同意第５号　嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎同意第５号の上程、説明、質疑、採決

○森　一人議長　追加日程第９、同意第５号　嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、長島邦夫議員の退場を求めます。

〔８番　長島邦夫議員退席〕

○森　一人議長　町長より提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　同意第５号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第５号は、嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件でござ

います。嵐山町監査委員に長島邦夫氏を選任したいので、地方自治法第196条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第５号　嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議がございますので、起立により採決をいたします。

同意第５号　嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○森　一人議長　起立多数。

よって、同意第５号　嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

長島邦夫議員の入場を求めます。

〔８番　長島邦夫議員復席〕

◎監査委員就任の挨拶

○森　一人議長　ただいま嵐山町監査委員の選任同意を受けました長島邦夫議員から、この際、ご挨拶をいただきたいと思います。

長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員）　長島邦夫でございます。ただいまご同意をいただいたと、大変うれしく思っております。

町の財政、非常に厳しいところがあるかなというふうに思っております。大変重要な職でございますので、全うできるよう一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○森　一人議長　ありがとうございました。

◎町長挨拶

○森　一人議長　お諮りいたします。

これにて本定例会に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

ここで、佐久間町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議長のお許しをいただきましたので、令和３年第３回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、８月27日に開会され、９月15日の本日まで20日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和２年度一般会計決算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決及び認定を賜り、深く感謝申し上げる次第であります。

また、教育委員会並びに固定資産評価審査委員会委員の選任につきましても、ご同意を賜り、重ねて御礼申し上げます。議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

また、堀江代表監査委員並びに大野議会選出監査委員におかれましては、連日にわたりましてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。決算審査意見書を十分参考にいたしまして、今後の行政運営に資する所存でございます。

さて、本日の議会におきまして議会役職の改選が行われ、議会議長、副議長をはじめ、監査委員、各常任委員会正副委員長並びに広域組合議会議員などの役職が全て決定されました。誠におめでとうございます。

また、森議長をはじめ、各常任委員会正副委員長等の役職をお務めいただいた議員の皆様におかれましては、この２年間、大変なご尽力をいただき、誠にありがとうございました。

再任されました森議長の下、新たな体制にて、さらなるご活躍をされますよう、衷心よりご期待申し上げますとともに、執行部に対しましても変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

秋が深まり、朝晩、肌寒くなってまいりました。議員各位におかれましては、健康にご留意いただき、さらなるご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎議長挨拶

○森　一人議長　次に、本職からも挨拶を申し上げます。

今定例会は、議員各位の熱心なご審議により全議案を議了し、本日ここに無事閉会の運びとなりました。議員、執行の皆様方の議会運営に対するご理解とご協力のたまものと心から感謝を申し上げます。

特に執行におかれましては、青柳議員の一般質問において、新型コロナウイルス感染で自宅療養を余儀なくされている方に向けて、防災無線での呼びかけをレスポンスよく対応していただいた、その姿勢に対しまして敬意を表するところでございます。

また、決算審査特別委員会におきましては、松本委員長、小林副委員長には委員会の慎重なる審査にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

今回新たな議会人事も決まりました。議会といたしましては、これから本当の意味でのウィズコロナを模索し、対応力がある新しい議会スタイルを構築していく必要があると思っております。何とぞご協力をお願い申し上げます。

結びに、嵐山町の限りない発展と一日も早い新型コロナウイルスの終息をお祈り申し上げ、定例会閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○森　一人議長　これにて、令和３年第３回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　６時０８分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

副 議 長

署名議員

署名議員